

東京航空學校長	少將 高橋 常吉	中部軍司令官(大阪)	中將 岩松 義雄	堺	少將 下川 義忠
東京軍司令官	中將 鹽田 定市	參謀長	少將 青木 成一	和歌山	步大佐 高橋 達吉
父島	大佐 樋口 清登	西部軍司令官(小倉)	中將 上村清太郎	廣島	步大佐 倉林 公任
由良	大佐 山本 重應	參謀長	少將 伊佐 一男	福山	步大佐 大澤 寅一
豐豫	大佐 布施 安昌	北部軍司令官(札幌)	中將 濱本喜三郎	濱田	步大佐 正木 宣儀
奄美大島	大佐 川合 祐三	朝鮮軍司令官	大將 中村孝太郎	山口	步大佐 足代 守政
津輕	少將 末光 元廣	台灣軍司令官	中將 本間 雅晴	熊本	步大佐 安藤忠一郎
下關	中將 山地 坦	關東軍司令官	大將 梅津美治郎	大分	步大佐 小原 金祐
對馬	少將 古賀龍太郎	【關西區司令部】	大將 國方 慶三	宮崎	步大佐 平野 弘夫
長崎	少將 北川 一夫	麻布	步大佐 萬城目武雄	鹿兒島	步大佐 田浦 竹治
壹岐	少將 榎本 宮	甲府	步大佐 上田 勝	沖繩	步大佐 松田 元治
舞鶴	大佐 村上 宗治	橫濱	步大佐 東海林俊成	札幌	騎大佐 田村 理七
鎮海灣	少將 大津 和郎	本郷	步大佐 福本萬次郎	函館	步大佐 堀 越
永興灣	大佐 松島 唯雄	千葉	步大佐 佐々木 勇	札幌	步大佐 門司 昇一
羅津	大佐 白田 寛二	仙台	步大佐 盛二	旭川	步大佐 佐久間盛一
基隆	少將 山縣栗花生	新潟	步大佐 長島 勤	豐原	步大佐 伊藤 平八
澎湖島	少將 風早 清	名古屋	步大佐 徳田 盛二	青森	騎大佐 村上 亮
高雄	少將 小倉 尙	岐阜	步大佐 菅塚 長藏	盛岡	步大佐 渡邊 滋雄
旅順	少將 太田 米雄	豐橋	步大佐 貞昌	秋田	步大佐 蓮花 豐吉
東部軍司令官(東京)	中將 稻葉 四郎	靜岡	步大佐 太田 貞昌	山形	步大佐 宮崎 三郎
參謀長	少將 西村 琢磨	大阪	步大佐 近藤 元	金澤	步大佐 宮崎 三郎
		神戶		富山	步大佐 太田藤太郎

福井	步大佐 市川 元治	陸軍造兵廠東京工廠	東京第一陸軍造兵廠
姫路	步大佐 布施谷要作	同 火工廠	東京第二陸軍造兵廠
鳥取	步大佐 大井川八郎	同 名古屋工廠	名古屋陸軍造兵廠
岡山	步大佐 高橋 嘉一	同 大阪工廠	大阪陸軍造兵廠
松江	步大佐 加村 義政	同 小倉工廠	小倉陸軍造兵廠
高松	步大佐 葛目 直幸	同 南滿工廠	南滿陸軍造兵廠
松山	步大佐 小池 安正	同 東京研究所	東京第二陸軍造兵廠研究所
德島	步大佐 森川 浩平	同 大阪研究所	大阪陸軍造兵廠研究所
高知	步大佐 増田 六男	同 東京研究所	東京陸軍兵器補給廠
小倉	步大佐 井上 二一	同 東京研究所	東京陸軍兵器支廠
福岡	步大佐 長谷川清一郎	同 東京研究所	東京陸軍兵器支廠
長崎	步大佐 前田 豊	同 東京研究所	東京陸軍兵器支廠
佐賀	步大佐 石井 榮	同 東京研究所	東京陸軍兵器支廠
水戸	步大佐 菱田元四郎	同 東京研究所	東京陸軍兵器支廠
宇都宮	步大佐 岡部 通	同 東京研究所	東京陸軍兵器支廠
前橋	步大佐 川上 明	同 東京研究所	東京陸軍兵器支廠
長野	步大佐 青野 重雄	同 東京研究所	東京陸軍兵器支廠
京都	步大佐 木村 直樹	同 東京研究所	東京陸軍兵器支廠
福知山	步大佐 鈴木義三郎	同 東京研究所	東京陸軍兵器支廠
津	步大佐 水上 源藏	同 東京研究所	東京陸軍兵器支廠
大津	步大佐 遠山 憲	同 東京研究所	東京陸軍兵器支廠
奈良	步大佐 遠山 憲	同 東京研究所	東京陸軍兵器支廠

陸軍造兵廠及兵器支廠改稱

昭和十五年四月一日劃期的な軍備充實の一大中樞機關として陸軍兵器本部が創設された、従つて陸軍造兵廠及兵器支廠の名稱は左の通り改稱さるゝ事となつた。

舊名稱	新名稱
陸軍造兵廠東京工廠	東京第一陸軍造兵廠
同 火工廠	東京第二陸軍造兵廠
同 名古屋工廠	名古屋陸軍造兵廠
同 大阪工廠	大阪陸軍造兵廠
同 小倉工廠	小倉陸軍造兵廠
同 南滿工廠	南滿陸軍造兵廠
同 東京研究所	東京第二陸軍造兵廠研究所
同 大阪研究所	大阪陸軍造兵廠研究所
同 東京研究所	東京陸軍兵器補給廠
東京陸軍兵器支廠	東京陸軍兵器支廠

以下千葉、名古屋、大阪、岡山、廣島、小倉、平壤、奉天各陸軍兵器支廠之に準ず。



(特 輯)

修正新軍備計畫と

陸軍兵備體系の改正

陸 軍 省 情 報 部

は し が き

支那事變の進展と、急轉するヨーロッパの戦局をめぐる國際新情勢に對應して、不敗の國防態勢を整へる方針の下に、陸軍では、新軍備充實計畫に基づいて、量、質兩方面に互る軍備の充實を目的とし、今回陸軍兵備體系の大改革を斷行することに決定、去る七月十三日付官報を以て新軍司令部令(陸第十二號)師團司令部令(軍令陸第十三號)の二軍令を公布、一方これに伴ひ陸軍軍管區表の改正を行ひ、聯隊區司令部についても、一府縣一聯隊區制の趣旨に則り、新設、移轉等を行ふこととなり、同二十六日付官報を以てこれを公布、八月一日よりそれら實施されることになつた。

支那事變もまる三年を経過し、わが軍は陸に海に空に、史上稀に見る赫々たる戦果を收め、蔣介石はわが勇猛果敢な精銳の前に連戦大敗を喫して、四川の奥地に蟄伏、今後大規模の反攻は望み得べくもないが、民衆武装による遊撃

行動を潜行的に、執拗に行ふことは明らかである。即ちわが占據地域内に潜入せる兵匪及び抗日自衛團の数は合計百萬に達すると言はれてゐる。勿論、これ等の皇軍不斷の掃蕩によつて漸次表滅に向ひつゝあるが、しかし相當期間、執拗な抵抗を續けることは覺悟しなければならぬ。更にまた、第十八集團軍(舊第八路軍)新四軍を中核として、近時頃はその勢力を増強した共產軍との武力戦も依然繼續しなければならず、従つて、新國民政府は誕生したものの、在支抗日諸勢力を撃滅するには、なほ相當の兵力を要す國と考へねばならぬ。

しかも、今次支那事變の根本的、徹底的解決をはかるためには、英、米、ソ聯等の援蔣第三國の動向を看過することは出来ないのである。今後歐洲戦争一段落を見た時、國際關係の進展如何によつては思はざる重壓の來ることも我が國としては覺悟しなければならぬ。朝の友は夕の敵となり、國際諸協約また時に一片の空文

にひとしき事實を眼前に見てゐる我が國としては、一に頼むべきは國家の力であり、軍備の充實である。

従つて我が方としては、先づ空軍の充實をはかり、且つ各種近代兵器の粹を充實して、制空權の確保をはかると共に、地上會戦に於ても必勝を期し、同時に長期持久消耗戰に堪へ得るやう内外地を通じて兵備を改善し、兵力の充實増強をはかる必要に迫られたのである。即ち新軍備充實はこゝに生れ出たのである。

次にこの内地兵備體系大改革の概略と、この計畫に基づいて、今回改正を見た内地新兵備體系の概要について説明しよう。

新軍備充實の内容

修正新軍備充實計畫に基づく今日までの改革について見ると、先づ注目されるのは本年四月一日を以て、從來の陸軍造兵廠、並びに兵器廠を統合一元化して、陸軍兵器本部が新設されたことである。即ちこれを以て軍需用資材の調辨、兵器の製造、修理及び各部隊に對する配給の一大中樞機關たらしめることとなつたのである。また航空方面について見ると、陸軍航空工廠を創設して、陸軍機の製造試作に當ると共に、航空技術の躍進を目ざして、航空技術研究所の擴大を斷行し、更に航空兵器、器材の充實、配給の圓滑をはかるため航空廠を増強したのであつた。その他科學の進歩に伴ひ、現代科學の最高水準によつて、最新銳の兵

器を製造することに重點を置き、技術官を優遇する新例を制度的に拓くとか、軍幹部の素質向上をはかるため幹部養成の教育諸機關を改善充實するとか、今事變の經驗に鑑み陸軍齒科醫將校制を創設する等幾多軍編制上の大改革を斷行して來たのである。

このやうに内地兵備には次々と大改革が斷行されてゐるのであるが、今回新たに全國を四軍管區に分ち、軍司令官制度を新設、これに伴ふ新軍司令部及び師團司令部の二軍令の公布されたことは、修正新軍備計畫に基づく兵備體系改變中、その中心をなすものといふべく、外地兵備の充實と相俟つて、その補給源たる今回の内地兵備の改善、充實は正に注目すべき重要事である。

内地兵備體系の大改正

次に今回の兵備體系の改革について概説すれば、先づ新軍令の制定によつて、昭和十一年に創設された從來の東部中部、西部の三防衛司令部制は廢止され、同管區にそれぞれ東部、中部、西部の三軍管區司令部が構成され、同時に北海道及び舊第八師管區(青森、岩手、秋田、山形の四縣を範圍とす)以北の地を以て、北部軍管區司令部を設定、その司令部の所在地も左の如く決定したのである。

- 東部軍管區—東京市
- 中部軍管區—大阪市
- 西部軍管區—福岡市(舊西部防衛司令部所在地は小倉市)



北部軍管區—札幌市

この新司令部の制定によつて、從來各師團長が天皇に直轄して、軍事諸件の統理に當つてゐた制度は根本的に改正され、新軍令實施後は各師團長は天皇に直轄せず、軍司令官に隷し、代つて陸軍大將又は陸軍中將の中より親補された各軍司令官が、從來の師團長と同様、天皇に直轄し、部下諸部隊を、統率し、軍事に關する諸件を統理することとなつたのである。以上の如く、軍司令官が各師團長をその統下に入れ、その統一指揮のもとに敵に當り得ることとなつたことは、將來の國土防衛上、特に防塞の見地からまことに意義深く、軍官民一體となりその完璧を期し得るものと思はれるのである。

なほこの新軍司令部は内地四軍司令部及び朝鮮、臺灣の二軍司令部にも共通適用されることとなつてゐるため、從來の朝鮮、臺灣の兩軍司令部條令は防衛司令部令同様當然廢止されることとなつたのである。この點も亦今回の改正に於て注目されるところである。

一府縣一聯隊區制

次にこの新軍司令部の制定と共に、今回の兵備改革に於ける他の一つの重點は、新師團司令部の制定と聯隊區司令部制度の改革である。即ち新司令部の制定により、舊師團司令部條令は勢ひその改正を見、これに伴ひ、各師管並びに聯隊區管轄の一部改正を行ふこととなり（別表參

高崎聯隊區司令部(群馬縣)—前橋市

新 軍 令

かくて我が國は急速に、高度國防國家へと邁進しつゝあるのであるが、次に今回の新軍司令部令、新師團司令部令と改正軍管區表を掲げよう。

軍司令部令 (軍令陸第十二號)

第一條 軍司令官ハ陸軍大將又ハ陸軍中將ヲ以テ之ニ親補シ天皇ニ直轄シ部下陸軍諸部隊ヲ統率シ軍事ニ係ル諸件ヲ統理ス

第二條 軍司令官ハ其ノ管理ニ係ル各部隊ノ動員計畫ヲ掌リ且轄下ニ在ル動員管理官ノ動員業務ヲ監督シ必要ナル指示ヲ與フルモノトス

第三條 軍司令官ハ部下師團及特ニ定ムル部隊ノ教育ヲ統監シ其ノ他ノ部下軍隊ノ練成ニ付其ノ責ニ任ズ

第四條 軍司令官ハ軍管區ノ防衛ニ任ズ但シ近衛師團長ノ行フ禁固守衛勤務ヲ妨グルコトナシ

軍司令官ハ防衛ノ爲其ノ軍管區内ニ在ル轄下外部隊ヲ區處スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ軍司令官ハ豫メ當該部隊ノ所管長官ト協議シ且陸軍大臣及參謀總長ニ報告スベシ但シ緊急已ムヲ得ザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

照)右に關する陸軍軍令が二十六日付官報を以て公布された。この改正によつて、從來の各師管はそれらの軍管區に統轄され、同時に師管の呼稱も改められ、從來の第一師管、第二師管の數字別による呼び方は、東京師管、仙臺師管等と師團司令部の所在地名による呼び方に變更、朝鮮所在の第十九師管區はこれを羅南師團管區、第二十師管區は京城師團管區と呼稱されることとなつたのである。

一方これと共に從來聯隊區司令部は、必ずしも、一府縣一聯隊區となつてゐなかつたのであるが、今回の改正に當つては、新國防態勢に即應し、聯隊區司令部の業務と地方行政との合理的統一整備をはかるため、新たに一府縣一聯隊區制を實施することとなり、その第一着手として、横濱(神奈川縣)大津(滋賀縣)豊原(樺太)の三箇所に聯隊區司令部を新設すると共に、更に從來、各府縣の縣廳所在地に設置されてゐなかつた次の七聯隊區司令部は、いづれも當該縣廳所在地に左の如く移轉されることとなつたのである。

(移轉先)

新發田聯隊區司令部(新潟縣)—新潟市  
松本聯隊區司令部(長野縣)—長野市  
丸龜聯隊區司令部(香川縣)—高松市  
都城聯隊區司令部(宮崎縣)—宮崎市  
久留米聯隊區司令部(佐賀縣)—佐賀市  
大村聯隊區司令部(長崎縣)—長崎市

前項ノ場合ニ於テハ當該部隊ノ所管長官ト豫メ協議スベシ

第六條 軍司令官ハ地方長官ヨリ地方ノ靜謐ヲ維持スル爲兵力ノ請求ヲ受ケタルトキハ事急ナレバ直ニ之ニ應ズルコトヲ得

其ノ事地方長官ノ請求ヲ待ツノ違ナキトキハ兵力ヲ以テ便宜處置スルコトヲ得

第七條 第四條及前條ノ規定ニ依リ兵力ヲ使用シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ陸軍大臣及參謀總長ニ報告シ且關係所管長官ニ通報スベシ

第八條 疫疾其ノ他非常ノ場合ニ際シ軍司令官一時其ノ部下軍隊ヲ移動セントスルニ當リ急ヲ要スルトキハ之ヲ實行シタル後前條ニ準ジ報告通報スベシ

第九條 軍司令官ハ部下諸部隊ノ軍紀、風紀、内務、兵器經理、衛生及馬事ニ關スル事項ヲ統監ス

第十條 軍司令官ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣、動員計畫及作戰計畫ニ關シテハ參謀總長、教育ニ關シテハ教育總監ノ區處ヲ承タルモノトス

第十一條 軍司令官ハ毎年概ネ軍隊教育期ノ終ニ於テ軍事一般ノ景況及意見ヲ部下各師團ノ狀況報告ト共ニ奏上シ且陸軍大臣參謀總長及教育總監ニ報告スベシ

第十二條 軍司令部ニ左ノ各號ヲ置ク

一 參謀部



- 二 副官部
- 三 兵器部
- 四 經理部
- 五 軍醫部
- 六 獸醫部
- 七 法務部

參謀部及副官部ヲ合シ幕僚トス

前項ノ外司令部附ヲ置クコトヲ得

第十三條 參謀長ハ軍司令官ヲ輔佐シ且軍司令部内ノ事務整理ノ責ニ任ズ

第十四條 幕僚ノ各將校ハ參謀長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第十五條 司令部附將校ハ軍司令官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第十六條 准士官、下士官及判任官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第十七條 兵器部、經理部、軍醫部、獸醫部及法務部ニ於ケル各官ノ職責ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

第十八條 司令部附將校及各部長ヨリ軍司令官ニ具申スベキ事項ハ豫メ參謀長ニ開陳シ其ノ承認ヲ承クルモノトス

附 則

本令ハ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス  
左ノ軍令ハ之ヲ廢止ス

防衛司令部令  
朝鮮軍司令部條例  
臺灣軍司令部條例

師團司令部令(軍令第十三號)

第一條 師團長ハ陸軍中將ヲ以テ之ヲ親補シ軍司令官ニ隸シ部下陸軍諸部隊ヲ統率シ軍司令官ノ旨ヲ承ケ軍事ニ係ル諸件ヲ統理ス

第二條 師團長ハ其ノ管理ニ係ル各部隊ノ動員計畫ヲ掌ル

第三條 師團長ハ部下軍隊ノ練成ニ付其ノ責ニ任ズ

第四條 師團長ハ軍司令官ノ定ムル所ニ依リ其ノ師管ノ防衛ニ任ズ

近衛師團長ハ前項ノ外禁闕守衛ノ事ニ任ズ

師團長ハ防衛ノ爲緊急ノ必要アルトキハ其ノ師管内ノ隸下外部隊ヲ一時區處スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ速ニ軍司令官ニ報告シ且關係所管長官ニ通報スベシ

第五條 師團長ハ防衛ニ關スル演習ノ爲其ノ師管内ニ在ル隸下外部隊ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該部隊ノ所管長官ト豫メ協議スベシ

第六條 師團長ハ地方長官ヨリ地方ノ靜謐ヲ維持スル爲兵力ノ請求ヲ受ケタルトキハ事急ナレバ直ニ之ニ應ズルコトヲ得

- 一 參謀部
- 二 副官部
- 三 兵器部

其ノ事地方長官ノ請求ヲ待ツノ違ナキトキハ兵力ヲ以テ便宜處置スルコトヲ得

第七條 師團長ハ防疫上必要アルトキハ其ノ師管内ニ在ル隸下外部隊ヲ一時區處スルコトヲ得

第八條 前二條ノ場合ニ於テハ直ニ之ヲ軍司令官ニ報告シ且關係所管長官ニ通報スベシ

第九條 疫疾其ノ他非常ノ場合ニ際シ師團長一時其ノ部下軍隊ヲ移動セントスルニ當リ急ヲ要スルトキハ之ヲ實行シタル後前條ニ準ジ報告スベシ

第十條 師團長ハ部下諸部隊ノ軍紀、風紀、內務、兵器、經理、衛生及馬事ニ關スル事項ヲ統監ス

師團長ハ其ノ師管内ニ在ル陸軍諸部隊(軍司令官ノ隸下諸部隊ニ在リテハ其ノ指定スルモノ及軍隊以外ノ部隊ニ限ル)ノ軍紀、風紀ヲ監督ス

第十一條 師團長ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣、動員計畫ニ關シテハ參謀總長、教育ニ關シテハ教育總監ノ區處ヲ承クルモノトス

第十二條 師團長ハ毎年概ネ軍隊教育期ノ終ニ於テ師團ノ狀況ヲ軍司令官ニ報告スベシ

第十三條 師團司令部ニ左ノ各部ヲ置ク

- 四 經理部
- 五 軍醫部
- 六 獸醫部
- 七 法務部

參謀部及副官部ヲ合シ幕僚トス

前項ノ外司令部附ヲ置クコトヲ得

第十四條 參謀長ハ師團長ヲ輔佐シ且師團司令部内ノ事務整理ノ責ニ任ズ

第十五條 幕僚ノ各將校ハ參謀長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第十六條 司令部將校ハ師團長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第十七條 准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第十八條 兵器部、經理部、軍醫部、獸醫部及法務部ニ於ケル各官ノ職責ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

第十九條 司令部附將校及各部長ヨリ師團長ニ具申スベキ事項ハ豫メ參謀長ニ開陳シ其ノ承認ヲ承クルモノトス

北部軍司令官ノ隸下ニ入ルベキ師團ニ在リテハ該軍司令部ノ設置ニ至ル迄仍從前ノ規定ニ依ル

東條陸軍大臣の訓示 (九月二十八日)

日獨伊同盟成立し、かねて學國待望ノ外交轉換が實現を



見長くも大詔を漢讀せられたのを機會に東條陸相は九月廿八日全軍將兵に對し次の如き重大訓示を發し新事態に處すべき陸軍の態度を明かにした、同時に陸相は午後三時陸軍省全將校並に高等官を會議室に招集、大詔捧讀のち訓示傳達を行つた。

茲に内國防國家體制の確立その緒につき外日獨伊樞軸の強化成り長くも優渥なる大詔を拜し大東亞新秩序建設の歩武を進むるの大道豁然開明せらる、寔に恐懼感激にたへず、皇國今日の進止は須く至仁の聖旨を奉じ、八紘一宇の皇誼に則り、小敵をあなどらず大敵を恐れず萬年の史上光彩陸離たる道義日本の興隆を期すべきなり、大道既に決して方途定まる、苟も我を阻むものに對しては宜しく堂々正義の陣を張りてこれに對處すべく焦躁徒らに小策を弄し、或は區々の論争を構へて事論を激くするが如きは吾人の斷じて取らざるところなり、皇國今や國內體制を一新し盟邦と相携へて世界秩序再建の棟梁たらんとす、前途洋々たりといへども而も行路萬千の異變と試練とは吾人の豫て期するところならざるべからず、職を軍務に奉ずるもの宜しく特に一層思ひを此に致し、自奮自省各々その分に應じ奉公の誠を竭すに遺憾なきを期すべし、惟ふに一億一心、舉國一體を切要とすること今日より急なるはなし、就中陸海兩軍の和衷協同は國防完壁

の礎石たり、幸にして兩軍眞の協調による對外施策確立を機とし益々その團結を鞏くし協力を密にして以てこの重大時局突破に邁進せんことを特に本官の衷心より切望念願するところなり、諸官よくこれを銘記せよ、右訓示す

### 陸軍兵科區別撤廢

陸軍では明治十二年に制定されて以來今日まで存置採用し來つた各兵科の區分(歩、騎、砲、工、輜重、航空)を現下の兵備情勢に照して世界列國に率先撤廢することとなり九月十日の定例閣議に東條陸相より右兵科の撤廢に伴ふ陸軍武官々等表陸軍兵等級表の改正案を説明した、兵科撤廢の理由としては

(一)現在の國勢情勢より見て國軍の軍備が量的に一大飛躍を要する情勢に立ち至つた關係上、將校以下の兵が各兵科に區分されてゐることは戰略上からいつても各兵科を彼此融通使用する上に極めて困難であり、かくては適材適所主義が各兵科のために著しく拘束を受けることになるので適材適所主義を充分に活用發揮して量的軍備擴充の目的に副はしめる事。

(二)國軍々備の量的擴充を試みることは勿論質的にも一大飛躍をなすべきであることは論をまたぬが世界各國の軍備

飛躍に従つて新兵器、新裝備部隊が續出し、これにつれて新兵科の擡頭が漸次豫想されるに至つたが、新兵科の新設は編成、官制、法令等に制約されて容易でなく且つ從來の兵科區分は極めて限定的であつたことよりして新情勢に即應すべく兵科區分の撤廢を行ひ質的軍備の發達に順應せしめる方針をとつたのである。

以上の兵科區分撤廢の結果として現はれる例は(一)從來の砲兵科將校を戰車隊へ配屬することを適當と認める場合においても戰車隊は歩兵科に屬したる關係上砲兵將校は一旦歩兵科に轉科したる上でなければその配屬が可能でなかつたのが今次の撤廢でこれ等の運用が自由となり(二)又從來の戰車部隊は歩兵科、通信部隊は工兵科に屬してそれぞれ兵科の制約を受けてゐたのが今次の兵科區分撤廢によつて各々自由な立場で兵備擴充發達に即應し得ることとなつたものである。

### 陸軍武官、兵の呼稱改正

#### △陸軍武官々等表

改正案では表中の各兵科の區分が撤廢されて從來本科と呼ばれてゐた歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、航空兵の六科が撤廢されて一括「兵科」と呼稱されることとなり、佐尉官以下の呼稱には各部隊(經理、軍醫等)と區別する爲め陸軍大佐又は陸軍大尉等と呼ぶこととなる。また憲兵は警察權行使の必要上陸軍憲兵大佐又は大尉等と「憲兵」

の名稱を付することに從來と變りない。尙今次兵科の區分に伴つて新たに「技術部」を設けることなりこれによつて陸軍技術の飛躍的發展を企圖することになつた、このため從來の本科は陸軍兵科、陸軍憲兵の二呼稱となりこの他に部として技術、經理、衛生、獸醫、軍樂の五部が制度化されることに決したが、この結果各部隊將校等の呼稱は(イ)技術部將校は陸軍兵技中將(以下佐、尉官同)陸軍航技中將(前同)等と呼び(ロ)衛生部將校は軍醫少將、藥劑少將、齒科醫少將等の三呼稱(ハ)獸醫部は獸醫中將の他獸醫務大尉(伍長以上大尉まで)の二呼稱(ニ)軍樂部は軍樂大尉以下伍長までと軍樂兵長、同上等兵がある。

#### △陸軍兵等級表

武官々等表の改正に伴つて兵種の區分も廢されて各兵科一率に陸軍何等兵と呼ぶ事になり、更に右改正を機會に從來の兵の三等級制を四等級制として一階級を新設することとなつたが、新設される階級は從來の伍長勤務上等兵を廢して「兵長」なる單語を設け二等兵、一等兵、上等兵、兵長、伍長の順位を新しく構成することとなつた、この結果上等兵までは單一に陸軍二等兵、同一等兵、同上等兵と呼稱するが、兵長以上は兵科及び部別に從つて(本科)陸軍兵長、陸軍憲兵兵長(技術)兵技兵長、航空兵長、(衛生)陸軍衛生兵長、(軍樂)陸軍軍樂兵長等と呼稱することとなり従つて將來憲兵は兵長以上になり上げられる。



(附 録)

### 陸軍政治干與に付陸相見解發表

二月十二日午後の衆議院豫算總會に於て牧野良三が陸軍の政治干與の問題を取上げて、一般現役軍人と政治との關係に就て意見を開陳したのに對し畑陸相は一、政治に對する現役軍人の原則的な立場。二、國政一切の輔弼に對する陸軍大臣の權能。三、陸軍大臣輔佐機關の性質と國政に對する立場。四、政治上の意見を表明し得べきものゝ範圍に就て所信を披瀝したが、これは部内の意向をも反映したものと見られ頗る注目を惹いた。即ち陸相は、(一)現役軍人の政治干與に關する原始的な關係は既に陸軍刑法その他にも規定せられてある通り嚴重慎しむべきこと、(二)國政一切の輔弼に關しては陸軍大臣のみが直接決定的の權能を有することの二點を明白にし更に、(三)陸軍大臣の輔佐機關たる陸軍省一部職員が必要なる研究檢討をなすは職務上當然のことで政治的干與の性質を持たないこと、(四)從つて政治上の意見は大臣一人のみを通じて發表すると狹義に考ふべきでない旨の見解を表明した。而して右四點の中一から三までは既に最近の歴代陸相が説明した通であるが、第四の點では林内閣當時杉山陸相が昭和十二年三月十五日の

貴族院豫算總會に於て松村義一の質問に對して一般軍人が政治に干與すべからざることはいふまでもない、併し國民たる軍人が、政治につき無關心であることはあり得ぬ、ただその考を外に出す際はこれを陸軍大臣を通じて實現せらるべきもので、現役軍人が直接的に干與することは許さぬ。私としては國務に參與する關係上私を輔佐する者はその點の研究を必要とする。

と述べ陸相輔佐機關の機能は消極的研究のみに止めて政治的發言の責任者は陸軍大臣のみと限定してゐたものである。畑陸相今回の見解發表も斷定的なものではなく幾分餘地を残してはゐるものの、陸軍大臣の輔佐機關が積極的に政府に對して政治的發言をなし得ることを許容したものである。尙如何なる機關がこの職責を有するかの點に就ては「陸軍省の一部の機關」といふのみでそれ以上いつてゐないが、これは當然に軍務局關係の機關を意味するものと見られる。

#### 陸相の發言内容

先程牧野君から軍人の政治干與云々といふ點に關して何

だか軍人が政治に干與するのは宜しくないといふやうに私は承つたのであるが、この機會に於て私は所信を明かにして置きたいと思ふ。國政一切の輔弼のことに就て直接決定的の權能を有するのは大臣のみであることは明瞭であるけれども、陸軍省一部の職員等各々その職役に應じて必要なる研究檢討をなすは職務上當然の事項であつて、所謂政治干與として指摘せらるべきものでないと思ふ。從つて政治上の意見は大臣一人のみを通じてのみといふやうに狭く考へるのはこれは私は誤りではないかと思ふ。併し職務上關係のない現役軍人の政治干與に關しては陸軍刑法その他に規定せられてある故にこゝに申上げる要はない。

#### 陸相更に補足説明

然るに北聆吉が十三日午後衆議院豫算總會に於てこの問題を再びとり上げ

(一)陸相の云ふ職責上政治的發言を許容さるる「陸軍省一部の職員」とは具體的に如何なるものを云ふか、(二)軍の總意とは如何なるものを指すか

との質疑を行ひ、明確なる範圍の指示答辯を求めたに對して畑陸相は、

(一)政治上の決定的の意見は陸軍大臣のみ發言し得るもので、寺内、杉山兩前陸相時代の方針と何等の差異はない、(二)從つて所謂軍人の政治上の發言權が擴められたと爲すは誤解であつて、發言權の範圍、限度は全然擴張

されてゐない、(三)併し陸軍省一部の職員がその職權内に於てそれぞれの所に出で政治上の意見を述べることには當然で、これは陸軍大臣の指示又は統轄的意圖に基づき要するにその監督の下に立つて行はれるものである、(四)陸軍ではデモクラシー的な意味での軍の總意なるものは存在しないが、陸軍大臣は全軍的の見地に立つて全軍を代表して政治上の意見を表明するものである。(五)軍の總意は勅諭の精神即ち軍人精神を基礎とする道義的觀念を指すものである。

との諸點を明確にし政治的發言權の範圍が或は擴大せられたのではないかと疑惑を解き、かねて前日の答辯に對する補足的説明を行つた。

#### 畑陸相補足答辯要旨

昨日牧野君の御質問に對して私が軍人の政治干與云々のことに就て所信の一端を明かにした、その言葉の中に陸軍大臣のみが政治上の意見を述べ得る、陸軍大臣の外は一切政治上の意見を述べることが相成らぬといふやうに解釋するのは少し狭くはあるまいか、とふことを述べたのであるが、この點に就て更に私の考を率直に申上げて置きたいと思ふ。要するに政治上の決定的の意見はこれは陸軍大臣のみが述べ得る所である、即ち當時の杉山陸軍大臣、寺内陸軍大臣の述べられた所と趣旨は變つてゐないのである。所謂軍人の政治上の發言權が擴がつたのではないかといふ御



疑問はこれは間違ひであつて、決してその範圍に於ては擴がつてゐない、昨日も申上げた通り陸軍省の一部の職員等で陸軍大臣の指示又は統轄的意圖に基いて自分の職權内に於て言動を行ふことのあるのは、これは職責上當然であると思ふのである。例をあげて申上げると、例へば政府委員或はその他の陸軍省の職員でも職責上當然許されてゐること——陸軍大臣の命令により、又はその規定によりそれぞれの際に出で政治上の意見を述べるといふことは當然であると思ふのである。要するに陸軍大臣は全般の陸軍軍人を統轄致してゐるから、その軍人のいまの發言權問題に就ては私と致しては十分なる監督もし又統制もする者でこの點誤解のないやう願つて置く、またいま北君が陸軍の總意云々といふことのお話で、一、二の事例をお引きになつたがいまもお話のあつた通り、新聞紙等に陸軍の總意云

々といふやうな字句が見えるがこれらは多分私が述べた意見を指したものと信ずるが、私が就任以來これが陸軍の總意であるといふやうに公表したことはない。陸軍を致してはデモクラシー的な全陸軍の一致した意見、即ち陸軍の總意なりといふものがあらう筈がないのである。但し陸軍大臣として意見を申述べる以上はこれは全軍的の見地に於て全軍を代表してゐることは申すまでもない。陸軍の總意と申すのは要するに軍人に賜はりたる勅諭の御精神即ち軍人精神を基礎とする道義的觀念、これが私は軍の總意と申すべきものであらうかと存するのである。例へて申すとこの度の事變に於て所謂聖戰の目的完遂のために上下一致協心戮力致して一意その任務に邁進することが私は軍の總意であると信ずるのである。

新射撃徽章と馬術徽章

陸軍では十四年十一月十八日從來の射撃成績優秀者に與ふる徽章を次の八種に改めた。  
小銃機關銃射撃徽章、小銃射撃徽章、輕機關銃射撃徽章、機關銃射撃徽章、步兵砲射撃徽章、輕迫撃砲照準徽章、  
更に昭和十五年十一月新に馬術成績優秀者に與ふる左記二種を制定した。  
第一種馬術徽章、第二種馬術徽章

帝 國 海 軍

抑々帝國海軍の主體は艦船であつて、一定の編組の上を下を艦隊に編成する。艦船は實に海軍編制の基礎であつて有ゆる海軍機關は主として艦船を製造し、維持し、經理し、統率し、運用する爲に設けられてゐる。  
艦隊及鎮守府には各々司令長官を置いて、軍令、軍政並に教育事務を分掌する。  
軍令部總長は國防用兵に關することを掌り、海軍大臣は海軍全般の軍政を管理し、共に天皇に直隸する。  
海軍には特に教育に關し、天皇直隸の機關を置かず、海軍省に教育局を置き、海軍全般の教育を統轄せしめる。

統帥機關

軍令部  
軍令部は國防用兵に關することを掌る所にして軍令部總長は、天皇に直隸し帷幄の機務に參畫し又軍令部の部務を統理す。  
在外帝國大使館及公使館に大使館附武官、公使館附武官及同輔佐官として兵科將校を置き總長之を管す。  
歴代軍令部總長

- 中牟田倉之助 横山資紀 伊東祐亨
- 東郷平八郎 伊集院五郎 島村速雄
- 山下源太郎 鈴木實太郎 加藤寛治
- 谷口尙眞 博 恭王

軍政機關

海軍大臣は海軍々政を管理し、海軍軍人、軍屬を統轄し所轄諸部を監督す。

【海軍省】

- 海軍省に大臣官房及軍務、人事、教育、軍需、醫務、經理、建築、法務及兵備の九局を置く(後述新設兵備局「對照」)
- 第一課 艦船 部隊、官衙及學校の建制及勤務に關する事項
- 第二課 艦船及部隊の編制及役務に關する事項
- 第三課 軍紀、風紀に關する事項
- 第四課 演習に關する事項
- 第五課 檢閲に關する事項
- 第六課 儀式、禮式、服制及旗章に關する事項
- 第七課 艦船兵器(軍務局第二課及第三課の所掌に屬するものを除く)に關する事項
- 第八課 國際的規約及遣外員に關する事項
- 第九課 海軍々備其の他一般海軍々政に關する事項
- 第十課 出師準備に關する事項
- 第十一課 兵器の整備に關する事項



- ハ 戒嚴及徴發に関する事項
  - ニ 港務に関する事項
  - ホ 運輸通信に関する事項
  - ヘ 水路及海上保安に関する事項
  - ト 水陸諸設備に関する事項
  - チ 軍港、要港、要塞地帯及沿岸の取締に関する事項
- 第三課**
- イ 機関の使用に関する事項
  - ロ 艦内工作に関する事項
  - ハ 艦船の保存整備に関する事項
  - ニ 前各號に關係ある兵器(軍務局第二課の所掌に屬するものを除く)に関する事項
- 第四課**
- イ 國家總動員一般に関する事項
  - ロ 軍需工業動員の統制に関する事項
  - ハ 物資の生産力擴充の統制に関する事項
  - ニ 物資の需給調整に関する事項
- 人事局**
- イ 士官、特務士官、候補生、准士官

- 及文官の補充、服役、進退、任免、補職、増俸に関する事項
  - ロ 下士官兵の補充、服役、任官、徵募及進級に関する事項
- 第二課**
- イ 敘位、敘勳、記章、褒章、賞與、其の他身上に関する事項
  - ロ 恩給に関する事項
  - ハ 戦時充員に関する事項
  - ニ 召募及簡閲點呼に関する事項
  - ホ 國家總動員法に據る徵用に關する事項
- 教育局**
- 第一課**
- イ 教育の統一に関する事項(教育局第二課の所掌に屬するものを除く)
  - ロ 一般教育に関する事項(教育局第二課及第三課の所掌に屬するものを除く)
  - ハ 教育圖書に関する事項
- 第二課**
- イ 艦船部隊の教育及術科訓練の統一に関する事項

- ロ 艦船部隊の教育訓練(教育局第三課の所掌に屬するものを除く)に関する事項
- 第三課**
- 機關術及工作術の教育訓練に関する事項
- 軍需局**
- 第一課**
- イ 經營需品(軍需局第二課の所掌に屬するものを除く)に関する事項
  - ロ 港用品に関する事項
- 第二課**
- イ 燃料に関する事項
  - ロ 潤滑油に関する事項(一般消耗品としての供給に關することを除く)
  - ハ 行動用消耗品の供給に関する事項
  - ニ 炭山及油田に関する事項
  - ホ 燃料に関する技術に従事する造機科士官以下の本務に関する事項
  - ヘ 燃料に関する技術の教育に関する事項
- 第三課**
- 被服及糧食に関する事項

- 醫務局**
- イ 醫務、衛生、恩給診斷及軍人體格に関する事項
  - ロ 治療品に関する事項
  - ハ 軍醫科及藥劑科士官以下の本務に関する事項
  - ニ 醫務、衛生の教育に関する事項
- 第一課**
- イ 豫算及決算に関する事項
  - ロ 主計科士官以下の本務に関する事項
- 會計經理契約の規定に関する事項

- 第二課**
- イ 給與、物品經理及契約の規定に関する事項
  - ロ 會計の監督に関する事項
  - ハ 國有財産に関する事項
- 第三課**
- 本省及東京所在海軍各廳(水路部及海軍技術研究所を除く)の會計經理に関する事項
- 第四課**
- イ 契約に関する事項
  - ロ 物資の調達配給及之に必要な調査に関する事項
- 建築局

- イ 建築及土木工事の計畫、審査及實施に関する事項
  - ロ 建築及土木に従事する技師以下の本務に関する事項
- 法務局**
- イ 軍事司法懲罰及監獄に関する事項
  - ロ 恩赦、假出獄及刑の執行に関する事項
  - ハ 司法事務官、法務官、録事及監獄官以下の本務に関する事項
- 昭和十五年十一月新制の兵備局に就ては定員表の次に掲げてある。

大		海軍省			政務次官	
區大		參與官			官	
海軍文庫	主管	中、少佐	中、少佐	中、少佐	中、少佐	中、少佐
	副書記官	副書記官	書記官	書記官	書記官	書記官
	秘書官	秘書官	秘書官	秘書官	秘書官	秘書官
	副官	副官	副官	副官	副官	副官
	主任	主任	主任	主任	主任	主任
	專任	專任	專任	專任	專任	專任
	兼務	兼務	兼務	兼務	兼務	兼務
	一	四	一	一	一	一







- 二、物資の生産力擴充統制に關する事項
- 三、勞力及物資の需給調整關係事項
- 四、軍需品生産の指導統制に關する事項
- 五、技術の統制に關する事項
- 六、資源の調査及利用に關する事項

第三課

- 一、港務、運輸、通信に關する事項
- 二、水路及海上保安に關する事項
- 三、船舶の調査及利用に關する事項
- 四、通商保護に關する事項(其他略)

會議及委員會

海軍將官會議

海軍に於ける重要事項を審議する爲東京に海軍將官會議を置き、海軍大臣を議長とし海軍將官若干名を議員とする。海軍大臣は必要に依り議員にあらざる將官將官相當官に臨時議員を命じ又上長官をして議事に參與せしめることがある。海軍將官會議の事務は大官官房で處理する。

海軍技術會議

艦船、兵器の技術に關する事項を調査、審議する爲海軍技術會議を置く。技術會議は海軍高等技術會議、海軍艦政本部技術會議及海軍航空本部技術會議に分れ、海軍大臣の監督に屬し夫々海軍大臣、艦政部長、航空本部長の諮問に應じ調査審議に任ずる。

查問會

海軍所屬の艦船、部隊、官衙、學校に於て坐礁、衝突、火災、墜落、破壊其の他の損害又は危険を生じたる場合其の原因不明ならざる時は、鎮守府司令長官、艦隊司令長官、其の他の長官は查問會を組織し原因調査を爲す、查問會は同種原因に因り再三同種の危険若くは損害を生ぜざらしむる爲其の資料を獲るを以て主要なる目的とする調査機關で場合に依ては海軍大臣查問會を組織することもある。

委員會及職員

海軍用語調査委員會 海軍用語の制定、改正、統一等に關する事項調査の

爲海軍省内に委員會を設け海軍省教育局長を委員長とす。

觀艦式事務委員 海軍次官又は軍務局長を委員長とする觀艦式事務委員は特別觀艦式及大演習觀艦式舉行の都度設けらるるものとす。

表彰審査委員會 海軍軍人軍屬の有力なる發明、考案、奇特行爲等の表彰事項を審査する爲海軍省人事局長を委員長とする委員會を海軍省内に設く。

航空事故調査委員會 航空事故は各長官查問會を編成して調査する外艦隊、要港部に航空事故調査委員會を設け適確なる原因を速かに調査探求す。

艦裝員 新造艦船には必要に應じ其の艦裝に關する事務を掌る爲艦裝員を設く艦裝員長は海軍工廠製造艦船に在りては該工廠長に、要港部にて製造する艦船は當該要港部司令に、其の他の艦船は海軍艦政本部長に隸屬し艦裝兵裝に關する調査及艦裝品及機關附屬

物、兵備品整備、艦内編制諸法規の制定準備等就役準備の整頓に従事す。

海軍省隷屬官衙

海軍艦政本部

艦船の船體機關兵器(除航空兵器)の計畫、審査、造修、研究及實驗、艦船裝備、兵器の準備保管、供給、海軍工作廳及海軍軍需部の兵器關係の設備、計畫、審査、艦船兵器造修に要する軍需品、工場等の軍需工業動員、造船科造船機科造船科士官以下(燃料に關する技術に従事する造機科士官以下及航空兵器に關する技術に従事する造兵科士官以下を除く)の教育及本務に關する事項等を掌り海軍艦政本部隷屬官衙として海軍技術研究所及海軍火藥廠がある。

海軍技術研究所

海軍技術の研究調査及諸種の技術的試験に關することを掌り必要に應じ兵器及材料の製造修理を掌る、海軍技術研究所は技術の研究又は技術従事者養成の依頼を受け海軍大臣の定むる所に依り之に應ずること

あり。

海軍火藥廠 火藥類及其の原料の製造、修理、審査、購買及研究に關することを掌る。

尙艦政本部長隷屬に造船、造兵、監督官がある。之は海軍に於て艦船兵器の製造を工場に委託し及造船造兵用の材料物品其の他工場用器具、機械を購入せんとするとき士官以下を以て職員を組織し、製造事業の監督及購入物品の検査に従事する。

海軍航空本部

航空兵器の計畫、審査、造修、研究、實驗、航空術の教育に關する事項、航空兵器に關する技術に従事する造兵科士官以下の教育及本務に關する事項其の他航空に關する一般事項を掌る。

水路部

水路の測量、水路圖誌の調製航海の保安及航空圖誌の調製、兵要氣象及海象の觀測、調査及研究並に以上の技術に従事する者の教育に關することを掌る。

海軍大臣直轄學校

海軍大學校

(東京市品川區上大崎)

海軍士官に高等の學術を教授して兼ねて其の研究を行ふ所とす。

海軍大學學生は之を左の四種に區別す。

- 一 甲種學生 二箇年
- 二 機關學生 二箇年
- 三 選科學生 一乃至四箇年
- 四 特修學生 一箇年

甲種學生 海軍少佐又は大尉にして左の各號に該當する者に就き樞要職員又は高等指揮官の素養に必要な高等の兵學其の他の學術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

一 身體強健實務の成績優等にして高等の兵學を修習せしむるに適當なる才學識量有すと認むる者

二 入學試験に合格したる者

機關學生 海軍機關大尉又は機關中尉にして左の各號に該當するものに就



き要職に充つるに適する素養に必要な高等機關其の他の學術を修得せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

一 身體強健實務の成績優等にして高等の機關術を修習せしむるに適當なる才學識量有すと認むる者

二 入學試験に合格したる者

講科學生 海軍士官にして専門の學科を研究することを志願し且實務の成績優等にして之を修習せしむる才學識量有すと認むる者に就き其の學科を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

海軍大臣必要と認むるときは海軍士官に其の專修すべき學科を指定して選科學生を命ずることを得。

入學試験の規定は海軍大臣の認可を受け校長之を定む。

特習學生 甲種學生の教程を履修せざる海軍大佐又は中佐にして高等兵學を修習せしむるに適當なる才學識量有すると認めたる者に就き樞要職員又は高級指揮官に必要な高等兵學其の

他の學術を修習せしむ。

海軍兵學校

(廣島縣安藝郡江田島)

海軍兵科將校と爲すべき生徒を教育し海軍兵曹長及海軍一等兵曹に對し將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養に必要な教育を施す所とす。

海軍兵學校生徒 年齢十六年以上十九年以下(當分の間十五年以上十九年以下)にして海軍兵科將校たらんことを志願するものに就き検査を行ひ所要の人員を採用す。

左の各號の一に該當する者は生徒に之を採用せず。

- 一 有妻の者
  - 二 禁錮以上の刑に處せられたる者
  - 三 復讐を得ざる家資分散者又は破産者
  - 四 品行不正其の他の事情に依り將來海軍兵科將校たる體面を保つこと能はずと認むる者
- 生徒は入校の日より海軍兵籍に之を編入す。

編入す。

生徒の修業期間は三年六月とし學年は當分十二月より翌年十一月に至るものとす。但し戰時又は事變に際しては之を短縮することを得。

生徒左の各號の一に該當するときは之を退校せしむ。

- 一 海軍兵科將校たるべき器量に乏しき者
  - 二 品行不正又は怠惰にして訓戒を加ふるも改悛せざる者
  - 三 學業の成績不良にして卒業の目途なき者
  - 四 傷病を受け又は疾病に罹り前途役務に堪へ難しと認むる者
- 海軍兵學校に於て修習する海軍兵曹長及海軍一等兵曹を海軍兵學校選修學生と稱す。
- 選修學生 海軍兵曹長又は進級に必要な實役停年を有する海軍一等兵曹にして、當分の間三十三歳以下で、左の各號に該當するものに就き將來尉官に準じ所要の勤務に服するに必要な

素養を與ふる爲志願に基き海軍大臣の指定に依り在籍鎮守府司令長官之を命ず、修業期間は約一年八月とす。

一 身體強健實務の成績優等にして尉官に準じ所要の勤務に服せしむるに適當なる識量有すと認むる者

二 入學試験に合格したる者

試験は(一)筆記試験普通學(中學第二學年修了程度の國文作文、算術、代數)(二)術科(主として候補者の特修に關する事項)(三)口頭試験とす。

海軍機關學校

(京都府東舞鶴市)

海軍機關科將校と爲すべき生徒を教育し海軍機關科及工作科の准士官及一等下士官に對し將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養に必要な教育を施す所とす。

海軍機關學校生徒 年齢十六年以上十九年以下(特例兵學校に同じ)にして海軍機關將校たることを志願する者に就き検査を行ひ所要の人員を採用

左の一に該當する者は生徒に之を採用せず。

一 有妻の者

二 禁錮以上の刑に處せられたる者

三 復讐を得ざる家資分散者又は破産者

四 品行不正其の他の事情に因り將來海軍機關科將校たる體面を保つこと能はずと認むる者

生徒は入校の日より海軍兵籍に之を編入す。

生徒の修業期間は三年六月とし、學年は當分十二月より翌年十一月に至るものとす。但し戰時又は事變に際しては之を短縮することを得。

生徒左の各號の一に該當するときは之を退校せしむ。

- 一 海軍機關將校たるべき器量に乏しき者
  - 二 品行不正又は怠惰にして訓戒を加ふるも改悛せざる者
  - 三 學業の成績不良にして卒業の目途なき者
  - 四 傷病を受け又は疾病に罹り前途役務に堪へ難しと認むる者
- 海軍機關學校に於て修習する海軍機關科及工作科の准士官及一等下士官を海軍機關學校選修學生と稱す。
- 選修學生 海軍機關科若しくは工作科の准士官又は進級に必要な實役停年を有する海軍機關科若しくは工作科の一等下士官にして、當分の間三十三歳以下で左の各號に該當するものに就き將來尉官に準じ所要の勤務に服するに必要な素養を與ふる爲志願に基き海軍大臣の指定に依り在籍の鎮守府司令長官之を命ず。修業期間は約一年六月とす。
- 一 身體強健實務の成績優等にして尉官に準じ所要の勤務に服せしむるに適當なる識量有すと認むる者
  - 二 入學試験に合格したる者
- 入學試験要領は兵學校選修學生に同じ。



海軍軍醫學校

(東京市京橋區築地)

海軍軍醫官及藥劑官に必要な學術を教授し兼ねて職務を練習せしめ海軍看護兵曹長に對し看護科特務士官の素養に必要な教育を施し其の他海軍に必要な醫學の研究、衛生の試験を行ひ並に海軍の治療品の製造、海軍の防疫に關する事務を補助する所とし一般患者の診療、海軍軍人軍屬の傷病者中特に必要なる者の診療を行ふことあり。海軍軍醫學校學生は之を左の四種に區別す。

- 一 高等科學生 一箇年(當分六箇月)
  - 二 普通科學生 六箇月以内
  - 三 選科學生 一乃至二箇年
  - 四 選修學生 約一箇年
- 高等科學生 身體強健實務の成績優等にして高等の醫學を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍軍醫大尉に就き、要職に充つるに適當なる素養に必要な醫學に關する高等の

學術技能を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

普通科學生 新に任用したる海軍軍醫科尉官又は藥劑科尉官に初級軍醫科士官又は藥劑科士官に必要な學術技能を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

選科學生 高等科學生教程を修業したる者又は海軍軍醫大尉若しくは藥劑大尉任官後一ヶ年以上を経過したる軍醫科又は藥劑科士官にして専門の學科を研究することを志願し且實務の成績優等にして之を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる者に就き其の學科を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

海軍大臣必要と認むるときは、海軍軍醫科士官又は藥劑科士官に其の專修すべき學科を指定し、選科學生を命ずることを得。

選修學生 海軍看護兵曹長及進級俸年を有する一等看護兵曹中左の各號に該當する者に就き、將來看護科特務士

官として所要の勤務に服するに必要な素養を與ふる爲志願に基き海軍大臣の指定に依り、在籍鎮守府司令長官之を命ず。

一 身體強健實務成績優等にして高等武官として所要の勤務に服せしむるに適當なる識量を有すと認むる者

二 入學試験に合格したる者

選修學生採用試験要領は兵學校選修學生に同じ。

海軍經理學校

(東京市京橋區小田原町)

海軍主計科士官と爲すべき生徒を教育し海軍主計科兵曹長及一等主計兵曹に對し將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養に必要な教育を施し、海軍主計科士官及主計少尉候補生に對し之に必要な學術を教育し兼ねて該官をして職務を練習せしめ、海軍特修兵

たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な學術を教授する所とす。

海軍經理學校は右の外海軍に必要な會計經理の研究及教育の規畫に關する研究調査を行ふ。

海軍經理學校生徒 年齢十六年以上二十一年以下(當分十五年以上二十一年以下)にして海軍主計科士官たらんことを志願する者に就き検査を行ひ、所要の人員を採用す。

左の各號の一に該當する者は生徒に之を採用せず。

- 一 有妻の者
  - 二 禁錮以上の刑に處せられたる者
  - 三 復讐を得ざる家資分散者又は破産者
  - 四 品行不正其の他の事情に依り將來海軍主計科士官たる體面を保つこと能はずと認むる者
- 生徒は入校の月より海軍兵籍に之を編入す。

生徒の修業期間は三年六月とし學年は當分十二月より翌年十一月に至るも

のとす。但し戰時又は事變に際しては之を短縮することを得。

生徒左の各號の一に該當するときは之を退校せしむ。

- 一 海軍主計科士官たるべき器量に乏しき者
- 二 品行不正又は怠惰にして訓戒を加ふるも改悛せざる者
- 三 學業の成績不良にして卒業の目途なき者
- 四 傷疾を受け又は疾病に罹り前途役務に堪へ難しと認むる者

海軍經理學校に於て修習する海軍准士官以上を海軍經理學校學生、海軍下士官兵を海軍經理學校練習生と稱す。但し將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養に必要な事項を修習する海軍一等主計兵曹は之を學生と稱す。

海軍經理學校學生は之を左の六種に區別す。

- 一 甲種學生 一年
- 二 高等科學生 六月
- 三 普通科學生 六月

四 補習學生 八月以内

五 選科學生 一年乃至三年

六 選修學生 一年六箇月

甲種學生 身體強健實務の成績優等にして會計經理に關する高等の學術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍主計少佐又は主計大尉に就き要職に充つるに適當なる素養に必要な會計經理に關する學術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

高等科學生 海軍主計大尉又は主計中尉に就き主計長の素養に必要な學術を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

普通科學生 主計中尉又は主計少尉に就き初級主計科士官に必要な學術を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

補習學生 海軍經理學校生徒教程を経ざる海軍主計中尉、主計少尉又は主計少尉候補生に就き初級主計科士官に必要な學術を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。



門の學科を研究することを志願し且實務の成績優等にして之を修習せしむるに適當なる才學識量有すと認むる者に就き其の學科を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

海軍大臣必要と認むるときは海軍主計科士官に其の専修すべき學科を指定し選科學生を命ずることを得。

選修學生 海軍主計兵曹長又は進級に必要なる實役停年有する海軍一等主計兵曹にして三十三歳以下で左の各號に該當するものに就き將來尉官に準じ所要の勤務に服する必要な素養を與ふる爲志願に基き海軍大臣の指定に依り在籍鎮守府司令長官之を命ず。

一 身體強健實務の成績優等にして尉官に準じ所要の勤務に服せしむるに適當なる識量有すと認むる者

二 入學試験に合格したる者  
海軍大臣は海軍經理學校に臨時講習科を設け海軍士官、特務士官、准士官下士官をして必要なる學術の講習を受けしむることを得。

練習生 左の四種に區分す。

一 高等科經理術練習生 九箇月以内  
二 普通科經理術練習生 六箇月以内

三 高等科衣糧術練習生 九箇月以内  
四 普通科衣糧術練習生 六箇月以内

高等科經理術練習生(同衣糧術練習生)は海軍主計兵曹又は任用實役停年有する海軍一等主計兵にして普通科經理術練習生(普通科衣糧術練習生)卒業後一箇年以上勤務し特技軍を有する者より、普通科經理術練習生(同衣糧術練習生)は海軍一、二、三等兵(海軍一、二、三等主計兵)にして海軍特修兵に非ざる者より採用す。

鎮守府司令長官に隸する學校  
海軍砲術學校  
(横須賀市浦ヶ浦町)

海軍砲術學校は海軍兵科特校、特務士官、准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な砲術を教授する所とす。

海軍砲術學校に於ては、前項の外海軍に必要な砲術の研究及其の教育の規畫に關する研究調査並に海軍に必要な體育の研究、海軍士官以下に對する其の教育及其の教育の規畫に關する研究調査を行ひ、且必要に應じ海軍豫備員又は其の候補者を教育す。

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す。學生は之を左の四種に區別す。

- 一 高等科學生 一箇年
- 二 普通科學生 四箇月
- 三 特修科學生 一箇年以内
- 四 専攻科學生 一箇年以内

高等科學生 身體強健實務の成績優等にして高等の學術を修習せしむるに適當なる才學識量有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必

要なる學術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

普通科學生 海軍中、少尉に就き、初級兵科特校に必要な砲術を教育す。

特修科學生 海軍兵科佐尉官、特務士官、准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要なる砲術を修習せしむる爲又は必要なる體育に關することを修得せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官、准士官に在りては在籍鎮守府司令長官之を命ず。

専攻科學生 海軍砲術學校高等科學生教程を終了したる者に就き砲術中特に研究項目を指定し之を専攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。

海軍大臣は臨時講習科を設け士官、候補生又は特務士官、下士官兵をして必要なる砲術又は體育の講習を受けしむることあり。

練習生 左の五種とす。  
一 普通科砲術練習生

二 高等科砲術練習生 六箇月乃至七箇月

三 特修科砲術練習生 九箇月以内

四 普通科測的術練習生 六箇月乃至七箇月

五 高等科測的術練習生 十箇月以内

普通科砲術(測的)練習生は海軍一、二等水兵又は進級實役停年有する三等水兵にして特修兵にあらざる者より、高等科砲術(測的)練習生は二等兵曹にして進級實役停年有せざる者、三等兵曹及任用實役停年有する一等水兵にして普通科砲術(測的)練習生教程を卒業したる日より一箇年以上上海勤務に服し特技軍を有する者より、特修科砲術練習生は海軍一等兵曹又は進級實役停年有する海軍二等兵曹にして高等科砲術練習生教程を卒業したる日より一年以上上海勤務に服し特技軍を有する者より採用す。

海軍水雷學校

(横須賀市田浦)

海軍水雷學校は海軍兵科特校、特務士官、准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な水雷術を教授する處とす。

海軍水雷學校に於ては前項の外海軍に必要な水雷術の研究並に其の教育の規畫に關する研究調査を行ふ。

海軍水雷學校に臨時講習會を設け得ること砲術學校に同じ。

海軍水雷學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍水雷學校學生、海軍下士官兵を海軍水雷學校練習生と稱す。學生は之を左の三種に區別す。

- 一 高等科學生 一箇年
- 二 特修科學生 一箇年以内
- 三 専攻科學生 一箇年以内



必要なる水雷術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

特修科學生 海軍兵科佐尉官、特務士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要なる水雷術を修習せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官、准士官に在りては在籍鎮守府司令長官之を命ず。

専攻科學生 海軍水雷學校高等科學生教程を修了したる者に就き水雷術中に研究項目を指定し之を専攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。

- 一 普通科水雷術魚雷練習生 六箇月
- 二 普通科水雷術航空魚雷練習生 六箇月
- 三 普通科水雷術機雷練習生 六箇月
- 四 高等科水雷術魚雷練習生 九箇月以内
- 五 高等科水雷術航空魚雷練習生 九箇月以内

九箇月 高等科水雷術機雷練習生 九箇月以内

魚雷機雷練習生は一、二等水兵又は進級停年を有する三等水兵にて特修兵にあらざる者より、航空魚雷練習生は進級停年を有せざる者より、二等航空兵中特修兵にあらざる者より、高等科水雷術練習生は二等兵曹にして進級實役停年を有せざる者又は三等兵曹若くは任用實役停年を有する一等水兵中普通科を卒業し一箇年以上勤務に服したる者より採用す。

海軍潜水學校

(吳市吉浦町)

海軍潜水學校は海軍將校兵科及機關科特務士官、准士官、下士官兵をして潜水艦に關する須要なる實務を練習せしめ之に對し潜水艦に關する學術を教授する所とす。

海軍潜水學校に於ては前項の外潜水艦に關する研究、教育の規程に關する

研究調査を行ふ。

潜水學校に臨時講習會を設け得ること砲術學校に同じ。

海軍潜水學校に於て修習する海軍准士官以上を海軍潜水學校學生、海軍下士官兵を海軍潜水學校練習生と稱す。學生は之を左の五種に區別す。

- 一 甲種學生 六箇月以内
- 二 乙種學生 四箇月以内
- 三 機關學生 六箇月以内
- 四 特修科學生 六箇月以内
- 五 専修科學生 一箇年以内

甲種學生 海軍潜水學校乙種學生教程を修了したる者又は之に準ずべき經歷を有する海軍少佐若くは大尉に就き潜水艦長として其の職務を遂行するに必要なる學術技能を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

乙種學生 海軍水雷學校高等科學生教程を修了したる者又は之に準ずべき兵科尉官に就き潜水艦乗組兵科將校として其の職務を遂行するに必要なる事項を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

ず。

機關學生 海軍工機學校高等科學生教程を修了したる者又は之に準ずべき機關科尉官に就き潜水艦の機關長として其の職務を遂行するに必要なる事項を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

特修科學生 海軍將校兵科及機關科特務士官、准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し潜水艦の職員として必要なる事項を修習せしむる爲海軍將校に在りては海軍大臣、特務士官、准士官に在りては在籍鎮守府司令長官之を命ず。

専攻科學生 海軍將校に就き潜水艦に關する事項中に研究項目を指定し之を専攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。

- 一 潛航術掌水雷(魚雷)練習生
  - 二 潛航術掌水雷(機雷)練習生
  - 三 潛航術掌機雷練習生
  - 四 潛航術掌電機練習生
- 練習生は水雷術、機關術(内火機械)

又は電機術特修兵たる者にして練習生を卒業の日より起算し滿一年六箇月以上現役年期を有する者又は現役年期滿一年六箇月以上を有せざるも現役年期の際再服役を志願することを豫め誓約する者より採用す。

海軍工機學校

(横須賀市浦ヶ浦町)

海軍工機學校は海軍機關科將校、特務士官、准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要なる機關術及工術を教授する所とす。

海軍工機學校に於ては前項の外海軍に必要なる機關術及工術の研究並に其の教育の規程に關する研究調査を行ふ。海軍工機學校に於て修習する海軍准士官以上を海軍工機學校學生、海軍下士官兵を海軍工機學校練習生と稱す。海軍工機學校學生は之を左の四種に區別す。

- 一 高等科學生 一箇年
- 二 普通科學生 六箇月

- 三 特修科學生 六箇月乃至一年
- 四 専攻科學生 六箇月乃至一年
- 高等科學生 身體強健實務の成績優等にして高等の機關術及工術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍機關大尉又は機關中尉に就き機關長の素養に必要なる機關術及工術を修習せしむる爲、海軍大臣銓衡の上之を命ず。

普通科學生 海軍機關中尉又は少尉に初級機關科將校に必要なる機關術及工術を修得せしむ。

特修科學生 海軍機關科將校並に機關科及工務科の特務士官及准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要なる機關術及工術を修習せしむる爲海軍機關科將校に在りては海軍大臣、海軍機關科特務士官及准士官に在りては在籍の鎮守府司令長官之を命ず。

専攻科學生 海軍機關科將校に就き機關術又は工務術に關し特に研究項目を指定し之を専攻せしむる爲必要に應



じ海軍大臣之を命ず。

練習生 左の七種に區別す。

- 一 普通科機關術練習生 六箇月以内
- 二 高等科機關術練習生 九箇月以内
- 三 普通科電機術練習生 六箇月以内
- 四 高等科電機術練習生 九箇月以内
- 五 普通科工作術練習生 一箇年以内
- 六 高等科工作術練習生 九箇月以内
- 七 特修科工作術練習生 六箇月以内

海軍通信學校

(横須賀市・田浦)

教育終了者より、高等科は三等工作兵曹又は一等工作兵より採用す。

海軍通信學校は海軍兵科將校、特務士官及准士官並に海軍特修兵たるべき海軍下士官及兵に對し之に必要な通信術を教授する所とす。

海軍通信學校に於ては前項の外海軍に必要な通信術の研究及其の教育の規畫に關する調査を行ふ。  
海軍通信學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍通信學校學生、海軍下士官及兵を海軍通信學校練習生と稱す。

- 一 高等科學生 一箇年
- 二 普通科學生 二箇月
- 三 特修科學生 一箇年以内
- 四 專攻科學生 一箇年以内
- 高等科學生 身體強健實務の成績優

海軍通信學校學生は之を左の四種に區別す。

等にして高等の通信術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き通信長の素養に必要な通信術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。  
普通科學生 海軍中尉又は少尉を採用し初級兵科將校に必要な通信術を修得せしむ。  
特修科學生 海軍兵科佐尉官、特務士官及准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要な通信術を修習せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官及准士官に在りては在籍の鎮守府司令官長官之を命ず。  
專攻科學生 海軍通信學校高等科學生教程を終了したる者に就き通信術中に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。  
練習生 普通科及高等科の二部に分れ九箇月或は一年以内教育す。

海軍航海學校

(横須賀市田浦町)

海軍航海學校は海軍兵科將校、特務士官及准士官並に海軍特修兵たるべき海軍下士官兵及海軍豫備員に對し之に必要な航海術、運用術、信號術及見張術を教授する所とす。

海軍航海學校に於ては前項の外海軍に必要な航海術、運用術、信號術及見張術の研究並に各其の教育の規畫に關する調査を行ふ。

海軍航海學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍航海學校學生、海軍下士官及兵を海軍航海學校練習生と稱す。

臨時講習科を設け得ること砲術學校に同じ。

海軍航海學校學生は之を左の五種に區別す。

- 一 航海學生 一箇年
- 二 運用學生 一箇年
- 三 普通科學生 二箇月
- 四 特修科學生 一箇年以内
- 五 專攻科學生 一箇年以内
- 航海學生 身體強健實務の成績優等

にして高等の航海術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き航海長の素養に必要な航海術、運用術、信號術及見張術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

運用學生 身體強健實務の成績優等にして高等の運用術を修習せしむるに適當と認むる海軍大尉又は中尉に就き運用長の素養に必要な航海術、運用術、信號術、見張術及氣象術を教育す。

普通科學生 海軍中尉又は少尉に就き初級兵科將校に必要な航海術、運用術、信號術、見張術及氣象術を教育す。

特修科學生 海軍兵科佐尉官、特務士官又は准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要な航海術、運用術、信號術又は見張術を修習せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官及准士官に在りては在籍の鎮守府司令官長官之を命ず。

專攻科學生 航海學生教程又は運用

- 一 普通科運用術操舵練習生 六箇月
  - 二 普通科運用術應急練習生 六箇月
  - 三 普通科信號術練習生 八箇月以内
  - 四 高等科運用術操舵練習生 六箇月
  - 五 高等科運用術應急練習生 六箇月
  - 六 高等科信號術練習生 十箇月以内
- 普通科運用術操舵及同應急練習生は一、二、三等水兵中特修兵に非ざる者より、普通科信號術は海軍團教育を終了せる者より、高等科運用術操舵及應急練習生は二、三等兵曹又は任用實役停年を有する一等水兵より、高等科信號



術練習生は三等兵曹又は一等水兵より採用す。

鎮守府

其の所在の地名を冠稱し所管海軍區要港部所管の防禦及警備並に所管の出師準備に關することを掌り又所屬各部を監督する所とす。

司令長官は天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し海軍大臣の命を受け軍政を掌り又部下の軍紀、風紀及教育訓練を統監す。

司令長官は其の軍港に於ける守備、秩序の維持及齊一を要する重大なる事項に關し同所に在る後任指揮官の率ふる艦船部隊の指揮するの權を有す。但し緊急の必要ある場合の外之が爲當該諸隊及艦船の本務を妨ることを得ず。

司令長官は所管海軍區の警備に關しては當該區警備の任務を有する艦隊司令長官と氣脈を通ず。

司令長官の幕僚として參謀長、參謀副官、人事長、機關長、軍醫長、主計

長、法務長を置く外鎮守府には必要に應じ出仕及附を置く。

鎮守府屬官衙

鎮守府屬官衙 大阪に置き大阪及神戸地方に關する警備及出師準備に關する事務を掌る。吳鎮守府に屬す。

海軍人事部 各軍港に置き當該鎮守府に屬し左の事務を掌る。

一 士官、特務士官、候補生、准士官、下士官兵並に文官及同待遇者の人事に關する事項

二 特務士官、准士官、下士官兵の召集及充員に關する事項

三 下士官兵の簡閱點呼並に兵の徵募に關する事項

四 准士官以下の海軍豫備員及豫備候補生の人事並に豫備員候補者の採用に關する事項

五 國家總動員法に依り徵用せらるる者の人事に關する事項

六 軍人及軍屬の福祉、軍事扶助並に軍事普及に關する事項

佐世保海軍工廠 造兵部、航空機部

造船部、造機部

舞鶴海軍工廠 造兵部、造船部、造機部、機關實驗部

豐川海軍工廠 銃砲部、火工部

海軍工廠は官廳又は民間より艦船若くは兵器の造修若くは實驗、其の指導又は技術從業者養成の依頼を受けたるときは業務に支障なき限り之に應じ又工廠長は技術上のことに關しては海軍艦政本部長(航空本部長)の區處を受く。

尙佐世保海軍工廠は航空機工場の分工場を鹿兒島縣に設け吳工廠長兼下に海軍技術養成所を設け造船、造機、造兵の技手を養成する。

海軍建築部 各軍港に置き、所在鎮守府に屬する建築及土木工事の實行に關すること並に國有財産に關すること

要港に左の出張所を置く。  
横須賀海軍建築部大湊出張所  
佐世保海軍建築部彌海出張所

海軍工廠 各軍港及舞鶴要港に置き艦船及兵器の造修又は購買及實驗に關することを掌る。

横須賀海軍工廠 造兵部、造船部、造機部、光學、機雷、航海、通信

電池、機關の各實驗部

吳海軍工廠 砲煩部、火工部、水雷部、電氣部、造船部、造機部、製鋼部、潜水艦部、砲煩、魚雷、電氣、造船、製鋼の各實驗部

廣海軍工廠 航空機部、造機部  
光海軍工廠

地方海軍人事部の管轄區域左の如し。

地方海軍人事部	管轄區域
札幌地方海軍人事部	北海道、樺太
仙台地方海軍人事部	宮城縣、福島縣、岩手縣、青森縣
新潟地方海軍人事部	新潟縣、山形縣
金澤地方海軍人事部	石川縣、富山縣
大阪地方海軍人事部	大阪府、奈良縣、和歌山縣
名古屋地方海軍人事部	愛知縣、三重縣、岐阜縣
高松地方海軍人事部	香川縣、德島縣、愛媛縣、高知縣
鹿兒島地方海軍人事部	鹿兒島縣、宮崎縣、沖繩縣
松江地方海軍人事部	島根縣、鳥取縣
熊本地方海軍人事部	熊本縣、大分縣

海軍軍需部

各軍港に置き當該鎮守府に屬し軍需品の準備保管及供給並に艦營、艦營需品、被服及糧食の研究に關することを掌る。吳海軍軍需部徳山支部を山口縣徳山市に、支庫を豊ヶ浦、

佐世保海軍建築部馬公出張所

海軍航空技術廠 横須賀軍港に置き航空兵器の設計及實驗航空兵器及其の材料の研究調査及審査並に之に關する諸種の技術的試驗を掌り必要に應じ出張所を置く。

航空技術廠長は技術のことに關しては各其の所管事項に應じ海軍航空本部長又は海軍艦政本部長の區處を受く。

海軍病院 各軍港其の他海軍大臣の指定する地(湊、別府、嬉野)に置き患者の診療、諸般の衛生的検査、傳染病消毒、治療品の準備、保管、供給に關すること並に軍港に在る海軍病院に練習部を置き看護科特修兵及看護兵の教育を掌る。普通科看護練習生は海軍一、二、三等看護兵より、高等科看護練習生は二、三等看護兵又は一等看護兵にして特技章を有する者より採用す。

海軍經理部 各軍港に置き會計經理、造兵、造船、建築の材料、物件に非ざる通常物品及港用品の購買、供給、



其の他會計事務を掌る。  
鎮守府軍法會議 各軍港に置く。  
海軍監獄 横須賀、吳、佐世保に刑務所を置く。

海軍燃料廠 山口縣徳山市に置き海軍所要燃料、潤滑油及其の副生品の生産、加工、研究、實驗、調査及審査に關することを掌り吳鎮守府司令長官に隸し新京、平壤炭礦を附屬されてる。

海軍望遠 沿岸の要所に置き海上見張通信を掌り又氣象觀測を行ふ。

地方在動海軍武官 海軍大臣指定地方(京城、臺北、南洋)に在動し其の地方の警備を掌る鎮守府司令長官又は要港部司令官に隸し在動地方に關する警備又は出師準備に關する事務を掌る。

要港部

各要港(除徳山要港)に置き其の所在の地名を冠稱し所管警備區の防禦及警備並に所管の出師準備に關することを掌り所屬各部を監督す。  
司令官は 天皇に直隸し部下の艦船

部隊を統率し、海軍大臣の命を受け軍政を掌り又部下の軍紀風紀及教育、訓練を統監す。  
司令官は要港に於ける守備、秩序維持の爲之を要すれば鎮守府司令長官と同様の指定を爲すことを得。

司令官は所屬警備區の警備に關しては當該警備の任務を有する艦隊司令長官と氣脈を通ず。

要港部には必要に應じ艦船部隊を附屬し又港務部、軍需部、工作部(除舞鶴)及病院を置く。要港部の港務部は軍港の港務部と同一のことを掌握す。工作部は艦船兵器の修理及裝備並に特務艇及雜役船の製造を、經理部は會計經理並に會計事務監督を、建築部は海軍建築部に準ず。

艦隊

戰時に在つては海軍の殆ど全艦隊を以て聯合艦隊を編成するものにして其の編成は軍令部總長之を規畫す。然れども平時に在つては艦船修理の必要及

經費上より其の一部を以て艦隊を編成す。

聯合艦隊 艦隊二箇以上を以て編成し必要に應じ之に艦船部隊を編入し又は附屬す。  
聯合艦隊司令長官は 天皇に直隸し聯合艦隊を統督す。但し軍政に關しては海軍大臣の指揮を受く。

艦隊 艦隊は軍艦二隻以上を以て編成し必要に應じ之に驅逐隊、潜水隊、水雷隊、掃海隊(又は驅逐艦、潜水艦水雷艇、掃海艇)を編入し港務部、防備隊、航空隊、特務艦等を附屬し又は軍艦及驅逐隊、潜水隊、水雷隊、掃海隊を以て編成す。艦隊は任務に因る名稱又差遣する海洋若くは地方の名を冠稱す。  
艦隊司令長官は 天皇に直隸し麾下の艦隊を統率し隊務を總理し麾下艦隊の軍紀、風紀及教育訓練を統監す。但し軍政に關しては海軍大臣の指揮を受く。

獨立艦隊司令官 天皇に直隸し其の職權に付ては艦隊司令長官に關する規

定を準用す。

艦隊は必要に應じ之を艦隊に區分す。

驅逐隊 艦隊は軍艦二隻以上又は軍艦及驅逐隊若くは潜水隊を以て編成す。但し主として航空母艦、驅逐艦、潜水隊等を以て編成するときは之を航空艦隊、水雷艦隊、潜水艦隊と稱するを例とす。艦隊には必要に應じ水雷隊又は掃海隊を編入す。

艦隊司令官は艦隊司令長官に、し麾下艦隊又は其の一部を指揮統率す。聯合艦隊司令長官又は艦隊司令長官の直率する艦隊司令官は司令長官の命ずる所により服務す。

艦隊は編成に因り第一艦隊、第二航空艦隊、第三水雷艦隊、第四潜水艦隊等と稱す。

艦隊(水雷艦隊、潜水艦隊を除く)とは戰艦若くは巡洋艦を以て編組せる單隊の總稱にして直接一指揮官の下に戰鬥し得る戰術單位を謂ふ。一艦隊は四隻を以て編成するを通常とす。  
水雷艦隊は戰術上の攻撃目標に對し

同時に襲撃に使用し得る驅逐隊は二隊を超えざるを例とす。故に驅逐隊二隊を以て艦隊を編成し此の二隊は常に協同して攻撃目的を達せしむる如くし更に二艦隊(四隊)を併せて水雷艦隊を編成し指揮官の乗艦として巡洋艦一を附するを例とす。  
潜水艦隊は潜水隊二若くは三隊を以て編成し指揮官の乗艦として巡洋艦一を附するを例とす。

警備艦隊、防備艦隊 各軍港に置き鎮守府所屬の在役艦船及豫備艦船並に驅逐隊、潜水隊、水雷隊又は掃海隊中特に定むるものを以て編成し警備教育、訓練、保存、整備等に任ず。

驅逐隊、潜水隊、水雷隊、掃海隊 驅逐隊は驅逐艦二隻以上、潜水隊は潜水艦二隻以上、水雷隊は水雷艇二隻以上、掃海隊は掃海艇二隻以上を以て編成し第一驅逐隊、第二潜水隊、第三水雷隊又は第四掃海隊等と稱す。

海兵團

海兵團 各軍港に置き其の所在の地名を冠稱し鎮守府に屬し、軍港の航空機に依らざる空中防禦、警衛及陸上の防火を掌り又補缺員を統轄する所にし必要に應じ艦船を屬せしむ。  
補缺員とは艦船部隊其の他各部の勤務又は練習等を免ぜられたる海軍下士官兵を謂ひ必要に應じ之を艦船部隊其の他各部定員の補缺に充當す。

尙海兵團には海兵團練習部を置き海軍四等兵の教育を掌り又必要に應じ海軍特修兵たるべき海軍下士官兵、特殊の技藝を修得せしむべき海軍兵及海軍豫備員候補者を教育す。海兵團長は鎮守府司令長官に隸し部下を統率訓練し、軍紀風紀を維持し團務並に練習部の部務を總理す。

防備隊 各軍港及要港(除徳山)に置き其の所在の地名を冠稱し鎮守府又は要港部に屬し(鎮守府又は要港部を置かざる軍港又は要港の防備隊は其の所在の海軍區を管する鎮守府に屬す)海面防禦(海軍航空隊の所掌を除く)



に關することを掌り、又海兵團同所に在らざるときは當該軍港又は要港の航空機に依らざる空中防禦、警衛及陸上防火を兼掌す。防備隊には必要に應じ驅逐隊、潜水隊又は艦船を附屬す。

司令は鎮守府司令長官又は要港部司令官に隸し部下を統率訓練し軍紀、風紀を維持し隊務を總理す。

防備隊所屬に魚形水雷調製場あり當該鎮守府所管艦艇の使用に供し又出來得る限り他働艦艇の請求に應じ之を使用せしむ。

海軍航空隊 海上部隊との協同任務に關すること並に航空機を以てする空中防禦及海面防禦に關することを掌る。

海軍航空隊は補缺員たる航空整備科下士官兵、艦船搭載の航空機及之が人員を收容教育することを得るものとす。又海軍航空隊には必要に應じ艦船部隊を附屬す。

海軍練習航空隊 海軍士官、特務士官、及准士官並に海軍特修兵たるべき海軍下士官及兵に對し航空術を教授し

の爲二十八年一月二十日六十餘名の八重山陸戰隊築城灣に上陸山東高角砲臺を占領敵偵察に任ず。(五)澎湖島占領の爲二十八年三月二十三日裏正角に上陸又高千穂外五艦より聯合陸戰隊を編成し圓頂半島に上陸。

日露戰爭に際しては(一)三十七年六月二十二日七百五十餘名を以て陸戰重砲隊を編成し大連に上陸せしめ旅順背面攻撃に参加せしむ。(二)明治三十七年五月陸軍第二軍團大澳上陸掩護の爲劍術に長ずる水兵千餘名を選抜し四箇大隊十六箇小隊の陸戰隊を編成し全員日本刀を帶び五日早朝猴兒石に上陸し臺山東方高地を占領し陸軍部隊の上陸を掩護す。

世界大戰に際し(一)陸軍部隊の勞山灣上陸に先ち大正三年九月十八日海軍重砲隊を勞山南岸に上陸せしめ更に千餘名の陸戰隊を揚陸し陸軍の上陸を掩護す。(二)膠州灣の敵艦隊擊滅の爲海軍重砲隊五百名は九月二十八日勞山灣に上陸す。(三)南洋分遣第一、第二

且航空に關する研究、實驗及其の教育規畫に關する研究、調査を行ふ外必要に應じ海軍航空科及整備科の准士官及一等下士官に對し將來尉官に準ずる勤務に服するに必要なる教育を施し新に採用せられたる海軍航空兵及航空關係の海軍豫備員候補者の教育を行ふ。

司令は鎮守府司令長官の指揮を承け隊務を總理す。

遞信大臣の請求又は其の他必要あるときは海軍部外の希望者に對し航空術を教授することあり。

海軍聯合航空隊 海軍聯合航空隊は海軍航空隊二隊以上を以て編成し第一聯合航空隊、第二聯合航空隊と稱す、又聯合航空隊には必要に應じ艦船部隊を附屬す。聯合航空隊の司令官は所屬の聯合艦隊司令長官、艦隊司令長官、鎮守府司令長官又は要港部司令官に隸屬す。

海軍練習航空隊に指定せられたる海軍航空隊を以て編成せられたる聯合航空隊は海軍練習聯合航空隊と稱し得。

兩艦隊は大正三年九月二十九日聯合陸戰隊を以てヤルト島を占領せしめたる外獨領南洋諸島を占領せり。

海軍特別陸戰隊は戰時又は事變に際し現地に在る軍艦の陸戰隊を以てしては兵力不足の場合又は陸戰期間が相當長期に亙る場合に編成せらる。我が國に於ける特別陸戰隊は北清事變の際北京天津の居留民保護の爲派遣せられし佐世保特別陸戰隊を最初とし日清戰爭後支那に於ける我が權益増大し在留邦人の數増加し上海上面の重要性に鑑み我が海軍は昭和二年支那動亂に際し派遣せる特別陸戰隊の一部を其の儘上海に常置し爾後兵力を増大し漢口に分遣所を設け事變前は約三百名の陸戰隊を上海より派遣しありたり。

今次支那事變に於ける海軍特別陸戰隊の活躍狀況は、毎年の年鑑に詳述しある如く、殆んど全支海岸及奥地に亘り陸軍と協同して偉力を發揮して居る。

艦船

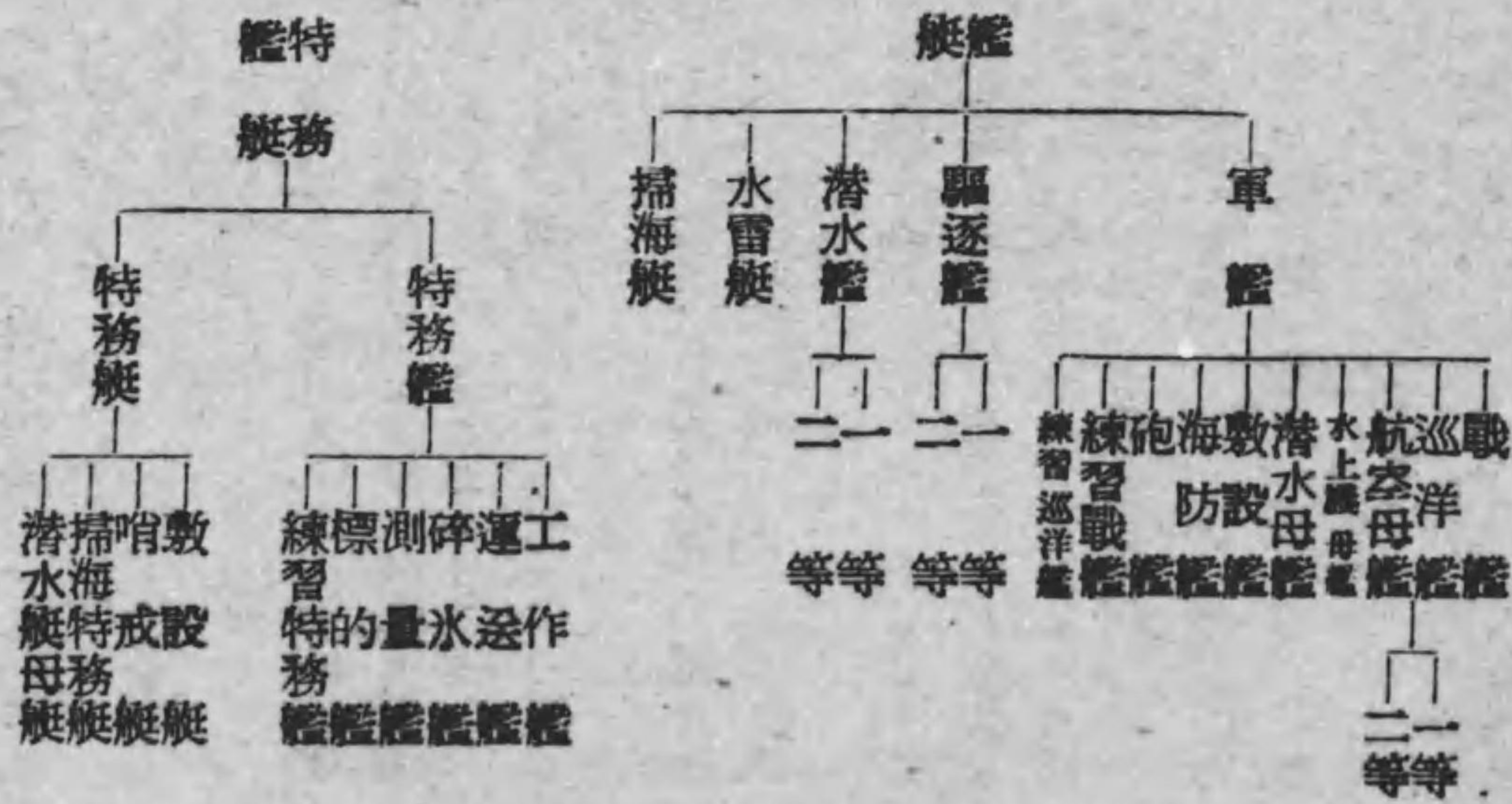
海軍通信艦 軍港、要港其の他要所に置き無線電信に依る通信を掌る。

海軍陸戰隊

我が海軍が陸戰隊を外國土地に上陸せしめたるは明治八年航路測量の爲軍艦雲揚が牛莊に赴く途中江華灣東南端に於て草芝嶺砲台より射撃を受けたるを以て九月二十一日該砲臺を砲撃沈黙せしめ翌日雲揚の陸戰隊員二十餘名を上陸せしめ砲臺を破壊し永宗城を燒却せるを嚆矢とす。

日清戰爭に際しては(一)明治二十七年六月東學黨の亂起るや軍艦八重山仁川に於て陸戰隊四百餘名の聯合陸戰隊を編成し仁川に上陸翌朝京城に入る。(二)陸軍大部隊を花園口に上陸せしむる爲十月二十四日約五十名の千代田陸戰隊は花園口に上陸し警戒配備に就きたり。(三)明治二十七年十一月大和外四艦より三百餘名の聯合陸戰隊を編成し二十一日遼東半島に上陸旅順大連間の殘敵掃蕩に任ず。(四)威海衛港占領

海軍艦船は大別して艦艇と特務艦艇とに區分せらる。





艦船中最も堅牢強大なるもので海軍兵力の骨幹である。即ち各艦種のうち最も卓越したる攻撃力と防禦力とを具へ、戦闘に當つては味方艦隊の主力となり最強なる敵に對抗するのを本務とする。

長門、陸奥、日向、伊勢、山城(以下略)以下掲ぐる艦艇に關しては本章末「帝國艦船一覽表」に詳記しあり。

巡洋艦

巡洋艦の主任務は主力(戰艦)の耳目や手足となつて輕快に活動し、主力をして強大なる攻撃力を充分發揮せしむるにある。故にこの種の軍艦は速力の大なること、燃料を澤山に積んで遠距離に活動出来ることが必要である。従つて攻撃力や防禦力は戰艦に比すればずつと弱いが、その速力は之に優つて居る。此の艦種の戰場に於ける任務は艦の大小により差はあるが列擧して見ると、敵の所在を搜索すること、偵

砲艦

と協力し沿岸港灣等を防禦するにあり。故に其の本能は攻撃力防禦力に殆ど全力を傾注し運動力、航続力等は唯一地より一地に移動し得るを以て足れりとする。本來海軍の戰略は海上に於ける積極的攻勢作戰を以て國防上の良策とするを以て各國は近來之を建造せず舊式戰艦巡洋艦等を以て充當するに至れり。

砲艦

春日、磐手、出雲、吾妻(以下略)砲艦の任務は主として海岸、河川等を防備し又は陸兵を威嚇、制壓するにあり。多くは淺吃水の小船にして中、小口徑砲數門を備ふるに過ぎず、揚子江方面の警備任務に従事する艦は概ね本艦種なり。

練習艦

伏見、二見、熱海、保津、堅田(以下略)兵裝及防禦の大部分を撤去したる戰艦にして練習用に使用せらる。比叡

察すること、敵の所在を發見した場合見失はない様に接觸を保つこと、海面の警戒、敵情の通報、敵の重要な交通線の脅威、通商破壊、我が通商の保護、其の他戰場で敵の驅逐隊、潜水隊が味方の主力部隊を襲撃するのを撃退すること、味方驅逐隊が敵に向つて襲撃のため進軍するのを掩護すること、敵の同種艦を攻撃すること、敵の主力に向つて魚雷攻撃を執行すること等大切な役目を演ずるのである。

足柄、妙高、羽黒、那智、磨耶、鳥海、筑摩、利根、熊野、鈴谷、三隈、最上(以下略)

航空母艦

航空母艦は、各種の飛行機を多數搭載してゐる艦で、必要のとき思ふ所へ行動して海上で飛行機を飛ばし戦闘の用に供する特種の軍艦である。

飛龍、蒼龍、加賀、赤城(以下略)

水上機母艦

水上機母艦は航空母艦の如く飛行甲

水雷艇

水雷艇は驅逐艦に比し排水量小にて性能も之に劣るも其の任務は驅逐艦に準じ主として沿岸防禦に使用せらる。鳩、鷲、雁、雉、鶴(以下略)

掃海艇

掃海艇の主要任務は敷設水雷を掃海(除去し處分す)し航路を安全ならしむるにあり。第一號より第八號まで

特務艦

特務艦は工作艦、運送艦、碎氷艦、測量艦、標的艦及練習特務艦に分ち、夫々艦船及部隊に對する海上修理軍需品の運送、供給、航路の開通及測量又は練習任務を掌る。

富士、敷島

特務艇

特務艇は敷設艇(任務は敷設艦に同じ)驅逐艇(潜水艇の攻撃等に任ず)掃海特務艇(機械水雷の掃海並に處分

板を持たない。故に搭載する飛行機は總て浮舟附の水上機のみである。

飛行機は、起重機を以て一旦水上に降して發進させるか又は射出機(カタパルト)に依り迅速且安全に射出される。之を艦内に收容するには總て母艦附近へ着水の上、起重機で引揚げる。従つて浪の荒い時にはなかなか困難である。

潜水艦

瑞穂、千代田、千歳、神威、能登呂潜水隊と共に行動し之に對する隊需品の補給、小修理、艇員の休養等を任ず。

伊號第一、第二、第三、第四、第五(以下略)

敷設艦

機械水雷の敷設に任ず。

常磐、勝力、八重山、沖島(以下略)

海防艦

海防艦の任務は主として海岸要塞等

に任ず)潜水艇母艦(任務は潜水母艦に同じ)及哨戒艇に分つ。

教育、點檢、査閲、檢閲、演習

海軍の軍隊教育

海軍の軍隊即ち軍艦、驅逐隊、潜水隊、掃海隊、海兵團、防備隊及航空隊の教育は右の各軍隊を以て教育の基本部とし、所屬長官から示される年度の教育方針に基き基本部長が全責任を以て教育を實施する。

海軍に於ける教育は之が被教育者から見れば士官教育、特務士官教育、准士官教育、下士官教育となり、又之を教育科目から云へば精神教育、技能教育及體育に分けることが出来る。

本項に於ては主として下士官兵教育の大體に就て説明する。

海兵團の教育

海兵團に練習部を設け四等兵其他の教育を實施するのである。練習部に於て教育する四等兵を新兵、特修兵た



る下士官兵を練習生、其の他を補習生と稱す。

志願兵徴兵は共に海兵團に入團すれば新兵として約四箇月乃至五箇月間の教育を受けるのである。此の海兵團教育は軍隊教育の初歩であり、而も將來の高等複雑なる諸教育の基礎をなすものであるから海軍にとつても亦個人の爲にも最も重要なものと言はねばならぬ。諺に「三ツ子の魂百造」とあり、白紙の如き清淨なる新兵が將來有爲の海軍軍人たり得るか否かは主として此の期間に於ける教育と修養如何とに依り定まるのである。

先づ精神教育方面では 明治大帝が軍人に對し賜つた 勅諭の聖旨を奉體して確乎たる軍人精神を養ふことに精進し、或は日本建國の歴史を學びて我が國體の世界に冠たる所以を覺り、或は古來先進の勳績を聽いて義勇奉公の心を堅むる等勿論一定の型がある譯ではないが、嚴格而も懇篤なる指導を受けて將來の大成に資することとなる。

技能教育に於ては、海上勤務者として誰しも熟達しておらねばならぬ所の短艇の漕ぎ方や或は端正なる態度、姿勢を作り嚴格活潑なる學動を養ふ爲に必要な所の各個教練其の外に兵種に依り夫々の職責を完うするに必要な技術即ち水兵は艦砲教練や水雷の取扱ひ方、機關兵は船用機關の構造や焚火術、或は金工術、木工術、潜水術、看護兵は衛生學や生理學と云ふ具合に専門的學問と技能の初歩が課せらるるのである。

體育は將來繁劇なる海上の勤務に堪ゆる様頑健なる體格と海兵としての輕快敏捷な習慣を養ふを目的として課せらる。其の種類には體操、劍道、柔道、銃劍術、水泳、器械體操あり、或は角力、綱曳、駢足、山登り其の他各種の運動競技等もあるが、學科と體育とが能く併行する如く適當に按配されてゐる。

要するに海軍の新入生を僅か五箇月位で立派な海軍軍人に育てあげなければならぬ。

ばならないのであるから、其の教育は決して閑散なものではない。始めは随分激烈とも感ぜらるるであらうが、而も新兵の顔色を見ると何れも生々として愉快さうであり、其の體重なども入團前に比し段々増加するに照らして見ても一方衣食住の適良なると共に半面に於て學科と體育との調和が極めて良くとれてゐることを知るに足ると思ふのである。

海兵團練習部教育

新兵、補習生、練習生の修業期間は左の如し。

- 一 新兵(志願兵) 五箇月半以内
- 但し普通科信號術練習生たるべき者は四箇月、普通科電信術練習生及普通科工作術練習生たるべき者は三箇月。
- 二 新兵(徴兵) 四箇月半以内
- 但し普通科信號術練習生、普通科電信術練習生及普通科工作術練習生たるべき者は三箇月。
- 三 軍樂補習生 一箇年

- 四 普通科信號術練習生 七箇月半
- 五 特修科軍樂術練習生 二箇年
- 四等軍樂兵、軍樂術補習生、特修科軍樂術練習生の教育は横須賀海兵團にて行ふ。軍樂術補習生は新兵教程を経て進級したる三等軍樂兵より特修科軍樂術練習生は二、三等軍樂兵曹又は一、二等軍樂兵より選抜す。

普通科信號術練習生は新兵入團したる際水兵となるべき者にして練習生志願者を採用豫定者とし新兵教程を終了し新に進級したる三等水兵中より選抜採用し之を教育す又看護兵は入團後約六週間練習部にて教育したる後之を海軍病院に移すのである。

- 海軍練習航空隊の教育
- 海軍練習航空隊に於て修習する准士官以上を學生、下士官及兵を練習生、海軍豫備員候補者を飛行豫科練習生と稱す。海軍練習航空隊學生は左の六種に區分す。
- 一 高等科學生
- 二 飛行學生
- 三 整備學生
- 四 特修科學生
- 五 專攻科學生
- 六 選修學生

高等科學生は海軍大尉又は中尉に飛行隊長以上の素養に必要な航空術を、飛行學生海軍中、少尉に航空機塔乗將校として必要な學術技能を、整備學生は海軍機關科尉官に航空機整備を、特修科學生は士官、特務士官又は准士官の志願者に航空關係職員に必要な事項を、專攻科學生は海軍練習航空隊高等科學生教程終了者に航空術中特に研究項目を專攻せしめ、選修學生は航空兵曹長、整備兵曹長、一等航空兵曹、一等整備兵曹中將來特務士官適任者を試験に依り選抜入校せしむ。

- 一 普通科砲術練習生
- 二 普通科水雷術練習生
- 三 普通科測的術練習生

- 高等科砲術練習生
- 高等科水雷術練習生
- 高等科測的術練習生

學生、練習生は當該練習航空隊にて修業せしむるも飛行學生、操縦練習生は一旦麗ヶ浦航空隊に入隊せしめ第十一聯合航空隊司令の定むる專修別に從ひ當該練習航空隊に入隊せしむ。

練習生の教育

海軍兵に對する技能教育は海兵團と左に述ぶる艦船とに於ける教育を以て完成する仕組みであるが、兵器機關、其の他要具が精巧であると其の更新が頻繁であるとの爲右の教育では不十分であるから學校其の他の特別施設で専門的教育を施して艦船の實力發揮に資する必要がある。

即ち之を概説すれば砲術學校、水雷學校、通信學校、航海學校、潜水學校、工機學校、經理學校、練習航空隊、海兵團練習部及海軍病院練習部等に於ける練習生教程が夫であつて、練習生の種類を擧ぐれば左の通である。

- (水兵より採用)
- (水兵又は航空兵より採用)
- (水兵より採用)



- 四 普通科運用術練習生 高等科運用術練習生 (水兵より採用)
  - 五 普通科信號術練習生 高等科信號術練習生 (水兵より採用)
  - 六 普通科電信術練習生 高等科電信術練習生 (水兵より採用)
  - 七 普通科工作術練習生 高等科工作術練習生 (水兵より採用)
  - 八 航空術(飛行・操縦・偵察)練習生 (乙種飛行操縦練習生を卒業せる航空兵又は各兵種より採用)
  - 九 普通科航空兵器術練習生 高等科航空兵器術練習生 (航空兵より採用)
  - 一〇 普通科整備術練習生 高等科整備術練習生 (機關兵より採用)
  - 一一 普通科機關術練習生 高等科機關術練習生 (機關兵より採用)
  - 一二 普通科電機術練習生 高等科電機術練習生 (機關兵より採用)
  - 一三 工術練習生 特修科工術練習生 (軍樂兵より採用)
  - 一四 特修科軍樂術練習生 高等科看護術練習生 (看護兵より採用)
  - 一五 普通科看護術練習生 高等科看護術練習生 (看護兵より採用)
  - 一六 普通科經理術練習生 高等科經理術練習生 (主計兵より採用但し普通科經理術練習生は各兵種より採用)
  - 一七 普通科衣糧術練習生 高等科衣糧術練習生 (主計兵より採用)
- 右練習生教程に就て一般的に説明すれば、普通科練習生は大體二等兵、一等兵及進級資格のある三等兵より試験の上採用され、修業期間は六箇月乃至九箇月である。普通科練習生教程を卒業した者は特修兵と呼ばれ之に相當する識別章を服裝に著ける。卒業後は艦船に配乗され夫との要職に配置され、練習生中に修めた専門的技能を實地に應用することとなる。其の内掌電信兵志願の水兵、信號兵となるべき水兵又は偵察練習生志願の航空兵は入團後三ヶ月後に三等兵に進級し普通科電信術練習生、普通科信號術練習生(偵察練習生志願の航空兵は普通科電信術教程約一ヶ年修了の上更に偵察練習生)となり海兵團、通信學校(航空隊)に於て夫々特殊の教育を受け、乙種飛行豫科練習生志願の航空兵として入團したるものは直ちに航空隊に入つて約三ヶ年間の特種の教育を受ける。普通科練習生教程卒業者中の幾分は再び選拔されて各科の高等科練習生を命ぜられる譯であるが、夫は普通科教

種類	兵の名稱	服	役	義務	年	數
砲術	掌砲兵	特修科三年、高等科三年、普通科四年				
水雷術	掌水雷兵	高等科三年、普通科四年				
測的術	掌測的兵	高等科三年、普通科四年				
運用術	掌帆兵	高等科操舵三年、高等科應急三年、普通科四年				
信號術	掌信號兵	高等科信號三年				
電信術	掌電信兵	高等科電信三年				
航空術	掌航空兵	飛行四年、操縦四年、偵察四年				
航空兵器術	掌航空兵器兵	高等科三年、普通科四年				
整備術	掌整備兵	高等科三年、普通科四年				
軍樂術		特修科四年				
機關術	掌機兵	高等科三年、普通科四年				
電機術	掌電機兵	高等科三年、普通科四年				

程を終りたる後概ね海上勤務一年以上を經過した一等兵以上の者から採用せられる、高等科練習生の修業期間も六箇月乃至九箇月で卒業すれば同じく海

上勤務に復歸して一層重要な職務に配せられる。勿論服裝上の識別章も普通科のものとは異なるものである。特修兵は課程卒業後左に示す期間現

役に服する義務を有し又課程卒業の日より五年以内服役を延長することを得。



工	作	術	掌	工	兵
看	護	術			
經	理	術	掌	經	理
衣	糧	術	掌	衣	糧
					兵
					高等科三年、普通科三年
					高等科三年、普通科三年
					高等科三年、普通科三年

尙兵科、航空科、整備科、機關科、看護科、主計科の准士官又は進級停年のある一等下士官中優秀なる者は試験の上選修學生として海軍兵學校、機關學校、軍醫學校、經理學校に入学し約一年八箇月の間一層高等の教育を受け卒業後間もなく特務士官に任用せらる。

**艦船の教育**

艦船に於ける教育も亦海兵團に於けると同様、精神教育、技能教育、體育の三種であることは勿論である。軍艦は實際の戦場であり、又家であるから精神教育及體育は實施の時機や方法に於て多少異なる所があるが、大體に於て海兵團に於けるものと方針や様式が違ふものでないから之を省き、技能教育

に就て述べることにする。

海兵團に於ける技能教育は一般的、概括的であり、學校に於けるものは専門的であるが、艦船に於ける教育は特定のであり、且一層奥行の深いものであると共に海を知り海に馴れることに常に著眼するのである。海兵團や學校に於ては別に各自の固有配置と云ふものがないが、一旦艦船乗員となると各員に對し戰闘配置が定められる。是は艦長より兵に至る迄、否軍屬として乗艦する刺夫(理髮人)従僕(給仕)に至る迄同様であつて艦船としての最重要任務たる戰闘の場合の各自の職務なのである。平素の教育や諸作業まで殆ど總て此の戰闘配置を基準として行はるるもので、艦船乗員にとつては自己の

戰闘配置を辱しめないと云ふこと程重要なことではないのである。

而して技能教育は特定の配置に従ひ其の任務を完全に遂行出来る様に必要なる知識と技術とを修得せしむるものである。海兵團に於て受けた教育丈では未だ艦船の乗員として十分なる働きは出来ない。例へば大砲は如何にして彈丸裝藥を裝填するや或は如何にして照準を行ふや等のことを會得しても仅是等に熟練し且全砲員が調子を合せて其の大砲の全威力を發揮させる爲には海兵團教育では未だ十分でない、艦上で訓練しなくてはならない。戰闘は大にしては國家存亡の岐れ目となり、小にしては一體の運命、乗員の死生に關するものであるから生易しいことでは

ない。従つて之に参加する乗員の教育も亦深刻であらねばならぬ。海軍に於ける教育は決して一朝一夕に完了さるるものでなく、海軍生活は全部を通じてこれ教育であると謂ふても良い位である。従つて其の種類、過程も複雑で到底簡単に説明することは出来ないが、其の中、下士官兵に對する技能教育の大體の仕組を説明すれば以上の通である。

艦内編制 軍艦には一般に左の職員がある。

- 艦長、副長、航海長、砲術長、水雷長、通信長、運用長、飛行長、整備長、機關長、工作長、軍醫長、主計長、副砲長、飛行隊長、分隊長(兵科、機關科、軍醫科、主計科士官、兵科機關科特務士官)乗組(士官、特務士官、准士官兵)

艦長は一體の主腦者として副長以下の乗組を指揮し、教育、訓練、軍紀、風紀の維持振肅、其の他萬般の艦務を總理し有事の際軍艦の戰闘力を極

度に發揮すべき責任と權能を有する。

副長は艦長を輔佐して艦内の整理其の他萬般の事務を處理する。而して艦長副長の下に艦内の乗員物件は左の通各科に分れてゐる。

イ 航海科 航海長を長とし航海上の必要なる諸物件を分擔し、信號操舵等を掌る兵員を以て一箇分隊を編成す。

ロ 砲術科 砲術長を長とし大砲其の他砲術に關する諸物件を受持ち大砲其の他關係物件の數に應じて數箇の分隊を編成し、各分隊には分隊長を長として砲員、彈藥庫員等によつて一箇の分隊を編成す。

ハ 水雷科 水雷長全般を指揮し水雷を受持ち魚雷發射機等の數に應じ一乃至二箇の分隊を編成す。各分隊は分隊長を長とし發射機員等を以て編成す。

ニ 通信科 通信長を長とし、電信員等を以て一箇分隊を編成す。

ホ 運用科 運用長を長とし、艦内防火、船體、船具の應急修理等の作業を受持ち運用科員を以て一箇分隊を編成す。

ヘ 飛行科 飛行長を長とし、飛行に關する業務物件を掌理する飛行科員を以て一箇分隊を編成す。

ト 整備科 整備長を長とし飛行機の整備に關する業務物件を掌理し整備科員を以て一箇分隊を編成す。

チ 機關科 機關長全般を統轄し、機械、鑪、補機、電機等の各分隊に分ち分隊長之を指揮す。

リ 工作科 工作長を長とし、金屬工業及木工工業に關する業務物件を掌理し工業員を以て一箇分隊を編成す。

ヌ 軍醫科 軍醫長の下に看護員を以て一箇分隊を編成す。  
ル 主計科 主計長の下に主計員を以て一箇分隊を編成す。  
士官以下の教育







各階級別章 准士官以上の軍装に於ては第一種軍装(冬服)は襟章及袖章、第二種軍装(夏服)は肩章に依る。第二種軍装の肩章は襟章に比較し大きさと形状を稍異にす。豫備員たる豫備士官、豫備准士官にありては軍帽前章、夏服肩章の櫻花の代りに豫備員徵章を附し袖章直線の部は山形とす。第三種軍装は陸戦隊等特別の場合に使用す。下士官兵の官職區別は専ら右腕に附する臂章に依る。

豫備員たる豫備下士官の軍帽前章及臂章は其の櫻花の代りに特定の豫備員徵章を附す。又豫備員たる豫備兵に在りては臂章の上方に豫備員徵章を附す。

禮裝 准士官以上の服装は正装、禮裝、通常禮裝及軍装の四種に、候補生、生徒の服装は通常禮裝及軍装の二種に下士官兵の服装は禮裝及軍装の二種に大別せられ、其の使用区分は陸軍に於けるものと略同一とす。

軍刀 主として陸戦等に使用する爲

昭和十二年十月新に制定せられたるものにして、金色金屬、三雙の櫻花又は家紋彫刻の目貫を附し柄は濃茶色絹絲製平打紐を巻き、鐙は黃銅、鋼又は赤銅鍍金、下鞘は朴材黒皮又は黒塗鮫皮著とす。

禮裝の特例

昭和二三、七、一六日勅令第五〇八號を以て支那事變に關し當分の内海軍軍人の正装、禮裝又は通常禮裝を爲すべき場合に於ては海軍服装令第二條乃至第四條の規定に拘らず軍装を用ふるを例とする旨定めらる。

海軍禮禮の概要

旗 章

海軍で使用される旗は之を二大別することが出来る。一つは信號用の旗である。他の一つは海軍旗章令と云ふ勅令に定められてゐる海軍の旗章である。左に旗章に關して説明する。

旗章の種類は大要、左の様な場合に掲揚することになつてゐる。

軍艦旗 我が日本帝國海軍の艦船たることを表はす旗章であり、且我が國主權の存在を確定するものである。軍艦旗は艦船碇泊中午前八時に後部の旗竿に掲揚し日没時に之を降下する。航海中は晝夜の別なく常に掲揚してゐるのである。戰鬥に當りては後部の旗竿は大砲の射撃の邪魔になるから之を倒すので後檣の中央附近にある斜桁と檣頭とに掲揚する、檣頭にある軍艦旗を戰鬥旗と云つてゐる。

艦首旗 國旗を用ひ軍艦碇泊中は艦首の旗竿に掲ぐるのである。

短艇は艦船の分身である、所屬艦船を離れば其の所屬艦船を代表するのである。外國に於て軍艦の有する特權は同様に短艇も亦有するのであるから左の様な場合には短艇にも軍艦旗を掲揚することになつてゐる。

イ 四大節、觀艦式

ハ 外國の艦船と交通をなすとき  
ハ 外國の港灣等にある場合

滿艦飾

艦船特有の儀制に滿艦飾と云ふものがある。各檣の頂に互り艦首より艦尾に旗を連揚するのである。

之を行ふのは左の場合である。

イ 紀元節、天長節、明治節

ロ 天皇、皇族に對し皇禮砲を行ふとき

ハ 其他特に命ぜられたるとき

潜水艦は滿艦飾を行はないで艦飾と云ふのを行ふ、艦飾とは各檣に軍艦旗を掲げるのみである。

帝國の艦船と同所に碇泊してゐる外國の軍艦は帝國の祝祭日等に滿艦飾を行ふときは其の外國の軍艦も滿艦飾を行ふ例になつてゐる。従つて外國の祝祭日等にも帝國の軍艦が其の國の軍艦と同所に碇泊するときは之を行ふのが例である。斯くの如くにしてお互に敬意を表するのである。

禮 式

軍艦の敬禮  
軍艦旗に對する敬禮は云ふに及ばず軍

天皇旗 天皇艦船乗御の際其の檣頭に掲揚するのである。太皇太后旗、皇太后旗、皇后旗、皇太子旗は之に準ずる。其の他の皇族旗は公式に艦船に御乗艦の場合に其の檣頭に掲揚するのである。

將旗 大將旗、中將旗、少將旗を總稱して將旗と云つて居る。將旗は司令長官又は司令官たる將官が乗る軍艦の檣に掲揚する。此の將旗を掲揚してゐる軍艦即ち司令長官か司令官かの乗艦を旗艦と云つてゐる。

陸上の司令長官又は司令官は其の官衙旗竿に掲揚することになつてゐる。代將旗は司令官たる海軍大佐の旗章であつて將旗に準じ檣又は旗竿に掲揚する。

長旗 艦船を指揮する將校の旗章である。軍港や要港或は艦船を見學に行くとき、旗竿や檣頭の各種の旗の懸つてゐるのを見るが是等は右の諸旗章である。

艦と軍艦等との間に於ても極めて嚴格且鄭重なる禮儀を交換するのである。之は航海碇泊を問はず、又内外何れの海面に於ても然りである。而して軍艦の敬禮は陸上部隊と大分異つた方法がある、其の重なるものは左のやうである。

(一) 旗章の項に於て説明した如く軍艦旗は帝國海軍の艦船たることを表はす旗章であり、且我が國主權の存在を確定するものであるから、之が取扱には乗員一同精神を捧げるのである。碇泊中毎日午前八時に掲揚し日没時に之を降下することは既に述べた通りであつて、之は艦内に於ける最も重要な禮式の一つである。定時五分前になると艦長は後甲板に、當直將校は艦橋に上り衛兵隊は軍樂隊又は信號兵(喇叭手)と共に後甲板に集合し艦尾の旗竿に向つて整列する。傳令は艦内限なく之を傳へる。時刻が來ると當直將校は艦橋にあつて軍艦旗の掲揚(降下)を令し、衛兵



隊は之に面して捧統し喇叭(軍樂隊あれば軍樂隊)は君ヶ代を吹奏して掲揚又は降下する。此の間乗員は全部姿勢を正して軍艦旗に面して敬禮をするのである。其の光景は誠に肅然たるものである。

(二) 船舶、燈臺等は軍艦に對して其の旗竿に掲げてある國旗を降下して敬禮することになつてゐるが之に對し軍艦は其の軍艦旗を半ば降下して答禮を行ふのである。外國の商船も其の國旗を降下して軍艦に敬意を表する例になつてゐる。此の場合の答禮も右と同様である。

(三) 軍艦が、天皇乗御の艦船に會ひたる場合には艦長以下幹部は艦橋に集合し、其の他の乗員は舷側に整列し、衛兵隊は捧統して喇叭君ヶ代を吹き敬意を表するのである。

(四) 軍艦と軍艦と相會したときの敬禮は互に喇叭「氣を付け」一回を吹奏し上甲板に在るものは姿勢を正して御互に敬意を表する。軍艦が將旗又

は代將旗を掲げたる軍艦又は短艇に遭ふときは右の外衛兵隊は捧統し、喇叭「海行かば」を一回吹奏することになつてゐる。

(五) 右の外艦船には登舷禮式と云ふ敬禮方法がある。之は總員上甲板の舷側に整列して敬意を表するのであつて、左の場合に行ふものである。

(イ) 天皇に對する敬禮を行ふとき(ロ) 戰時又は事變のとき或は遠洋航海等の爲出入港する艦船を見送(迎へ)るとき

(六) 其の外軍艦の敬禮中に左の様な風變りの敬禮がある。即ち號笛を吹いて敬意を表することである。號笛とは細長い海軍特有の小笛であつて副長以上或は大公使等の乗退艦の際に舷門で行ふのである。

短艇の敬禮 短艇の敬禮も海軍特有の敬禮方法である。其の方法には梯(オール)を立てる方法、帆走中ならば總帆を下す方法、

汽走中ならば運轉を停止する方法がある。

鎮守府、艦隊等に於ては毎年一回位施行するが其の方法は陸軍と大差がない。

我が國祝祭日に對する海軍軍人の觀念は極めて眞摯であり、敬虔の念に充ちてゐる。當日は定刻乗員一同上甲板に整列して威儀を正し、宮城に向つて敬禮を行ふのである。

禮砲

皇禮砲 陛下の行幸啓の光榮に浴したとき等に行ふ莊嚴にして雄大なる敬禮であつて、其の数は廿一發である。皇禮砲は、天皇陛下其の他皇族に對して行ふ外左の場合にも施行するのである。

(イ) 外國の元首若くは皇族又は其の旗章に對して行ふ。(ロ) 紀元節、天長節、明治節、其

の他特に令ありたるとき等に正午に行ふ。

帝國文武官に對する禮砲

各其の職權に對して發するもので、其の数は官等に依り差異があり十九發乃至五發である。禮砲を受くる人は海軍大臣、軍令部總長、元帥、指揮權を有する海軍將官、任地にある大公使代理大公使、總領事、領事、朝鮮及臺灣總督等である。

文官に對する禮砲は其の駐割國內又は管轄區域内に於て軍艦に公式訪問又は乗艦したときに限られてゐる。

其の他の禮砲

(一) 帝國の軍艦が外國の港灣に入港するときは普通其の國の國旗に對し敬意を表して禮砲を行ふを例としてゐる。其の数は廿一發である。

(二) 外國の軍艦と同地に碇泊するときは、我が國の禮砲を發する祝祭日等には外國の軍艦も禮砲を發し又外國の祝祭日等に外國の軍艦が禮砲を發するときは帝國の軍艦も禮砲を發しお互に敬意を表する例になつてゐる。

(三) 外國軍艦と出會したる場合、其の何れかに將旗があると其の將旗に對し禮砲を發し敬意を表することになつてゐる。

答禮

外國の軍艦の我が國旗及司令長官、司令官に對する禮砲に對しては、禮砲と同數の答砲を行ふことに規定してゐる。

觀艦式

我が國の觀艦式は特別大演習の際行

はれるものと國家大典の場合行はれるものと二通りあるも孰れも、大元帥陛下が親しく帝國海軍の軍容を御親閲遊ばされる御儀である。

觀艦式は今より約六百年前英國「エドワード」三世自ら艦隊を率ゐる英佛戰爭に出征の初艦隊の威容を親閲せることより始まりしも我が國にては明治元年三月二十六日、明治天皇御親閲の下に行はれたる大阪港口天保山沖の觀艦式を以て嚆矢とす。當時の參列艦船は肥前藩の電流丸、肥後藩の萬里丸、久留米藩の千歲丸、長州藩華陽丸、藝州藩の萬年丸、薩州藩三邦丸の六隻總噸數二千四百五十二噸にして海軍總督聖護院宮は電流丸に御座乗指揮せられ明治天皇は陸岸の觀覽所より御親閲遊ばされたり。

年 月 日	場 所	名 稱	隻 數	噸 數	船 數	備 考
明治元、三、二六	天保山沖	觀艦式	六	噸	二、四五二	















艦名	長サ (米)	幅 (米)	平均吃水 (米)	排水量 (噸)	排水量 (基準)	速度 (節)	備	砲	裝	管發射	年起 年月	進水 年月	竣工 年月	製造 所
金剛	一九九・三・八〇	三九・〇	八・三	三三〇	三三〇	二六・〇	八二五	二六	二七	四	明四・一	明四・五	大二・八	英國ウヰツカース社
榛名	一九九・三・八〇	三九・〇	八・三	三三〇	三三〇	二六・〇	八二五	二六	二七	四	明四・一	明四・五	大二・八	英國ウヰツカース社
霧島	一九九・三・八〇	三九・〇	八・三	三三〇	三三〇	二六・〇	八二五	二六	二七	四	明四・一	明四・五	大二・八	英國ウヰツカース社
扶桑	一九九・三・八〇	三九・〇	八・三	三三〇	三三〇	二六・〇	八二五	二六	二七	四	明四・一	明四・五	大二・八	英國ウヰツカース社
山城	一九九・三・八〇	三九・〇	八・三	三三〇	三三〇	二六・〇	八二五	二六	二七	四	明四・一	明四・五	大二・八	英國ウヰツカース社
伊勢	一九九・三・八〇	三九・〇	八・三	三三〇	三三〇	二六・〇	八二五	二六	二七	四	明四・一	明四・五	大二・八	英國ウヰツカース社
日向	一九九・三・八〇	三九・〇	八・三	三三〇	三三〇	二六・〇	八二五	二六	二七	四	明四・一	明四・五	大二・八	英國ウヰツカース社
長門	一九九・三・八〇	三九・〇	八・三	三三〇	三三〇	二六・〇	八二五	二六	二七	四	明四・一	明四・五	大二・八	英國ウヰツカース社
陸奥	一九九・三・八〇	三九・〇	八・三	三三〇	三三〇	二六・〇	八二五	二六	二七	四	明四・一	明四・五	大二・八	英國ウヰツカース社

【軍艦の部】  
計九隻  
排水量(基準)計 二七二、〇七〇噸

帝國艦船一覽表 (昭和十四年九月末、軍令部調)

練習艦艦一計一隻

排水量(基準)計 一九、五〇〇噸

比叻	一九・三・三〇	六・三	一・五〇	一・八〇	六・六	二・五	二・七	八	四	明四・二	大元・二	大元・二	昭七・三	横須賀工廠
----	---------	-----	------	------	-----	-----	-----	---	---	------	------	------	------	-------

區	分	月	額	區	分	手當金額	
							一級
一等下士官	一級	五五、四〇〇	海軍兵學校生徒	一月	三十五圓		
一等下士官	二級	四九、〇〇〇	海軍機關學校生徒	一月	四十圓		
一等下士官	三級	四一、七〇〇	海軍經理學校生徒	一月	三十四圓		
二等下士官	一級	二八、九〇〇	軍醫學生	一月	三十五圓		
二等下士官	二級	二七、四〇〇	藥劑學生	一月	四十圓		
三等下士官	一級	二二、二〇〇	主計學生	一月	四十圓		
三等下士官	二級	二一、六〇〇	前項以外、軍醫、藥劑、主計學生	一月	三十五圓		
一等兵	(特別俸)	一七、八〇〇	造兵	一月	三十四圓		
二等兵		一三、一〇〇	造船	一月	三十五圓		
三等兵		一一、六〇〇	造機	一月	三十四圓		
四等兵		六、二〇〇	造兵	一月	三十四圓		

海軍下士官以下俸給、生徒及學生手當











八重山	八五・五二〇・六	二・五	一、三五二〇・〇	二種高角二	//	五・八	//	六・一〇	//	七・八	吳	工
沖島	一七・八二五・六	五・一	四、四〇〇	二種高角	//	九・九	//	一〇・二	//	二・九	播磨	造船所

海防艦—計六隻 排水量(基準)計 五二、三三〇噸

淺間	一四・四二〇・五	七・四	九、四〇三・二	二種高角一	四	明三・一〇	明三・三	明三・三	英國	阿姆斯特朗
八雲	二四・七九六・七	七・二	九、〇二六・〇	八種高角一	二	三・九	三・七	三・六	獨速	ヴァルカン社
吾妻	一五・九二八・一	//	八、六四〇	//	四	三・二	三・六	三・七	佛國	ロワール社
出雲	二二・九二〇・九	七・四	九、八二〇・七	二種高角二	二	三・五	三・九	三・九	英國	アームストロン
磐手	//	//	二、六〇〇	//	四	三・二	三・三	三・三	//	//
春日	一〇・九二八・九	七・三	七、〇〇〇	八種高角二	二	三・三	三・五	三・一〇	伊國	アンサルド社

砲艦—計十一隻 排水量(基準)計 四、八二五噸

淀	八五・三	九・八	三・四	一、三三〇三・〇	八種二	二	明三・一	明四・二	神戶川崎	造船所	
鳥羽	五四・九	八・二	〇・八	二、二五〇	短八種三	//	四・七	四・二	佐世保	工廠	
嵯峨	六四・〇	九・〇	二・二	六、八五二	〇二種一	//	四・一	大元・九	大元・二	佐世保	工廠
安宅	六七・七	九・八	二・三	七、二五二	〇二種二	八種高角	二	大元・八	二・四	二・八	横濱船渠會社
比良	五四・九	八・二	一・〇	三、〇五	//	//	二・四	三・三	三・八	三・三	揚子機器有限公司
勢多	//	//	//	//	//	//	二・四	三・三	三・八	揚子機器有限公司	上海東華造船會社

堅田	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//
保津	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//
熱海	四三・三	六・三	〇・九	一、七〇	短種八高角一	昭三・二	昭四・三	昭四・六	玉	藤永田	造船工場	
二見	//	//	//	//	//	昭三・二	昭四・三	昭四・六	玉	藤永田	造船工場	
伏見	五〇・〇	九・八	一・一	三、一〇	八	昭三・七	昭四・三	昭四・七	//	//	//	

【運送艦(砲)】

一等驅逐艦

計八十五隻—排水量(基準)計一、二一、四二三噸

艦名	排水量(基準)	速力(節)	竣工年	造船所
澤風	一、二二五	〇・〇	大九	三菱
峰風	//	//	//	舞鶴
矢風	//	//	//	三菱
沖風	//	//	//	舞鶴
羽風	//	//	//	三菱

鳥風	一、二二五	〇・〇	大九	舞鶴
秋風	//	//	//	三菱
汐風	//	//	//	舞鶴
夕風	//	//	//	三菱
灘風	//	//	//	舞鶴
太刀風	//	//	//	//
帆風	//	//	//	//
野風	//	//	//	//
沼風	//	//	//	//
波風	//	//	//	//

神風	一、二七〇	〇・〇	大二	三三菱
春風	//	//	//	三舞鶴
朝風	//	//	//	三舞鶴
松風	//	//	//	三舞鶴
旗風	//	//	//	//
朝風	//	//	//	藤永田
夕風	//	//	//	佐世保
追風	//	//	//	浦賀
疾風	//	//	//	石川島
阜月	一、三三五	//	//	藤永田



桃	霞	霰	峰	朝	夏	山	荒	大	滿	朝	涼	春
七五三・五	"	"	雲	雲	雲	雲	潮	潮	潮	潮	風	雨
大五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一、五〇〇	"	一、五八〇・〇
佐世保	浦賀	舞鶴	藤永田	川崎	佐世保	藤永田	川崎	舞鶴	藤永田	佐世保	浦賀	舞鶴

◇二等國運艦  
計二十九隻—排水量(基準)  
計二二、六三五噸

葦	葛	藤	薄	萩	葵	菊	梯	構	栗	榆	榎	竹	梨	柳	檜
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	七、四〇	"	七五三・五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	大六
"	川崎	藤永田	石川島	浦賀	"	川崎	浦賀	石川島	"	吳	横須賀	"	川崎	佐世保	舞鶴

◇一等潜水艦  
計三十七隻—排水量(基準)  
計五八、六五七噸

夕	早	刈	朝	菫	芙	吳	若	蓬	蓮	蓼	菱
顔	苗	萱	顔	"	蓉	竹	竹	"	"	"	"
"	"	"	八二〇	七〇〇	"	"	八二〇	"	"	"	七〇五・五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	大二
石川島	浦賀	藤永田	"	石川島	藤永田	"	川崎	石川島	浦賀	藤永田	浦賀

吹	白	薄	東	磯	望	夕	三	長	水	菊	卯	彌	文	陸	如
雪	雲	雲	雲	波	月	月	日	月	無	月	月	生	月	月	月
"	"	"	"	一、七〇〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一、三三五〇・〇
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	大四
舞鶴	藤永田	石川島	佐世保	"	浦賀	藤永田	佐世保	石川島	浦賀	舞鶴	石川島	浦賀	藤永田	佐世保	舞鶴

電	雷	霆	潮	騰	曙	狹	夕	天	朝	綾	敷	浦	叢	初	白
"	"	"	"	"	"	霧	霧	霧	霧	波	波	波	雲	雪	雪
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一、七〇〇
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	昭三
藤永田	浦賀	舞鶴	浦賀	佐世保	藤永田	六浦賀	舞鶴	石川島	佐世保	五藤永田	舞鶴	佐世保	藤永田	舞鶴	横濱

山	海	江	五	夕	村	時	白	夕	有	若	初	子	初	響	曉
風	風	風	月	立	雨	雨	露	暮	明	葉	霜	日	春	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一、三六八	"	一、七〇〇
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	昭七
浦賀	舞鶴	藤永田	浦賀	佐世保	藤永田	浦賀	佐世保	舞鶴	二川崎	佐世保	九	浦賀	佐世保	舞鶴	佐世保



第三三	第三四	第五一	第五三	第五四	第五五	第五六	第五七	第五八	第五九	第六〇	第六一	第六二	第六三	第六四	第六五
七〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
昭一〇	昭一〇	昭一〇	昭一〇	昭一〇	昭一〇	昭一〇	昭一〇	昭一〇	昭一〇	昭一〇	昭一〇	昭一〇	昭一〇	昭一〇	昭一〇
吳	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

千鳥	眞鶴	友鶴	初雁	鴻	鴨	隼	鶴
五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七
三	三	三	三	三	三	三	三
昭八	昭八	昭八	昭八	昭八	昭八	昭八	昭八
舞鶴	藤永田	舞鶴	藤永田	舞鶴	石川島	横濱	大阪

【水雷艇の部】  
計十二隻—排水量(基準)  
計六、八六八噸

第六六	第六七	第六八
〃	〃	〃
〃	〃	〃
昭二	大五	〃
〃	〃	〃

第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號	第七號
六二五	六二五	六二五	六二五	六二五	六二五	六二五
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
大三	大三	大三	大三	昭四	昭四	昭四
播磨	玉	大阪	佐世保	玉	大阪	玉

【掃海艇の部】  
計十八隻—排水量(基準)  
計一〇、四二二噸

鳩	鷹	雁	雉
〃	〃	〃	五九五
〃	〃	〃	二六
〃	〃	昭三	昭二
石川島	播磨	三	三井玉

伊號第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第五一	第五二	第五三	第五四	第五五	第五六
一、九五	〃	〃	〃	〃	一、九〇〇	一、九〇〇	〃	一、五〇〇	〃	一、六五	〃	〃	〃
二七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二九	〃	〃	〃	〃	〃
大五	〃	〃	昭四	〃	〃	〃	〃	大五	〃	昭二	〃	〃	〃
川崎	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	吳	〃	佐世保	〃	〃	〃

伊第五七	第五八	第五九	第六〇	第六一	第六二	第六三	第六四	第六五	第六六	第六七	第六八	第六九	第七〇	七一	七二
一、六五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、六八	〃	〃	一、四〇〇	〃	〃	〃	〃
二九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
吳	横須賀	〃	佐世保	三	三	佐世保	吳	〃	佐世保	三	吳	三	佐世保	川崎	三

◇二掃潜水艦  
計二十五隻—排水量(基準)  
計二一、六二七噸

第七三	第七四	第七五	第一二一	第一二二	第一二三	第一二四
〃	〃	〃	一、四三	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
川崎	佐世保	三	川崎	〃	〃	〃



第八號	六〇〇	二〇	昭西	浦賀
第九號	〃	〃	〃	舞鶴
第一〇號	〃	〃	〃	石川島
第一號	〃	〃	〃	浦賀
第二號	〃	〃	〃	石川島
第三號	四九三	〃	九	藤永田
第四號	〃	〃	〃	大阪
第五號	〃	〃	九	藤永田
第六號	〃	〃	〃	玉
第七號	〃	一九	〃	二大 阪
第八號	〃	〃	〃	玉

【特務艦の部】

計二十隻—排水量(基準)  
計二二八、九三五噸  
▲練習特務艦

艦名	排水量(基準)	速力(節)	竣工年	製造所
----	---------	-------	-----	-----

敷島	二、二五二・六	明三	英國
富士	九、一九二・二	〃	〃
▲標的艦			
攝津	二、〇三二・〇	明五	吳
▲測量艦			
膠州	二、〇八〇・三	明五	獨國
▲運送艦			
洲崎	八、八〇二・〇	大七	横須賀
宝戸	九、二五二・五	〃	三 菱
野島	〃	〃	八
知床	二、四〇五・〇	〃	九 川 崎
襟裳	〃	〃	〃
佐多	〃	〃	〃
鶴見	〃	〃	二 大 阪
尻矢	〃	〃	横 濱
石廊	〃	〃	大 阪

隱戸	二、〇五二・〇	大三	川崎
早納	〃	〃	〃
鳴戸	〃	〃	〃
間宮	二、八二〇・〇	大三	川崎
▲碎氷艦			
大泊	二、三〇二・〇	大十	川崎
▲工作艦			
朝日	二、四二八・三	明三	英國
明石	九、〇〇二・〇	昭四	佐世保

以上の外最近發表された新造艦艇は左の通りである。

- 一、建造に着手せるもの
  - (1)海防艦 國後、八丈
  - (2)驅逐艦 嵐、萩風、野分
  - (3)潜水艦 伊二十五、伊二十七
- 二、進水せるもの
  - (1)軍艦 鹿島、隅田、日進、瑞穂、占守、橋立、香椎

- 宇治
- (2)驅逐艦 天津風、時津風、浦風
- (3)敷設艦 津輕

海軍官衙、學校、團體所在地

- 【官 衙】
- 海軍省 東京市麹町區霞ヶ關
- 海軍軍令部 海軍省內
- 鎮守府 横須賀市稻岡町
- 鎮守府 吳市
- 鎮守府 佐世保市
- 鎮守府 舞鶴市
- 要港部 山口縣德山市
- 要港部 青森縣下北郡大湊町
- 要港部 臺灣澎湖廳馬公街
- 要港部 朝鮮慶尙南道鎮海面

- 旅順要港部 關東州旅順市
- 京城在勤海軍武官府 京城府
- 海軍人事部 横須賀市
- 海軍人事部 札幌市北一條西一丁目
- 海軍人事部 宮城縣廳構內
- 海軍人事部 新潟市
- 海軍人事部 吳市
- 海軍人事部 名古屋市
- 海軍人事部 金澤市出羽
- 海軍人事部 大阪市京區大川町
- 海軍人事部 松江市
- 海軍人事部 佐世保市
- 海軍人事部 高松市壽町
- 海軍人事部 鹿兒島市山下町
- 海軍人事部 熊本市
- 海軍軍需部 横須賀市長浦町
- 海軍軍需部 吳市
- 海軍軍需部 德山市
- 海軍軍需部 佐世保市

- 舞鶴海軍軍需部 京都府新舞鶴町
- 海軍港務部 横須賀市逸見
- 海軍港務部 吳市
- 海軍港務部 佐世保市
- 海軍港務部 京都府舞鶴町
- 海軍港務部 青森縣下北郡大湊町
- 海軍港務部 臺灣澎湖廳馬公街
- 海軍港務部 朝鮮慶尙南道鎮海面
- 海軍港務部 旅順市東郷町
- 海軍經理部 横須賀市稻岡町
- 海軍經理部 吳市
- 海軍經理部 佐世保市
- 海軍建築部 横須賀市稻岡町
- 海軍建築部 佐世保市
- 海軍建築部 京都府舞鶴町
- 海軍艦船部 横須賀市逸見町
- 海軍艦船部 吳市鎮守府構內



佐世保海軍艦船部 佐世保鎮守府構内  
 ○海軍工廠・工作部  
 橫須賀海軍工廠 橫須賀市  
 橫須賀海軍造船兵部 神奈川縣三浦郡田  
 越町船越  
 吳海軍工廠 吳市  
 海軍技手養成所 吳市  
 廣海軍工廠 廣島縣加茂郡廣村  
 佐世保海軍工廠 佐世保市  
 舞鶴海軍工廠 京都府中舞鶴町  
 豐川海軍工廠 愛知縣豐川町  
 光海軍工廠 山口縣光町  
 大湊要港工作部 青森縣下北郡大湊  
 町  
 馬公要港工作部 臺灣澎湖廳馬公街  
 鎮海要港工作部 朝鮮慶尙南道鎮海  
 面  
 ○海軍病院  
 橫須賀海軍病院 橫須賀市  
 吳海軍病院 靜岡縣賀茂郡竹麻  
 村  
 吳海軍病院 吳市宮原村  
 佐世保海軍病院 佐世保市

青森縣下北郡大湊 佐賀縣嬉野  
 別府海軍病院 別府市龜川  
 舞鶴海軍病院 京都府新舞鶴町  
 大湊要港部病院 青森縣下北郡大湊  
 町  
 馬公要港部病院 臺灣澎湖廳馬公街  
 鎮海要港部病院 朝鮮慶尙南道鎮海  
 面  
 ○海軍刑務所  
 橫須賀海軍刑務所 神奈川縣浦賀町  
 吳海軍刑務所 吳市稻荷町  
 佐世保海軍刑務所 佐世保市日字福石  
 町  
 ○海兵團  
 橫須賀海兵團 橫須賀市  
 吳海兵團 吳市  
 佐世保海兵團 佐世保市  
 ○防備隊  
 橫須賀防備隊 神奈川縣田浦町  
 吳防備隊 吳市  
 佐世保防備隊 佐世保市福石町  
 大分縣佐伯町  
 舞鶴防備隊 京都府新舞鶴町

大湊防備隊 青森縣下北郡大湊  
 町  
 馬公防備隊 臺灣澎湖廳馬公街  
 鎮海防備隊 朝鮮慶尙南道鎮海  
 面  
 ○海軍通信隊  
 東京海軍通信隊 東京市海軍省內  
 橫須賀海軍通信隊 橫須賀市  
 船橋海軍通信隊 千葉縣船橋市  
 父島海軍通信隊 小笠原島父島  
 大湊海軍通信隊 青森縣大湊町  
 稚內海軍通信隊 北海道宗谷郡稚內  
 町  
 舞鶴海軍通信隊 京都府中舞鶴町  
 吳海軍通信隊 吳市  
 佐世保海軍通信隊 佐世保市  
 鎮海海軍通信隊 朝鮮鎮海  
 旅順海軍通信隊 關東州旅順  
 馬公海軍通信隊 臺灣澎湖島  
 高雄海軍通信隊 臺灣高雄州鳳山街  
 ○臨時海軍防備隊  
 滿洲國哈爾濱  
 ○上海海軍特別陸戰隊  
 上海北四川路

海軍要職人名表

(昭和十五年調)

大臣 大將 及川古志郎  
 次官 中將 豐田貞次郎  
 高級副官 大佐 一宮 義之  
 秘書官 少佐 入江 義直  
 調查課長 大佐 千田 金二  
 電話課長 大佐 星野 應詔  
 軍事普及 少將 金澤 正夫  
 部委員長 大佐 大熊 讓  
 第一課長 大佐 平田 英夫  
 第二課長 少將 阿部 勝雄  
 軍務局長 大佐 矢野 英雄  
 第一課長 大佐 山口 次平  
 第二課長 大佐 久保田芳雄  
 第三課長 大佐 湊 慶讓  
 第四課長 大佐 湊 慶讓  
 兵備局長 少將 保科善四郎  
 第一課長 大佐 橋本 象造  
 第二課長 大佐 湊 慶讓  
 第三課長 大佐 鹿目 善輔  
 第四課長 少將 伊藤 整一  
 人事局長 大佐 島本久五郎  
 第一課長

第二課長 大佐 三戸 壽  
 教育局長 少將 草鹿 任一  
 第一課長 大佐 矢野志加三  
 第二課長 大佐 古村 啓藏  
 第三課長 大佐 上野 權太  
 軍需局長 中將 御宿 好  
 第一課長 大佐 一瀬 信一  
 第二課長 機關大佐 渡邊 瑞彦  
 第三課長 主計大佐 白神君太郎  
 醫務局長 軍醫中將 中野 太郎  
 經理局長 主計中將 武井 大助  
 第一課長 主計大佐 爲本 博篤  
 第二課長 主計大佐 西野 定市  
 第三課長 主計大佐 森島 種雄  
 建築局長(一) 技師 吉田 直  
 建築局長(二) 法務官 潮見 茂樹  
 法務局長(一、兼) 中將 豐田 副式  
 艦政本部長 中將 松木 益吉  
 總務部長 少將 谷村豐太郎  
 第一部長 少將 山本 弘毅  
 第二部長 少將 小澤 仙吉  
 第三部長 少將 桑原 重治  
 第四部長 造船中將 福間 忠敬  
 第五部長 造機中將

第六部長 少將 松浦永次郎  
 第七部長 少將 浮田 秀彦  
 會計部長 主計少將 本田 增藏  
 造船造兵監督長 少將 石井常次郎  
 東京 少將 奧 信一  
 大阪(兼) 少將 山田 清  
 神戸 少將 三益 貞三  
 名古屋

水路部長 中將 小池 四郎  
 技術研究所長 中將 都築 伊七  
 理學研究所長 少將 鈴木 久武  
 化學研究所長 造兵大佐 金子 吉忠  
 電氣研究所長 少將 佐々木清恭  
 造船研究所長 造船少將 德川 武定  
 部部長 造兵中將 松岡 傲躬  
 火藥本廠長 少將 鍋島 茂明  
 燃料廠長 少將 種子田 榮  
 總務部長 機關大佐 岩本 鼎  
 製油部長 少將 大野 黨  
 研究部長 機關大佐 上田儀右衛門  
 探炭部長 少將 和住篤太郎  
 鑛業部長



大學校長 中將 澤本 賴雄  
 兵學校長 中將 新見 政一  
 機關學校長 中將 平岡 礪  
 軍醫學校長 軍醫中將 田中肥後太郎  
 經理學校長 主計中將 金谷 隆一  
 砲術學校長 少將 大川内傳七  
 水雷學校長 少將 坂本伊久太  
 潛水學校長 少將 高須三二郎  
 通信學校長 少將 山口儀三朗  
 航海學校長 少將 茂泉 慎一  
 工機學校長 少將 御所 靜  
 軍令部 軍令部 元帥大將 博 恭 王  
 次長 中將 近藤 信竹  
 航空本部長(兼) 中將 豐田貞次郎  
 總務部長 少將 山縣 正郷  
 教育部長 大佐 酒卷 宗孝  
 技術部長 機關大佐 多田 力三  
 補給部長 少將 鮮立 金矢  
 航空技術廠長 少將 和田 操  
 總務部長 大佐 加來 止男

科學部長 造兵大佐 塚原 盛  
 材料部長 機關大佐 長野 健輔  
 飛行機部長 機關大佐 杉本 修  
 發動機部長 機關大佐 古雄 博  
 兵器部長 少將 佐藤 源藏  
 發著機部長 造兵少將 杉山 金作  
 飛行實驗部長 大佐 吉良 俊一  
 ○廣須賀鎮守府 司令長官 大將 鹽澤 幸一  
 參謀長 少將 遠藤 喜一  
 人事部長 少將 井上 保雄  
 札幌人事部長 中佐 池田 人  
 仙台人事部長 大佐 末廣 由巳  
 港務部長 大佐 梶岡 定道  
 艦船部長 少將 土田喜久次  
 軍需部長 少將 宮田 一  
 經理部長 主計少將 鈴木 亨  
 工廠長 主計中將 荒木 彦彌  
 總務部長 大佐 八木 秀綱  
 造兵部長 造兵少將 向山 均  
 造船部長 造船大佐 江崎 岩吉  
 造船部長 少將 三戶 由彦  
 會計部長 主計少將 山本丑之助

醫務部長 軍醫少將 竹雅 進平  
 豐川工廠長 少將 神保 勉一  
 總務部長 大佐 倉永 小三  
 機銃部長 造兵大佐 安澤 要  
 火工部長 大佐 西田兵四郎  
 防備隊司令 大佐 富澤不二彦  
 海兵團長 少將 水野 準一  
 病院長 軍醫少將 保利 信明  
 ○吳鎮守府 司令長官 中將 日比野正治  
 參謀長 少將 宇垣 完爾  
 人事部長 少將 丸茂 邦則  
 大阪人事部長 大佐 濱中 匡甫  
 名古屋人事部長 大佐 中野 勝次  
 松江人事部長 大佐 東郷 二郎  
 阪神海軍部長 少將 奧 信一  
 港務部長 大佐 廣瀬 末人  
 艦船部長 少將 日尾 清  
 軍需部長 主計少將 片岡覺太郎  
 經理部長 主計少將 高橋 四郎  
 吳工廠長 中將 砂川 兼雄  
 總務部長 大佐 西尾 秀彦  
 砲煩部長 造兵少將 菱川万三郎

水雷部長 少將 伍賀啓次郎  
 電氣部長 造兵大佐 名和 武  
 造船部長 造船少將 庭田 尙三  
 造船部長 少將 澁谷隆太郎  
 製鋼部長 技師 宇留野四平  
 火工部長 大佐 石橋 正三  
 會計部長 主計少將 久武 成三  
 醫務部長 軍醫少將 堀田 慎之  
 潛水艦部長 機關大佐 遠山 清春  
 廣工廠長 中將 廣瀬 正經  
 總務部長 機關大佐 永松 勝  
 航空機部長 機關大佐 近藤 一馬  
 造機部長 造機大佐 岩崎和三郎  
 海兵團長 少將 島山耕一郎  
 病院長 軍醫少將 高城 喬  
 ○佐世保鎮守府 司令長官 中將 平田 昇  
 參謀長 少將 角田 覺治  
 人事部長 少將 松永 次郎  
 高松人事部長 大佐 辻 榮作  
 鹿兒島人事部長 大佐 小島 齊志  
 熊本人事部長 大佐 田村 劉吉  
 港務部長 大佐 石川 茂

艦船部長 少將 木村 仁  
 軍需部長 少將 下村 勝美  
 經理部長 主計少將 茂木 知二  
 工廠長 少將 原 清  
 總務部長 大佐 安場 保雄  
 造兵部長 少將 相馬 六郎  
 造船部長 造船大佐 渡邊 隆吉  
 造船部長 機關大佐 赤坂 功  
 航空機部長 大佐 石黒 廣助  
 防備隊司令 大佐 佐藤 俊美  
 海兵團長 少將 千葉 慶藏  
 病院長 軍醫少將 田川 資造  
 ○舞鶴鎮守府 司令長官 中將 小林宗之助  
 參謀長 少將 志摩 清英  
 人事部長 大佐 小住德三郎  
 新潟人事部長 大佐 中尾 八郎  
 金澤人事部長 大佐 秋山 門造  
 港務部長 大佐 田代 蘇平  
 艦船部長 機關大佐 水野 英一  
 軍需部長 機關大佐 細谷信三郎  
 經理部長 主計少將 紺野 逸彌  
 工廠長 少將 二階堂行雄

總務部長 機關大佐 美奈川武保  
 造兵部長 大佐 辻村 武久  
 造船部長 造機大佐 齋藤 六郎  
 造船部長 造機大佐 近藤 市郎  
 防備隊司令 大佐 手束 五郎  
 海兵團長 軍醫少將 原 隼人  
 ○大湊要港部 司令官 中將 星埜 守一  
 參謀長 大佐 森 德治  
 防備隊司令 大佐 井原美岐雄  
 ○馬公要港部 司令官 中將 高橋 伊望  
 參謀長 大佐 松崎 彰  
 防備隊司令 大佐 岡野慶三郎  
 ○鎮海要港部 司令官 中將 塚原二四三  
 參謀長 大佐 高間 完  
 防備隊司令 大佐 園田 昇  
 ○旅順要港部 司令官 中將 細菅成子郎  
 參謀長 大佐 武田 勇  
 ○練習艦司令官 中將 清水 光美



(特輯)

# 紀元二千六百年と帝國海軍

海軍軍事普及部

旭光燦として皇威六合に治き紀元二千六百年の新春を迎ふるに當り、恭しく寶祚の天壤無窮と聖壽の萬歳を壽ぎ奉り、我が國運の彌榮を慶祝し得るは、聖代に生を享けたる我等一億萬臣民を擧げて歡喜感激に堪へない次第である。今や支那事變は早くも茲に第四年を迎へ、皇軍の武威愈々揚り、皇恩洽く隣邦の民草にまで霑ひ、新支那中央政府成立の機運漸く熟して東亞新秩序建設の曙光を認むるに至つたことは、邦家のため寔に慶賀に堪へない。

今茲にこの未曾有の事變下に光輝ある紀元二千六百年の春を迎へた我等海軍軍人は、海國日本の過去現在及び未來に對して無限の感懐を禁じ得ないものがある。海國日本二千六百年の歴史は周知の通りであつて今更に述するまでもないことであるが、先づ帝國海軍の淵源が遠く神武創業の史實の中に、昭々乎として存する事は、二千六百年後の我等帝國海軍軍人に無限の感銘と不拔の信念を喚起させずには措かないのである。

即ち神武天皇の御東征が主として海路に依つたことは勿

論、更に大和山中の賊軍平定に際して、天皇が舟師を率ゐ給うて浪速より轉じて南海熊野に御上陸、嶮路賊軍の背後を衝いて大捷を博し給ひ、遂に大和建國の大業を成就し給うたことは、實に「天皇の舟師」即ち「天皇の海軍」が戰略的に千古不朽の偉業を奏した嚆矢であつたと謂ふべきである。

而して神武天皇御即位の詔中に「六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可からずや」と宣らせ給うた大御心は、近世に至り明治天皇が億兆安撫、國威宣布の御宸諭に「萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ク事ヲ欲ス」と仰せられた聖旨と同じく、御即位の初めに當つて既に國家發展の大國是を御宣言になつたものと拜察し奉る次第である。

爾來悠久二千六百年の國史を通じ我が水軍即ち海軍力の消長が常に我が國運の盛衰に直接の影響を及ぼした事實は炳として千載に教訓を垂れてゐる。即ち上古以來中世迄に於ける我國の大陸發展は、海上雄飛の國民的熱意の冷却と

水軍の不振に依つて二度までも挫折の歴史を繰返してゐるのである。即ち神功皇后の新羅征伐以後四百餘年に亘る半島の制覇も、白村江附近に於ける海戰の結果あたら終焉を告げ、後年豐太閤の雄圖も亦我が水軍の不振に依つて九仞の功を一簣にかくに至つたのである。

而してこの間海外發展どころか逆に大陸からの脅威を受け元寇の國難にさへ遭遇するに至つたことは海上權振はず海防全からざりし當然の結果に外ならぬ。更にこれが反動として一時倭寇の活躍並びに邊民の海外發展を見るに至り日本民族のために萬丈の氣を吐いたのであるが、遺憾ながら組織ある海上武力の支援と海洋發展に對する經驗を缺いたために、遂に國家的海外發展の基礎となり得なかつたのである。

かくて明治維新後帝國は更めて海外發展、大陸發展に乗出さなければならなかつた次第であるが、この間帝國は、陸に備ふる陸軍軍備と併行し海軍は海の守りを全うし、數次の戰勝を獲得して名譽ある傳統を築き上げると同時に、帝國の國際的地位は歩一步向上の一路を辿り、帝國海軍の躍進と我が國運の發展とは互に因となり果となり、遂に今日あるに至つた次第である。

そも、大陸發展は我が建國の國是たる海外發展の一形式であつて、我が大日本帝國の勢力が大八洲を中心として海外に膨脹發展し、或ひは大陸方面に延び擴がることであ

る。然しながら擴大する我が勢力圏の中心は永遠に大八洲であり、この中心があつてこそ圓周があるのである。海洋の存在を無視して大陸發展のみを企圖せんか、過去の史實に見るが如く我が大陸發展の挫折を繰返さんことを憂ふるものである。歴史は繰返すといはれてゐるが、吾人にして眞に歴史に嚴肅なる價值を認むるならば、常に海國日本の本質を確認しつつ行動し、再び過去の先例を繰返すやうなことがあつては斷じてならないのである。

熟々思ふに支那事變は二千六百年の歴史を通じて眞に未曾有の大戰爭であり、更に事變處理の究局の目標たる東亞新秩序の建設といふことに至つては、これ亦有史以來比類なき一大事業であつて實に二千六百年の久しきに亘つて我等祖先が遂行し來つた、又遂行せんとして遂行する能はざりし綜合的成果を成就せんことを期するものに外ならず、従つてこの一大鴻業が短日月の間に尋常一様の努力を以て完成され得べしとなすが如きは、認識不足も亦甚だしと謂はなければならぬ。我等は誓つてこの大事業を繼承すべき次代國民のためにも搖ぎなき基礎を築き上げんことを期せねばならぬのである。しかも支那事變は支那一國を相手とするものにあらず、事變を繞る國際關係は周知の通り複雑多難であり、支那事變處理の及ぶ範圍は必然、世界的であることは云ふまでもない。加ふるに今や歐洲に戰亂勃發し帝國は之に介入することなく、ひたすら支那事變處理に邁



進しつゝありと雖も、戦禍の波及するところ遠に端尻すべからざるものがある。即ち帝國は支那事變處理といふ曠古未嘗有の大事業の遂行に當りつゝ變轉極りなき現下の世界的危局に對處して行かなければならぬ立場にある。而して今次の支那事變が我が國運將來のため是非完遂せねばならぬ重大性ある以上、當面する内外の難局は、一億一心、斷々乎として克服せねばならぬ。即ち不退轉の勇猛

心を振起し朝野眞に堅忍持久の實を擧げ、かくて光輝ある紀元二千六百年をして將來に向つて愈々光あらしめねばならぬと。信ずるものである。と同時に二千六百年の嚴肅なる歴史の教訓に鑑み、吾人は海軍力の整備充實と海上權の積極的行使が、國運將來の發展のため常に我が國民の念頭に置くことの必要性を主張するものである。

海軍協會總裁に伏見宮殿下奉戴

社団法人海軍協會は輝く皇紀二千六百年の新春ととも一大飛躍を遂げるべく今回長くも伏見宮博恭王殿下を總裁官として奉戴することとなつた。

東郷神社鎮座祭

澁谷區原宿三丁目の舊石州津和野藩主龜井隱岐守抱地跡に竣工成つた東郷神社の鎮座祭は十月廿八日夜初代社司と決定した往年の元帥副官櫻井眞清海軍少將が祭主となり嗣子彪侯、櫻内藏相、有馬良橋、大角岑生、鈴木貫太郎、財部彪、加藤隆義各海軍大將以下陸海軍將星官民關係者等五百餘名參列の下に嚴かに執り行はれ、廿九日午前九時から鎮座列格奉祝祭を執行、引續き同十一時から隣接の海軍館で奉祝宴が催され更に卅日は元帥逝いて滿六年七年祭の當日に當るので御命日祭を執り行ひ今後はこの日を小祭日と定めて例年御命日祭を執行する。

特務機關

(海軍には特務機關の名稱なきも便宜上一括す)

諮詢機關

兵馬の大權は天皇親ら之を總攬し給ふ所なりと雖も軍事の進歩と國軍の擴大に伴ひ軍事に關する最高顧問機關として元帥府を又諮詢機關並に陸海軍の協調を完からしむべき機關として軍事參議院を設置せられてある。

元帥府

天皇の軍事上に於ける最高顧問にして元帥府に列せらるる陸海軍大將には特に元帥の稱號を賜ふ。元帥は勅を奉じ陸海軍の檢閲を行ふことがある。元帥府に列せられたる者

- 彰仁親王 山縣有朋
- 大山巖 西郷從道

(○印は現存の元帥)

- |       |       |
|-------|-------|
| 野津道貫  | 伊東祐享  |
| 奧保鞆   | 井上良馨  |
| 威仁親王  | 東郷平八郎 |
| 長谷川好道 | 貞愛親王  |
| 川村景明  | 寺内正毅  |
| 伊集院五郎 | 載仁親王  |
| 守正王   | 上原勇作  |
| 島村速雄  | 加藤友三郎 |
| 邦彦王   | 博恭王   |
| 武藤信義  |       |

軍事參議院

帷幄の下に在つて重要軍務の諮詢に應ずる所にして諮詢を待ちて參議會を開き意見を上奏する。

軍事參議官は元帥、陸海軍大臣、參謀總長、軍令部總長及特に軍事參議官に親補せられたる陸海軍將官を以て之

に充て、其の高級先任者を以て軍事參議院長とす。

- |      |       |
|------|-------|
| 海軍大將 | 大角岑生  |
| 同    | 永野修身  |
| 陸軍大將 | 嶋彦王   |
| 同    | 稔彦王   |
| 海軍大將 | 百武源吾  |
| 陸軍大將 | 寺内壽一  |
| 陸軍大將 | 山田乙三  |
| 陸軍大將 | 畑俊六   |
| 海軍大將 | 加藤隆義  |
| 陸軍大將 | 杉山元   |
| 陸軍中將 | 岡村峯次  |
| 同    | 土肥原賢二 |

陸軍大將に補せられたる者

(○印は現存者)

- |      |     |      |
|------|-----|------|
| 出身縣名 | 鹿兒島 | 西郷隆盛 |
| 鹿兒島  | 鹿兒島 | 山縣有朋 |
| 山口   | 鹿兒島 | 彰仁親王 |
| 鹿兒島  | 鹿兒島 | 大山巖  |
| 鹿兒島  | 鹿兒島 | 野津道貫 |







鹿兒島	石川	福岡	靜岡	佐賀	廣島	福岡	廣島	鹿兒島	愛知	宮城	和歌山	廣島	青島	山崎	高知	東京	青森	岩手	佐賀	廣島	福岡	長野
○竹下勇	○小栗孝三郎	○岡田啓介	○井出謙治	○百武三郎	○安保清種	○加藤寛治	○谷口尙眞	○山本英輔	○大角岑生	○山梨勝之進	○野村吉三郎	○小林躰造	○中村良三	○末次信正	○永野修身	○高橋三吉	○藤田尙徳	○米内光政	○百武源吾	○加藤隆義	○長谷川清	○鹽澤幸一

岩手 ○及川古志郎

其の他の特務機關

一侍從武官府

侍從武官府に侍從武官長及侍從武官を置く、其の任務は、天皇に常侍奉仕し軍事に關する奏上、奉答及命令の傳達に任じ、觀兵、演習行幸其の他祭儀、禮典、宴會、謁見等に陪侍扈從するに在り。侍從武官長は陸海軍大中將を以て之に親補し侍從武官は陸海軍將校を以て之に補す。

二皇族附及王公族附武官

陸海軍武官たる皇族(王)に附屬し各兵科佐尉官を以て之に補す。其の附屬する皇族(王公族)の威儀整飾を奉助し、行軍、觀兵、演習、其の他の軍務及祭儀、禮典、宴會等に隨從するを任とす。武官に在らざる皇子(公)に特に皇族(王公族)附武官を附屬せらるることがある。

三陸軍將校生徒試驗委員

陸軍將校生徒の召募試験に任ず。委

員を分ちて常置委員及臨時委員の二とす常置委員は教育總監部に置き、陸軍豫科士官學校生徒及陸軍幼年學校生徒の召募試験に關する事項を調査立案し、此等生徒の志願書類を審査し且召募試験の成績を調査す。臨時委員は各師團長部下將校中より所要の人員を選び之を命ず。

四海軍生徒採用試驗委員

海軍兵學校、海軍機關學校、海軍經理學校生徒志願者の採用試験に任ず。委員長は海軍次官を以て充て、委員は常置及臨時委員の二とす。常置委員は採用規格試験問題其の他試験に關する事項を調査立案し、志願者の審査試験の實施及試験成績の調査に任ず。臨時委員は各試驗場に就き試験の實施に任ず。

五外國駐在員

學術研究の爲外國に派遣する陸軍將校及海軍士官同相當官なり。

軍事法 附軍關係法令

大本營令 (昭和一二、二一、一八、軍令一)

第一條 天皇ノ大權下ニ最高ノ統帥部ヲ置キ之ヲ大本營ト稱ス  
大本營ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ置ク

第二條 參謀總長及軍令部總長ハ各其ノ幕僚ニ長トシテ帷幄ノ機務ニ奉仕シ作戰ヲ參畫シ終局ノ目的ニ稽(陸海兩軍ノ策應協同ヲ圖ルヲ任トス

第三條 大本營ノ編制及勤務ハ別ニ之ヲ定ム

軍機保護法

(昭和十二年八月十三日) 法律第七十二號

第一條 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト稱

スルハ作戰、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件ヲ謂フ

前項ノ事項又ハ圖書物件ノ種類範圍ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收

集シタル者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外國若クハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏洩スル目的ヲ以テ前項ニ規定スル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第三條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知

得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏洩シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ

懲役ニ處ス

業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若クハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏洩シタルトキハ死刑又ハ無期若クハ四年以上ノ懲役ニ處ス

第四條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收

集シタル者之ヲ他人ニ漏洩シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若クハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏洩シタルトキハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 偶然ノ原因ニ因リ軍事上ノ秘

密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏洩シタルトキハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

偶然ノ原因ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若クハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏洩シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス



第六條

軍事上ノ秘密ヲ探知シ、收集シ又ハ漏泄スルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル任務ニ從事シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス情ヲ知りテ前項ノ團體ニ加入シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第七條

業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者過失ニ因リ之ヲ他人ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條

陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲グルモノニ付測量、撮影、模寫、模造若クハ録取又ハ其ノ複寫若クハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一 軍港、要港又ハ防禦港

二 堡壘、砲臺、防備衛所其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル防禦營造物

三 軍用艦船、軍用航空機若クハ兵器又ハ陸軍大臣若クハ海軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需品

ニ處シ同項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生ジタル圖書ヲ他人ニ交付シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書ヲ公ニシ又ハ外國若クハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條

陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ演習又ハ兵器實驗等ニ際シ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ演習又ハ實驗等ヲ行フ空域、土地又ハ水面及其ノ周圍ノ地域ニ付區域及期間ヲ定メ之ニ出入スルコトヲ一時禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條

陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ

工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ前條第一項ノ防禦營造物又ハ軍事施設ノ周圍ノ地域ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣所管ノモノニ付區域、定メ其ノ區域ニ付測量、撮影、模寫、模造若クハ録取又ハ其ノ複寫若クハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十條 許可ヲ得ズ若クハ許可ニ附シタル條件ニ違反シ又ハ詐偽ノ方法ヲ以テ許可ヲ得テ第八條第一項第二號若クハ第三號ニ掲グルモノニシテ同條ノ禁止若クハ制限ニ係ルモノ又ハ前條第一項ノ區域ニ侵入シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

命令ヲ以テ開港場以外ノ水面ニ付區域ヲ定メ外國船舶ノ之ニ出入スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ情狀重キトキハ其ノ船舶ヲ沒收ス

第十五條 第二條乃至第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十條、第十一條、第十二條第二項乃至第四項及第十三條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十六條 第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者亦前項ニ同ジ

第十七條 第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十條、第十一條、第十二條第二項乃至第四項又ハ第十三條

第十一條

第八條第一項又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生ジタル圖書物件ヲ他人ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書物件ヲ公ニシ又ハ外國若クハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ交付シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ防空其ノ他國土防衛ノ爲軍事上ノ秘密保護ノ必要アルトキハ命令ヲ以テ空域、土地又ハ水面ニ付區域ヲ定メ左ニ掲グル行爲ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一 其ノ區域ニ於ケル航空

二 其ノ區域内ノ氣象ノ觀測又ハ其ノ區域内ノ水陸ノ形狀若クハ施設物ノ狀況ノ測量若クハ空中、高所ヨリノ撮影又ハ其ノ複寫若クハ複製

前項第一號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役

條第二項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 本法ノ罪ヲ犯シ因テ得タル財物ハ犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス其ノ財物ガ犯人以外ノ者ニ屬シ又ハ消費其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第十九條 第二條乃至第五條、第七條第八條第二項、第九條第二項、第十一條又ハ第十二條第二項乃至第四項ニ規定スル犯罪行爲(未遂罪ノ場合ヲ含ム)ヲ組成シタル物又ハ其ノ犯罪行爲ヨリ生ジタル物ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除クノ外何人ノ所有ヲ問ハズ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒取スルコトヲ得

前項ノ沒取ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 第二條、第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十二條第二



項、第十五條又ハ第十六條第一項ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除ス

第二十一條 第二條乃至第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十一條第十二條第二項乃至第四項及第十五條乃至前條ノ規定ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

軍機保護法施行規則(陸軍)

(昭和十二年十月七日、同十四年十二月十二日一部改正)

第一條 軍機保護法第一條第二項ノ規定ニ依ル陸軍ノ軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件ノ種類範圍左ノ如シ

- 一 官關守衛ニ關スル事項
- イ 官關ヲ守衛スル軍隊ノ現在及將來ニ亘ル任務部署配備又ハ行動
- ロ 官關ヲ守衛スル軍隊ノ編制又

ハ其ノ裝備

二 國防、作戰又ハ用兵ニ關スル事項  
イ 國防又ハ作戰ニ關スル諸計畫ノ内容

ロ 現在及將來ニ亘ル國防、作戰、用兵ノ準備又ハ實施ニ關スル命令ノ内容、發受令者、下達時期下達地點

ハ 外國ニ騎屯スル軍隊又ハ戰時若クハ事變ニ際シ出征若クハ派遣スル軍隊及其ノ軍需品ニ關スル左ノ事項

甲 戰鬥序列又ハ軍隊區分ニ基テ隸屬系統、部隊號、部隊數又ハ部隊ノ人馬數若クハ其ノ損耗數

乙 前號ニ掲グル部隊ノ裝備又ハ軍需品ノ種類、數量、若クハ其ノ消耗數

丙 現在及將來ニ亘ル任務又ハ企圖  
丁 現在及將來ニ亘ル部署配備

又ハ行動

戊 現在及將來ニ亘ル陣地又ハ軍用飛行場ノ位置、構成、設備又ハ強度

ニ 軍事ニ關スル外國トノ約定  
三 編制、裝備又ハ動員ニ關スル事項

イ 編制又ハ裝備ニ關スル諸計畫ノ内容又ハ其ノ實施ノ狀況

ロ 戰時ノ編制又ハ其ノ裝備  
ハ 動員部隊(之ニ準ズベキ部隊ヲ含ム)ノ編制又ハ其ノ裝備  
ニ 航空部隊(軍隊ニ限ル)ノ編制又ハ其ノ裝備

ホ 第五條第三號ヲ號ニ掲グル區域又ハ樺太ニ騎屯スル部隊ノ編制又ハ其ノ裝備

ヘ 第二條第二號ニ規定スル電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設ノ編制又ハ業務  
ト 軍動員計畫ノ内容又ハ其ノ實施ノ狀況(召集及徵發ニ關スル

事項中特ニ指定スルモノニ限ル)

チ 軍需動員ニ關スル計畫ノ内容

又ハ其ノ實施狀況

リ 將校(退役ノ者ヲ除ク以下之ニ同ジ)ノ總數、役種別數、兵

科部別數又ハ階級別數  
ヌ 將校ノ補充ニ關スル計畫ノ内容又ハ其ノ實施、狀況(學校別

及年度別ニ依ル召募數又ハ階級別若ハ兵科部別ニ依ル尉官ノ任官總數ニ限ル)

ル 全國又ハ各徵兵區ニ於ケル毎年ノ現役兵若ハ第一補充兵ノ徵集人員數又ハ毎年ノ壯丁人員ニ對スル現役兵若ハ第一補充兵ノ徵集比率

ヲ 全國又ハ各徵兵區ニ於ケル毎年ノ徵兵検査ノ結果ニ基テ體格等位乙種ノ各區分毎ノ人員數又ハ其ノ比率

ワ 聯隊區又ハ兵事區(兵事部署管轄區域ヲ含ム)以上ノ區域ニ於

ケル在郷軍人數(退役ノ者ヲ除ク)

四 國土防衛ニ關スル事項

イ 防衛(戰時警備、防空及要塞防衛ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ニ關スル計畫ノ内容

ロ 防衛部隊ノ隸屬系統、部隊號、部隊數又ハ部隊ノ人馬數、裝備

ハ 現在及將來ニ亘ル防衛部隊ノ任務、企圖、部署、配備又ハ行動

ニ 現在及將來ニ亘ル防衛ノ準備又ハ實施ニ關スル命令ノ内容

ホ 要塞ノ構成又ハ保壘、砲臺、其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル諸般ノ防禦營造物ノ位置、員數、構成施設若クハ強度

ヘ 要塞備付兵器ノ名稱、員數又ハ備付位置

五 諜報、防諜又ハ調査ニ關スル事項

イ 諜報機關又ハ防諜機關ノ編制、配置、業務、成果其ノ他一

切ノ事項

ロ 作戰資料又ハ兵用地理ノ調査ニ關スル計畫ノ内容又ハ其ノ實施ノ狀況若クハ其ノ成果

六 運輸、通信ニ關スル事項  
イ 作戰、派遣、軍動員又ハ軍需動員ノ輸送計畫又ハ輸送準備ノ内容

ロ 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル輸送軍隊ノ軍用列車數又ハ其ノ輸送人馬物件ノ種類及人員數若クハ部隊號

ハ 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル軍徵備船舶ノ船名、隻數、艦裝、兵裝、性能、航路若クハ航行隊形又ハ其ノ輸送人馬物件ノ種類及員數若クハ部隊號

ニ 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル軍徵備船舶ノ船名隻數、艦裝、兵裝、性能、航路若クハ航行隊形又ハ其ノ輸送人馬物件ノ種類及員數若クハ部隊號  
ホ 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル軍



用通信計畫ノ内容  
 一 軍用通信施設又ハ軍用通信規定ノ内容  
 二 軍用暗號  
 三 演習、教育又ハ訓練ニ關スル事項  
 四 第八條ニ規定スル區域内ニ於テ行フ演習、教育、訓練ノ計畫内容又ハ其ノ實施ノ狀況若ハ其ノ成果  
 五 軍事機密、軍事極秘、軍事秘密ノ資材ヲ以テ行フ演習、教育又ハ訓練ノ計畫内容又ハ其ノ實施ノ狀況若ハ其ノ成果  
 六 資材ニ關スル事項  
 七 軍事機密ノ標記ヲ爲シタル資材又ハ軍事機密ノ標記ヲ爲シタル容器内ニ收容スル資材ノ名稱、性能、其ノ他一切ノ事項  
 八 軍事極秘ノ標記ヲ爲シタル資材又ハ軍事極秘ノ標記ヲ爲シタル容器内ニ收容スル資材ノ名稱、性能又ハ形狀

ハ 軍事秘密ノ標記ヲ爲シタル資材又ハ軍事秘密ノ標記ヲ爲シタル容器内ニ收容スル資材ノ名稱、性能又ハ形狀  
 ニ 軍事機密、軍事極秘又ハ軍事秘密ノ標記ヲ爲シタル設計若クハ規格圖書ニ依リ製造中ノ資材亦前三號ノ例ニ依ル  
 ホ 資材ノ整備若クハ補給ノ計畫又ハ整備若クハ補給シタル資材ノ種類及數量若クハ補給率  
 ニ 軍事機密、軍事極秘、軍事秘密ノ資材ノ實驗、試験又ハ其ノ成績  
 ト 第八條ニ規定スル區域内ニ於テ行フ實驗、試験、又ハ其ノ成績  
 チ 第二條第二號ニ規定スル軍需品貯藏所内ニ貯藏スル資材ノ種類及數量  
 リ 第二條第二號ニ規定スル陸軍軍用船舶ノ機密又ハ性能  
 九 軍事施設ニ關スル事項

イ 第二條第二號ニ規定スル飛行場ノ構成、設備又ハ強度  
 ロ 第二條第二號ニ規定スル電氣通信所ニ於ケル通信設備ノ機密又ハ性能  
 ハ 第二條第二號ニ規定スル軍需品工場ノ生産（製造、調製及修理ヲ謂フ以下之ニ同ジ）能力、生産額、從業員總數、技術、設備若ハ其ノ機密、性能又ハ生産中ノ資材ノ種類及數量  
 ニ 前號以外ノ陸軍大臣所管ノ軍需品工場ノ生産能力、生産額、從業員總數又ハ技術  
 十 圖書物件ニ關スル事項  
 軍事機密、軍事極秘又ハ軍事秘密ノ標記ヲ爲シタル圖書物件及第一號乃至前號ニ掲グル事項ヲ表示スル圖書物件  
 前項ノ種類範圍ニ屬スル事項又ハ圖書物件ト雖モ法規若ハ官報ニ於テ公示セラレタルモノ又ハ陸軍省（外國ニ駐屯スル軍隊又ハ出征若クハ派遣

スル軍隊ノ最高司令部、朝鮮軍司令部、臺灣軍司令部、防衛司令部、師團司令部、飛行集團司令部及要塞司令部ヲ含ム）  
 ニ於テ公表シタルモノハ之ヲ除ク  
 第二條 軍機保護法第八條第一項ノ規定ニ依リ左ニ掲グルモノニ付テハ測量、攝影、模寫、模造若クハ錄取又ハ其ノ複寫若クハ複製ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第一號ニ掲グルモノニ付テハ當該要塞司令官（陸軍築城部本部長ノ管轄スル防禦營造物ニ付テハ陸軍築城部本部長）ノ第二號ニ掲グルモノニ付テハ當該船舶又ハ軍事施設ヲ管轄スル部隊長ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ  
 一 堡壘、砲臺其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル陸軍防禦營造物  
 二 陸軍軍用船舶又ハ現場ニ標識ヲ設ケテ標示シタル陸軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設  
 第三條 軍機保護法第九條ノ規定ニ依

リ前條第一號ニ掲グル陸軍防禦營造物又ハ前條第二號ニ規定スル軍事施設ノ周圍ノ地域ニ付區域ヲ定メタルトキハ現場ニ標識ヲ設ケテ之ヲ標示ス  
 前項ノ區域ニ付テハ測量、攝影、模寫、模造若クハ錄取又ハ其ノ複寫又ハ複製ヲ爲スコトヲ得ズ但シ陸軍防禦營造物ノ周圍ノ區域ニ付テハ當該要塞司令官ノ、軍事施設ノ周圍ノ區域ニ付テハ當該軍事施設ヲ管轄スル

部隊長ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ  
 第四條 第二條又ハ前條第二項ニ規定スル行爲ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ様式ノ許可願書（二通）ヲ現在地又ハ當該行爲地ノ最寄憲兵隊長（分隊長ヲ含ム以下之ニ同ジ）又ハ警察署長（臺灣ニ在リテハ郡守又ハ支廳長ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ經テ當該要塞司令官（陸軍築城部本部長）又ハ當該部隊長ニ提出スベシ

測量（攝影、模寫、模造、錄取、複寫、複製）許可願書

年 月 日

要塞司令官（陸軍築城部本部長）  
 軍司令官（陸軍技術本部長、陸軍航空本部長、陸軍科學研  
 師團長、陸軍兵器本部長、陸軍造兵廠長官等） 殿

左記ノ通測量（攝影、模寫、模造、錄取、複寫、複製）致度軍機保護法施行規則第二（三）條ノ規定ニ依リ許可相成度候也

一、目的 左記

職住本 業所籍（外國人ニ在リテハ國籍）

氏 年 齡 ○



- 一、區域(物件)
- 二、方法
- 三、使用器具類ノ名稱
- 四、日時(期間)
- 五、作業ノ場所
- 六、作業ノ場所
- 七、作業ノ場所
- 八、其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 九、其ノ他參考ト爲ルベキ事項

注 意

- 一 用紙適宜
- 二 目的ニ付テハ境界確定ノ爲等許可ヲ受クベキ行爲ノ目的ヲ記載スルモノトス
- 三 區域(物件)ニ付テハ區域ハ何縣何郡何村字何全部又ハ何縣何郡何村字何ヨリ同村字何間一帯等其ノ地名、區間等ヲ、物件ハ模寫、模造スベキ何縣何郡何村字何一帯ノ寫眞、模型等其ノ物件ノ名稱等ヲ記載スルモノトス
- 四 方法ニ付テハ平面測量、油繪等ノ方法ヲ記載スルモノトス
- 五 使用器具類ノ名稱ニ付テハ何測量器、何寫眞機等ノ使用器具ヲ記載スルモノトス
- 六 日時(期間)ニ付テハ何年何月何日午前十時頃又ハ何年何月何日ヨリ同月何日迄等日時又ハ期間ヲ記載スルモノトス
- 七 作業者ノ住所氏名ニ付テハ現ニ作業ニ従事セシムル者ノ住所氏名ヲ記載スルコト
- 八 作業ノ場所ニ付テハ何縣何郡何村字何何番地等測量、測量圖書ノ作成、撮影、現像、焼付、模寫、模造又ハ錄取スル場所ノ地名ヲ記載スルモノトス
- 九 員數ニ付テハ測量ノ成果、寫眞原畫、複寫圖書等何部、何枚等其ノ員數ヲ記載スルモノトス
- 第五條 軍機保護法第十二條第一項ノ規定ニ依リ左ニ掲グル行爲ハ之ヲ爲ス

スコトヲ得ズ但シ第一號又ハ第二號ニ掲グル行爲ニ付テハ陸軍大臣(朝鮮内又ハ臺灣内ノミニ係ル場合ニ於テハ朝鮮軍司令官又ハ臺灣軍司令官ヲ含ム)ノ第三號又ハ第四號ニ掲グル行爲ニ付テハ行爲地要塞地帶(地帶第三區外方三千五百間ヲ含ム以下之ニ同ジ)内ニ在ルトキハ當該要塞司令官(要塞司令官ノ職務ヲ行フ官廳ヲ含ム)宇品港域ニ在ルトキハ陸軍運輸部長其ノ他ノ場合ニ在リテハ行爲地ヲ管轄スル防衛司令官又ハ師團長(防衛司令官警備管區内ノ師團長ヲ除キ朝鮮ニ在リテハ朝鮮軍司令官、臺灣ニ在リテハ臺灣軍司令官ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ一、左ニ掲グル區域ニ於ケル航空

イ 要塞地帶

ロ 東經百四十四度以東ノ北海道(島嶼ヲ含ム)及千島列島

ハ 北緯四十五度以北ノ北海道(島嶼ヲ含ム)及樺太(島嶼ヲ含ム)

- ニ 伊豆七島、小笠原諸島及硫黃列島
- ホ 廣島縣豐田郡忠海町大久野島並ニ其ノ地先三海里以内ノ海面及其ノ海面内ノ島嶼
- ヘ 宇品港域第一區及第二區及第二區ノ境界線ヨリ外方十キロメートル以内ノ區域
- ト 北緯三十一度以南ノ鹿兒島縣及沖繩縣ノ諸島
- チ 威鏡北道、威鏡南道、平安北道、慶尙南道、全羅南道(島嶼ヲ含ム)及鬱陵島
- イ 北海道東部近傍
  - 千島國全島嶼
  - 花咲郡ノ全域
  - 根室郡ノ大部(和田村ノ一部ヲ除ク)
  - 厚岸郡ノ大部(全町村共各一部ヲ除ク)
  - 野村郡別海村ノ一部
  - 川上郡標茶村ノ一部
  - 釧路郡 釧路村、昆布森村ノ各一部
  - 北緯四十九度二十分以北國境ニ至ル樺太
- ロ 樺太北部近傍
- リ 臺灣(島嶼ヲ含ム)
  - ヌ 口號乃至ニ號及ト號乃至前號
  - ニ 掲グル陸地ノ地先三海里以内ノ海面
- 二 帝國ノ領土及其ノ地先三海里以内ノ海面上ノ空域ニ於ケル雲ノ高さ、雲ノ厚サ、霧、煙霧、大氣ノ透明度又ハ地表一〇〇メートル以上ノ空域ニ於ケル氣流、溫度若クハ濕度ノ實況ノ器具機械ヲ以テスル觀測(觀測成果ノ作成ヲ含ム)又ハ觀測成果ノ複寫若クハ複製但シ船舶ノ航行又ハ航空機ノ航空ニ必
- ハ 宗谷海峽近傍
- ニ 室 蘭 近 傍

要ナルモノ及官公立ノ氣象ノ觀測所ニ於テ行フモノ又ハ官公立ノ氣象ノ觀測所ニ報告又ハ通報スル爲行フモノヲ除ク

三 左ニ掲グル區域内ノ水陸ノ形狀若クハ施設物ノ狀況ノ測量(測量成果ノ作成ヲ含ム)又ハ測量成果ノ複寫若クハ複製但シ地目地類ノ變換土地ノ分合、境界ノ確定又ハ家屋倉庫ノ新築、改築、増築ノ爲必要ナルモノ及船舶ノ航行ニ必要ナル測深及方位測定ヲ除ク

北緯四十六度十分以南ノ樺太

北緯四十五度十分以北東經百四十二度十五分以西ノ北海道本土

北緯四十二度二十六分三十秒以南東經百四十一度七分十秒以西ノ室蘭市有珠郡及幌別郡

北海道

函館市ノ全域

龜田郡 戶井村、錢龜澤村ノ各全域、七飯村、龜田村、大野村、尻岸内村、根法華



津輕要塞近傍

茅部郡 村ノ各大部  
 森町、尾札部村、鹿部村  
 白尻村ノ各一部  
 上磯郡 木古内村ノ全域、上磯町  
 茂別村、知内村ノ各大部  
 松前郡 福山町、吉岡村ノ各全域  
 大澤村、福島村、小島村ノ各大部  
 檜山郡 上ノ國村、厚澤部村ノ各一部  
 青森縣 下北郡ノ大部(田名部町及東通村ノ各一部ヲ除ク)  
 北津輕郡 小泊村ノ大部、内海村ノ一部  
 東津輕郡 一本木村、平館村ノ各全域、蟹田村、三厩村、今別村ノ各大部、蓬田村、小湊町ノ各一部  
 神奈川縣 磯子區ノ大部、中區、戸横濱市 塚區ノ各一部  
 横須賀市ノ全域  
 三浦郡ノ全域  
 鎌倉郡 大船町、深澤村ノ各一部  
 北緯三十五度十分以南東經百四十度

ト 小笠原群島近傍  
 伊豆七島中八丈島及小島  
 小笠原群島ノ大部  
 東經百三十五度十分以東、北緯三十五度十分以北、東經百三十五度十分三十秒以東北緯三十五度十分以北東經百三十五度三十六分十四秒以西ノ京都府(與謝郡上宮津村、宮津町、府中村、世屋村、野間村、吉津村、岩瀧村、日置村及中郡五十河村ノ各一部ヲ除ク)及福井縣  
 福井縣大飯郡、本郷村、大島村、和田村ノ一部  
 北緯三十四度十分以北東經百三十五度十四分十分以西ノ和歌山縣及大阪府(泉南郡下莊村西島取村ノ各一部ヲ除ク)  
 北緯三十四度八分以北東經百三十四度三十分十分以西ノ德島縣  
 德島縣那賀郡椿村ノ一部(辨天島、梶子島及其ノ附近ノ島嶼ヲ含ム)  
 兵庫縣津名郡安平村平安浦ノ同縣三

豐豫要塞近傍

又 島前近傍  
 宇品港域第一區及第二區  
 廣島縣豐田郡忠海町大久野島並ニ其ノ地先三海里以内ノ海面及其ノ海面内ノ島嶼  
 原郡津井村雁來岬突端ヲ連ヌル線以南ノ淡路島  
 北緯三十六度十分以南東經百三十三度十五分十分以西島前ノ全域及島後ノ一部  
 北緯三十三度三十分以南、北緯三十二度五十分以北東經百三十二度三十分十分以西ノ愛媛縣  
 北緯三十三度二十分以南北緯三十二度五十分以北東經百三十一度四十五分十分以西及東經百三十一度五十分十分以西及東經百三十二度四十分以北ノ大分縣  
 北緯三十四度三十分以南東經百三十一度十分以西ノ山口縣  
 下關市ノ大部  
 阿武郡 見島村ノ全域  
 福岡縣 八幡市、戸畑市、若松市、門司市、小倉市ノ各全域、直方市ノ一部、企救郡ノ大部(中谷村及東谷村ノ

カ 下關要塞近傍  
 各一部ヲ除ク)  
 遠賀郡ノ大部(岡垣村ノ一部ヲ除ク)  
 宗像郡 神湊町、大島村(沖ノ島ヲ含ム)岬村、勝浦村ノ各全域  
 津屋崎町、池野村、河東村、田島村ノ各一部  
 京都郡 苅田町、白川村ノ各全域  
 小波瀬村、椿市村ノ各一部  
 田川郡 上野村、方城村ノ各一部  
 鞍手郡 木屋ノ瀬町、植木町、劍村古月村ノ各全域  
 西川村ノ一部  
 長崎縣上縣郡及同縣下縣郡ノ全域  
 北緯三十四度以南、北緯三十三度二十分以北東經百三十三度十分以西ノ長崎縣佐賀縣及福岡縣  
 福岡縣絲島郡北崎村小呂ノ島  
 北緯三十三度二十分以南、北緯三十二度三十分以北東經百二十九度四十分十分以西ノ長崎縣(西彼杵郡黑崎村及同郡三重村ノ各一部ヲ除ク)  
 長崎縣西彼杵郡式見村大崎ノ時津村  
 烏帽子岳—長與村高田—矢上村黑岳



レ 長崎要塞近傍

日見村小崎ヲ連ヌル線以南ノ長崎  
長崎縣  
佐世保市ノ一部  
北松浦郡 上志佐村、世知原村、  
柚木村ノ各一部  
西彼杵郡 大串村ノ一部  
東彼杵郡 早岐町、折尾瀬村、江  
上村ノ各全域、上波佐  
見町、川棚町、下波佐  
見村、宮村、崎針尾村  
ノ各一部

佐賀縣

西松浦郡 有田村、二里村、大山  
村、曲川村、東山代村  
ノ各一部

ソ 南西諸島近傍

北緯三十度五十一分以南ノ鹿兒島縣  
及沖繩縣

ツ 基隆要塞近傍

東經百二十一度三十六分以東北緯二  
十五度四分以北及東經百二十一度四  
十二分以東北緯二十五度以北ノ臺灣  
北緯二十二度五十分以南東經百二十  
度三十七分三十秒以西ノ臺灣  
高雄州旗山郡旗山街礮礮坑一岡州同  
郡田寮庄南安老一岡州岡山郡阿蓮庄  
石案潭一岡州同郡湖内庄白砂崙一岡  
州同郡同庄頂茄荳ヲ連ヌル線ト北緯

ネ 高雄要塞近傍

北緯三十五度二十分以南東經百二十  
八度十五分十秒四以東、北緯三十五

ナ 澎湖島要塞近傍

澎湖列島  
北緯四十二度以北東經百二十九度三  
十分十秒四以東國境以南ノ朝鮮(咸  
鏡北道富寧郡三海面沙津端及其ノ附  
近ノ島嶼ヲ含ム)

ム 永興灣要塞近傍

北緯三十九度四十分以南、北緯三十  
九度以北東經百二十七度十秒以東四  
東經百二十七度四十五分十秒四以西  
ノ朝鮮

ウ 巡威島近傍

北緯三十八度以南、北緯三十七度四  
十分以北東經百二十四度三十分十秒  
四以東東經百二十六度十秒四以西ノ  
朝鮮

キ 仁川近傍

北緯三十七度三十分以南、北緯三十  
七度十分以北東經百二十六度十五分  
十秒四以東、東經百二十六度四十五  
分十秒四以西ノ朝鮮

ノ 八口浦近傍

北緯三十五度以南、北緯三十四度三  
十分以北東經百二十五度四十五分十  
秒四以東、東經百二十五度四十五分

オ 鬱陵島近傍

以東、東經百二十六度十五分十秒四  
以西ノ朝鮮  
北緯三十五度二十分以南東經百二十  
八度十五分十秒四以東、北緯三十五

ク 鎮海灣要塞近傍

度十分以南東經百二十七度四十五分  
十秒四以東、北緯三十五度以南東經  
百二十七度三十分十秒四以東ノ朝鮮  
北緯三十五度二十分以南東經百二十  
八度十五分十秒四以東、北緯三十五

四 左ニ掲グル區域内ノ水産ノ形状

又ハ施設物ノ狀況ノ空中、高所ヨ  
リノ撮影又ハ其ノ複寫若クハ複製  
但シ被寫體ヨリノ高さ二〇メート  
ル以下ノ場合ヲ除ク  
イ 第一號口號ニ掲グル區域  
ロ 第一號ハ號ニ掲グル區域  
ハ 前號ニ號ニ掲グル區域  
ニ 前號ホ號ニ掲グル區域  
ホ 京濱地方(東京市、横濱市、  
川崎市、川口市及市川市)  
ヘ 前號ハ號ニ掲グル區域  
ト 第一號ニ掲グル區域  
チ 福井縣、石川縣、富山縣及新  
潟縣  
リ 名古屋市及宇治山田市  
ヌ 前號チ號ニ掲グル區域

ル 京阪神地方大阪市、堺市、岸

和田市、布施市、中河内郡、北  
河内郡、三島郡、神戸市、西宮  
市、尼ヶ崎市、武庫郡、京都市  
宇治郡及久世郡  
ヲ 前號リ號ニ掲グル區域  
ワ 前號ヌ號ニ掲グル區域  
カ 第一號ハ號ニ掲グル區域  
ヨ 前號ヲ號ニ掲グル區域  
タ 前號ワ號ニ掲グル區域  
レ 前號カ號ニ掲グル區域  
ソ 前號ヨ號ニ掲グル區域  
ツ 前號タ號ニ掲グル區域  
ネ 前號レ號ニ掲グル區域  
ナ 第一號ト號ニ掲グル區域  
ラ 朝鮮(島嶼ヲ含ム)  
ム 第一號リ號ニ掲グル區域

第六條 前條第一號ニ規定スル行為ノ

許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ様式ノ  
許可願書(二通)ニ乘員ノ手札形半  
身脱帽ノ寫眞ヲ貼付シ現住地又ハ其  
ノ出發地ノ最寄憲兵隊長又ハ警察署  
長ヲ經テ(要塞地帯又ハ宇品港城ニ  
關スルモノニ在リテハ更ニ當該要塞  
司令官又ハ陸軍運輸部長ヲ經テ)陸  
軍大臣ニ(朝鮮内又ハ臺灣内ノミニ



係ル場合ニ於テハ朝鮮軍司令官又ハ  
臺灣軍司令官ヲ含ム提出スベシ  
但シ日本航空機ニ非ザル航空機ノ

航空ニ付テハ其ノ本國管轄官廳又  
ハ日本ニ在ル外交官若ハ領事館ヲ  
通シ外務大臣ヲ經由スルコトヲ得

航空許可願

本籍(外國人ニ在リテハ國籍)  
住 所  
職 業  
氏 名  
年 齡

年 月 日

陸軍大臣殿  
左記ノ通航空致度軍機保護法施行規則第五條ノ規定ニ依リ許可相成度  
候也

左 記

- 一、目的
- 二、出發地、出發日時(期間)
- 三、通過地(著陸地)
- 四、到着地、到着豫定日時
- 五、航空機ノ種類、機體ノ型式
- 六、發動機ノ型及馬力
- 七、國籍記號、登録記號
- 八、乘員ノ住所、氏名並ニ乘員ノ技術證明及免狀ノ種類
- 九、其ノ他參考ト爲ルベキ事項

注 意

一 用紙適宜

二 目的ニ付テハ運送ノ爲等許可  
ヲ受クベキ行爲ノ目的ヲ記載ス

ルモノトス

三 出發地、出發日時(期間)ニ付  
テハ何縣何飛行場等航空機出發  
離陸ノ場所名及其ノ日時(定期  
航空ニ在リテハ其ノ期間)ヲ記  
載スルモノトス

四 通過地(著陸地)ニ付テハ航空  
機ノ通過スベキ主要地名(途中  
著陸ノ場合何縣何飛行場等ハ其  
ノ場所名)ヲ記載スルモノトス  
五 到着地、到着豫定日時ニ付テ  
ハ最終ノ目的地タル場所名及其  
ノ到着豫定日時ヲ記載スルモノ  
トス

六 航空機ノ種類、機體ノ型式ニ  
付テハ飛行機、航空船、氣球等  
ノ區別及其ノ型式ヲ記載スルモ  
ノトス  
七、發動機ノ型式及馬力ニ付テハ  
航空機備付ノ型式及馬力ヲ記載  
スルモノトス

第七條 第五條第二號乃至第四號ニ規  
定スル行爲ノ許可願ニ關シテハ第四

條ノ規定ヲ準用ス

第八條 軍機保護法第十三條第一項ノ  
規定ニ依リ土地又ハ水面及其ノ周圍  
ノ地域ニ付區域及期間ヲ定メタルト  
キハ現場ニ標識ヲ設ケテ之ヲ標示シ  
空域ニ付區域及期間ヲ定メタルトキ  
ハ陸軍大臣ハ之ヲ通信大臣(朝鮮ニ  
在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ  
臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長  
官)ニ通知ス

前項ノ期間ニ於テハ其ノ區域内ニ出  
入スルコトヲ得ズ

第九條 前條第三項ニ規定スル航空ノ  
許可願ニ關シテハ第六條ノ規定ヲ準  
用ス

第十條 軍機保護法第十四條第一項ノ  
規定ニ依リ外國船舶ハ第五條第三號  
ル號及ヤ號ニ掲グル海面(開港港則

第一條、大正四年朝鮮總督府令第七  
十二號開港取締規則第一條及昭和二  
年臺灣總督府令第六十二號臺灣開港  
規則第一條ニ規定スル徑界内ヲ除  
ク)ニ出入スルコトヲ得ズ

前項ノ區域ニ出入セントスル外國船  
舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者ハ陸軍  
大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ船主(當  
該船舶ヲ現ニ航海ノ用ニ供スル船舶  
主ヲ含ム以下ニ同ジ)ヨリ陸軍大  
臣ノ許可ヲ得タルトキ、海難若クハ  
捕獲ヲ避クル爲止ムコトヲ得ザルト  
キ又ハ開港港則第一條開港取締規則  
第一條、又ハ臺灣開港規則第一條ニ  
規定スル徑界内ニ出入スル常用航路  
(第五條第三號ヲ號ニ掲グル海面ヲ  
除ク)ニ依ル航行ハ此ノ限ニ在ラズ  
海難又ハ捕獲ヲ避クル爲止ムヲ得ズ  
シテ前項ニ掲グル海面ニ出入シタル  
トキハ船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル  
者ハ事後速カニ最寄憲兵隊長又ハ警  
察署長ヲ經テ陸軍大臣ニ其ノ事情ヲ  
届出ゾベシ

第十一條 前條ニ規定スル行爲ニ付許  
可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事情ヲ記  
載シタル許可願書(二通)ヲ其ノ本國  
管轄官廳若クハ日本ニ在ル外交官、  
領事官ヲ通シ外務大臣ヲ經由シ又ハ  
最寄憲兵隊長若クハ警察署長ヲ經テ  
(要塞地帶又ハ字品港域ニ關スルモ  
ノニアリテハ更ニ當該要塞司令官又  
ハ陸軍運輸部長ヲ經テ)陸軍大臣ニ  
提出スベシ

前條第二項但書ニ規定スル船主ノ  
許可願ニ關シテハ前項ノ規定ヲ準  
用ス

- 一 目的
- 二 船舶
- 三 船種
- 四 國籍
- 五 船籍港
- 六 總噸數
- 七 船主ノ氏名及國籍
- 八 備船者ノ氏名及國籍
- 九 船長(其ノ職務ヲ執ル者)ノ氏名  
及國籍



十 碇泊豫定期間

第十二條 陸軍以外ノ官廳ニ於テ第二條、第三條第二項、第五條又ハ第八條第三項ニ規定スル行爲ヲ爲サントスルトキハ主務大臣、朝鮮總督又ハ臺灣總督ニ在リテハ陸軍大臣ニ協議シ其ノ他ノ官廳ニ在リテハ第四條、第六條、第七條又ハ第九條ノ規定ニ準ジ承認ヲ受クベシ  
但シ憲兵分隊長又ハ警察署長ヲ經由スルヲ要セズ

第十三條 第四條、第六條、第七條又ハ第九條ニ規定スル許可願書ハ縣、市、町、村其ノ他ノ公共團體及法人ニ在リテハ其ノ代表者ヨリ之ヲ提出スベシ

第十四條 第四條、第六條、第七條、第九條第十一條及第十二條ノ規定ニ依リ陸軍大臣要塞司令官又ハ陸軍運輸部長ニ許可願書又ハ承認申請書ヲ提出スル場合ニ於テ其ノ許可又ハ承認ヲ受ケントスル行爲ガ要塞地帶法ニ依リ要塞司令官又ハ陸軍大臣ノ

宇品港域軍事取締法ニ依リ陸軍運輸部長又ハ陸軍大臣ノ許可又ハ承認ヲ要スルモノナルトキハ同一ノ書類ニ依リ申請スルコトヲ得

第十五條 第四條、第六條、第七條、第九條、第十一條及第十二條ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ受ケル場合ニ於テ他ノ法令ノ定ムル所ニ依リ主務官廳ノ許可又ハ承認ヲ要スル行爲ニ付テハ先ヅ其ノ許可又ハ承認ヲ受ケ之ヲ證スル書類又ハ許可證若クハ承認證ノ寫ヲ許可願書又ハ承認申請書ニ添附スベシ但シ昭和十二年海軍省令第二十八號軍機保護法施行規則ニ依リ許可又ハ承認ヲ要スル行爲ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 第四條、第六條、第七條、第九條及第十一條乃至前條ノ規定ハ許可又ハ承認ヲ得タル事項ヲ變更セントスル場合ニ之ヲ準用ス  
第十七條 憲兵隊長又ハ警察署長第四條、第七條又ハ第十二條ノ規定ニ依リ許可願書又ハ承認申請書ヲ受ケタ

ルトキハ意見ヲ附シ當該要塞司令官（陸軍築城部本部長陸軍運輸部長、師團長又ハ當該部隊長）ニ提出スベシ

憲兵分隊長又ハ警察署長第四條、又ハ第七條ノ規定ニ依リ許可願書ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シ當該要塞司令官（陸軍築城部本部長、陸軍運輸部長、防衛司令官、師團長又ハ當該部隊長）ニ提出スベシ  
憲兵分隊長又ハ警察署長第六條、第七條、第九條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ許可願書ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シ陸軍大臣（朝鮮内又ハ臺灣内ノミニ係ル場合ニ於テハ朝鮮軍司令官又ハ臺灣軍司令官ヲ含ム）ニ提出スベシ但シ要塞地帶内ノ區域ニ於ケル航空及外國船舶ノ出入ニ關スルモノハ當該要塞司令官、宇品港域第一區第二區及第二區ノ境界線ヨリ外方十キロメートル以内ノ區域内ニ於ケル航空又ハ宇品港域第一區及第二區内ニ於ケル航行ニ關スルモノハ陸軍

運輸部長ニ送致スベシ

第十八條 陸軍大臣、軍司令官、防衛司令官、師團長、要塞司令官、陸軍築城本部長、陸軍運輸部長、又ハ部隊長許可若クハ承認ヲ爲シ又ハ條件ヲ附シテ許可若クハ承認ヲ爲シタルトキハ許可證又ハ承認證ヲ交付ス但シ急速ヲ要スル場合ニ於テハ許可證又ハ承認證ヲ交付セザルコトアルベシ

第十九條 前條ノ許可證又ハ承認證ハ現場ニ於テ行爲ヲ爲ス者必ズ之ヲ携帯スベシ但シ第十條第二項但書ノ規定ニ依ル船主ヨリ陸軍大臣ノ許可ヲ得タル場合ニ於テハ此ノ限リニ在ラズ

前項ノ規定ニヨリ許可證又ハ承認證ヲ携帯スル者ハ之ヲ何時ニテモ憲兵衛戍服務ノ軍人、警察官吏及陸軍防禦營造物、陸軍軍用船舶又ハ軍事施設當該部隊ノ職員ノ閱覽ニ供スベシ  
第二十條 許可證ヲ失ヒタル場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ再下付

ヲ申請スベシ

許可證ヲ失ヒタル者ハ直チニ最寄憲兵隊長又ハ警察署長ニ其ノ旨ヲ届出テ承認證ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ行爲ヲ繼續スルコトヲ得ズ

前項ノ届出テ受ケタル憲兵隊長又ハ警察署長ハ其ノ旨許可證ヲ交付シタル官憲ニ報告又ハ通報スベシ  
第二十一條 第五條第一項但書又ハ第八條第三項ニ規定スル許可ヲ受ケツシテ航空機ノ故障、避難其ノ他已ムヲ得ザル理由ニヨリ第五條第一項第一號ニ掲グル區域又ハ第八條第一項ノ規定ニ依ル區域ニ著陸シタルトキハ當該航空機ノ乗員ハ事後速ニ最寄憲兵分隊長又ハ警察署長ヲ經テ陸軍大臣ニ其ノ事情ヲ届出ヅベシ

第二十二條 軍機保護法第十九條ノ規定ニ依ル沒取處分ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ憲兵隊長又ハ警察署長之ヲ行フ  
前項ノ沒取處分ハ憲兵隊長又ハ警察署長命令書ヲ交付シテ之ヲ爲スベシ

第二十三條 第二條第二號及第三條第一項ニ規定スル標識ハ附圖第一、第八條第一項ニ規定スル標識ハ附圖第二ニ依ル（附圖略）

第二十四條 第二條第二號、第三條第一項又ハ第八條第一項ノ規定ニ依リ設置シタル標識ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ無効ナラシメタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
第二十五條 許可證ヲ所持スベキ者第十九條ノ規定ニ依ル閱覽ヲ拒ミタルトキハ十圓以下ノ科料ニ處ス

附 則

本令ハ軍機保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍機保護法施行規則（海軍）

（昭和十二年十月七日）  
海軍省令第二十八號

第一條 軍機保護法第一條第二項ノ規定ニ依ル海軍ノ軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件（圖書ニ在リテハ



其ノ秘密ノ程度ニ從ヒ「軍機」又ハ「軍極秘」ノ標記ヲ爲シ物件ニ在リテハ之ニ準ズ」ノ種類範圍左ノ如シ  
一 國防、作戰又ハ用兵ニ關スル事項

- (一) 國防、作戰ノ方針又ハ計畫
  - (二) 要兵地點ノ調査ニ關スル計畫、實施又ハ其ノ成果
  - (三) 軍港、要港、防禦港其ノ他作戰要地ノ防備ノ方針又ハ計畫
  - (四) 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル通商保護ノ方針又ハ計畫
  - (五) 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル艦船部隊ノ用兵上ノ任務、行動計畫又ハ其ノ實施ノ狀況
  - (六) 軍事ニ關スル外國トノ約定
- 二 出師準備ニ關スル事項
- (一) 出師準備ノ方針又ハ計畫
  - (二) 出師準備整備ノ狀況
  - (三) 海軍大臣所管ノ軍需品工場ノ能力
  - (四) 戰時、事變又ハ之ニ準ズル事件ノ際ニ於ケル出師準備ニ關スル諸令達又ハ之ニ基ク出師準備進捗ノ狀況

ル諸令達又ハ之ニ基ク出師準備進捗ノ狀況

- 三 軍備ニ關スル事項
- (一) 軍備ノ方針、計畫又ハ進捗狀況
- (二) 水陸設備ノ方針又ハ計畫
- (三) 艦船部隊、官衙又ハ學校ノ戰時編制
- 四 謀報又ハ防諜ニ關スル事項
- (一) 謀報又ハ防諜ニ關スル方針、計畫又ハ其ノ實施ノ狀況
- (二) 謀報又ハ防諜ノ方法又ハ機關ノ組織、所在若クハ任務
- 五 艦船部隊、官衙、學校ニ於ケル機密(「軍機」又ハ「軍極秘」ニ屬スルモノニ限ル以下同ジ)ニ屬スル教育、訓練、演習又ハ研究實驗ノ計畫、實施又ハ其ノ成果
- 六 通信ニ關スル事項
- (一) 軍用通信ノ組織又ハ計畫ノ內容
- (二) 軍用ノ秘密通信又ハ暗號

- 七 艦船、航空機、兵器又ハ軍需品ニ關スル事項
  - (一) 「軍機」ニ關スル現用若クハ計畫、實驗中ノ船體、機關、兵器、航空機、液體燃料、火藥又ハ「軍機」ノ標記ヲ爲シタル計畫圖ニ依リ製作中ノ物件ノ形狀、名稱、機構、性能、要目若クハ規格
  - (二) 「軍極秘」ニ屬スル現用若クハ計畫、實驗中ノ船體、機關兵器、航空機、液體燃料、火藥又ハ「軍極秘」ノ標記ヲ爲シタル計畫圖ニ依リ製作中ノ物件ノ機構、性能、要目若クハ規格
  - (三) 艦船ノ機密ニ屬スル要目
  - 八 「軍機」又ハ「軍極秘」ノ標記ヲ爲シタル圖書
  - 九 機密ニ關スル物件
- 前項ノ種類範圍ニ屬スル事項又ハ圖書物件ト雖モ法規ヲ以テ公示セラレタルモノ又ハ海軍ニ於テ公表シタルモノハ之ヲ除ク
- 第二條 軍機保護法第八條第一項ノ規定

定ニ依リ左ニ掲グルモノニ付テハ測量(船舶ノ運航ニ必要ナル測深、測距、方位測定等ヲ除ク以下同ジ)撮影、模寫、模造若クハ錄取又ハ其ノ複製若クハ複製ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第一號及第二號ニ掲グルモノニ付テハ當該鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ノ、第三號及第四號ニ掲グルモノニ付テハ海軍大臣、當該鎮守府司令長官、艦隊司令長官、獨立艦隊司令官又ハ要港部司令官ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 軍港、要港又ハ防禦港

二 砲臺、防備衛所其ノ他國防ノ爲建設シタル海軍防禦營造物

三 海軍ノ艦船、航空機又ハ兵器ニシテ左ニ記載シタルモノ

(一) 艦船

(イ) 戰艦及航空母艦

(ロ) 海軍ノ管理監督ニ屬スル機密未成艦艇

(二) 航空機

(イ) 海軍ノ管理監督ニ屬スル計

畫、試製又ハ實驗中ノ機密航空機

(ロ) 機密ニ屬スル航空機(航空機中ノモノヲ除ク)

(三) 兵器

(イ) 海軍ノ管理監督ニ屬スル計畫、試製又ハ實驗中ノ機密兵器

(ロ) 機密ニ屬スル兵器

四 現場ニ標識ヲ設ケテ標示シタル海軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設

第三條 軍機保護法第九條ノ規定ニ依リ前條第二號ニ掲グル海軍防禦營造物又ハ同條第四號ニ規定スル軍事施設ノ周圍ノ地域ニ付區域ヲ定メタルトキハ現場ニ標識ヲ設ケテ之ヲ標示ス

前項ノ區域ニ付テハ測量、撮影、模寫、模造若クハ錄取又ハ其ノ複製若クハ複製ヲ爲スコトヲ得ズ但シ海軍大臣當該鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第二條又ハ前條第二項ニ規定スル行為ノ許可ヲ受ケンタル者(海軍大臣、當該鎮守府司令長官、艦隊司令長官、獨立艦隊司令官又ハ要港部司令官ニ於テ豫メ指定シテ許可シタル者ヲ除ク)ハ左ノ様式ノ許可申請書(二通)ヲ當該行為地ノ最寄憲兵隊長(分隊長及分遣隊長ヲ含ム以下同ジ)又ハ警察署長臺灣ニ在リテハ郡守又ハ支廳長ヲ含ム以下同ジ)ヲ經テ海軍大臣、當該鎮守府司令長官、艦隊司令長官、獨立艦隊司令官又ハ要港部司令官ニ提出スベシ

測量(撮影、模寫、模造) 錄取、複製、複製 許可申請書  
本 籍(外國人ニ在リテハ國籍)



住所  
職業

氏 名  
年 齡

年 月 日

海軍大臣(鎮守府司令長官、要港部司令官、艦隊司令長官、獨立艦隊司令官) 殿

左記ノ通測量(撮影、模寫、模造、錄取、複寫、複製) 致度軍機保護法施行規則第二(三)條ニ依リ此段及許可申請候也

記

- 一、目的
- 二、區域(物件)
- 三、方法
- 四、使用器具類ノ名稱
- 五、日時(期間)
- 六、作業者ノ住所氏名
- 七、作業ノ場所
- 八、員數
- 九、其ノ他參考ト爲ルベキ事項

注 意

- 一 用紙適宜
- 二 目的ニ付テハ境界確定ノ爲等

- 許可ヲ受クベキ行爲ノ目的ヲ記載スルモノトス
- 三 區域(物件)ニ付テハ區域ハ何

- 縣何郡何村字何全部又ハ何縣何郡何村字何ヨリ同村字何間一帶等其ノ地名、區間等ヲ、物件ハ模寫、模造スベキ何縣何郡何村何字一帶ノ寫眞、模型等其ノ物件ノ名稱等ヲ記載スルモノトス
- 四 方法ニ付テハ平面測量、油繪等ノ方法ヲ記載スルモノトス
- 五 使用器具類ノ名稱ニ付テハ何測量器、何寫眞機等使用器具ヲ記載スルモノトス
- 六 日時(期間)ニ付テハ何年何月何日午前何時頃又ハ何年何月何日ヨリ同月何日迄等日時又ハ期間ヲ記載スルモノトス
- 七 作業者ノ住所氏名ニ付テハ測量者何縣何郡何村何番地何某等現ニ作業ニ從事セシムル者ノ住所氏名ヲ記載スルモノトス
- 八 作業ノ場所ニ付テハ何縣何郡何村何字何番地等測量、測量圖書ノ作成、撮影、現像、焼附、模寫、模造、錄取等ヲ爲ス場所

ノ地名ヲ記載スルモノトス

九 員數ニ付テハ測量ノ成果、寫眞原畫、複寫圖書等何部、何枚等其ノ員數ヲ記載スルモノトス

第五條

軍機保護法第十二條第一項ノ規定ニ依リ左ニ掲グル行爲ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第一號又ハ第二號ニ掲グル行爲ニ付テハ海軍大臣ノ、第三號又ハ第四號ニ掲グル行爲ニ付テハ當該鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 左ニ掲グル區域ニ於ケル航空
- (一)軍港、要港又ハ防禦港
- (二)平塚市及神奈川縣中郡大野村
- (三)愛知縣寶飯郡豐川町
- (四)宮城縣柴田郡船岡村及同縣伊具郡北郷村
- (五)東經百四十四度以東ノ北海道及千島列島並ニ其ノ地先三海里以內ノ海面
- (六)伊豆七島、小笠原諸島及硫黃列島並ニ其ノ地先三海里以內ノ

海面

(七)北緯三十一度以南ノ鹿兒島縣及沖繩縣ノ諸島並ニ其ノ地先三海里以內ノ海面

- 二 左ニ掲グル區域內ノ雲ノ高サ、雲ノ厚サ、霧、煙霧若クハ大氣ノ透明度又ハ同區域ノ地面上百メートル若クハ海面上百メートル以上ノ空域ニ於ケル氣流、溫度若クハ濕度ノ器具機械ヲ以テスル觀測(觀測成果ノ作成ヲ含ム)又ハ觀測成果ノ複寫若クハ複製但シ船舶若クハ航空機ノ航行若クハ航空ニ必要ナルモノ、官公立ノ氣象ノ觀測所ニ於テ行フモノ又ハ法規ニ依リ官公立ノ氣象ノ觀測所ニ報告若クハ通報スル爲行フモノヲ除ク
- (一)前號(四)乃至(六)ニ掲グル區域
- (二)北緯五十度以南ノ樺太及其ノ地先三海里以內ノ海面
- (三)東經百二十七度以東北緯三十九度以北ノ朝鮮及其ノ地先三海

里以內ノ海面

四 臺灣及其ノ地先三海里以內ノ海面

- 三 第一號(二)乃至(六)ニ掲グル區域內ノ水陸ノ形狀若クハ施設物ノ狀況ノ測量(測量成果ノ作成ヲ含ム)又ハ測量成果ノ複寫若クハ複製但シ地目地類ノ變換、土地ノ分合、境界ノ確定若クハ家屋、倉庫ノ新築、改築、増築ノ爲必要ナルモノヲ除ク
- 四 前號ノ區域內ノ水陸ノ形狀又ハ施設物ノ狀況ノ空中、高所ヨリノ撮影又ハ其ノ複寫若クハ複製但シ複寫體ヨリノ高サ百メートル以下ノ場合ヲ除ク
- 前項第三號又ハ第四號ノ區域ニ付テハ必要ニ依リ現場ニ標識ヲ設ケテ之ヲ標示ス
- 第六條 前條第一號ニ規定スル行爲ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ様式ノ許可申請書(一通)ヲ其ノ出發地ノ最寄憲兵隊長又ハ警察署長ヲ經テ海軍大臣ニ提出スベシ



航空許可申請書

年月日

海軍大臣殿

左記ノ通航空致度軍機保護法施行規則第五條ニ依リ此段及許可申請候也

記

- 一、目的
- 二、出發地、出發日時(期間)
- 三、通過地(著陸地)
- 四、到着地、到着豫定日時
- 五、航空機ノ種類、機體ノ型式
- 六、發動機ノ型及馬力
- 七、國籍記號、登録記號
- 八、乘員ノ住所氏名並ニ乘員ノ技術證明及免狀ノ種類
- 九、其ノ他參考ト爲ルベキ事項

本籍地(外國人ニ在リテハ國籍)  
住所  
職業

氏名 年 齡

注意

- 一 用紙適宜
- 二 目的ニ付テハ運送ノ爲等許可ヲ受クベキ行爲ノ目的ヲ記載ス

- ルモノトス
- 三 出發地、出發日時(期間)ニ付テハ何縣何飛行場等航空機出發離陸ノ場所名及其ノ日時(定期)

航空ニ在リテハ其ノ期間)ヲ記載スルモノトス

- 四 通過地(著陸地)ニ付テ航空機ノ通過スベキ主要地名(途中著陸ノ場合何縣何飛行場等其ノ場所名)ヲ記載スルモノトス
- 五 到着地、到着豫定日時ハ最終ノ目的地タル場所名及其ノ到着豫定日ヲ記載スルモノトス
- 六 航空機ノ種類、機體ノ型式ニ付テハ飛行機、航空船、氣球等ノ區別及其ノ型式ヲ記載スルモノトス
- 七 發動機ノ型式及馬力ニ付テハ航空機備附ノ發動機ノ型式馬力ヲ記載スルモノトス
- 第七條 第五條第二號乃至第四號ニ規定スル行爲ノ許可申請ニ關シテハ第八條ノ規定ヲ準用ス
- 第八條 軍機保護法第十三條第一項ノ規定ニ依リ土地又ハ水面及其ノ周圍ノ地域ニ付區域及期間ヲ定メタルトキハ現場ニ標識ヲ設ケテ之ヲ標示シ

空域ニ付區域及期間ヲ定メタルトキハ海軍大臣ハ之ヲ通信大臣(朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太長官)ニ通報ス

前項ノ期間ニ於テハ其ノ區域内ニ出入スルコトヲ得ズ但シ航空ニ付テハ海軍大臣ノ許可ヲ、其ノ他ニ付テハ演習又ハ實驗等ヲ行フ艦船部隊、官衙又ハ學校ノ長ノ定ムル所ニ依ル許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 前條第二項ニ規定スル航空ノ許可申請ニ關シテハ第六條ノ規定ヲ準用ス

第十條 軍機保護法第十四條第一項ノ規定ニ依リ外國船舶ハ左ニ掲グル區域ニ出入スルコトヲ得ズ但シ外國船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者海軍大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ又ハ海難又ハ捕獲ヲ避クル爲止ムコトヲ得ザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 軍港、要港又ハ開港場ニ非ザル防禦港

- 二 多數艦船在泊中ノ左ニ掲グル水面
  - (一)有明灣(火埼郡井岬ヲ連結スル一線以内)
  - (二)宿毛灣(高茂崎ヨリ姫島ニ引キタル一線、姫島ヨリ櫛ヶ鼻ニ引キタル一線、櫛ヶ鼻ヨリ淺瀬崎ニ引キタル一線以内)
  - (三)館山灣(洲ノ崎大房鼻ヲ連結スル一線以内)
  - (四)佐伯灣(蒲戸培鷗見崎ヲ連結スル一線以内)
  - (五)油谷灣(角島牧ヶ鼻川尻岬ヲ連結スル一線以内)
  - (六)寺島水道(串島ヲ中心トシテ五海里ノ半徑ヲ有スル圓周ノ弧内)
- 海難又ハ捕獲ヲ避クル爲止ムコトヲ得ズシテ前項ニ掲グル水面ニ出入シタルトキハ船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者ハ事後速カニ最寄憲兵隊長又ハ警察署長ヲ經テ海軍大臣ニ其ノ事情ヲ届出ヅベシ

第十一條 前條ニ規定スル行爲ノ許可ヲ受ケントスル者ハ船舶法第三條(朝鮮ニ在リテハ朝鮮船舶令第二條、臺灣ニ在リテハ海軍諸法臺灣施行令第二條、樺太ニ在リテハ大正十三年勅令第九十三號)又ハ關稅法第九十八條ノ規定ニ依ル主務官廳ヲ經テ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書(二通)ヲ海軍大臣ニ提出スベシ

- 一 目的
- 二 船名
- 三 船種
- 四 國籍
- 五 船籍港
- 六 總噸數
- 七 船主氏名及其ノ國籍
- 八 備船者氏名及其ノ國籍
- 九 船長(其ノ職務ヲ執ル者氏名及其ノ國籍)
- 十 碇泊豫定期間

第十二條 海軍以外ノ官廳ニ於テ第二條、第三條第二項、第五條第一項又ハ第八條第二項ニ規定スル行爲ヲ爲



サントスルトキハ主務大臣、朝鮮總督又ハ臺灣總督ニ在リテハ海軍大臣ニ協議シ其ノ他ノ官廳ニ在リテハ第四條、第六條、第七條、第九條ノ規定ニ準ジ承認ヲ受クルモノトス

第十三條 第四條、第六條、第七條又ハ第九條ニ規定スル許可申請書ハ府縣、市、町、村其ノ他公共團體並ニ法人ニ在リテハ其ノ代表者ヨリ之ヲ提出スベシ

承認ヲ要スル行爲ニ付テハ先ヅ其ノ許可又ハ承認ヲ受ケ之ヲ證明スベキ書類又ハ許可書若クハ承認書ノ寫ヲ許可申請書又ハ承認申請書ニ添付スベシ但シ昭和十二年陸軍省令第四十三號軍機保護法施行規則ニ依リ許可又ハ承認ヲ要スル行爲ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

ノ長許可又ハ承認ヲ爲シタルトキハ許可證又ハ承認書ヲ交付ス

第二十二條 第二條第四號、第三條第一項ニ規定スル標識ハ附圖第一、第五條第二項ニ規定スル標識ハ附圖第二、第八條第一項ニ規定スル標識ハ附圖第三ノ如シ(附圖略)

第二十三條 第二條第四號、第三條第一項、第五條第二項又ハ第八條第一項ノ規定ニ依リ設置シタル標識ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ無効ナラシメタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

要塞地帯法

(明治三二、七、一四) 法律 一一七

第一章 總 則

第一條 要塞地帯トハ國防ノ爲建設シ

タル諸般ノ防禦營造物ノ周圍ノ區域ヲ云フ

第二條 要塞地帯ノ幅員ハ防禦營造物ノ各突出部ヲ連絡スル線ヲ基線トシ此ノ線ヨリ外方一定ノ距離以內ニ於テ之ヲ定ム

ル以內

第四條 要塞司令官鎮守府司令官要港部司令官及陸軍築城部本部長ハ要塞地帯ヲ劃スル爲其ノ他必要ト認ムル場合ニ於テハ部下官僚ヲシテ要塞地帯内何レノ地ヲ間ハズ出入セシムルコトヲ得但シ陸軍用地内ニ出入セシメントスルトキハ互ニ當該官廳ノ承認ヲ經ベシ

第二章 禁止及制限



第七條 何人ト雖モ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ要塞地帯内水陸ノ形状又ハ施設物ノ状況ニ付撮影、模寫、模造若ハ録取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ爲スコトヲ得ス但シ軍機保護法ニ特別ノ規定アルモノニ付テハ其規定ニ依ル

第八條 要塞司令官ハ要塞地帯内ニ於テ兵備ノ状況其ノ他地形等ヲ視察スル者ト認メタルトキハ之ヲ要塞地帯外ニ退去セシムルコトヲ得

陸軍大臣又ハ要塞司令官ハ特ニ必要アルトキハ前項ノ規定ニ依リ退去ヲ命セラレタル者ニ對シ要塞地帯内ニ入ルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第九條 要塞地帯ノ第一區内ニ在リテハ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレバ左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 家屋、工場、倉庫其ノ他ノ工作物ノ新築改築又ハ増築
- 二 機設物ノ使用若ハ貯藏又ハ容易

- 三 燃焼スベキ物件ノ貯藏
- 四 水路、悪水路又ハ溜池ノ新設又ハ變更
- 五 竹林ノ造成又ハ伐採
- 六 墓地ノ新設又ハ變更
- 七 山林又ハ原野ニ於ケル焚火
- 八 漁撈、採藻又ハ船舟ノ繫泊

第十條 第二區内ニ在リテハ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ水準標高四十メートル以上ノ高地ニ於ケル家屋、工場又ハ倉庫ノ新築、改築又ハ増築ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條 第一區及第二區内ニ在リテハ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 不燃質物ヲ材料トスル工作物ノ新築、改築又ハ増築
- 二 土地ノ形質ヲ變更スル土石ノ採掘又ハ墾田ノ新設又ハ變更
- 三 公園、運動場、競馬場、飛行場、耕作地、果樹園、桑畑、貯水池、

- 四 養魚池又ハ墾田ノ新設又ハ變更
- 五 水深ノ變更ヲ生スベキ物件ノ委棄又ハ水底ニ於ケル土石ノ採取
- 六 火入
- 七 高周波電流ヲ發スル設備ノ新設又ハ變更

第十二條 第一區及第二區内ニ在リテハ陸軍大臣ノ許可ヲ得ルニ非サレバ左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 堤塘、橋樑、埠頭、橋梁、道路、運河、隧道、鐵道又ハ軌道ノ新設又ハ變更
- 二 水面ノ埋立又ハ干拓

第十三條 第七條又ハ第九條乃至前條ノ規定ニ依ル許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

前項ノ條件ハ國防上必要アルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

第十四條 要塞司令官ハ第九條乃至第十一條ノ規定又ハ第九條乃至第十一條ノ規定ニ依ル許可ニ付シタル條件ニ違反シタル者ニ對シ陸軍大臣ハ第

十二條ノ規定又ハ同條ノ規定ニ依ル許可ニ付シタル條件ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 地帯ノ禁止制限ニ關シ官廳ノ處分ニ服セサル者ハ其ノ處分ニ就テノ告示又ハ通達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ陸軍大臣ニ訴願スルコトヲ得但シ訴願中處分ノ執行ヲ妨ス

第十六條 陸軍大臣ハ場合ニ依リ或區域内ニ限り特ニ本章制限ノ全部若クハ一部ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ解除ノ事項及其ノ區域ヲ告示ス之ヲ變更スルトキ亦同シ

第十七條 本章ノ制限ハ陸海軍又ハ陸海軍官廳ノ行動又ハ施設ニ對シテハ之ヲ適用セス但シ陸軍防禦營造物ノ地帯ニシテ海軍防禦營造物ノ地帯及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル場合若クハ軍港要港又ハ海軍用地ニ係ル場合並ニ陸軍用地カ海軍防禦營造物ノ地帯及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル場合ニ於テ當該陸軍官廳若クハ海軍官廳カ此ノ法律ニ掲クル許

可又ハ承認ヲ爲シ若クハ前條ノ處分ヲ爲サントスルトキハ陸軍官廳ハ當該海軍官廳ニ海軍官廳ハ當該陸軍官廳ニ協議スルコトヲ要ス

第十八條 陸海軍以外ノ官廳ニ於テ第七條及第九條乃至第十一條乃至第十五條ニ掲グル事項ヲ爲サントスルトキハ要塞司令官ノ承認第十二條ニ掲グルヲ爲サントスルトキハ陸軍大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三章 雜 則

第二十六條 要塞地帯創設又ハ變更告示ノ當時家屋、倉庫、築造物等ノ新設、變更改築、増築等ノ作業中ニ係ルモノハ法律ノ制限ヲ適用セス

第二十七條 各區ノ區域ヲ標示スル標識ヲ設置スル爲ニ要スル敷地ノ買収及使用ニ關シテハ陸地測量條例ヲ準用ス

第二十八條 此ノ法律ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第二十九條 此ノ法律ハ軍港規則及要

港規則ノ效力ヲ妨ルコトナシ

陸軍輸送港域取締法

(昭和十五、四、四) 法律第九一號

要塞地帯ニハ非ルモ軍事上ノ必要ニヨリ概ネ要塞地帯法ニ準シ建築、寫影、立入等ニツキ制限ヲ加ヘルモノデアル。

此法律ハ昭和八年發布ノ宇品港域軍事取締法ノ外ニ伊萬里港ヲ加ヘラレ此二港ヲ中心トスル一定ノ地域ニヨリ施行セラレテ居ル。

防務條例抄

(明治三四、一、二二) 勅令

第一條 本條例ハ永久ノ目的ヲ以テ海岸ニ建設シタル防禦地點ノ防禦ニ關シ陸海軍協同作戰ノ分擔任務及其ノ計畫指揮ヲ規定ス

第二條 海岸防禦地點ノ防禦ハ陸海軍協同シテ之ニ任スルモノトス而シテ陸海兩軍ノ性質ニ因リ分擔スヘキモノ概ネ左ノ如シ



- 甲 陸軍ノ擔任
  - 其一 陸地警戒勤務
  - 其二 陸地防禦工事
  - 其三 諸砲臺ノ勤務
  - 其四 保通通信勤務
- 乙 海軍ノ擔任
  - 其一 海上警戒勤務
  - 其二 海中防禦及之ニ屬スル諸勤務
  - 其三 船艦ヲ以テスル諸勤務
  - 其四 海上通信勤務

衛戍令抄

(昭和一二、四、二八) 勅令第一五二號

第一條 陸軍軍隊ノ永久一地ニ駐屯スルヲ衛戍ト稱シ當該軍隊ニ於テ其ノ地ノ警備及陸軍ノ秩序、軍紀、風紀ノ監視並ニ陸軍ニ屬スル建築物等ノ保護ニ任ス

第二條 衛戍勤務ハ一地ニ駐屯スル團隊(憲兵隊及陸軍教化隊ヲ除ク)ノ長及其ノ地所在ノ要塞司令官(朝鮮軍司令官、臺灣軍司令官、飛行集團長

及師團司令部所在地ニ在ル要塞司令官ヲ除ク)中上級先任者衛戍司令官ト爲リ之ヲ管掌スルモノトス

但シ東京衛戍司令官ハ東部防衛司令官トス

第三條 衛戍勤務執行ノ區域ハ衛戍司令官之ヲ定メ其ノ區域ヲ衛戍地ト稱シ其ノ地名ヲ冠シテ某衛戍地ト謂フ

衛戍勤務ニ關シ師團長ハ師管内(朝鮮ニ在リテハ軍司令官ノ定ムル區域内)ノ各衛戍司令官(東京衛戍司令官、防衛司令官及防衛司令官ノ所管警備管區内又ハ朝鮮ニ在リテハ要塞司令官又ハ飛行部隊長ニシテ衛戍司令官タルモノヲ除ク)ヲ、朝鮮軍司令官ハ朝鮮ニ在ル各衛戍司令官(師團長ノ監督ヲ受クル者ヲ除ク)ヲ臺灣守備隊司令官ハ其ノ守備區域内ノ各衛戍司令官(要塞司令官又ハ飛行團長ニシテ衛戍司令官タルモノヲ除ク)ヲ、臺灣軍司令官ハ臺灣ニ在ル各衛戍司令官(臺灣守備隊司令官ノ監督ヲ受クル者ヲ除ク)ヲ、防衛司令

戒嚴令抄

(明治一九、八、五) 勅令七、四

第一條 戒嚴令ハ戰時若クハ事變ニ際シ兵備ヲ以テ全國若クハ一地方ヲ警戒スルノ法トス

第二條 戒嚴ハ陸戰地境ト合國地境トノ二種ニ分ツ

第一 陸戰地境ハ戰時若クハ事變ニ際シ警戒スベキ地方ニ區畫シテ陸戰ノ區域ト爲スモノナリ

第二 合國地境ハ敵ノ合國若クハ攻撃其ノ他ノ事變ニ際シ警戒スベキ地方ヲ區劃シテ合國ノ區域ト爲ス

第九條 陸戰地境内ニ於テハ地方行政事務及司法事務ノ軍事ニ關係アル事件ヲ限リ其ノ地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官、地方裁判官及檢察官ハ其ノ戒嚴ノ布告若クハ宣言アルトキハ速カニ就テ其ノ指揮ヲ請フヘシ

第十條 合國地境内ニ於テハ地方行政事務及司法事務ハ其ノ地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スルモノトス故ニ地方官、地方裁判官及檢察官ハ其ノ戒嚴ノ布告若クハ宣言アルトキハ速カニ就テ其ノ指揮ヲ請フヘシ

第十一條 合國地境内ニ就テハ軍事ニ係ル民事及左ニ開列スル犯罪ニ係ル者ハ總テ軍衛ニ於テ裁判ス

刑法

第二編

第一章 皇室ニ對スル罪

第二章 國事ニ關スル罪

第三章 靜謐ヲ害スル罪

第四章 信用ヲ害スル罪

第九章 官吏濫職ノ罪

第三編

第一章 謀殺故殺ノ罪

第二節 毆打創傷ノ罪

第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪

第七節 脅迫ノ罪

第二章 強盜ノ罪

第七節 放火失火ノ罪

第八節 決水ノ罪

第九節 船舶ヲ覆没スル罪

第十節 家屋物品ヲ毀損シ及動植物ヲ害スル罪

第十二條 合國地境内ニ裁判所ナク又其ノ管轄裁判所ト通路斷絶セシトキハ民事刑事ノ別ナク總テ軍衛ノ裁判ニ屬ス

第十四條 戒嚴地境内ニ於テハ司令官左ニ列記ノ諸件ヲ執行スルノ權ヲ有ス但シ執行ヨリ生スル損害ハ要償スルコトヲ得ス

第一 集會若クハ新聞雜誌廣告等ノ時勢ニ妨害アリト認ムル者ヲ停止スルコト

第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ又ハ時機ニ依リ其ノ輸出ヲ禁止スルコト

第三 銃砲、彈藥、兵器、火具其ノ他危険ニ涉ル諸物品ヲ有スル者アルトキハ之ヲ検査シ時機ニ依リ押收スルコト

第四 郵便電報ヲ開滅シ出入ノ船舶及諸物品ヲ検査シ並ニ陸海通路ヲ停止スルコト

第五 戰狀ニ依リ止ムヲ得サル場合ニ於テハ人民ノ動産不動産ヲ破壊燬燒スルコト

第六 合國地境内ニ於テハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入り検査スルコト

第七 合國地境内ニ寄宿スル者アルトキハ時機ニ依リ其ノ地ヲ退去セシムルコト



海 戰 法 規 抄 (大正三・一〇) (七軍令海八)

第一條 帝國軍艦ハ戰時ニ於テ本令、其ノ他ノ法令及條約ノ規定ニ依リ海上捕獲、其ノ他ノ敵對行為及戰爭ノ目的ヲ達スルニ必要ナル一切ノ措置ヲ爲スコトヲ得其ノ規定ナキ事項ニ付テハ國際法ノ原則ニ準據スヘシ

第二條 海上捕獲其ノ他ノ敵對行為ハ中立國領水ニ於テハ之ヲ行フコトヲ得ス

第三十條 左ニ掲ケル場合ニ於テ帝國船舶ハ敵ト交通スルモノトス

一 敵地又ハ敵ノ陸海軍所在地ヲ發航シタルトキ

二 敵地又ハ敵ノ陸海軍所在地ニ寄港シ又ハ到達スル目的ヲ以テ航行スルトキ

第五十五條 別段ノ規定ナキ限ハ左ノ各號ニ掲ケル材料及物件ハ絕對的戰時禁制品タルヘキモノトス

一 一切ノ武器(狩獵用武器ヲ含ム)及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

二 一切ノ彈丸、裝藥、彈藥包及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

三 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタル火藥及爆發物

四 砲架、彈藥車、前車、軍用運搬車、野戰鍛冶器及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

五 軍用タルコト明ナル被服及武裝具

六 軍用タルコト明ナル一切ノ馬具

七 特ニ軍用トシテ製造セラレタル工兵器材

八 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ乗用戰用駄用ノ獸類

九 陣營具及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

十 甲鐵板

十一 軍艦及鐵圍用艇舟並ニ特ニ上記艦艇ニ限り使用シ得ヘキコト明ナル組成品

十二 飛行機、飛行船、氣球其ノ他一切ノ航空機及其ノ組成品タルコト明ナルモノ並ニ航空機用ニ供セ

ラルモノト認ムヘキ屬具、物件、材料

十三 兵器彈藥製造ノ爲又ハ陸海軍用ノ武器及材料ノ製造修理ノ爲專ラ作製セラレタル機械器具

第五十六條 別段ノ規定ナキ限ハ左ノ各號ニ掲ケル材料及物件附戰時禁制品タルヘキモノトス

一 糧食

二 獸類ノ飼料用ニ適スル糶秣及穀類

三 軍用ニ適スル被服、被服用織物及靴類

四 金銀貨幣地金銀及紙幣

五 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ベキ一切ノ車輛及其ノ組成品

六 一切ノ船舶及艇舟、浮渠船、船渠ノ部分並ニ組成品

七 鐵道ノ固定及運轉用材料並ニ電信無線及電話ノ材料

八、燃料及機械潤滑用材料

九、特ニ戰爭用トシテ製造セラレタルモノニ非ザル火藥及爆發物

ル船舶書類ハ左ノ如シ

一 船舶國籍證書

二 航海日誌

三 海員名簿

四 乘客名簿

五 備船契約書

六 船荷證券及送狀

七 載貨目錄

八 出港證書

九 健康證書

十 船舶賣渡證書

第六十六條 船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ之ヲ拿捕スベシ

一 船舶書類ヲ備ヘザルトキ

二 船舶書類ヲ投棄、破毀又ハ隱匿シタルトキ

三 二重ノ船舶書類又ハ變造若クハ偽造シタル船舶書類ヲ備フルトキ

第七十七條 船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ情狀疑フベキモノアルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ之ヲ拿捕スルコトヲ得

一 船舶書類ヲ備ヘザルトキ

二 船舶書類ヲ投棄、破毀又ハ隱匿シタルトキ

三 二重ノ船舶書類又ハ變造若クハ偽造シタル船舶書類ヲ備フルトキ

第七十八條 船舶ニシテ左ニ掲ケル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スベシ

一 船舶書類ヲ備ヘザルトキ

二 船舶書類ヲ投棄、破毀又ハ隱匿シタルトキ

三 二重ノ船舶書類又ハ變造若クハ偽造シタル船舶書類ヲ備フルトキ

第七十九條 船舶ニシテ停船、臨檢、搜索及拿捕ノ權利ノ合法ナル行使ニ對シ強力ヲ以テ抵抗スルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ之ヲ拿捕スベシ

第九十六條 前條ノ船舶ハ沒收セラレベキモノトス

前項ノ船舶ニ搭載スル貨物ハ敵船ノ載貨ト同一ノ處分ヲ受クヘシ船長又ハ船舶所有者ニ屬スル載貨ハ之ヲ敵貨ト看做ス

第三百三條 通常船舶内ニ備フヘキ重ナ

第十條 刺アル鐵線及其ノ架設又ハ切斷用ニ供スベキ機械

第十一 蹄鐵及蹄鐵用材料

第十二 戰用及戰用ノ物件

第十三 雙眼鏡、望遠鏡(クロノメーター)及各種ノ航海用具

第七十六條 中立船ニシテ左ニ掲ケル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スベシ

一 船舶ニシテ敵國軍隊ニ編入セラレタル乗客ヲ輸送スル目的ヲ以テ又ハ敵ヲ利スル爲情報ヲ傳達スル目的ヲ以テ特ニ航海スル場合

二 船舶所有者船舶全部ノ備船者又ハ船長ニ於テ情ヲ知リテ敵ノ軍隊ノ一部又ハ敵ノ作戦行動ニ對シ航海中直接ノ補助ヲ與フル一人若クハ數人ヲ有スル場合

前項ノ船舶ニ對シテハ一般ニ戰時禁制品輸送ノ爲沒收セラレベキ中立船ト同一ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

第八十條 中立船ニシテ左ニ掲ケル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スベシ



一 船内ニ備フベキ必要ナル書類ヲ提供セズ又ハ船舶書類不整頓ナルトキ

二 船舶書類互ニ矛盾シ又ハ其ノ書類ト船長ノ陳述ト齟齬スルトキ

第三百三十六條 拿捕スベキ嫌疑アリト認ムヘキ一切ノ私船ニ對シテハ其ノ何レノ國籍ニ屬スルヲ問ハズ臨檢及搜索ヲ行フコトヲ得

第三百三十九條 艦長船舶ニ停止ヲ命ズルニ當リテハ必ず帝國軍艦ノ旗章ヲ掲揚スベシ

船舶職員法抄

第一條 日本船舶ニハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外此ノ法律ノ規定ニ依リ船舶職員ヲ乘組マシムベシ但シ

(官 階) (海上勤務期間) (授與スヘキ海技免狀)

大尉以上 大尉以上一年 汽船甲種船長免狀

中尉以上 中尉以上一年 汽船甲種一等運轉士免狀

少尉以上 又ハ少尉二年 汽船甲種二等運轉士免狀

候補生以上二年 汽船甲種二等運轉士免狀

船舶職員學術試驗ニ合格スト認ムル者ニ授與スヘキ海技免狀抄錄

(官 階) (海上勤務期間) (授與スヘキ海技免狀)

特務大尉 特務中尉 特務少尉 兵曹長

三等兵曹以上三年

海軍一等運轉士免狀但シ海軍兵學校選修科學生教程修了者ニ限リ汽船甲種二等運轉士免狀

船舶安全法第二條第一項ノ規定ヲ適用セザル船舶ハ此ノ限ニ在ラズ

船舶職員ト稱スルハ船長、一、二、三等運轉士、機關長、一、二、三等機關士ヲ謂フ

第二條 海技免狀ヲ有スル者ニアラザレハ船舶職員タルコトヲ得ズ

第三條 海技免狀ハ左ノ十二種トス

甲種船長

甲種一、二等運轉士

乙種船長

乙種一、二等運轉士

丙種船長

丙種運轉士

機關長

一、二、三等機關士

逓信大臣ハ海技免狀ノ效力ニ制限ヲ

加ヘタルモノヲ授與スルコトヲ得

第五條 海技免狀ハ逓信大臣ノ定ムル試驗規定ニ依リ體格檢査及學術試驗ヲ受ケ合格シ且海技免狀原簿ニ登錄ヲ受ケタル者ニ授與ス

海軍艦船艇ニ乘組ミ運航若クハ機關運轉ニ從事シ又ハ船舶ノ運航若クハ機關ノ運轉ニ關スル學術ヲ教授スル學校ノ所定ノ課程及練習ヲ卒リ逓信大臣ニ於テ學術試驗ニ合格スト認ムル者ニハ學術試驗ヲ行ハズシテ相當ノ免狀ヲ授與スルコトヲ得

小形船舶ニ乘組ム船舶職員ノ有スベキ海技免狀ハ逓信大臣ノ定ムル所ニ依リ學術試驗ヲ行ハズシテ之ヲ授與スルコトヲ得

一等兵曹(掌帆兵教程又ハ掌帆兵教程修了者)以上二年

二等兵曹(同上)三等兵曹以上二年六月

三等兵曹(同上)三等兵曹三年

機關大尉以上 機關大尉以上一年 機關長免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船機關長免狀

機關中尉以上 機關中尉以上一年 船履歷ニ從ヒ發動機船

機關少尉以上 又ハ機關少尉二年 一等機關士免狀

機關候補生以上二年 二等機關士免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船

二等機關士免狀

特務大尉 特務中尉 特務少尉 兵曹長

三等機關兵曹以上三年

近海二等機關士免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ近海發動機船二等機關士免狀

科學生教程修了者ニ限リ海軍兵學校選修科學生教程修了者ニ限リ汽船甲種二等運轉士免狀

乘船履歷ニ從ヒ發動機船二等機關士免狀

三等機關兵曹(同上)三年

三等機關士免狀

前表ニ掲グル海技免狀受有後ハ船舶職員試驗規程ニ定ムル受驗履歷ニ應ジ左ノ區別ニ依リ上級免狀ヲ授與ス

(イ) 少尉以上ノ者ハ汽船甲種一等運轉士免狀又ハ汽船甲種船長免狀

(ロ) 兵曹長又ハ特務少尉以上ノ者ハ乙種船長免狀但シ海軍兵學校選修科學生教程修了者ニ限リ汽船甲種一等運轉士免狀

(ハ) 機關少尉以上ノ者ハ一等機關士免狀若ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船一等機關士免狀又ハ機關長免狀若ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船機關

長免狀

(ニ) 機關兵曹長又ハ機關特務少尉以上ノ者ハ二等機關士免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船一等機關士免狀前號ニ依リ海技免狀ヲ授與セラルル者ハ申請ノ當時海軍武官タル者及離現役後七年未滿ニシテ一等兵曹又ハ一等機關兵曹以下ノ官階ニ在リタル者ニ限ル此ノ場合右ニ該當スルモノナルコトノ證明ハ少尉又ハ機關少尉以上ノ者ニ在リテハ海軍省人事局長、兵曹長及特務大尉以下又ハ機關兵曹長及機關特

陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則摘要

(明治四五、一、一三) 條約第四號附屬書

第二十三條 特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

イ 毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト

ロ 敵國又ハ敵軍ニ屬スル者ヲ背信



ノ行爲ヲ以テ殺傷スルコト  
 ハ 兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段盡キ  
 テ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト  
 ニ 助命セザルコトヲ宣言スルコト  
 ホ 不必要ノ苦痛ヲ與フベキ兵器投  
 射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト  
 ヘ 軍使旗、國旗、其ノ他ノ軍用ノ  
 標章、敵ノ制服又ハ「ジエネツア」  
 條約ノ特殊徽章ヲ擅ニ使用スルコ  
 ト  
 ト 戰爭ノ必要上眞止ムヲ得サル場  
 合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又  
 ハ押收スルコト  
 チ 對手當事國民ノ權利及訴權ノ消  
 滅、停止又ハ裁判上不受理ヲ宣言  
 スルコト

第二十五條 防守セザル都市、村落、  
 住宅又ハ建物ハ如何ナル手段ニ依ル  
 モ之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ズ

第二十七條 攻圍及砲撃ヲ爲スニ當リ  
 テハ宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ  
 供セラルル建物、歴史上ノ記念建造  
 物、病院並病者及傷者ノ收容所ハ同

時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレザル  
 限之ヲシテ成ルベク損害ヲ免レシム  
 ル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルベキ  
 モノトス

被圍者ハ看易キ特別ノ徽章ヲ以テ右  
 建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ  
 負フ右徽章ハ豫メ之ヲ攻圍者ニ通告  
 スベシ

第三十條 現行中捕ヘラレタル間諜ハ  
 裁判ヲ經ルニ非サレバ之ヲ罰スルコ  
 トヲ得ズ

第三十二條 交戰者ノ一方ノ命ヲ帶ビ  
 他ノ一方ト交渉スル爲白旗ヲ掲ゲテ  
 來ル者ハ之ヲ軍使トス、軍使並ニ之  
 ニ隨從スル喇叭手、鼓手、旗手及通  
 譯ハ不可侵權ヲ有ス

第三十三條 軍使ヲ差向ケラレタル部  
 隊長ハ必スシモ之ヲ受クルノ義務ナ  
 キモノトス

部隊長ハ軍使ガ軍情ヲ探知スル爲其  
 ノ使命ヲ利用スルヲ防グニ必要ナル  
 一切ノ手段ヲ執ルコトヲ得  
 濫用アリタル場合ニ於テハ部隊長ハ

一時軍使ヲ抑留スルコトヲ得

第四十二條 一地方ニシテ事實上敵軍  
 ノ權力内ニ歸シタルトキハ占領セラ  
 レタルモノトス

占領ハ右權力ヲ樹立シタル且之ヲ行  
 使シ得ル地域ヲ以テ限トス

第四十三條 國ノ權力ガ事實上占領者  
 ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絕對的  
 ノ支障ナキ限り占領地ノ現行法律ヲ  
 尊重シテ成ルベク公共ノ秩序及生活  
 ヲ回復確保スル爲施シ得ベキ一切ノ  
 手段ヲ盡クスベシ

第四十七條 掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

**赤十字約抄**  
 (明治一九、一一、一六勅令)

第一條 戰地假病院及陸軍病院ハ局外  
 中立ト見做シ患者若クハ負傷者ノ該  
 病院ニ在院ノ間ハ交戰者之ヲ保護シ  
 テ侵スコト勿ルヘシ但戰地假病院及  
 陸軍病院ハ兵力ヲ以テ之ヲ守ルトキ  
 ハ其ノ局外中立タル資格ヲ失フモノ  
 トス

第二條 戰地假病院及陸軍病院ニ於テ  
 任用スル人員即チ監督員醫員事務員  
 負傷者運搬員並ニ説教者ハ各其ノ本  
 務ニ從事シ且負傷者ノ入院スヘク若  
 クハ救助スヘキ者アル間ハ局外中立  
 ノ利益ヲ享有スルモノトス

第三條 前條ニ掲ケタル各員ノ從事ス  
 ル戰地假病院若クハ陸軍病院ハ敵軍  
 ノ占領ニ係ルト雖モ各員ハ依然其ノ  
 本務ヲ行フコトヲ得ヘク若クハ其ノ  
 屬スル隊ニ再ヒ加ハル爲退去スルコ  
 トヲ得ベシ

前項ノ場合ニ於テ各員其ノ職ヲ罷ル  
 トキハ占領軍隊ヨリ敵軍ノ前哨ニ之  
 ヲ送致スベシ

第四條 陸軍病院ノ器具什物等ハ交戰  
 條規ニ從ツテ處置スヘキモノナリ故  
 ニ該病院附屬ノ各員ハ其ノ退去ノ際  
 各自ノ私有品ヲ除クノ外爾餘ノ物品  
 ヲ携帯スルコトヲ得ス但シ戰地病院  
 ハ前項ノ場合ニ於テモ其ノ器具什物  
 等ヲ保有スルコトヲ得

第五條 負傷者ヲ救助スル土地ノ住民

ハ侵スコトヲ得ス且之ヲシテ其ノ目  
 的ヲ得セシメサルヘカラス

交戰國ノ將官ハ住民ニ慈善ノ舉ヲ推  
 進シ且慈善ノ舉ニ依テ局外中立タル  
 ノ資格ヲ有スルコトヲ得ヘキ旨ヲ豫  
 告スルノ責アルモノトス

家屋内ニ負傷者ヲ接受シ之ヲ看護ス  
 ルトキハ其ノ家屋ヲ侵スコトヲ得ス  
 又自己ノ家屋ニ負傷者ヲ接受スル者  
 ハ戰時課税ノ一部ヲ免レ且其ノ家屋  
 ヲ軍隊ノ宿舍ニ借用スルコトヲ免カ  
 ルベシ

第六條 負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル軍  
 人ハ何國ノ屬籍タルヲ論ゼズ之ヲ接  
 受シ看護スベシ司令長官ハ戰圍中ニ  
 負傷シタル兵士ヲ速カニ敵軍ノ前哨  
 ニ送致スルコトヲ得但シ右ハ其ノト  
 キノ狀勢ニ於テ之ヲ送致スルコトヲ  
 得ヘク且兩軍ノ協議ヲ經タル場合ニ  
 限ルモノトス

治療後兵役ニ堪ヘスト認メタル者ハ  
 其ノ本國ニ送還スヘシ

患者負傷者退去スルトキハ其ノ之ヲ

率フル人員ト共ニ完全ナル局外中立  
 ノ取扱ヲ受クベシ

第七條 陸軍病院、戰時假病院並ニ患  
 者負傷者退去ノ標章トシテ特定一様  
 ノ旗章ヲ用ヒ且其ノ傍ニ必ス國旗ヲ  
 掲クベシ

局外中立タル人員ノ爲ニ臂章ヲ送付  
 スルコトヲ許ス但シ其ノ交付方ハ陸  
 軍官衙ニ於テ之ヲ司ルベシ旗及臂章  
 ハ白地ニ赤十字形ヲ畫ケルモノタル  
 ベシ

第八條 此ノ條約ノ實施ニ關スル細目  
 ハ交戰軍ノ司令長官ニ於テ其ノ本國  
 政府ノ訓令ニ從ヒ且此ノ條約ニ明示  
 シタル綱領ニ準據シテ之ヲ規定スベ  
 シ



海軍管區變更 (昭和十四、一〇、三一、勅令)

海軍區	陸 上 區	海 上 區
第一海軍區	樺太、北海道、青森縣、秋田縣、岩手縣、宮城縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、栃木縣、群馬縣、馬場縣、埼玉縣、東京府、神奈川縣、山梨縣、靜岡縣、愛知縣、長野縣、岐阜縣、三重縣、奈良縣、和歌山縣、大阪府、兵庫縣、(美濃、高知縣、愛媛縣、山口縣、廣島縣、岡山縣、香川縣、德島縣、高知縣、愛媛縣、宮崎縣、(遠賀郡、宗像郡界以東、)	樺太、北海道、青森縣、秋田縣、岩手縣、宮城縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、靜岡縣、愛知縣、及三重縣、海上
第二海軍區	奈良縣、和歌山縣、大阪府、兵庫縣、(美濃、高知縣、愛媛縣、山口縣、廣島縣、岡山縣、香川縣、德島縣、高知縣、愛媛縣、宮崎縣、(遠賀郡、宗像郡界以東、)	和歌山縣、大阪府、兵庫縣、(日本海ヲ除ク)
第三海軍區	福岡縣、(第二海軍區ニ屬スルモノヲ除ク) 佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿兒島縣、宮崎縣、(有明海ヲ除ク) 有明海、朝鮮及臺灣	福岡縣、(第二海軍區ニ屬スルモノヲ除ク) 佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿兒島縣、宮崎縣、(有明海ヲ除ク) 有明海、朝鮮及臺灣
第四海軍區	山形縣、新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、滋賀縣、京都府、兵庫縣、(美濃、高知縣、愛媛縣、山口縣、廣島縣、岡山縣、香川縣、德島縣、高知縣、愛媛縣、宮崎縣、(遠賀郡、宗像郡界以東、)	山形縣、新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、滋賀縣、京都府、兵庫縣、(美濃、高知縣、愛媛縣、山口縣、廣島縣、岡山縣、香川縣、德島縣、高知縣、愛媛縣、宮崎縣、(遠賀郡、宗像郡界以東、)

陸軍志願兵令

(昭和十五、四、二三)

**第一章 總 則**

第一條 本令ニ依リ陸軍兵ニ採用セラレタル者ハ之ヲ陸軍志願兵ト稱ス

第二條 志願兵ノ服スベキ兵役ハ現役豫備役及後備兵役トス

第三條 陸軍志願兵ノ兵種ハ憲兵、飛行兵、又ハ軍樂兵トス

**第二章 服 役**

第四條 陸軍志願兵タル飛行兵ハ現役中之ヲ少年飛行兵ト稱ス

第五條 陸軍志願兵ノ服役期間左ノ如シ

一 現役憲兵ニ在リテハ前服役期間ヲ通算シ四年、飛行兵ニ在リテハ之ニ採用セラレタル月ノ一日ヨリ起算シ三年、軍樂兵ニ在リテハ之ニ採用セラレタル年ノ十二月一日

ヨリ起算シ五年トス

二 豫備役 現役ノ期間ヲ通算シ七年四月トス

三 後備兵役 前服役期間ヲ通算シ十七年四月トス

戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場合ニ於テハ前項第一號ニ規定スル起算ノ日ハ之ヲ變更スルコトヲ得

第六條 現役ヲ終リタル者ハ豫備役ニ、豫備役ヲ終リタル者ハ後備兵役

ニ服セシム

後備兵役ヲ終リタル者ニシテ年齢四十年未滿ノモノハ之ヲ第一國民兵役ニ服セシム

第七條 陸軍志願兵ノ現役期間ハ本人ノ願ニ依リ年齢三十年迄ヲ限トシ之ヲ延長スルコトヲ得

第八條 憲兵及軍樂兵ハ之ヲ營外ニ居住セシムルヲ例トシ飛行兵ハ之ヲ營内ニ居住セシム

第九條 陸軍志願兵ノ等級ハ當該兵科部ノ上等兵トス

第十條 陸軍志願兵トシテ二年以上ノ現役ニ在ル者成績不良ナルトキハ之ヲ現役滿期トナシ又ハ現役ノ延長ヲ解止スルコトヲ得

第十一條 陸軍志願兵ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ陸軍志願兵ヲ免ジ之ヲ當該兵科部ノ一等兵ト爲ス但シ當該兵科部ニ一等兵ナキトキハ原兵科ノ一等兵ト爲シ原兵科ナキトキハ步兵科ノ一等兵ト爲ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

但シ陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ヲ除ク

二 陸軍懲罰令ニ依リ降等セラレタル者

第十二條 兵役法第十二條、第十四條第一項第二號、第十六條及第十八條乃至第二十二條並ニ兵役法施行令第十四條、第十五條、第十八條、第二十一條第一項第二項、第二十二條、第三十二條、第三十四條第一項、第三十五條乃至第三十九條及第四十一條ノ規定ハ陸軍志願兵ノ服役ニ之ヲ準用ス

**第三章 採 用**

第十三條 憲兵ハ概ネ一年九月以上在營シ陸軍憲兵學校又ハ陸軍大臣ノ指定スル部隊ニ於テ憲兵教習兵ノ課程ヲ卒業シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

第十四條 憲兵教習兵ハ歩、騎、砲、工、航空、輜重兵科ノ兵中概ネ九月以上在營シ品行方正、志操確實ナル者ニシテ憲兵ヲ志願シタルモノノ中

ヨリ銓衡ノ上之ヲ採用ス

前項ニ規定スル在營ノ期間ハ戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場合ニ於テハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得

第十五條 前條ノ憲兵教習兵ヲ第十三條ニ規定スル部隊ニ分遣セシムルニ付テハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ第十六條 憲兵教習兵ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ憲兵教習兵ヲ免ズ

一 軍紀ヲ紊リ若ハ屢法則ヲ犯シ又ハ品行不正ニシテ改悛ノ見込ナキ者

二 成績不良ニシテ修業ノ見込ナキ者

三 疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異狀ニヨリ修業ノ見込ナキ者

四 前各號ニ掲グル者ノ外憲兵タルニ適セズト認メタル者

第十七條 少年飛行兵ハ熊谷陸軍飛行學校生徒、水戸陸軍飛行學校生徒又ハ陸軍航空整備學校生徒ノ課程ヲ卒



業シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

第十八條 軍樂兵ハ陸軍戸山學校軍樂生徒ノ課程ヲ卒業シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

第十九條 陸軍志願兵ノ採用及入營ニ關シ必要ナル事項ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第四章 召 募

第二十條 兵役法第五十四條乃至第五十六條、第五十九條乃至第六十三條及第六十五條第二項並ニ兵役法施行令第四章及第四百四十三條ノ規定ハ陸軍志願兵ノ召集及簡閱點呼ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十一條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條 本令施行ノ際現ニ熊谷飛行學校操縦生徒、陸軍航空整備學校技術生徒及水戸陸軍飛行學校通信生徒中第二年次生徒タル者、水戸陸軍飛行學校特種生徒タル者並ニ陸軍補充令第六十七條ニ規定スル下士官候補タル者ハ本令ニ依ル少年飛行兵ニ採用セラレタルモノトス

第二十三條 陸軍大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ陸軍志願兵ト爲リタル者ノ現役期間起算ノ日ニ關シ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 當分ノ内憲兵ハ歩、騎、砲、工、航空、輜重兵科ノ兵中概ネ一年六月以上在營シ品行方正、志操確實ナル者ニシテ憲兵ヲ志願シ憲兵ノ勤務ニ必要ナル學術ヲ習得シタル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

前項ニ規定スル學術ノ習得ニ關シテハ陸軍大臣之ヲ定ム

第一項ニ規定スル在營ノ期間ハ戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場合ニ於テハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ短縮スルコトヲ得

陸軍檢閱令

(七月三十一日) 軍令陸第二十一號

第一條 陸軍諸部隊ノ檢閱及査閱ニ關シテハ特ニ定ムルモノノ外本令ニ依ル

第二條 特命檢閱ハ勅命ニ依リ元帥其ノ他ノ將官特命檢閱使ト爲リ勅旨ヲ奉ジ陸軍部隊ヲ檢閱スルモノトス

前項ノ檢閱ハ統率ノ方針、軍紀ノ張弛、服務ノ能否、教育ノ精粗、保育ノ良否ヲ檢シ法規實施ノ度ヲ察シ動員計畫及戰用諸品ノ完否、會計經理ノ整否、兵器材料其ノ他ノ軍需品及諸營造物保存ノ景況等ニ付所要ノ事項ヲ實檢査スルヲ例トス

第三條 特命檢閱使ニハ所要ノ屬員及屬員附ヲ隨行セシム

屬員ハ特命檢閱使ノ命ヲ承ケ檢閱ノ事務ヲ掌ル

屬員附ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第四條 特命檢閱使ハ檢閱ニ關シ當該部隊長ニ命令スルコトヲ得

第五條 特命檢閱使ハ檢閱シタル事項ニ關シ當該部隊ニ訓示ス

第六條 特命檢閱使檢閱ヲ終リタルト

キハ其ノ狀況及意見ヲ復奏シ且之ヲ陸軍大臣、參謀總長、教育總監及陸軍航空總監(陸軍航空總監ニ在リテハ航空部隊ニ關スル事項ニ限ル)ニ通達ス

第七條 特命檢閱使檢閱ヲ終リタルトキハ當該部隊ノ將校以下ニ三日以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得

第八條 軍隊ノ長官(獨立部隊ノ長ヲ謂フ以下之ニ同シ)ハ其ノ部下軍隊統率ノ爲ノ事項ニ關シ檢閱ヲ實施スルモノトス

第九條 官衙又ハ學校ノ長官ハ其ノ部下部隊ニ於ケル業務又ハ教育其ノ他所要ノ事項ニ關シ該部隊ノ査閱ヲ實施スルコトヲ得

第十條 軍隊、官衙又ハ學校ヲ區處スル長官ハ所管事項ニ關シ此等部隊ヲ査閱スルコトヲ得

第十一條 長官檢閱又ハ査閱ヲ終リタルトキハ當該部隊ニ訓示ヲ與ヘ又ハ講評ヲ行フモノトス

第十二條 第九條及第十條ノ規定ニ依

ル長官ハ部下將校ヲシテ査閱ヲ代行セシムルコトヲ得但シ代行者ハ自ら訓示又ハ講評ヲ行フコトナシ

第十三條 現ニ作戰中ノ部隊ニ在リテハ本令ニ依ラザルコトヲ得

第十四條 陸軍大臣ハ參謀總長又ハ教育總監ト協議シ第八條乃至第十二條ニ規定スル檢閱又ハ査閱ノ實施ニ關スル細部ノ事項ヲ規定スルコトヲ得

軍關係法令

企業院官制抄

(昭和一二、一〇、二三) 勅 六、一〇、二五

第一條 企業院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル  
一 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘテ内閣總理大臣ニ上申スルコト  
二 各省大臣ヨリ關議ニ提出スル案件ニシテ平戰時ニ於ケル綜合國力

ノ擴充運用ニ關シ重要ナルモノノ大綱ヲ審查シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト

三 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ノ豫算ノ統制ニ關シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト

四 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル各處事務ノ調整統一ヲ圖ルコト  
前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ企業院ハ關係各處ニ對シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

企業審議會官制抄

(昭和一二、二、一八) 勅 一三、二、一五

第一條 企業審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮詢ニ應ジテ平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス  
企業審議會ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得  
第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之



ニ充ツ(第一項)  
副總裁ハ企業院總裁ヲ以テ之ニ充ツ  
(第二項)

工場事業場管理令

(昭和二三、五、三)  
勅 三、一、五、八

第一條 國家總動員法第十三條第一項ノ規定ニ依ル總動員業務タル事業ニ屬スル工場若ハ事業場又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設(以上工場事業場ト稱ス)ノ管理ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 主務大臣工場事業場ヲ管理セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

第三條 管理ハ主務大臣ノ發スル管理令書送達ノトキヨリ開始ス但シ管理令書ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

管理令書ノ送達ハ管理スベキ工場事業場ノ事業主ニ對シ之ヲ爲ス但シ止ムヲ得ザル場合ニ於テハ工場事業場

ノ長其ノ他之ニ準ズル者ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第四條 管理令書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 工場事業場ノ名稱及所在ノ場所
- 二 管理ノ範圍
- 三 第十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ職權ノ一部ヲ行フ官衙ノ長アルトキハ其ノ長及其ノ職權ノ範圍
- 四、管理官ノ官職氏名
- 五、其ノ他必要ト認ムル事項

第五條 第二條及第三條ノ規定ハ管理ノ範圍ヲ變更シ又ハ管理ヲ廢止スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 主務大臣ハ其ノ管理ニ係ル工場事業場ニ於ケル總動員物資ノ生産又ハ修理ニ關シ當該工場事業場ノ業務ニ付事業主ヲ指揮監督ス

第七條 主務大臣ハ其ノ管理ニ係ル工場事業場ニ付管理官ヲ置キ當該工場

ノ長其ノ他之ニ準ズル者ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第四條 管理令書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 工場事業場ノ名稱及所在ノ場所
- 二 管理ノ範圍
- 三 第十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ職權ノ一部ヲ行フ官衙ノ長アルトキハ其ノ長及其ノ職權ノ範圍
- 四、管理官ノ官職氏名
- 五、其ノ他必要ト認ムル事項

第五條 第二條及第三條ノ規定ハ管理ノ範圍ヲ變更シ又ハ管理ヲ廢止スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 主務大臣ハ其ノ管理ニ係ル工場事業場ニ於ケル總動員物資ノ生産又ハ修理ニ關シ當該工場事業場ノ業務ニ付事業主ヲ指揮監督ス

第七條 主務大臣ハ其ノ管理ニ係ル工場事業場ニ付管理官ヲ置キ當該工場

事業場ノ業務ノ監督ニ從事セシム

第八條 管理ニ係ル工場事業場ノ事業主當該工場事業場ノ經營ヲ廢止シ又ハ休止セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第九條 管理ニ係ル工場事業場ノ事業主ハ本令又ハ本令ニ依ル命令ノ適用ニ付事業主ニ代ルベキ事業管理人ヲ選任スルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ事業管理人ノ選任ヲ命ズルコトヲ得

事業主左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

- 一 法人ナルトキ
- 二 營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者又ハ禁治產者ナルトキ
- 三 本令施行地ニ居住セザルトキ

事業管理人ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二項及第三項ノ場合ニ於テ事業主事業管理人ヲ選任セズ又ハ選任スルコト能ハザルトキハ主務大臣ハ工場事業場ノ經營ニ付權限ヲ有スル者ノ中ヨリ事業管理人ヲ選任スルコトヲ得

第十條 事業管理人ガ本令又ハ本令ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第十一條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ管理ニ因ル通常生ズベキ損失トス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ管理廢止ノ後命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スベシ但シ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度ノ終リタル後又ハ損失ノ生ジタル都度之ヲ請求スルコトヲ得

第十二條 管理ニ係ル工場事業場ノ經營ヲ承繼スル者ハ本令又ハ本令ニ依ル命令ニ基ク前者ノ權利義務ヲ承繼ス

第十三條 主務大臣ハ國家總動員法第

三十一條ノ規定ニ依リ其ノ管理ニ係ル工場事業場ノ業務若ハ財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ管理ニ係ル工場事業場若ハ其ノ事業主ノ事務所、營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ當該工場事業場ニ關スル業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨時検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十四條 主務大臣ハ本令ニ依ル管理ニ係ル工場事業場ニ對スル職權ノ一部ヲ所轄官衙ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官衙ノ長ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依ル職權ヲ其ノ所屬官衙ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第十五條 本令中主務大臣トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル工場事業場ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋羣島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ昭和十三年五月五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年勅令第五百二十八號工場事業場管理令ハ之ヲ廢止ス

軍馬資源保護法抄

(昭和一二、四、六)  
法 律 七、六

第一條 本法ハ國防上特ニ必要トスル馬ノ資質ノ向上ヲ圖リ軍馬資源ノ充實ヲ期スルコトヲ目的トス

第二條 政府ハ軍馬タルベキ資質アル馬ヲ選定スル爲命令ノ定ムル所ニ依リ毎年馬ノ檢定ヲ行ヒ之ニ合格シタルモノヲ軍用保護馬ニ指定スルコトヲ得

市町村長ハ前項ノ檢定ニ立會ヒ又ハ



當該市町村ノ吏員ヲシテ之ニ立會ハシムベシ

第五條 軍用保護馬ノ所有者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ其ノ軍用保護馬ニ付本法ノ定ムル鍛鍊ヲ受ケシムルコトヲ要ス

第六條 本法ニ依ル軍用保護馬ノ鍛鍊ハ普通鍛鍊及鍛鍊競技トシ政府之ヲ管理ス

普通鍛鍊ハ軍馬トシテ必要ナル能力及馴致ノ向上維持ヲ圖ルコトヲ目的トス

鍛鍊競技ハ普通鍛鍊ヲ受ケタル軍用保護馬ノ能力及馴致ヲ審査シ併セテ軍馬ノ資質ニ關スル知識ノ普及ヲ圖ルコトヲ目的トス

第七條 普通鍛鍊ノ事業ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官之ヲ行フ

市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ普通鍛鍊ニ關スル事務ノ一部ヲ行フ  
普通鍛鍊ノ施行ニ因リ軍用保護馬死亡シ又ハ傷害ヲ受ケタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ補償金ヲ交

付ス

第八條 鍛鍊競技ハ命令ノ定ムル所ニ依リ北海道、府縣、畜産組合聯合會畜産組合其ノ他政府ノ指定スル團體ヲシテ之ヲ行ハシム

鍛鍊競技ニシテ優等馬ノ投票ニ關スル施設ヲ伴フモノ(以下鍛鍊馬競走ト稱ス)ヲ行フコトヲ得ル者ハ命令ヲ以テ定ムル畜産組合聯合會又ハ道府縣ノ區域ニ依ル畜産組合其ノ他政府ノ指定スル法人ニシテ鍛鍊馬場ニ付政府ノ許可ヲ受ケタルモノニ限ル  
鍛鍊馬競走ヲ行フコトヲ得ル鍛鍊馬場ノ數ハ一府縣一箇所以内、北海道三箇所以内トス

鍛鍊馬競走ノ施行ハ鍛鍊馬場毎ニ年二回以内トシ其ノ期間ハ毎回四日以内トス

第九條 鍛鍊競技ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ指定シタル軍用保護馬ニ非ザレバ出場セシムルコトヲ得ズ

第十條 鍛鍊馬競走ノ施行者ハ命令ノ

定ムル所ニ依リ入場者ヨリ入場料ヲ徵收スベシ

鍛鍊馬競走ノ施行者ハ鍛鍊馬場ニ於テ入場者ニ對シ額面全額三圓以下ノ優等馬票ヲ額面金額ヲ以テ發行スルコトヲ得

優等馬票ノ發行ハ鍛鍊馬競走一競技ニ付一人一枚ヲ限リ單式優等馬票及複式優等馬票ヲ發行スル場合ニ於テハ鍛鍊馬競走一競技ニ付一人各一枚ヲ限ル

優等馬票ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ學生生徒又ハ未成年者ニ對シ優等馬票ヲ發行スルコトヲ得ズ

當該鍛鍊馬競走ニ於ケル命令ヲ以テ定ムル施行委員又ハ當該鍛鍊馬競走ニ關スル騎乘者其ノ他鍛鍊馬競走ノ事務ニ從事スル者ニ對シ亦前項ニ同ジ鍛鍊馬競走ノ施行者ハ優等馬票ノ的中者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ當該競技ニ付テノ優等馬票ノ發行ニ依リ得タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ拂戻ヲ爲スモノトス但シ其ノ

金額ハ優等馬票ノ額面金額ノ十倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

優等馬票ノ發行ニ依リ得タル金額又ハ前項但書ノ規定ニ依リ生ジタル超過金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ優等馬票ヲ購買シタル者ニ拂戻スベシ

第十二條 軍用保護馬鍛鍊中央會ハ法人トシ鍛鍊競技ノ健全ナル發達ヲ圖リ以テ軍用保護馬ノ能力及馴致ノ向上ニ資スルト共ニ軍馬ノ資質ニ關スル知識ノ普及ヲ期スルコトヲ目的トス

軍用保護馬鍛鍊中央會ハ全國ヲ通ジ一箇トシ第八條第二項ノ許可ヲ受ケタル者ヲ以テ之ヲ組織ス  
軍用保護馬鍛鍊中央會成立シタルトキハ會員タル資格ヲ有スル者ハ總テ會員トス

第十七條 政府ハ鍛鍊馬競走ノ施行者

又ハ軍用保護馬鍛鍊中央會ニ對シ鍛鍊競技ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 軍用保護馬ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸出シ又ハ移出スルコトヲ得ズ第二條第一項ノ檢定ニ合格シタル馬ニ付命令ヲ以テ定ムル期間内亦同ジ

第二十條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年軍用保護馬ノ檢査ヲ行ヒ之ニ合格セザルモノニ付軍用保護馬ノ指定ヲ取消スコトヲ得

第二十三條 軍用保護馬ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ軍用保護馬ノ指定ハ其ノ效力ヲ失フ  
一 明ケ十八歳ニ達シタルトキ  
二 輸出又ハ移出セラレタルトキ  
三 國又ハ道府縣ノ所有ト爲リタルトキ

四 前三號ノ外命令ヲ以テ定ムル場合

軍用資源秘密保護法

(昭和四、三、二四) 法律 二五

第一條 本法ハ國防目的達成ノ爲軍用ニ供スル(軍用ニ供スベキ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)人及物の資源ニ關シ外國ニ秘匿スルコトヲ要スル事項ノ漏泄ヲ防止スルヲ以テ目的トス

第二條 陸軍大臣又ハ海軍大臣(官廳ノ管理ニ屬スルモノニ係ルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣)ハ左ニ掲グルモノニ就キ命令ヲ以テ軍用資源秘密ヲ指定ス但シ公示ヲ不適當トスルモノニ係ル指定ハ當該事項又ハ圖書物件ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ對スル通知ヲ以テ之ヲ爲ス

一 全國(關東州及南洋群島ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ生産額、生産能力、生産能力判定資料タル設備ノ種類別數(之ヲ判定シ得ベキ比率ヲ含ム以下之ニ同ジ)及政府ノ決定シタル生産計畫



並ニ此等ヲ表示スル圖書物件  
二 兵器ヲ生産スル工場事業場又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル工場事業場ノ當該兵器ノ生産額、生産能力並ニ生産能力判定資料タル重要ナル設備ノ種類別數及其ノ設備ニ屬スル從業者ノ總數(之ヲ判定シ得ベキ比率ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ種類別數並ニ此等ヲ表示スル圖書物件

三 兵器以外ノ軍用ニ供スル重要ナル物資ヲ生産スル工場事業場又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル工場事業場ノ當該物資ノ生産額、生産能力生産能力判定資料タル重要ナル設備ノ種類別數及其ノ設備ニ屬スル從業者ノ總數又ハ種類別數並ニ政府ノ決定シタル生産計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件

四 全國又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ貯藏額及貯藏設備ノ貯藏能力、此等ノ判定資料タル重要ナル貯藏設備ノ當該物資ノ貯藏額及貯藏能力、政府ノ決定シタル貯藏計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件

資ノ貯藏額及貯藏能力、政府ノ決定シタル當該物資ノ貯藏計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件  
五 政府が貯藏セシメタル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ貯藏額、政府が當該物資ヲ貯藏セシメタル貯藏設備ノ貯藏能力、政府ノ決定シタル當該物資ノ貯藏命令等ニ係ル貯藏計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件  
六 全國若ハ一地方又ハ重要ナル港灣ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ輸入額及政府ノ決定シタル輸入計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件  
七 全國又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル特殊技能者其ノ他ノ重要ナル人的資源ノ總數又ハ種類別數及此等ヲ表示スル圖書物件  
八 全國又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル航空機、自動車又ハ馬ノ總數又ハ種類別數及此等ヲ表示スル圖書物件

九 軍用ニ供スル重要ナル鐵道ノ輸送能力及輸送能力判定資料タル輸送統計、此等ヲ表示スル圖書物件並ニ軍用ニ供スル重要ナル鐵道ノ施設又ハ車輛ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容  
十 軍用ニ供スル重要ナル飛行場又ハ其ノ附屬設備ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容  
十一 軍用ニ供スル船舶ニ於ケル特殊設備ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容  
十二 軍用ニ供スル重要ナル通信連絡系統及其ノ通信能力、此等ヲ表示スル圖書物件並ニ軍用ニ供スル重要ナル通信設備又ハ其ノ設備ノ通信能力若ハ連絡系統ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容  
十三 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ命令若ハ委嘱ニ依ル重要ナル試驗研究又ハ軍事上秘匿ヲ要スル發明考案ニ關スル事項及圖書物件  
十四 軍事上秘匿ヲ要スル氣象ニ關

スル事項及圖書物件  
十五 特ニ秘匿ノ措置ヲ要スル第二號乃至第五號及第九號乃至第十二號ニ規定スル設備、第十三號ノ試驗研究ニ關スル設備並ニ此等ノ機構及性能並ニ此等ヲ表示スル圖書物件  
第三條 軍用資源秘匿トシテ秘匿スルノ要ナキニ至リタルモノニ付テハ其ノ指定ヲ解除ス  
前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル解除ノ場合ニ之ヲ準用ス  
軍用資源秘匿ニ關シ政府ノ公表シタルモノアルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ内容ト爲リタル部分ニ限リ其ノ指定ノ解除アリタルモノト看做ス  
第四條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍用資源秘匿ニ屬スル圖書物件ニ一定ノ標記ヲ附セシムルコトヲ得  
第五條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ第二條第十五號ニ該當スル軍用資源秘匿

ニ屬スル設備ヲ秘匿スル爲必要アルトキハ其ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ對シ當該設備ノ遮蔽其ノ他之ヲ秘匿スルニ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得  
第六條 陸軍大臣又ハ海軍大臣(官廳ノ管理ニ屬スルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣)ハ第二條第十五號ニ該當スル軍用資源秘匿ニ屬スル設備ヲ秘匿スル爲必要アルトキハ命令ヲ以テ之ニ付立入又ハ測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複製若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得  
第七條 政府ハ軍用資源秘匿ヲ秘匿スル爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍用資源秘匿ヲ記載スル登記簿ノ閲覧又ハ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ制限スルコトヲ得  
第八條 政府ハ第二條第二號又ハ第十五號ニ該當スル軍用資源秘匿ヲ秘匿スル爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法令ニ基ク出願、申請、

報告、届出等ヲ爲シ又ハ立入、検査質問等ヲ受ケル場合ニ付軍用資源秘匿ノ開示又ハ交付ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得  
第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ第五條ノ規定ニ依ル命令ニ係ル事項ニ關シ當該設備ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ對シ報告ヲ命ジ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ立入り、検査ヲ爲シ若ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲サシムルコトヲ得  
第十條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ規定ニ依ル命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス  
前項ノ規定ニ依ル補償金額ニ付不服アル者ハ其ノ補償金額ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第十一條 外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的ヲ以テ軍用資源秘匿ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス  
第十二條 業務ニ因リ軍用資源秘匿ヲ



知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ之ヲ公ニスル目的ヲ以テ軍用資源秘密ヲ探知、又ハ收集シタル者之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキ亦前項ニ同シ

第十三條 業務ニ因リ軍用資源秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ二十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ニ規定スル理由以外ノ理由ニ因リ軍用資源秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國人ニ漏泄シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰

金ニ處ス  
第十四條 第二條第二號又ハ第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 軍用資源秘密ヲ外國又ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄スル爲之ヲ探知シ收集シ、又ハ漏泄スルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル任務ニ從事シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス情ヲ知リテ前項ノ團體ニ加入シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第十六條 第六條ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 第七條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル者及第九條ノ規定ニ依ル立入若ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避

シ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第十一條及第十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十條 第十一條、第十五條又ハ前條ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減シ又ハ免除ス

第二十一條 第五條ノ規定ニ依リ秘密ノ措置ヲ命ゼラレタル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第十七條又ハ第十八條第二項ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 本法ノ罰則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第二十三條 本法ノ罰則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第二十四條 軍用資源秘密ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ之ヲ他人ニ開示シ若ハ交付シ又ハ公ニスルコトヲ妨ゲズ

第二十五條 軍用資源秘密ニシテ官廳ノ管理ニ屬スルモノニ係ル標記及秘密ノ措置ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十六條 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テハ本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ハ勅令ノ定ムル官廳之ヲ行フ

附 則  
本法ハ昭和十四年勅令第四百十二號ヲ以テ同年六月二十六日ヨリ施行ス

軍用資源秘密保護法  
施行規則  
(昭和十四、六、二六)  
陸海軍省令(三)

第一條 本令ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指定ニ係ル軍用資源秘密ノ保護ニ關スル事項及官廳以外ニ於ケル軍用資源秘密ノ標記ニ關スル事項ヲ規定スルモノトス

第二條 本令ニ於テ法トハ軍用資源秘密保護法ヲ、令トハ軍用資源秘密保護法施行令ヲ謂フ

第三條 法第二條ノ規定ニ依リ軍用資源秘密ヲ別表ノ如ク指定ス

第四條 法第二條但書ノ規定ニ依ル軍用資源秘密ノ指定ノ通知ハ書面ヲ以テ之ヲ爲ス

第五條 法第二條但書ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル者ニ異動ヲ生ジタルトキハ承繼人ハ遲滞ナク被承繼人ノ氏名及異動ノ年月日ヲ書面ヲ以テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ届出ツベシ

第六條 法第二條但書ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル者ニ異動ヲ生ジタルトキハ承繼人ハ遲滞ナク被承繼人ノ氏名及異動ノ年月日ヲ書面ヲ以テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ届出ツベシ

第七條ノ二 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍用電氣通信ノ通信ニ及ボス障礙ヲ防止スル爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍用電氣通信ノ施設場所ノ周圍二千メートルノ距離以內ニ於テ特別地域ヲ指定スルコトヲ得

第七條ノ三 特別地域內ニ於テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指定スル高周波電流ヲ發生スル設備ヲ施設セントスル者ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得



# RDC 理研モートル

★ 型 錄 呈 上 ★



## 理研電動機株式會社

本 社 東京市葛町區有樂町一丁目二番地前川生命ビル  
電 話 總 機 (57) 2833 6395 7610-7619-6685-6687

### 軍 事 刑 罰

#### 刑 法 令

##### 刑罰、懲罰

刑罰は犯罪行為に對し科する所の法益剝奪の處分にして、犯罪者を懲罰し社會共同生活の危害を豫防する目的を以て設けたる制裁なり。之が爲刑法其の他の刑罰法令あり、就中刑法は其の主なるものにして他の刑罰法令の基礎を爲し汎く之を適用し、特に其の一般原則は特別の規定あるものの外他の刑罰法令に適用す。懲罰は紀律違反の犯行に對し科する所の軍事上の制裁にして行政の處分に屬する紀律罰の一種なり。陸海軍軍人、軍屬は一般臣民として普通刑法の制裁を受くる外、陸海軍刑罰及陸海軍懲罰令の支配を受くるものとす。

##### 陸海軍刑法

軍の鞏固なる成立は軍紀の嚴肅を以て其の最大要件と爲し、軍紀の嚴肅は軍人に課するに特別なる服従義務を以てせざるべからず。従つて常に峻嚴なる紀律の下に立たしむるの要ある軍人に對しては、普通の刑罰法の外更に軍刑法を制定せらる。即ち常人に在つては罰と爲らざる行爲も軍人に在つては特に之を罰と爲し、又等しく罰と爲るべき行爲も軍人に對しては更に之を嚴にせざるを得ざるものあり。陸海軍刑法は此の必要に基ける刑法にして、普通刑法に對し特別法たる關係を有するものとす。陸軍刑法は陸軍の害を爲すものを懲するものなるを以て陸軍軍人、陸軍所屬の學生、生徒、軍屬及陸軍の勤務に服する海軍軍人に適用するは勿

論、此等の者の身分が構成要件たるべき犯罪行為に共犯したる場合（逃亡、抗命の如き犯罪に加擔せる等）及特殊の事項（哨兵に對する暴行、軍用物の損壞、戰地に於ける掠奪、召集の遅刻等）に關しては常人にも亦之を適用するものとす。

刑は主として罪の種類に依り其の輕重を定むるものにして主刑（懲役、禁錮、及附加刑（沒收）とし、叛亂、擅權、辱職の罪の如きは概ね死刑に處し、其の他の罪と雖も敵前に於ては殊に重くして多くは死刑に處するものとす。

死刑は陸軍法術を管轄する長官の定むる場所に於て銃殺し、懲役は無期及有期とし監獄に拘留し定役に服せしむ。禁錮は無期及有期とし監獄に拘留し、沒收は犯罪行為を組成したる物又は該行為に供せんとしたる物又は該行為より生じ又は之に因り得たる物を官に沒收す。

多衆共同の暴行を鎮壓する爲又は敵



前記に在る部隊の急迫に臨み軍紀を保持する爲止むことを得ざるに出でたる行爲は之を罰せず。但し其の必要の程度を超えたる行爲は性狀に因り其の刑を輕減又は免除することあり。

普通刑法又は他の法令の罪となるべき行爲に就ても亦然り。

陸軍刑法の罪は行爲の性質に應じ之を叛亂、擅權、辱職、抗命、暴行、脅迫、侮辱、逃亡、軍用物損壞、掠奪、違令及俘虜に關する罪の十一に分つ。海軍刑法に於ても其の罪名陸軍刑法と同じく十一より成る。

懲 罰

陸軍懲罰令の所謂懲罰とは陸軍軍人の爲したる犯行に對し、統帥權に基き科する所の制裁なり。従つて懲罰は國家の司法權に基き犯罪に科する制裁たる刑罰と其の性質を異にす。懲罰令に所謂犯行とは陸軍軍人たるの本旨に背き又は軍事の定則に違ひ其の他軍紀を害し風紀を紊る行爲にして陸軍刑法の罪

に該らざるものを謂ふ。而して懲罰と刑罰とは其の性質を異にするを以て同一の行爲に對して二種の制裁を併科するを妨すと雖も、此の兩者は共に軍紀保持の必要上科せらるる制裁なるが故に、陸軍刑法の刑に處せられたる陸軍軍人に對しては懲罰を併科するを許さず、之に反し陸軍刑法以外の法令の刑に處せられたる陸軍軍人に對しては軍事の必要に依りては更に懲罰を科することをを得るものなり。

陸海軍軍事司法

司法權は 天皇の總攬し給ふ所にして陸軍に在りては憲法第六十條に據る特別裁判所即ち軍法會議 天皇に代りて之を行ふ。抑々軍人軍屬の犯罪を檢察審判するは常人と其の趣を異にするものなかるべからず蓋し軍人軍屬の國家に對する義務は一般臣民の國家に對する義務權利と同日の論に在らずして森嚴なる軍紀

を維持するは軍隊成立上最も緊要なればなり。是即ち軍の特質に適合する軍法會議法を制定せられざる所以なり。

軍法會議

軍法會議の意義及特色

軍法會議は主として軍人軍屬等に關する刑事裁判を取扱ふ特別裁判所なり。軍法會議は軍法會議法に依り其の犯罪陸軍刑法の罪たると普通刑法の罪たるを問はず之を審判す。即ち刑法は犯罪の成立を規定する法律にして軍法會議法は犯罪審判の權限を規定する法律なり。

軍法會議設置の目的は軍の特質に適合せしむる爲、軍の内容に通曉せる裁判官により最も迅速に判決を與へ、以て軍の要求に應ぜんとするに在り。従つて左の特色を有す。

- 一 軍隊指揮權と軍の裁判權とを事情の許す限り一致せしむる爲軍隊指揮官を軍法會議の長官とす。
- 二 平常常設する軍法會議と戰時特設

する軍法會議との間に訴訟手續の差別を設け以て軍事の必要に應ぜしむ。

三 軍法會議の裁判官は大部分將校を以て任命し軍事上の必要と人權の尊重との一致調節を圖り、以て軍紀の確保と軍事上の利益保護とを適切ならしむ。

四 判士は被告人の身分に應じて區別し常に被告人と同等以上の官等の者たることを要す。

軍法會議の裁判權 軍人、軍屬、陸軍用船の船員、俘虜等の犯罪及戰時事變に際しては常人の特定の犯罪を審判す。其の概要左の如し。

- 一 陸軍の現役に在る者（未入營者及歸休兵を除く）召集中の在郷軍人、召集に依らず部隊に在りて現役軍人を以て充つべき勤務に服する在郷軍人、現に服役上の義務履行中の在郷軍人、志願に依り國民軍隊に編入せられ服務中の者、陸軍所屬の學生、生徒（各部依託學生生徒を除く）陸軍軍

屬、陸軍の勤務に服する海軍軍人、陸軍用船の船員並に以上掲げたる外陸軍の部隊に屬し又は從ふ者及俘虜の犯罪は時と場所とを問はず又普通法と軍事法との區別なく總て審判す。

二 前項以外の在郷軍人は時と場所との如何を問はず制服着用中に犯したるは陸軍刑法の罪に因り逮捕拘留若しくは拘引せられ、又は捜査報告ありたるときに限り審判す。

三 常人は戰時事變に際し合圍地境又は作戦地域兵站地域の占領地域に於て特定の犯罪ありたるときに限り審判す。

軍法會議の種類 軍法會議は左の如く區分し、概して長官指揮官の部下若しくは監督を受くる者に對する被告事件を管轄す。

- 一 高等軍法會議 東京に常設し陸軍大臣を以て其の長官とす。
- 二 師團軍法會議 内地各師團に常設し師團長を以て其の長官とす。

三 朝鮮（臺灣）（關東）軍法會議 軍に常設し軍司令官を以て其の長官とす。

四 以上の外戰時事變に際しては必要に依り軍法會議、獨立師團軍法會議、獨立混成旅團軍法會議、兵站軍法會議及戰時軍法會議を特設し、又成戦に際しては所要に應じ合圍地軍法會議を特設す。而して此等の特設軍法會議は軍法會議を設置したる部隊又は地域の司令官を以て長官とす。

軍法會議の職員 軍法會議に判士、陸軍法務官、陸軍録事及陸軍審査を置く。判士は陸軍將校を以て之に充て將官を以て判士と爲すときは陸軍大臣の奏請により之を命じ、佐官以下の將校を以て判士と爲すときは長官之を命ず。

檢察機關 陸軍大臣及軍法會議の長官は公訴及捜査を指揮監督す。檢察官（法務官中より長官之を命ず）は長官に歸屬し捜査を爲し公訴を行ふ。檢察官は陸軍司法檢察官又は司法警察



官をして捜査の輔佐をなさしむることを得、憲兵の將校、准士官又は下士官は陸軍司法警察官として捜査を爲す。中隊以上の軍隊及之に準ずべき軍隊、官衙、學校、特務機關及戰時に於ける特設機關の長は其の部下に屬する者及監督を受ける者の犯罪に付陸軍司法警察官の職務を行ふ。

審査又は憲兵は檢察官又は陸軍司法警察官の命令を受け、陸軍司法警察吏として捜査の補助を爲す。

豫審及豫審機關 豫審は豫審官（法務官中より長官之を命ず）之を行ふ。

審判は裁判官五人（高等軍法會議は判士三、法務官二、其の他は判士四、法務官一）を以て構成したる會議に於て之を爲し、其の上席判士を以て裁判長と爲す。

訴訟手續

一 檢査 告訴、告發ありたるとき又は苟も犯罪ありたることを知りたるときは捜査を爲す。犯人の自

首も亦捜査の端緒たり。捜査を爲したるときは書類及證據物に意見を添へ長官に捜査の報告を爲す。長官捜査の報告を受けたるときは檢察官に對し公訴提起の命令又は豫審請求事件送致の命令を爲す。豫審 豫審官取調を終了したるときは書類及證據物を檢察官に送付す、檢察官は之に意見書を添へ長官に豫審終了の報告を爲す。長官は報告を受けたるときは檢察官に對し公訴提起又は不起訴處分の命令を爲す。

ハ 公判 公訴の提起は公訴狀により之を爲し被告人に犯罪事實及罪名を示す。

ニ 公訴 公訴提起ありたるときは裁判長は公判期日を定め期日には被告人、辯護人（公訴の提起ありたる後陸軍將校、陸軍高等文官又は同試補陸軍大臣の指定したる辯護士中より之を選出することを得）及其の他の關係人を召喚す。

被告人の訊問及證據調は裁判長又は其の命を受けたる一名の裁判官之を爲す。辯論は之を公開す。但し安寧秩序若くは風俗を害し又は軍事上の利益を害する虞あるときは辯論の公開を停むることを得。而して軍法會議は審判を爲すに付他の干渉を受くることなし。裁判は定数の裁判官評議して之を爲し、其の評議は之を公開せず。判決は別段の規定あるものの外口頭辯論に基き之を爲し其の宣告は公開して之を爲す。

二 上告 檢察官又は被告人（被告法定代理人、補佐人、夫及辯護人）は師團軍法會議及朝鮮、臺灣、關東軍各軍法會議の判決に對して法令違反を理由とするときに限り上告を爲すことを得。高等軍法會議上告の理由ありたるときは原判決を破棄し更に審判を爲さしむ。

三 非常上告 軍法會議の判決確定後

其の判決法律に於て罰せざる所爲に對し刑を言渡し又は相當の刑より重き刑を言渡したるものなることを發見したるときは高等軍法會議の長官は檢察官をして高等軍法會議に非常上告を爲さしむることを得。

四 再審 管轄軍法會議の檢察官及刑の言渡を受けたるものは刑の言渡又は無罪、免訴、若くは公訴棄却の言渡を爲したる確定判決に對し事實の認定に瑕瑾あることを理由とし、刑の言渡を受けたる者又は被告人たりし者の利益若くは不利益の爲再審の請求を爲すことを得、管轄軍法會議再審の理由ありとするときは再審開始の決定を爲し其の事件の審判に從ひ更に審判を爲す。

五 裁判の執行 裁判は確定したる後之を執行す。裁判の執行は其の裁判を爲したる軍法會議の檢察官又は其の裁判を爲したる豫審會の屬する軍法會議の檢察官之を指揮す。但し其の性質上軍法會議裁判長、受命裁判官又は豫審官の爲すべきものは此の限に在らず。

海軍軍法會議法

- 陸軍と略々同じ。
軍法會議の種類
一 高等軍法會議 海軍大臣を以て長官とす。
二 東京軍法會議 同右。
三 鎮守府軍法會議 鎮守府司令長官を以て長官とす。
四 要港部軍法會議 要港部司令官を以て長官とす。
五 艦隊軍法會議 必要に依り艦隊司令長官、獨立艦隊司令官若くは分遣艦隊司令官の率ゐる艦隊又は外國派遣の軍艦に之を特設す。
六 合圍地軍法會議 戒嚴の宣告ありたる合圍地境に之を特設す。
七 臨時軍法會議 戰時事變に際し必要に因り海軍の部隊に之を特設す。
軍法會議に判士、海軍法務官、海軍録事及海軍審査を置く。判士は海軍

陸軍懲罰令罰目

- の將校を以て之に充つ。
一、將校
重 謹 愼
輕 謹 愼
二、下士
免 官
重 謹 愼
輕 謹 愼
三、兵卒
降 營 倉
重 營 倉
輕 營 倉
在郷軍人に對する罰目左の如し。
一、將校
禮遇停止、謹責
一、下士官
免官、謹責
一、兵卒
降等、謹責



資本金 參千五百萬圓

# 通 日本通運株式會社

東京市麴町區丸ノ内二丁目廿番地

電話丸ノ内(23) 自代表二二三三一・至二二三三二番  
自代表二二三八一・至二二三三八番  
二七二〇番

## 勸章年金、恩給、救恤

### 勸章年金支給細則摘要

年金は半額を毎年六月、十二月の兩回に支給される。

#### 遺族の順位

- 1、寡婦 2、孤兒 3、父
- 4、母 5、祖父 6、祖母
- 7、家督相続人又は戸主

孤兒數人あるときは家督相続人に賜ふ其の他は男子を先にし女子を後にし順次年長者に賜ふ。

此の規則に於て孤兒とは、年齢二十歳未滿の男女子にして未だ結婚せざる者を謂ふ。

年金受給者死亡、離婚、婚姻又は成年に達したる爲資格を失ひたるときは遺族、親戚又は本人より支給郵便局を経て貯金局へ届出るのである。

勸章年金證書は讓渡し又は擔保に供することが出来ぬ。又負債の抵償として差押へることも出来ない。

遺族 受給者其の期に屬する年金を受領せずして死亡したる場合(例へば一月以降死亡したるときは六月に受領すべき分を、七月以降死亡の場合には十二月に受領すべき分)は當該年金支給期に於て相続人に其の金額を郵便局より給せらる。

右金額受領後金醵勸章年金は遺族より年金繼受の手續を爲すべきものである。

年金受領者、氏名を改めたるときは其の届書に年金證書及戸籍謄本を添へ年金の支給郵便局を経て貯金局に差出すのである。貯金局長は年金證書の裏面に其の事由を記載し署名捺印の上年

金支給郵便局を経て本人へ戻される。

年金支給郵便局を變更するには支給郵便局變更請求書(様式)を新舊何れかの郵便局へ差出すのである。

年金を受くる者改印したるときは、適宜の用紙にて改印届を作り、金額を支給する郵便局へ差出すのである。

年金證書を亡失したときは、其の種類、證書の番號、年金額及亡失事由を具し支給郵便局を経て貯金局に届出べきである。

勸章及記章所有者が死亡した場合に遺族は之を保管するのである。

金醵勸章年金 年金受領者死亡したるときは仍一年間遺族に其の年金を賜ふ。

前項の場合に於て年金受領期間本人及遺族を通じて五年に滿たないときは五年に滿つまで遺族に其の年金を賜ふ。

前項の遺族とは寡婦孤兒父母及祖父母にして年金受領者生存中より戸籍簿に登録したる者並に家督相続人及戸主を



謂ふのである。

金鷄勳章年金に依り遺族に賜ふ年金支給の期は年金受領者の死亡六月三十日以前に在るものは七月一日に始まり翌年六月三十日を以て終り、其の死亡七月一日以後に在るものは翌年一月一日に始まり十二月三十一日を以て終るのである。

年金を繼承したる者其の受領期日前に死亡し戸籍を去り又は禁錮以上の刑に處せられたときは其の年金は次の順位者に之を賜ふのである。年金を繼承した寡婦再婚したる時も亦同じである。

金鷄勳章年金を繼承せんとする遺族は受領者最終期の年金受領済の後署名捺印したる願書(孤兒は親補者又は後見人よりの捺印)第一様式に市區町村長の證明を受け戸籍謄本及年金證書を添附し住所地の地方廳を経て賞勳局總裁に差出すのである。

賞勳局總裁は前項の願書を審査し許可すべきものと認めたるときは年金證

第一様式 (用紙美濃白紙)

年金繼承願書(年金繼承願書ニハハズ年金證書ト戸籍(遺族ヨリスル年金繼承願書モ此書式ニ準ジテ作ル))

功何故金鷄勳章年金證書第何號

右ハ夫(父等)氏名何年何月何日死亡候ニ付金鷄勳章年金令第三條ニ依リ何年何月ヨリ何年何月マデ(何年七月ヨリ何年六月マデ)一年間私拜受仕度別紙年金證並戸籍謄本相添此段奉願候也

賞勳局總裁爵氏名殿

右寡婦(孤兒)(父母)(祖父母)氏名

府(縣)郡(市)町(村)番地 華士族平民 故官位勳功爵氏名寡婦(孤兒)(父母)(祖父母)氏名

何年何月生

第二様式 (用紙半紙白紙)

支給局變更請求書

一 給與金の種類 金鷄勳章年金 旭日勳章年金

二 證書記號番號

新舊支給局

新舊居所

右請求候也

貯金局御中

年 月 日

肩 氏 書 名

書の裏面に其の事由を記載し住所地の地方廳を経て本人に下付せられるから其の證書を以て年金支給郵便局で年金を受領するのである。

恩 給

我が國の恩給は明治八年初めて其の制度を設けられたもので軍人恩給法、官吏遺族扶助法其の他諸種の恩給法に分類せられありしを大正十二年整理統一せられ、數次の改正を経て現行に至つたのである。而して昭和十三年度改正要點は(一)恩給金庫より金融の途を啓きたること (二)増加恩給、傷病年金及公務に因る傷病の爲死亡し又は増加恩給を併給せられて死亡せる者の遺族扶助料を増額し出征軍人及遺族救済に資したること。(三)現行恩給制定前の爲扶助料を受け得ざりし軍人の寡婦等に扶助料を給する途を啓かれたること等が主なるものである。

從來動もすれば證書を繞り諸種の弊害を生じ、爲に恩給給與の目的に反す

るもの渺しとせず。政府は之が對策として今回新に恩給金庫の制度を設け嚴重なる國家監督の下に官民合同事業の形式にて廣く資金を集め恩給、年金證書を擔保にして低利、簡便に金融を圖り且は傷病者老幼者等の受給者救済を行ふこととなつた。

恩給の種類 普通恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、一時恩給、扶助料、一時扶助料とし「普通恩給」は准士官以上は十三年、下士官以下は十二年以上在職して退職したる軍人に。(増加恩給)は公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り、不具廢疾となり退職せる軍人、准軍人(陸軍の見習士官、海軍候補生勅令にて指定する陸海軍の學生、生徒)等に給せられ、在職年數に關せず普通恩給を併給せらる。(傷病年金)は公務の爲永續性の傷病を受け又は疾病に罹り、不具廢疾に至らざるも勅令の定むる程度に達し、且之が爲其の職に堪へず三年内に退職した者、又は下士官以下退職後三年内に之が爲一種以

上の兵役を免ぜられたとき給せられ、一時恩給の併給を認められる。(傷病賜金)は下士官以下公傷、病にて傷病賜金を受くる程度に非ざるも、之が爲退職し又は退職後一年内に之が爲一種以上の兵役を免ぜられた者に給せられ、普通恩給又は一時恩給と併給を認められる(一時恩給)は准士官以上が三年以上在職し、未だ普通恩給を受くる年限に達せざるに退職せる者に。(扶助料)(一時扶助料)は後段に記載す。

恩給裁定官、軍人及准軍人並に其の遺族恩給は、國庫負擔にて内閣恩給局長之を裁定す。

恩給權の消滅 恩給を受くる事由の生じたる日より七年間請求せざるとき。恩給を受くる者が死亡せる場合。死刑又は無期若しくは二年を超ゆる懲役若しくは禁錮の刑に處せられたとき。國籍を失つた場合。在職中の職務に關する犯罪(除過失犯)に因り禁錮以上の刑(陸軍刑法の一年未滿禁錮を含まず)に處罰せられたとき、但し犯罪が普通恩



給を受けた後に行はれた場合には後に生じた権利のみ消滅する。  
未給恩給 受給権者が死亡したとき其の生存中の恩給として未だ給與せられざる分は裁定前と後とを問はず、其の遺族（遺族なきときは死亡者の相続人）に給せられる。

恩給の處分停止 恩給は國稅徵收法又は國稅徵集の例に依る場合の外は差押を禁止し又恩給を受くる権利は之を讓渡し又は擔保に供することを禁止され、此の規定に反するときは支給を差止めらる。但し恩給金庫に擔保に供するは此の限りでない。

在職年 就職の月より起算し退職又は死亡の月を以て終る。又退職後再就職せる場合は前後の在職年月数は合算せられる。（一時恩給及一時扶助料の場合を除く）。但し陸軍以外の公職に就た場合の軍人は准士官以上は十三年に達する迄、下士官以下は十二年に達する迄は軍人以外の公務員としての在職年数は其の十分の七に相當する年月数を

以て計算する。又休職、待命、歸休、停職等の在職年は一月以上に互るものは半減して計算す。准軍人が職務、戒嚴地境内の勤務又は外國領内に服した年月数は在職年として計算する。

加算 加算は在職年に合算されるもので加算の基礎は（一）從軍加算（戦地に在て職務に服せる者は從軍期間一月に付三月戦地外は一月に付一月半）とし戦争開始後戦地に到りたる者は、内地港灣を離れたる月より、戦地よりの歸還者は内地港灣到着月迄、動員部隊編入者は編入の月より加算す。而して支那事變は、昭和十二年七月七日以後支那及其の沿岸に在りて從軍したる者は前者の加算を、右地域外にて直接出動部隊に關する勤務に従事せる者は、後者を加算す。（二）外國交戦擾亂地域内勤務加算（一月に付二月）、（三）戒嚴地境内勤務加算（一月に付二月）、（四）外國領内加算（一月に付一月半）、（五）航空加算（一月に付二月以内）、（六）潜水艦加算（一月に付一月）、（七）邊陲又

は不健康地域在勤加算及不健康業務加算（一ヶ年以上在勤せるとき其の期間一月に付一月以内）、（八）遠洋航海加算及艦隊準戰訓練加算（一月に付三分一月）、（九）殖民地加算（當分の間一月に付半月）、（十）國境警備又は理番地加算（當分の間一月に付一月半）とす。

恩給額の算出法 〔普通恩給〕退職前一年内の俸給の總額を基礎として計算す。而して准士官以上は十三年一十四年未滿者は退職前の恩給額の百五十分の五十相當額、在職十四年以上の者は在職一年を増す毎に其の一年に對し退職前の俸給額の百五十分の一相當額を増加し下士官以下は在職十二年一十三年未滿は、退職前の俸給年額百五十分の五十相當金額とし、在職十三年以上は在職一年を増す毎に、其の一年に對し下士官七圓兵は五圓を増加す。〔増加恩給〕退職當時の階級、傷病原因、不具發疾程度に依り別表第二號表の金額とす。〔傷病年金〕同上別表第三號表に依る。〔傷病賜金〕同上別表第

四號表に依る。〔一時恩給〕退職前の俸給月額に在職年を乗じたる額。〔扶助料〕後段に示す。

恩給の停止 普通恩給を有する者公職又は官内職員に再就職せる場合（除實在職期間一月未滿）、二年以下の懲役又は禁錮に處せられた場合（除執行猶豫）には支給を停止せられる。その他普通恩給を受くる者三十歳迄は四分の一、三十五歳迄は六分の一、三十五歳以上四十歳迄は八分の一を停止される。但し増加恩給又は傷病年金と併給されてる普通恩給は停止されず。又恩給年額千圓以上にして恩給外の所得年額四千圓を超ゆるときは、（イ）六千圓以下一割五分停止、（ロ）六千圓乃至八千圓は一割五分乃至二割停止、（ハ）八千圓乃至一萬五千圓は一割五分乃至二割五分停止、（ニ）一萬一千圓以上一割五分乃至三割停止（恩給法第五十八條參照）。

恩給の改定 普通恩給は再就職後在職一年以上にて退職せる場合（加算年を含む）。再就職後公務の爲に傷病を受

け又は疾病に罹り不具發疾となり退職せるとき。同上の理由にて退職後五年以内之が爲に不具發疾となり又は其の程度増進し其の期間に請求するとき改定される（五年を経過せる後の請求は恩給審査會に附される）。此の場合増加恩給は前後の傷病又は疾病を合したもので不具發疾程度を定められる。傷病年金も同様である。

恩給の請求 恩給は請求に依つて裁定下附されるものである。請求に要する書類は〔普通恩給〕請求書に在職中の履歴書に戸籍抄本添附。〔増加恩給〕請求書に履歴書、戸籍抄本、現調證明書、又は事實證明書等、症狀經過を記載せる書類、請求當時に於ける診斷書改定の場合には恩給證書を附す。〔傷病年金〕増加恩給の場合に同じ。〔傷病賜金〕同上。〔一時恩給〕請求書に履歴書添附。〔扶助料〕在職中に死亡せる爲初めて扶助料を請求する場合は請求書、在職中の履歴書、請求者の戸籍謄本。〔死亡時以後の請求者の身分關係を明

かにし得るもの）、公務に因る傷病に起因するときは現調證明書又は事實證明書症狀經過を記載せる書類、死亡診斷書又は死體檢案書を要す。既に普通恩給を受けある者死亡せる場合の請求には請求書の外、恩給證書、戸籍謄本其の他公務傷病に起因する死亡の場合には前記の添附書類を要する。恩給請求書提出先及手續等は所屬部隊、聯隊區司令部等に就き承知するを可とす。

手續上の注意 内閣恩給局にては請求書を受領せば努めて迅速に處理するも滿洲事變に引續き支那事變の爲業務繁劇を加へ爲に裁定に時日を要することもあるが、中には提出書類の不備にして追究の爲照復に日時を徒費し之が爲甚だしく遷延する場合も尠くないから、書類提出の當初に於て十分に注意を拂ふことが必要であつて、不備と認むる若干の例を示せば左の様なものである。

一 請求書及履歴書記載の姓名字體が戸籍抄本と一致せざるもの



- 二 請求書記載の本籍地が戸籍抄本と一致せざるもの
- 三 請求書に現住所の番地及寄留先等の明確を缺くもの
- 四 請求書に記載の氏名に振假名を附せざるもの
- 五 履歴書中氏名下に捺印漏のもの
- 六 履歴書記載の生年月日が戸籍抄本と一致せざるもの
- 七 退職前作成の戸籍抄本を添附しあるもの

註 待命は恩給法上は在職中であるから豫備役發令後作成せられたるものを要する次第である。

**扶助料の發生** 年金扶助料は普通恩給年限に達した者が在職中死亡した場合と、普通恩給を給せられてる者が死亡した場合及先順位者が扶助料權を失ひ次の者が之を取得するときの三つの場合で、一時扶助料は普通恩給を受けてる者又は普通恩給年限に達し、在職中死亡した場合、遺族が兄弟姉妹のみで其の兄弟姉妹が未成年であるか、

不具廢疾で生活の資を得る途が無く、且扶養する者無き場合と、准士官以上在職三年以上十三年未満、下士官にて在職三年以上十二年未満で在職中死亡せる場合に給與される。

**遺族の順位** 扶助料を受ける順位は妻、未成年の子、夫、父、母、成年の子、祖父母で遺族が兄弟姉妹のみにて一時扶助料を給與される場合は其の中の一人を總代とする。父母は養父母を先とし實父母を後とする。祖父母亦養祖父母を先とする。

以上は軍人、准軍人の死亡當時之と同一戸籍内に在ることが必要である。軍人、准軍人死亡當時の胎兒は同一戸籍内にあるものと認められる。

**扶助料權の失格その他** 子が婚姻し其の家を去りしとき、(父の屬した家より分家し、又は公務員若くは之に準ずべき者の妻若くは子にして、分家する者に伴ひ其の家に入りたるときは此の限りでない) 父、母、祖父母其の家を去りたるときは扶助料を受ける資格を失ふ。又扶助料を受ける者遺族、禁錮に處せられ又は所在不明になれば、其の期間だけ支給を停止される。但し此の場合次順位者があれば停止期間中だけ之に轉給される。遺族が其の家を去りしとき(但し妻が夫の屬したる家より分家し、又は遺族たる子にして分家する者に伴ひ、其の家に入りたるとき、及子が父の屬したる家より分家し、又は公務員若くは之に準ずる者の妻若くは子にして、分家する者に伴ひ、其の家に入りたるときは此の限に在らず)。不具廢疾にして生活資料を得る途なく且之を扶養する者なき成年の子、其の事情止みたるとき、未成年の子が成年に達したときには受給權が無くなる。

**扶助料の金額** (イ)年金扶助料は(ロ)(ハ)(ニ)の場合以外は普通恩給の十分の五相當額。(ロ)戰鬪又は準戰鬪の公務に因る傷、病にて死亡せる場合には普通恩給の半額に退職當時の階級により定めた第五表率を乗せる金額。(ハ)普通公務に因り傷、病にて死亡の

ときは普通恩給半額に第六表率を乗せる金額、(ニ)普通恩給と増加恩給を併給される者原因公務に非ずして死亡のときは普通恩給半額に第七表率を乗せる金額但し(イ)を除きたる場合同一戸籍内に扶助料を受くる資格者受給者を併せ三人以上あるときは右に依り算出せる額に第八表率の率を乗せる金額を加給される。「一時扶助料」額は遺族が兄弟姉妹のみときは扶助料年額の一年乃至五年分又公務員が在職年數規定に達せず死亡せる場合は死亡前の俸給月額に其の在職年數を乗せる金額とす。

**扶助料請求** の爲には請求書、在職中の履歴書、戸籍謄本、現認證明書、事實證明書、症狀經過に關する書類、死亡診斷書又は死體檢案書等を要する第一號表 軍人假定俸給表

階等	將官及相等官		佐尉官					及相等官			
	親任	高等官一	同	同	同	同	同	同	同	同	
假定俸給年額	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,000

も、細部に就ては所屬隊又は聯隊區司令部等に就て承知するを可とす。  
**恩給受給權調査** 受給者の身分關係の變動の有無、遺族の員數に就て行ふものである。故に受給者は附表様式の調査票に軍人又は准軍人は戸籍抄本、扶助料受給者は戸籍謄本(成年の子にして不具廢疾の爲生活資料を得る途なき理由にて給與される者は診斷書及居住地の市町村長又は之に準ずる者の證明書)を陸軍軍人、同准軍人は昭和の偶數年の一月、同上遺族の受給者は昭和の偶數年の七月、海軍關係の者は昭和の奇數年の一月、同遺族の受給者は昭和の奇數年の七月に内閣恩給局に提出を要する。若し之を怠るときは支給を一時差止められる。  
**受給者心得** 年金恩給を受けある者其の他は二通を要す。







第五號表

號	甲			傷病原因	症狀等差	下士官	兵
	スハキ公	職又ハ	職又ハ				
第一目	六〇〇	六〇〇	六〇〇	普通公務	第一目	五二八	四八〇
第二目	四九五	四九五	四九五		第二目	三九六	三六〇
第三目	三三〇	三三〇	三三〇		第三目	二六四	二四〇
第四目	一六五	一五〇	一五〇		第四目	一三二	一二〇

第六號表

階	等	勳任	親任	將官	佐官	尉官	判官	准判官	下士官	兵
一等	二四割	二六割	二八割	二八割	三〇割	三二割	三三割	三四割	三六割	三六割
二等	二四割	二六割	二八割	二八割	三〇割	三二割	三三割	三四割	三六割	三六割
三等	二四割	二六割	二八割	二八割	三〇割	三二割	三三割	三四割	三六割	三六割
勳任	二四割	二六割	二八割	二八割	三〇割	三二割	三三割	三四割	三六割	三六割
親任	二四割	二六割	二八割	二八割	三〇割	三二割	三三割	三四割	三六割	三六割
將官	二四割	二六割	二八割	二八割	三〇割	三二割	三三割	三四割	三六割	三六割

第七號表

階	等	勳任	親任	將官	佐官	尉官	判官	准判官	下士官	兵
一等	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割
二等	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割
三等	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割
勳任	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割
親任	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割
將官	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割

第八號表

階	等	勳任	親任	將官	佐官	尉官	判官	准判官	下士官	兵
一等	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割
二等	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割
三等	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割
勳任	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割
親任	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割
將官	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	一八・六割	二〇・四割	二一・六割	二一・六割	二一・六割

一時恩給請求書  
何年何月何日〇〇〇〇(官職)ヲ退職致候ニ付一時恩

普通恩給請求書  
何年何月何日〇〇〇〇(官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名  
本籍地  
現住所  
年 月 日  
内閣恩給局長氏名殿  
支給郵便局〇〇郵便局  
氏 名

普通恩給請求書  
何年何月何日(官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給及増

増加恩給請求書  
何年何月何日(官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給及増

給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也  
退職當時ノ官職名  
本籍地  
現住所  
年 月 日  
内閣恩給局長氏名殿  
支給郵便局〇〇郵便局  
氏 名



退職當時ノ官職名  
 本籍地  
 現住所  
 年 月 日  
 氏 名  
 内閣恩給局長氏名殿  
 支給郵便局〇〇郵便局

增加恩給請求書  
 何年何月何日(官職)ヲ退職致候處在職中ノ傷  
 疾(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付增加恩給ヲ  
 相成度證據書類相添へ請求候也  
 退職當時ノ官職名  
 本籍地  
 現住所  
 年 月 日  
 氏 名  
 内閣恩給局長氏名殿  
 支給郵便局〇〇郵便局

傷病年金請求書

再診査請求書  
 何年何月何日退職ニ因リ傷病年金ヲ給セラレ候處  
 未タ傷疾(疾病)回復セサルヲ以テ再審査相成度  
 證據書類相添へ請求候也  
 退職當時ノ官職名  
 本籍地  
 現住所  
 年 月 日  
 氏 名  
 内閣恩給局長氏名殿  
 支給郵便局〇〇郵便局

死亡届  
 一給與金種類 陸軍恩給  
 一證書記號番號 第二……號  
 一給與年額 金……圓  
 一受給者氏名 何 某  
 右何年何月何日死亡候ニ付別紙戸籍謄本相添へ此  
 段及御届候也  
 年 月 日

何年何月何日(官職)ヲ退職候ニ付傷病年金ヲ給  
 與相成度證據書類相添へ請求候也  
 退職當時ノ官職名  
 本籍地  
 現住所  
 年 月 日  
 氏 名  
 内閣恩給局長氏名殿  
 支給郵便局〇〇郵便局

傷病年金請求書  
 何年何月何日(官職)ヲ退職候處在職中ノ傷疾(疾  
 病)爾後重症ニ赴キ候ニ付傷病年金相成度證  
 據書類相添へ請求候也  
 退職當時ノ官職名  
 本籍地  
 現住所  
 年 月 日  
 氏 名  
 内閣恩給局長氏名殿  
 支給郵便局〇〇郵便局

貯金局御中  
 何縣何郡何町何番地  
 右遺族 何 某

從來支給を受けありたる以外の郵便局に於て未受領の給  
 與金を受領せんとする場合に在りては本屆書宛名の次へ  
 左記の通附記すべきものとす。  
 追テ未受領ノ給與金ハ〇〇郵便局ニ於テ交付方御取計  
 相成度申添候

扶助料請求書  
 公務員又ハ  
 普通恩給權者 氏 名  
 右者何年何月何日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度  
 證據書類相添へ請求候也  
 本籍地  
 現住所  
 年 月 日  
 氏 名  
 内閣恩給局長氏名殿  
 支給郵便局〇〇郵便局



一時扶助料請求書  
公務員又ハ普通恩給権者ノ退職當時ノ官職名 氏 名  
右者 年 月 日死亡候ニ付恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給権者トノ身分關係  
本籍地  
現住地  
年 月 日 氏 名

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

(用紙半紙四つ切大又は半切大)

恩給受給權調査票

一 恩給證書記號番號

一 受給者住所氏名

一 受給權調査期日

昭和 年 月

本用紙は郵便局にあり。

求者の身分關係を明かにせる戸籍謄本  
其の他軍人退職後公傷病の爲死亡當時  
扶助料受給遺族なき爲請求を爲さざり  
し者は右の書類の外死亡診斷書を添附  
し本籍地聯隊區司令官に提出すべし。

轉免役賜金令

本令は昭和十三年七月制定せられ同  
年四月一日以後轉免役若くは免役と爲り  
たる者又は死亡したる者に適用せら  
る。

恩給法施行前の爲恩給未受領の者

即ち恩給法施行前戰闘又は之に準ずべき公務の爲傷病疾病に罹り死亡し、又は此の種公務の爲増加恩給(之に準ずるものを含む)を受けた軍人の寡婦、父母、祖父母で軍人死亡當時軍人と同一戸籍内に在りたるも軍人現役中兵籍に登録せざる等の特別事由で扶助料を受ける資格なき者は昭和十三年四月一日より扶助料を給與せられる。但し軍人死亡當時前項の事由以外の事由により

扶助料を受くる資格なきもの又は其の後に失權事由ありし者には給與されず。扶助料の請求は請求書(昭和十三年法則第六條に依る扶助料請求書と原記)に在職中の履歷書(本籍地聯隊區司令官作成)。傷病事實を證する軍部の證明。(軍人が退職當時増加恩給又は賑恤金若くは之に準ずるものを受けたるは軍人死亡の際により扶助料を受けたる遺族ありたる場合は要せず)現在地の遺族が扶助料を受けあらざる旨の請求者の申立書。軍人死亡時以後請

轉免役賜金を受くる者

陸軍兵(憲兵上等及軍樂上等兵を除く)及海軍兵にして在營期間(應召期間を含む)中に故意又は自己の重大なる過失に因るに非ずして服務に關聯して傷病を受け又は病氣に罹り之が爲陸海軍に於て治療中一種以上の兵役を免ぜられたる者又は死亡したるときは別表の轉免役賜金を給せらる但し一種以上の兵役を免ぜられ引續き陸海軍に於て官費治療を受くる者には治療を受けざるに至りたるとき又は死亡したるときに給せらる。幹部候補生、操縦候補生、下士官候補者及志願に依らずして兵より陸軍又は海軍の下士官に任ぜられたる者にして兵に引續き在營期間中又は在營期間より引續き陸海軍に於て官費治療中の者も本令を準用せらる。

死亡者に給する賜金

死亡したる兵に給すべき賜金は之を其の遺族に給せらる其の賜金を受くべき遺族の順位は兵の妻子、父、母、祖父、祖母、兄弟及姉妹の順序にして男

は女に、長は幼に先とし死亡當時より引續き之と同一戸籍内に在るものに限る但し兵死亡後に分家したる遺族又は分家したる遺族に伴ひ其の家に入りたる遺族は引續き兵と同一戸籍内に在るものと看做す又兵死亡當時胎兒たる子出生したるときは兵死亡當時之と同一戸籍内に在りたるものと看做す。

遺族なき場合は兵死亡當時實家又は本家に在る實父母、兵の家督相續人、兵死亡當時の戸主の順位に依り遺族に給すべき金額の二分の一を給せらる。賜金を給せられざる場合  
左に掲ぐる場合は賜金は給されな

- 一 恩給法に依り増加恩給、傷病年金、傷病賜金又は扶助料を給せらるべきとき
- 二 在營期間一月未満に於て發生したる疾病に因り轉免役又は免役と爲りたるとき
- 三 在營期間中又は在營期間より引續き陸海軍に於て官費治療中陸軍刑法

若くは海軍刑法に依り死刑、懲役若くは一年以上の禁錮の刑に處せられ、其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられ又は懲罰に依り免官と爲りたるとき

陸軍給與令の規定に依る退營賜金又は海軍給與令の規定に依る傷病手当を受くべき者但し本令賜金額退營賜金又は傷病手当の額より多きときは其の差額を給せらる  
遺族の賜金受給權失格  
賜金を受くべき遺族左に掲ぐる場合は之を給せられずして其次位の遺族に給せらる。

- 一 死亡したるとき
- 二 所在不明なるとき
- 三 同一戸籍内に在らざるに至りたるとき(分家の場合を除く)
- 四 死刑又は無期若くは六年以上の懲役若くは禁錮の刑に處せられたるとき
- 五 六年未満の懲役又は禁錮の刑に處せられ刑の執行を終り又は執行に受



くることなきに至る迄なきとき  
 手續  
 轉免役賜金を受けんとする者は請求書（第一號若しくは第二號様式）を受傷若しくは罹病又は死亡當時の所屬部隊長を経て陸軍大臣に差出さねばならぬ（海軍に在りては海軍大臣宛に當時の所轄長へ）。  
 傷痍を受け又は疾病に罹りたる者より請求する場合は在營中の履歴書、受

傷又は罹病證明書及診斷書を添ゆること。  
 遺族より請求する場合は在營中の履歴書、受傷又は罹病證明書、死亡診斷書又は死體檢案書（死體を收容し能はざるときは死亡認定の理由を詳記したる死亡事由證明書）及戸籍謄本（本人の死亡事項を記したる）を添ゆること。  
 前項の受傷若しくは罹病證明書、死亡事由證明書は所屬部隊長に於て、診斷

書は陸軍病院長に於て調製する。  
 賜金請求書提出後に請求者死亡するか所在不明となり又は六年以上の懲役（禁錮）の刑に處せられたるときは賜金受給の順位者より請求書（第三號様式）戸籍謄本及市區町村長の事實證明書（兵の死亡又は本請求者の正當順位者たることを證明し得るもの）を添へ當時の所屬部隊長を経て陸（海）軍大臣に差出すのである。

別表

備考	轉免役賜金	轉免役賜金	轉免役賜金	轉免役賜金	轉免役賜金	轉免役賜金	轉免役賜金	轉免役賜金	轉免役賜金
一 種以上ノ兵役ヲ免ゼラレ死亡シタル者ニ付テハ死亡者ニ對スル額ノミヲ給ス	一〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇	四五〇〇〇	三〇〇〇〇	一六〇〇〇	六五〇〇〇	二〇〇〇〇	死亡者	
第十四條施行令第二十四條特別項存ノ者									
同條第五項存度ノ者									
同條第七項存度ノ者									
同令第二十四條ノ二款第一項存度ノ者									
同令第三十一條第一目存度ノ者									
同令第三十一條第二目存度ノ者									
同條第三目存度ノ者									
同條第四目存度ノ者									

第一號様式

轉免役賜金請求書  
 年 月 日 傷痍（疾病）ニ因リ 役ヲ免ゼラレ

候ニ付轉免役賜金給與相成度請求候也  
 轉免役當時ノ官等級  
 本籍地

現住所  
 年 月 日  
 陸軍大臣 氏 名 殿  
 氏 名 殿

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

右者 年 月 日 現役（召集）中死亡候ニ付轉免役賜金令ニ依リ轉免役賜金給與相成度請求候也  
 兵（幹部候補生、下士官等）トノ續柄  
 本籍地  
 現住所  
 年 月 日  
 陸軍大臣 氏 名 殿  
 氏 名 殿

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ

轉免役賜金請求書  
 年 月 日 傷痍（疾病）ニ依リ兵役（現役）ヲ免ゼラレ候ニ付昭和十三年勅令第四百九十三號ニ依リ賜金給與相成度證據書類相添へ請求候也  
 年 月 日  
 本籍  
 現住所  
 元（官）職階 氏 名 殿  
 海軍大臣 爵 氏 名 殿

（氏名ニハ片假名ヲ附スルコト）

第二號様式

轉免役賜金請求書  
 官等級 氏 名

轉免役賜金請求書  
 右 年 月 日 現役中（召集中）（現役ヨリ引續キ官費治療中）死亡致候ニ付昭和十三年勅令第四百九十三號ニ依リ賜金給與相成度證據書類相添へ請求候也  
 年 月 日  
 本籍  
 現住所  
 軍人トノ續柄



海軍大臣 爵氏 名殿 氏 名 名 名

第三號様式

(請求者ノ氏名ニハ片假名ヲ附スルコト)

轉免役賜金請求書

右者 年 月 日 轉免役賜金令ニ依リ賜金請求中ノ處 年 月 日 死亡(同令第八條第一項各號ノ事項)候ニ付轉免役賜金給與相成度請求候也  
前請求者トノ續柄  
本籍地  
現住所  
年 月 日

陸軍大臣 氏 名殿 氏 名 名 名

備考

- 一 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スベシ
- 二 前請求者遺族ナルトキハ兵、幹部候補生、下士官等ト本請求者トノ續柄モ亦記載スルヲ要ス

支那事變に係る死没者特別賜金 陸軍軍人、軍屬、屬

託員及工員にして昭和十二年七月七日以後に、(一)戦死又は戦傷の原因にて三年以内に死没せるとき。(二)事變地又は事變地以外の地にて戦傷以外の傷を受け三年以内に死没し又は疾病に罹り、二年以内に死没せるときに其の遺族(妻、子、夫、父、母、孫、祖父、祖母、兄弟姉妹)にして本人死没當時より引續き之と同一戸籍内にある者(本人死没當時胎兒たる子出生したるときは本人死没當時其の戸籍内に在りたるものと認む)に賜はる。遺族なきときは本人死没當時實家(本)に在る實父母、死没者の家督相続人、本人死没當時に於ける戸主の順に特別賜金を給せらる。但し保護賜金令に依る保護賜金一時賜金令に依る一時賜金旅費規則其の他に依る死亡手當を給する事由と同一事由に關しては重複して賜與せられず。賜金を受けんとする遺族は願書に戸籍謄本(死亡事項を記せるもの)及出願當時のもの(を添へ死没者所屬部隊の留守部隊長に提出すべし)の様式(美濃白紙)

特別賜金願書

第何師團何兵何聯隊第何中隊(何々部附)  
故陸軍何兵何等兵(軍屬)(囑託員)(工員)  
氏 名

右者何年何月何日何地ニ於テ戦死「何々」爲傷喪

ヲ受ケ(何病ニ罹リ)爲ニ何年何月何日何地何病院ニ於テ死亡「致候間昭和十二年陸軍省告示第三十九號第一條ノ規定ニ依リ特別賜金給與相成度證據書類相添此段願上候也  
本籍 何府(縣)何市區(郡)町(村)番地  
現住地 何府(縣)何市區(郡)町(村)番地  
故名 長男、(父、母)  
年 月 日 氏 名 名 名  
陸軍大臣 宛

恩給、扶助料受給人員及金額 (昭十二)

海軍軍人	陸軍軍人	恩給		扶助料		兵		人員		金額	
		普通恩給	增加恩給	普通恩給	增加恩給	兵	人員	金額	金額		
扶助料	扶助料	一、〇四〇	七	三三、九〇六	四三七	二九、一五八	一、三二六	三三、六一八	九三、七二二	四二、二九〇、八八七	
普通恩給	普通恩給	五六〇	七、七二九	一、四六九	一、四六九	一五、四六六	七二一	八、八五〇	九、五七二	一、四九六、二六〇	
增加恩給	增加恩給	二	六三	七、七二九	五八、八六八	四〇九	八九五	九、九三八	七、七〇九五	二八、七六五、七二五	
傷病年金	傷病年金	二四〇	三	三三、三七一	一〇、七一九	五、〇五七	一九、三八七	七、七〇	一、〇六六〇	三三、二四、二〇三	
扶助料	扶助料										四、七四四、一三三

朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助料 (一) 服役年金(朝鮮軍人にして現役十一年以上の者退職後に) (二) 傷病年金(現役中公傷病の爲不具廢疾となり現役を退きたる者に、但し服役年金と併給せられず)、(三) 恤賑金(現役中公傷、病の爲現役に堪へざる者及現役中死没したる者其の遺族に給せらる)、(四) 葬祭料(賑恤金を給する場合の外に現役中死没者あるとき遺族に)の四種にして服役年金傷病年金は終身其の他は一時金とし扶助金の支給は朝鮮總督之を管掌す。  
憲兵補は之を陸軍軍人と看做し本人及其の遺族に對し恩給を給せらる。



軍事扶助法

現役兵の入營、下士官兵の應召傷病死亡、傷病兵の死亡の爲に生活に困難なる家族若くは遺族を扶助する法令で

大正七年一月一日より施行せらる。救護の種類 生活扶助、醫療、助産及生業扶助にして救護の程度及方法に

關し必要なる事項は地方長官に於て定む但し救護は生活に必要な限度を超ゆることを得ない。生活扶助 生活扶助は金銭又は物品を給與せらる、居宅扶助(扶助を受くる者の居宅に於て行ふ扶助以下同じ)

埋葬 救護を受くる者死亡したる場合は埋葬を行ふ者に對し埋葬費を給せらる埋葬を行ふ者なきときは地方長官に於て埋葬する。埋葬の爲支出する費用は十二圓以内である。

災害 災害に因り必要な場合は地方長官は一世帯總額三十圓を限り金銭又は物品を臨時に給與することを得。

扶助繼續期間 (一)下士官兵の家族に對する扶助は必要ある場合は現役兵の退營又は下士官兵の召集解除後より二十日以内(二)下士官兵又は傷病兵の死亡後より三月内繼續することを得此の場合扶助を受くる者に對しては其の間下士官兵又は傷病兵の遺族としての扶助を爲さず(三)下士官兵の傷病兵となりたる後より三月内此の場合扶助を受くる者に對しては其の間傷病兵の家族としての扶助は行はれず。

扶助の停止又は廢止 (一)下士官兵にして逃亡し又は陸軍教化隊に收容せられたる者に付ては其の逃亡又は收容の間其の家族に對し扶助を爲さず(二)

傷病兵六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者なる場合は其の者並に其の家族及遺族に對し扶助を爲さず

(三)下士官兵又は傷病兵六年未滿の懲役又は禁錮に處せられたる者なる場合は其の刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の間其の傷病兵及下士官兵又は傷病兵の家族に對し救護を爲さず(三)下士官兵又は傷病兵の家族又は遺族が六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者なる場合は其の者に對し扶助を爲さず六年未滿の懲役又は禁錮に處せられたる場合は其の刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の間扶助を爲さず(四)下士官兵又は傷病兵にして怠惰又は素行不良なる者に付ては其の傷病兵並に其の下士官兵又は傷病兵の家族及遺族に對し情狀に因り扶助を爲さず又は扶助の程度を減少することあり、家族又は遺族にして怠惰又は素行不良なる者に對しても同様である(五)傷病兵にして日本の國籍を失ひたる者に對しては扶助

を爲さず。手續 扶助を受けんとする者又は其の住所の市區町村長より其の地方長官に申請する。

軍事扶助者別 (昭和十年度)

傷病兵(家族ある者) (を含まず)	一六八	一四、五五七
傷病兵及其の家族	六、三二七	二二四、七二二
下士官兵の家族	一〇二、九五二	二、五七〇、九三六
傷病兵の遺族	九五一	四〇、八八一
下士官兵の遺族	一、一三五	四六、五六九

軍事扶助數目

年別	總人員	總金額
昭元	三三、五八五	一、一五〇、五六〇
昭三	五一、八五六	一、五八六、七八九
昭十一	一一、五三三	二、八九七、六六五

軍事扶助種類別 (括弧内は二種以上の扶助)

生活扶助(現金給與)	一一一、四二二	二、八二五、一九〇
醫料救護	(一、二五二) 一〇二	六八、二〇八
其他	(四四三) 九	四、三四八

入營者職業保障法

雇傭者の義務 雇傭者は入營を命ぜられたる被傭者を解雇したるとき又は

被傭者の入營中雇傭期間の満了したるときは其の者が退營(入營の際身體検査の結果歸郷を命ぜられたる場合を含む)したる日より三月以内に更に之を雇傭するを要す其の場合に於て之に與ふべき勞務及給與は少くとも其の者の入營直前の勞務及給與と同等の者なるを要す但し被傭者が疾病又は傷病に因り入營直前の勞務に堪へざるとき其の他止むを得ざる事由あるときは之と異なる勞務及給與を與ふることを妨ぐ以上の規定は入營を命ぜられたる被傭者が解傭せられざる場合に於ける退營後の復職及取扱に付之を準用する又此の規定は雇傭者が常時三十人以上の被傭者を使用する場合に之を適用する。

解雇 左の各號の一に該當する場合に雇傭するの義務なし。  
一 被傭者が入營の日より陸軍に在りては二年、海軍に在りては三年を超ゆる期間服役を志願し採用せられたるとき  
二 被傭者が退營したる通知を爲さず



又は雇傭者より勞務に就くべき旨を指定したる日より故なく二十日以内に勞務に就かざるとき

三 被傭者が疾病又は傷病に因り勞務に堪へざるとき

四 被傭者が著しく其の職務を怠りたるとき

五 被傭者に著しき不良行為ありたるとき

六 雇傭の目的たる事業の廢止、終了又は著しき整理縮少其の他に準ずる事由あるとき

職業紹介の取扱 職業紹介事業を行ふ行政廳は退傭者にして原職なきもの又は原職に復歸すること困難なりと認むるものの職業紹介に付ては被傭者を求めんとする者に對し其の被傭者たるに適すと認むる退傭者を優先して雇傭することを懲罰することを得但し退傭者が退傭したる日より三月を経過したる場合には適用せず。

**入傭者職業保障法  
施行規則**

被傭者より通知を要する場合

(一) 遲滞なく書面を以て雇傭者に通知するを要する場合(イ)入傭すべき期日及部隊定まりたる時(ロ)入傭の日より陸軍に在りては二年、海軍に在りては三年を越ゆる期間服役を志願し採用せられたるとき(ハ)傷病疾病其の他の 田に因り退傭後再び雇傭せらるること又は復職することを希望せざるとき

(二) 退傭豫定期日前三月より退傭後二十日以内に書面を以て雇傭者に通知するを要する事項(イ)退傭豫定期日又は退傭したる日(ロ)退傭後再び勞務に就き得べき豫定期日(ハ)退傭後の受信場所(ニ)以上の事項通知後に退傭豫定期日其の他の期日場所を變更したるとき

(三) 雇傭者より勞務に就くべき旨を指定せられたる日より二十日以内に勞務に就くこと能はざる下記の場合は速に其の事由の要旨を書面を以て雇傭者に通知するを要す(イ)疾病に罹り又は傷病を受けたるとき(ロ)直系尊屬、妻又は直系卑屬が死亡したるとき又は重態なるとき(ハ)本人と同一戸籍又は同一世帯内に在る者死亡し他に後始末を爲す者なきとき又は重態にして他に看護を爲す者なきとき(ニ)本人の住家の火災、流失又は倒壊其の他重大なる災害を蒙り他に後始末を爲す者なきとき(ホ)其の他前號に準ずる止むを得ざる事由あるとき

**雇傭者の爲すべき事項**

(一) 雇傭者は被傭者より前諸項の通知を受けたるときは遲滞なく書面を以て被傭者に(イ)再び勞務に就かしめ得る期日(ロ)入傭直前の勞務又は給與と異なる勞務又は給與を與ふる場合に於ては其の事項(ハ)其の他必要と認むる事項を通知するを要す

(二) 雇傭者は入傭者職業保障法の規定に因り被傭者を解雇したるとき又は

被傭者を再雇傭若くは復職せしめ得ざるときは遲滞なく其の事由の要旨を書面を以て被傭者に通知するを要す。

(三) 雇傭者は被傭者にして入傭を命ぜられたる者あるときは其の氏名、住所、勞務及給料及雇傭者より被傭者に對し前項の規定に因り通知したる事項を地方長官に對し遲滞なく其の事項を書面を以て届出でねばならん。

**恩給金庫法**

恩給金庫法は昭和十三年法律第五十七號を以て制定せられたる法人であつて資本金(三千萬圓)は政府と民間の共同出資に依り其の事業は内閣總理大臣及大藏大臣の監督を受け關係官廳と連絡して最も公正に行はるる非營利の公益的の事業である要するに受恩給者を保護し福利の増進を圖り、社會に貢獻するを目的とす。

恩給金庫の仕事 (一) 恩給、扶助料又は勸章年金を擔保とする貸付、(二) 恩給及年金を本人に代りて受領し並に

受領したる金銭の寄託、(三) 恩給年金扶助料に就ての相談、  
貸付

一 恩給、扶助料(恩給法以外の法令に依る恩給扶助料、例へば宮内省、府縣市町村等の恩給扶助料、官業共済組合の年金を含む)勸章年金を擔保に、給與年額の五年分以内、一萬圓迄の範圍にて年利六分の現價計算の金額とす。

現價計算とは貸付後、支給期毎に金庫が給與金を受取り其の中から貸付後支給期迄の経過月に對する利子を差引き残額を元金の返済に充て漸次斯くして契約の年限が來れば元利共済となる如く豫め計算した金高を貸付元金とする方法である、從つて利子は天引にせず。

二 恩給、扶助料等の請求中で、其の證書未だ下附せられざる以前に於ても 給與せられること確實なる場合(最終經由廳の推定額證明を要す)は證書下附後に貸付得る金高の二分の

一の範圍内を貸付る。

三 一期分以内の給與金を擔保に短期の小額貸付をも爲す、此の場合の利子は百圓に付日歩一錢七厘である。

**申込その他**

借入申込の用紙は本店、支店又は出張所に準備しあり。申込は直接か又は手紙にても可なり、代人は親族の者に限り取扱ふ。

**申込に要する書類**

一 恩給、扶助料又は年金證書  
生命保險證券に限り副擔保の取扱を爲す、其の希望者は該證書を出すこと但し契約後普通生命保險は一年、簡易生命保險は一年六月を経過せしものに限る。

**二 借入申込書**

用紙は本支店、出張所に準備しあり。

三 扶助料の場合には申込前一月以内に作成したる戸籍謄本(扶助料以外の場合に於ても成るべく戸籍の抄本又



は贈本)。  
 四 申込前二十日以内に作成された本人の印鑑證明書(保険を副擔保とする場合は保険會社一箇につき一枚宛)。  
 五 申込者が妻又は準禁治産者のときは戸籍謄本と夫又は補佐人の同意書。  
 未成年者又は禁治産のときは戸籍謄本と母が親權を行ふ場合及後見人の場合は、裁判所の親族會議招集決定謄本と親族會の同意書。  
 六 支給應の支給狀態證明書又は回答書。  
 七 書面を以て申込の場合は、醫師の診斷書と戸籍謄本、親族を代人とする場合は委任狀。  
 所在地  
 恩給金庫(本店) 東京市京橋區新川一丁目五番地(市電新川一丁目停留所前) 電話京橋三八〇一、三八〇二

同 支店	大阪支店	大阪市東區南玉造町七
四谷支店	(東京)	東京市四谷區傳馬町二丁目二八
名古屋支店		名古屋市中區新榮町陸田ビル内
廣島支店		廣島市袋町明治生命ビル内
高松支店		高松市福岡支店
福岡支店		福岡市下土居町博多ビル内
小倉支店		小倉市大坂町八丁目一〇四
鹿兒島支店		鹿兒市金生町九
仙臺支店		仙臺市國分町富國館
札幌支店		札幌市京城支店
京城支店		京城府竹添町一丁目九〇
臺北支店		臺北市明石町二丁目
大連支店		大連市西公園町一七九

同 出張所  
 横濱出張所 横濱市中區本町通五丁目日本町ビル内  
 金澤出張所 金澤市尾張町石黒ビル内  
 小樽出張所、小樽市色内町七丁目 拓殖ビル内  
 臺南出張所 臺南市清水町三丁目一

支那事變勳功行賞  
 長き邊では支那各地の戰線に勳功をたてた勇士及び戰病將士に對し恩賞の御沙汰あらせられ内閣賞勳局並に陸海軍から公表された十二年九月より十五年六月十二日迄の受賞者は左記の通りである。  
 受賞者總員 四七、八四名  
 金鷄勳章叙賜者 二八、二九〇名

### 兵役關係事項

#### 一 兵役、服役、徵集、召集、點呼、補充等

全國徵兵ノ詔  
 朕惟ルニ古昔郡縣ノ制全國ノ丁壯ヲ募リ軍國ヲ設ケ以テ國家ヲ保護ス固ヨリ兵農ノ分ナシ中世以降兵權武門ニ歸シ兵農始テ分レ遂ニ封建ノ始ヲ成ス戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ此ノ際ニ當リ海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セサルヘカラス今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立テント欲ス汝百官有司厚ク朕カ意ヲ體シ普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ  
 明治五年壬申十一月二十八日

### 兵役關係事項

#### 帝國兵役法の根本精神

帝國兵役制度の精神は、我が特有の國體、建國の本義、國民の崇高なる道義心に基き、皇猷扶翼、國家の保護の名譽及責任は全國民の負擔なりとの理念に基き制定せられてゐる。

一 舉國一致、國民皆兵の主義に立脚せることは憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定せられてあるのみならず、兵役法に於て戶籍法の適用を受くる年齢十七年より四十年迄の男子(内地又は樺太に本籍を有する)は特定の者を除くの外悉く何れかの兵役に服することを規定してあるのを見て明かである。

二 兵役は國民の最高且榮譽の義務たると同時に、忠良なる臣民の享有する權利であつて、兵役に堪へない不具廢疾者及六年以上の徵役又は禁錮の刑に處せられた者は其の權利がない。

三 國民負擔の輕減、生産の増加は固より顧慮する所であるが、精兵主義を以て根本方針としてゐる。

四 兵役義務負擔の公平を圖る爲地域的公平主義を採用してある。

五 國民資質の向上を圖る爲文教及社會政策等の國家の重要政策との關係



六 帝國兵役法は必任義務の徵兵制を主體として義務的志願兵制を併用してゐる。

兵 役 法

第一章 總 則

第一條 帝國臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス  
第二條 兵役ハ之ヲ常備兵役、後備兵役、補充兵役及國民兵役ニ分ツ  
常備兵役ハ之ヲ現役及豫備役ニ、補充兵役ハ之ヲ第一補充兵役及第二補充兵役ニ、國民兵役ハ之ヲ第一國民兵役及第二國民兵役ニ分ツ  
第三條 志願ニ依リ兵籍ニ編入セラルル者ノ兵役ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル  
第四條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ得ズ  
第五條 現役ハ陸軍ニ在リテハ二年、

海軍ニ在リテハ三年トシ現役兵トシテ徵集セラレタル者之ニ服ス  
現役兵ハ現役中ノヲ在營セシム  
第六條 豫備役ハ陸軍ニ在リテハ五年四月、海軍ニ在リテハ五年トシ現役ヲ終リタル者之ニ服ス  
第七條 後備兵役ハ陸軍ニ在リテハ十年、海軍ニ在リテハ七年トシ常備兵役ヲ終リタル者之ニ服ス  
第八條 第一補充兵役ハ陸軍ニ在リテハ十七年四月、海軍ニ在リテハ一年トシ現役ニ適スル者ニシテ其ノ年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服ス  
第二補充兵役ハ十七年四月トシ現役ニ適スル者ノ中現役又ハ第一補充兵役ニ徵集セラレザル者及海軍ノ第一補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス但シ海軍ノ第一補充兵役ヲ終リタル者ニ在リテハ十六年四月トス  
第九條 第一國民兵役ハ後備兵役ヲ終リタル者及軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル補充兵ニシテ補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス

者之ニ服ス  
第二國民兵役ハ戶籍法ノ適用ヲ受ケル者ニシテ常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役ニ在ラザル年齡十七年ヨリ四十年迄ノ者之ニ服ス  
第十條 削除  
第十一條 削除  
第十二條 現役兵ノ在營期間ハ軍事上妨ゲナキトキニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ六十日(海軍現役兵ニシテ師範學校ヲ卒業シ小學校ノ教職ニ就ク資格ヲ有スル者ニ在リテハ一年六十日)以内之ヲ短縮スルコトヲ得  
第十三條 現役兵ニシテ一年六月以内ニ於テ教育ヲ終了シ得ル兵種ニ屬スル者ノ在營期間ハ前條ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得  
第十四條 現役兵ニシテ在營中左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ在營期間ハ之ヲ短縮スルコトヲ得  
一、青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニシ

テ品行方正學術勤務ノ成績優秀ナル者

二、定員ニ對シ過剩ト爲リタル者前項第一號ニ規定スル課程ノ修得ノ程度及認定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ定ム

第十五條 削除

第十六條 第十二條乃至第十四條ノ規定ニ依リ在營期間ヲ短縮スル場合ニ於テハ現役期間内ニ未入營期間又ハ歸休期間ヲ置ク

第十七條 現役又ハ補充兵役ハ現役兵又ハ補充兵トシテ徵集シタル年ノ十一月一日ヨリ起算ス  
戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場合ニ於テハ前項ニ規定スル起算ノ日ヲ變更スルコトヲ得

第十八條 第五條乃至第八條及第九條第一項ニ規定スル服役ハ其ノ期間ニ拘ラズ年齡四十年ヲ以テ限リトス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ服役ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

一 戰時又ハ事變ニ際スルトキ

二 出師ノ準備又ハ守備若ハ警備ノ爲必要アルトキ

三 航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ナルトキ

四 重要ナル演習又ハ特別ニ觀兵ノ學アルトキ

五 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ止ムヲ得ザルトキ

前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ次ニ服スベキ兵役ノ期間ニ之ヲ通算ス

第十九條ノ二 特ニ必要アルトキハ第十六條ニ規定スル未入營期間ノ外概ネ三月以内ノ未入營期間ヲ置クコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該期間ニ相當スル期間以内現役期間ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ豫備役期間ニ之ヲ通算ス

第二十條 在營中本人ニ依ルニ非ザレバ家族(戶主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同ジクスル者ニ限ル)ガ生活ヲ爲スコト能ハザルニ至リタルトキハ現役ヲ

免除ス但シ故意ニ其ノ事故ヲ作爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 現役兵、後備兵、補充兵若ハ補充兵ニシテ疾病其ノ他身體若クハ精神ノ異常ニ因リ當該兵役ニ服シ難キ者又ハ現役兵ニシテ前條ノ規定ニ依リ現役ヲ免除セラレタル者ハ之ヲ他ノ兵役ニ轉ゼシム但シ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ兵役ニ堪ヘザル者ニ對シテハ兵役ヲ免除ス前項ノ規定ニ依リ轉役スル者ノ服スベキ兵役及服役期間ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 現役兵ニシテ入營前又ハ入營後六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ノ在營中刑ノ執行ヲ受ケタル日數及在營中逃亡シタル者ノ逃亡中ノ日數ハ之ヲ現役期間ニ算入セズ

第三章 徵 集

第二十三條 戶籍法ノ適用ヲ受ケル者ニシテ前年十二月一日ヨリ其ノ年十一月三十日迄ノ間ニ於テ年齡二十年



ニ達スル者ハ本法中別段ノ規定アル  
モノヲ除クノ外徴兵検査ヲ受クルコ  
トヲ要ス  
前項ニ規定スル年齢ハ之ヲ徴兵適齡  
ト稱ス

第二十四條 戸主ハ其ノ家族中毎年十  
二月一日ヨリ同月三十一日迄ノ間ニ  
年齢二十年ト爲ル者アルトキハ其ノ  
年十一月中ニ、一月一日ヨリ十一月  
三十日迄ノ間ニ年齢二十年ト爲ル者  
アルトキハ其ノ前年十一月中ニ本籍  
ノ市町村長ニ届出ツベシ戸主年齢二  
十年ト爲ルトキ亦同シ但シ命令ヲ以  
テ定ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條 兵員ヲ徴集スル爲徴兵區  
ヲ設ク  
徴兵區ハ之ヲ徴募區ニ分ツ  
徴兵區ノ種類及區域並ニ徴募區ノ區  
域ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十六條 現役兵及第一補充兵ノ員  
數ハ之ヲ徴兵區ニ配賦シ更ニ之ヲ徴  
募區ニ配賦ス  
前項ニ規定スル配賦ハ徴兵區又ハ徴  
募區ニ本籍ヲ有シ徴兵検査ヲ受クベ  
キ者ノ見込數ヲ基準トシテ之ヲ行フ

第二十七條 前條ノ規定ニ依リ配賦シ  
タル兵員ハ當該徴募區ニ本籍ヲ有ス  
ル者ヨリ之ヲ徴集ス  
第二十八條 徴兵區又ハ徴募區ニ配賦  
シタル兵員ヲ當該徴兵區又ハ徴募區  
ニ於テ充足シ難キトキハ其ノ不足員  
數ヲ他ノ徴兵區又ハ徴募區ニ配賦シ  
徴集スルコトヲ得

第二十九條 徴兵検査ハ徴兵検査ヲ受  
クベキ者ノ本籍所在ノ徴募區ニ於テ  
之ヲ行フ但シ身體検査ニ限リ本籍所  
在ノ徴募區以外ノ地ニ於テ行フコト  
ヲ得  
第三十條 徴兵検査ヲ受クベキ者徴兵  
検査ヲ受クベキ年ニ於テ之ヲ受ケザ  
ルトキハ次年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ

第三十一條 身體検査ヲ受ケタル者ニ  
シテ現役兵又ハ第一補充兵トシテ徴  
集セラルベキ者ハ他ノ徴募區ニ轉屬  
スルモ之ヲ轉屬前ノ徴募區ノ配屬人  
員ニ充テ徴集ス  
第三十二條 身體検査ヲ受ケタル者ハ  
左ノ如ク之ヲ區分ス  
一 現役ニ適スル者  
二 國民兵役ニ適スルモ現役ニ適セ  
ザル者  
三 兵役ニ適セザル者  
四 兵役ノ適否ヲ判定シ難キ者  
前項ニ規定スル區分ノ標準ハ勅令ノ  
定ムル所ニ依ル  
第三十三條 現役ニ適スル者ハ勅令ノ  
定ムル所ニ依リ體格等位ノ優劣ニ從  
ヒ徴集豫定者及其ノ徴集順序ヲ定メ  
各徴募區ノ配賦人員ニ應ジ現役兵、  
第一補充兵ノ順序ニ之ヲ徴集ス  
前項ノ徴集順序ヲ定ムル場合ニ於テ  
體格等位同一ナル者ニ付特ニ必要ア  
ルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ抽籤  
ノ法ニ依リ其ノ徴集順序ヲ定ムルコ  
トヲ得  
第一項ノ規定ニ依リ徴集スベキ者ノ  
屬スル兵種ハ各徴募區ノ配賦人員ニ  
應ジ其ノ身材、藝能及職業ニ依リ之  
ヲ定ム

現役ニ適スル者ニシテ現役兵又ハ第  
一補充兵ニ徴集セザル者ハ之ヲ第二  
補充兵ニ徴集ス  
現役兵徴集豫定者ニシテ其ノ屬スル  
兵種定マリタル者ハ本人ノ願ニ依リ  
第一項及第二項ノ規定ニ依リ徴集順  
序ニ拘ラズ現役兵ニ之ヲ徴集スルコ  
トヲ得  
第三十四條 國民兵役ニ適スルモ現役  
兵ニ適セザル者ハ之ヲ徴集セズ  
第三十五條 兵役ニ適セザル者ハ兵役  
ヲ免除ス  
第三十六條 兵役ノ適否ヲ判定シ難キ  
者ニ付テハ徴集ヲ延期シ爾後採否ヲ  
決定シ得ルニ至ル迄毎年徴兵検査ヲ  
行フ  
第三十七條 徴兵検査ヲ受クベキ者勅  
令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ適セズト  
認ムル疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異  
常ノ者ナルトキハ其ノ事實ヲ證明ス  
ベキ書類ニ基キ身體検査ヲ行フコト  
ナク兵役ヲ免除スルコトヲ得

第三十八條 創除

第三十九條 徴兵検査ヲ受クベキ者左  
ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ徴集ヲ  
延期スルコトヲ得  
一 禁錮以上ノ刑ニ該ルベキ犯罪ノ  
爲豫審又ハ公判中ナルトキ  
二 犯罪ノ爲拘禁中ナルトキ  
三 刑ノ執行停止中ナルトキ  
四 假出獄中ナルトキ  
五 少年法ノ定ムル所ニ依リ少年教  
養院、矯正院又ハ病院ニ收容中ナ  
ルトキ  
六 矯正院法ノ定ムル所ニ依リ假退  
院中ナルトキ  
前項ノ規定ハ現役ニ適スル者ニシテ  
未ダ徴集順序定マラザル者ニ之ヲ準  
用ス  
前二項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラ  
レタル者ハ其ノ事由止ム年又ハ其ノ  
翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ  
第四十條 徴兵検査ヲ受ケタル者現役  
兵トシテ徴集セラルルニ因リ家族  
(戸主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同シクス  
ル者ニ限ル)ガ生活ヲ爲スコト能ハ

ザルニ至ルベキ確證アル場合ニ於テ  
ハ二年間徴集ヲ延期ス但シ故意ニ其  
ノ事故ヲ作爲シタルトキハ此ノ限ニ  
アラズ前項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期  
セラレタル者其ノ延期期間内ニ於テ  
其ノ事由止ムトキハ事由止ム年又ハ  
其ノ翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ  
第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラ  
レタル者其ノ延期期間ヲ過ギタル年  
ノ翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ但シ現  
役兵又ハ第一補充兵トシテ徴集スル  
コトナシ第一項ノ延期期間ハ徴兵檢  
査ヲ受ケタル年ノ十二月一日ヨリ之  
ヲ起算ス  
第四十一條 徴兵検査ヲ受クベキ者ニ  
シテ勅令ノ定ムル學校ニ在學スル者  
ニ對シテ勅令ノ定ムル所ニ依リ年齢  
二十六年迄ヲ限リ其ノ徴集ヲ延期  
ス前項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラ  
レタル者ニ對シテハ在學ノ事由止ム  
年又ハ其ノ翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行  
フ但シ一ノ學校卒業ノ日ヨリ六月以



内ニ他ノ學校ニ入學スル者ニ付テハ  
徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看  
做ス第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期  
セラレタル期間満了ノ年ニ至ルモ在  
學ノ事由尙止マザル者ニ對シテハ其  
ノ年徵兵検査ヲ行フ  
戰時又ハ事變ニ際シ特ニ必要アル場  
合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徵  
集ヲ延期セザルトヲ得  
第四十二條 徵兵適齡及其ノ前ヨリ帝  
國外ノ地ニ在ル者(勅令ヲ以テ定ム  
ル者ヲ除ク)ニ對シテハ本人ノ願ニ  
依リ徵集ヲ延期ス  
前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレ  
タル者ハ其ノ事由止ム年又ハ其ノ翌  
年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ  
第四十三條 前條第一項ノ規程ニ依リ  
徵集ヲ延期セラレタル者ニシテ直系  
尊族若ハ妻子ノ死亡若ハ重態ノ爲又  
ハ官廳ノ命ニ依リ一時帝國内ニ歸還  
スル者ハ徵集延期ノ事由尙繼續スル  
モノト看做ス但シ歸還後ノ滞在期間  
九十日ヲ超ユルトキハ此限ニ在ラズ

前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外前條  
第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラ  
レタル者ニシテ一時帝國内ニ歸還ス  
ル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ在留地  
ノ遠近ニ應ジ一年間一回滞在期間九  
十日ヲ超エザル場合ニ限り徵集延期  
ノ事由尙繼續スルモノト看做ス  
前二項ノ規定ニ該當スル者ニシテ歸  
還後ノ滞在期間ニ於テ疾病其ノ他避ク  
ベカラザル事故生ジ前二項ニ規定ス  
ル期間内ニ出發シ難キ者アルトキハ  
其ノ滞在期間ヲ延長スルコトヲ得此  
ノ場合ニ於テハ其ノ延長シタル期間  
徵集延期ノ事由繼續スルモノト看做  
ス  
第四十四條 前二條ノ規定ハ帝國外ノ  
地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員ニ之ヲ  
準用ス  
第四十五條 家族(戸主ヲ含ミ本人ト  
世帯ヲ同シクスル者ニ限ル)二人以  
上現役兵トシテ同時ニ在營スル爲家  
事上ノ支障ヲ生ズベキトキハ一人ノ  
在營間他ノ者ノ入營ヲ延期スルコト

ヲ得  
第十七條第二項ノ規定ハ前項ノ規定  
ニ依リ入營ヲ延期セラレタル者ニ之  
ヲ準用ス  
第四十六條 現役兵トシテ入營スベキ  
者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ  
因リ入營スベキ期日ニ入營シ難キト  
キ又ハ第三十九條第一項各號ノ一ニ  
該當スルトキハ三十一日以内入營ヲ  
延期スルコトヲ得  
現役兵トシテ入營スベキ者ニシテ前  
項ニ規定スル入營ヲ延期シ得ベキ期  
間内ニ入營シ難キ者ニ對シテハ更ニ  
徵兵検査ヲ行フ但シ第十三條ニ規定  
スル兵種ニ屬スル者ニ在リテハ更ニ  
徵兵検査ヲ行フコトナク次ノ入營ス  
ベキ期日ニ入營セシムルコトヲ得  
第四十七條 現役兵トシテ入營スベキ  
者入營ノ際行フ身體検査ニ於テ疾病  
其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ三  
十一日以内ニ治療ノ見込ナク且勤務  
ニ堪ヘズト認ムル者ナルトキハ之ヲ  
歸郷セシメ第二十一條ノ規定ノ適用

ヲ受クル者ヲ除クノ外更ニ徵兵検査  
ヲ行フ  
前條第二項但書ノ規定ハ前項ノ規定  
ニ依リ歸郷セシメラレタル者ニ之ヲ  
準用ス  
第四十八條 現役兵ニ關員ヲ生ジタル  
場合ニ於テハ服役第一年次ノ第一補  
充兵ヲ以テ其ノ徵集順序ニ從ヒ之ヲ  
補闕スルコトヲ得  
第二十七條及第二十八條ノ規定ハ前  
項ニ規定スル補闕ニ之ヲ準用ス  
第四十九條 左ニ掲グル者徵集豫定者  
ト爲リタル場合ニ於ケル其ノ徵集順  
序ハ第三十三條第五項ノ規定ニ依ル  
者ノ下位トシ其ノ他ノ者ノ上位トス  
一 第四十六條第二項ノ規定ニ該當  
スル者  
二 第四十七條ノ規定ニ該當スル者  
三 第七十四條ニ規定スル罪ヲ犯シ  
刑ニ處セラレタル者  
四 第七十六條ニ規定スル罪ヲ犯シ  
刑ニ處セラレタル者  
第五十條 第七十四條又ハ第七十六條

ニ規定スルノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレ  
タル者ニ對シテハ第四十條乃至第四  
十二條、第四十四條及第四十五條ノ  
規定ニ依リ延期ヲ爲サズ  
第五十一條 戶籍ノ記載ノ抹消又ハ遺  
漏其ノ他ノ事由ニ因リ戶籍ニ記載セ  
ラレザル爲本籍ヲ有セザル者ニシテ  
徵兵検査ヲ受クベキ者ヲ發見シタル  
トキハ發見ノ年又ハ其ノ翌年ニ於テ  
徵兵検査ヲ行フ戶籍記載ノ錯誤ノ爲  
徵兵検査ヲ受クベキ者ニシテ之ヲ受  
ケザリシ者ヲ發見シタルトキ亦同ジ  
徵兵検査ヲ受ケタル者戶籍ニ記載セ  
ラレアル出生年月日ノ訂正ニ因リ徵  
兵適齡又ハ徵兵適齡未滿ト爲リタル  
トキハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ  
除クノ外更ニ徵兵検査ヲ行フ  
一 現役中ノ者又ハ現役ヲ終リタル  
者  
二 補充兵ニシテ教育ノ爲召集中ノ  
者又ハ其ノ召集ヲ終リタル者  
三 第三十七條ノ規定ニ依リ兵役ヲ  
免除セラレタル者

第五十二條 戶籍法ノ適用ヲ受ケザル  
者ニシテ徵兵適齡ヲ過ギ戶籍法ノ適  
用ヲ受クル者ノ家ニ入りタル者ニ對  
シテハ徵集ヲ免除ス  
前項ノ規定ハ徵兵適齡ヲ過ギ帝國ノ  
國籍ヲ取得 又ハ回復シタル者ニ之  
ヲ準用ス  
第五十三條 第三十條、第三十六條、  
第三十九條第三項、第四十條第二項  
若クハ第三項、第四十一條第二項若  
クハ第一項、第四十二條第二項、第  
四十四條、第四十六條第二項、第四  
十七條、第五十一條第一項、第六十  
六條第一項ノ規定ニ依リ徵兵検査ヲ  
受クベキ者年齡第三十七年ヲ過ギタ  
ルトキハ徵集ヲ免除ス  
前項ノ年齡ハ第十七條第一項ニ規定  
スル現役又ハ補充兵役ノ起算ノ日ニ  
於ケル年齡トス  
第四章 召 集  
第五十四條 歸休兵、豫備兵、後備兵、  
補充兵又ハ國民兵ハ戰時又ハ事變ニ  
際シ必要ニ應ジ之ヲ召集ス



第五十五條 歸休兵ハ在營兵ノ補闕其ノ他必要アル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得

豫備兵ハ警備其ノ他ノ必要ニ因リ歸休兵ヲ召集スルモ尙兵員ヲ要スル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得

第五十六條 豫備兵及後備兵ハ勤務演習ノ爲豫備役及後備兵役ヲ通ジ五回以内之ヲ召集スルコトヲ得

前項ニ規定スル召集ハ一年一回トシ一回ノ日數ハ陸軍ニ在リテハ三十五日以内、海軍ニ在リテハ七十日以内トス

前項ニ規定スル召集日數ハ特別ノ必要アル場合ニ限り五十日以内之ヲ延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第一項ニ規定スル召集回數ヲ一回宛減ズルモノトス

第五十七條 補充兵ハ教育ノ爲百二十日以内之ヲ召集スルコトヲ得  
青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ召集ヲ

爲サザルモノトス

前項ニ規定スル課程ノ修得ノ程度及認定ニ關シテハ第十四條第二項ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 補充兵ニシテ軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル者ハ勤務演習ノ爲之ヲ召集スルコトヲ得

第五十六條ノ規定ハ前項ニ規定スル召集ニ之ヲ準用ス

第五十九條 勤務演習ニ召集セラレタル者召集中犯罪ノ爲又ハ正當ノ事由ナク勤務演習ヲ闕キタルトキハ其ノ日數又ハ回數ニ算入セズ  
正當ノ事由ナク召集ノ期日ニ後レタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ教育ノ爲召集セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第六十條 歸休兵、豫備兵、後備兵及補充兵ニ對シテハ毎年一回簡閱點呼ヲ行フコトヲ得  
第六十一條 歸休兵、豫備兵、後備兵又ハ補充兵ニシテ左ノ各號ノ一ニ該

當スル者ニ對シテハ勤務演習召集又ハ簡閱點呼ヲ免除スルコトヲ得

一、餘人ヲ以テ代フベカラサル職ニ在ル官吏又ハ官吏待遇者

二、市町村長、助役、收入役、其ノ他之ニ準ズベキ職ニ在ル者

三、帝國議會、府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員但シ其ノ會期中ニ限ル

四、帝國外ノ地ニ旅行又ハ在留スル者

五、帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員

第六十二條 召集セラレタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ召集ニ應ジ難キトキハ十日以内召集ヲ延期スルコトヲ得

召集セラレタル者第三十九條第一項各號ノ一ニ該當シ召集期日ニ召集ニ應ジ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ召集ヲ延期セラレタル者其ノ延期期間内ニ召集ニ應ジ難キトキハ召集期日又ハ召集年次ヲ變更ス

前二項ノ規定ハ簡閱點呼ニ參會ヲ命ゼラレタル者ニ之ヲ準用ス

召集セラレタル者入營ノ際行フ身體検査ニ於テ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ勤務ニ堪ヘズト認ムル者ナルトキハ召集期日若ハ召集年次ヲ變更シ又ハ召集ヲ免除ス

第六十三條 召集セラレタル者召集ニ因リ家族(戸主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同シクスル者ニ限ル)ガ生活ヲ爲スコト能ハザルノ確證アル場合ニ於テハ召集ヲ免除ス但シ故意ニ其ノ事故ヲ作爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五章 雜則

第六十四條 第一補充兵ニシテ第四十八條ノ規定ニ依リ現役兵ノ補闕ニ充テラレ現役ニ服スルニ至リタル者ノ既ニ服シタル第一補充兵役ノ期間ハ之ヲ現役ノ期間ニ通算ス

第六十五條 第四十六條ノ規定ニ依リ後レテ入營シタル者又ハ第四十八條第一項ノ規定ニ依リ補闕トシテ後レテ入營シタル者ト雖モ其ノ在營期間

ノ計算ニ關シテハ後レズシテ入營シタルモノト看做ス但シ犯罪ノ爲又ハ正當ノ事由ナク後レテ入營シタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ第六十二條第一項ノ規定ニ依リ召集ヲ延期セラレタル者ニシテ其ノ延期期間内ニ召集ニ應ジタル者ニ之ヲ準用ス

第六十六條 志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニシテ兵籍ヨリ除カルルニ至リタル者勅令ノ定ムル期間服役セザル者ナルトキハ更ニ徵兵検査ヲ行フ

前項ノ規定ニ依リ徵兵検査ヲ受ケタル者現役兵トシテ徵集セラレタル場合ニ於ケル現役期間ノ計算ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第六十七條 削除  
第六十八條 本法ニ規定スルモノノ外兵役ニ關シ必要ナル届出ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ爲サシムルコトヲ得  
第六十九條 市町村長ハ兵役(第二國

民兵役ヲ除ク)ニ在ル者ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ戶籍ノ欄外ニ兵役ノ略符號ヲ附スベシ

戶籍法第三條ノ規定ハ前項ニ規定スル事務ニ之ヲ準用ス

第七十條 本法中本人ヨリ願出ヲ爲スベキ場合ニ於テ本人事故アルトキハ戶主之ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 本法中戶主ニ關スル規定ハ戶主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ戶主ノ法定代理人ニ、戶主若クハ戶主ノ法定代理人未ダ決定セザルトキ又ハ避クベカラザル事故アルトキハ家族中家事ヲ擔當スル者ニ之ヲ準用ス

第七十二條 本法中市長ニ關スル規定(第六十一條ノ規定ヲ除ク)ハ區長ヲ以テ戶籍ニ關スル事務ヲ管掌スル者ト爲シタル市ニ在リテハ區長ニ之ヲ準用ス

本法中市町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ準用ス  
第七十三條 本法ニ規定スル學校中ニ



ハ帝國外ノ地ニ在ル學校ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ指定シタルモノヲ包含ス

第六章 罰 則

第七十四條 兵役ヲ免ルル爲逃亡シ若シハ潛匿シ又ハ身體ヲ毀傷シ若クハ疾病ヲ作爲シ其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三月以下ノ懲役ニ處ス

第七十五條 現役兵トシテ入營スベキ者正當ノ事由ナク入營ノ期日ニ後レ十日ヲ過ギタルトキハ六月以下ノ懲役ニ處シ戰時ニ在リテハ五日ヲ過ギタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ規定ハ志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレ服役スル者ニ之ヲ準用ス

第七十六條 正當ノ事由ナク徵兵検査ヲ受ケザル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十七條 第二十四條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲サザル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七十八條 前四條ノ規定ハ何人ヲ問ハズ帝國外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル

者ニ之ヲ適用ス

附 則

本法ハ昭和十四年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十條、第十二條、第十五條、第十七條、第十八條、第三十八條、第四十一條、第四十五條及第六十七條ノ改正規定並ニ第五十三條ノ改正規定中第十七條、第四十一條及第六十七條ニ關スル部分ハ昭和十四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十四年三月三十一日ニ於テ現ニ第十九條ノ規定ニ基キ其ノ服役ノ期間ヲ延長セラレ居ル者ハ從前ノ例ニ依ル

陸軍志願兵令

(昭和一五、四、二三) 勅令二九一

本年備「軍事法令」部參照

海軍志願兵令

(昭和二、一一、三〇) 勅令三三三(四)

第一章 總 則

第一條 海軍志願兵トハ左ニ掲グル海軍兵ヲ謂フ

一 本令ニ依リ海軍兵ニ採用セラレ海軍兵籍ニ編入セラレタル者

二 兵役法又ハ兵役法施行令第七條第一項ノ規定ニ依リ徵集又ハ採用セラレタル海軍兵ニシテ本令ニ依リ再現役ニ入りタル者

第二條 志願兵ノ服スベキ兵役ハ現役、豫備役及後備兵役トス

第三條 第一條第一號ニ規定スル現役志願兵ノ兵籍ハ之ヲ志願兵徵募地ノ海軍志願兵徵集區ヲ管轄スル鎮守府ニ置キ第一條第二號ニ規定スル現役志願兵ノ兵籍ハ之ヲ再現役ヲ許可シタル鎮守府ニ置ク但シ海軍大臣ハ必要ニ應ジ現役志願兵(歸休中ノ志願兵ヲ除ク)ノ兵籍ノ所在ヲ變更スルコトヲ得

歸休中ノ志願兵又ハ現役ヲ離レタル志願兵ノ兵籍ハ之ヲ其ノ本籍地ノ志願兵徵募區ヲ管轄スル鎮守府ニ置ク

第四條 志願兵ノ採否ノ決定、再現役

ノ許否ノ決定、轉役及免役ノ處分ハ在籍鎮守府司令長官之ヲ行フ

第五條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ服役スルコトヲ得ズ

第六條 本令中地方長官ニ關スル規定ハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官ニ、府縣ニ關スル規定ハ北海道又ハ樺太ニ在リテハ北海道廳又ハ樺太廳ニ、市又ハ市長ニ關スル規定ハ東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市又ハ神戸市ニ在リテハ區又ハ區長ニ、町村、町村長又ハ町村吏員ニ關スル規定ハ町村、町村長又ハ町村吏員ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第二章 服 役

第七條 志願兵ノ現役ハ五年、豫備役ハ五年、後備兵役ハ六年トシ現役ヲ終リタル者ハ之ヲ豫備役ニ、豫備役ヲ終リタル者ハ之ヲ後備兵役ニ別ニ辭令ヲ用ヒズ服セシム

後備兵役ヲ終リタル者ニシテ年齡四十歳未滿ノ者ハ之ヲ第一國民兵役ニ

服セシム

第八條 現役期間ハ服役シタル月ノ一日ヨリ之ヲ起算ス

第九條 志願兵ノ現役年限年齡ハ三十五年トシ四十年ヲ以テ服役ノ終期トス

第十條 艦船部隊(要港部、學校、病院其 他之ニ準ズベキモノヲ含ム)ニ勤務ノ志願兵ハ各其ノ艦船部隊内ニ居住セシムルヲ例トス

第十一條 現役志願兵ハ第七條ニ規定スル現役期間滿ツルモ引續キ數次再現役ヲ志願スルコトヲ得

兵役法又ハ兵役法施行令第七條第一項ノ規定ニ依リ徵集又ハ採用セラレタル現役兵ハ兵役法第五條ニ規定スル現役期間滿ツルモ引續キ數次再現役ヲ志願スルコトヲ得

再現役ハ二年ヲ一期トシ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可ス但シ二年以内ニ現役年限年齡ニ達スル者ハ其ノ年限年齡ニ達スル日迄ヲ一期トス

海軍特修兵令ニ依リ服役ノ義務ヲ有

スル者ハ兵役法第五條又ハ本令第七條ニ規定スル現役期間滿ツル日ノ翌日ヨリ其ノ義務ノ終日迄ヲ一期トシ當然再現役ニ入りタルモノト看做ス

第十二條 再現役ヲ許可セラレタル兵再現役ニ入ル前六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ逃亡シタルトキハ其ノ許可ヲ無効トス

再現役ヲ許可セラレタル兵再現役中六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ逃亡シタルトキハ再現役ノ許可ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フ但シ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタルトキハ情狀ニ依リ其ノ效力ヲ失ハシメザルコトヲ得

第十三條 再現役中ノ志願兵軍紀ヲ紊リ又ハ品行不正ニシテ下士官ニ任用ノ見込ナシト認ムルトキハ再現役ヲ免ジ豫備役ニ服セシムルコトヲ得

第十四條 志願兵現役年限年齡ニ達シ又ハ服役期間滿ツト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ服役期間ヲ

ハ帝國外ノ地ニ在ル學校ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ指定シタルモノヲ包含ス

第六章 罰 則

第七十四條 兵役ヲ免ルル爲逃亡シ若シハ潛匿シ又ハ身體ヲ毀傷シ若クハ疾病ヲ作爲シ其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三月以下ノ懲役ニ處ス

第七十五條 現役兵トシテ入營スベキ者正當ノ事由ナク入營ノ期日ニ後レ十日ヲ過ギタルトキハ六月以下ノ懲役ニ處シ戰時ニ在リテハ五日ヲ過ギタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ規定ハ志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレ服役スル者ニ之ヲ準用ス

者ニ之ヲ適用ス

附 則

本法ハ昭和十四年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十條、第十二條、第十五條、第十七條、第十八條、第三十八條、第四十一條、第四十五條及第六十七條ノ改正規定並ニ第五十三條ノ改正規定中第十七條、第四十一條及第六十七條ニ關スル部分ハ昭和十四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十四年三月三十一日ニ於テ現ニ第十九條ノ規定ニ基キ其ノ服役ノ期間ヲ延長セラレ居ル者ハ從前ノ例ニ依ル

陸軍志願兵令

(昭和一五、四、二三) 勅令二九一

本年備「軍事法令」部參照

第一條 海軍志願兵トハ左ニ掲グル海軍兵ヲ謂フ

一 本令ニ依リ海軍兵ニ採用セラレ海軍兵籍ニ編入セラレタル者

二 兵役法又ハ兵役法施行令第七條第一項ノ規定ニ依リ徵集又ハ採用セラレタル海軍兵ニシテ本令ニ依リ再現役ニ入りタル者

第二條 志願兵ノ服スベキ兵役ハ現役、豫備役及後備兵役トス

第三條 第一條第一號ニ規定スル現役志願兵ノ兵籍ハ之ヲ志願兵徵募地ノ海軍志願兵徵集區ヲ管轄スル鎮守府ニ置キ第一條第二號ニ規定スル現役志願兵ノ兵籍ハ之ヲ再現役ヲ許可シタル鎮守府ニ置ク但シ海軍大臣ハ必要ニ應ジ現役志願兵(歸休中ノ志願兵ヲ除ク)ノ兵籍ノ所在ヲ變更スルコトヲ得



延長スルコトヲ得  
 一 戰時又ハ事變ニ際スルトキ  
 二 出師ノ準備又ハ守備若ハ警衛ノ爲必要アルトキ  
 三 航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ナルトキ  
 四 重要ナル演習又ハ特別ニ觀艦式アルトキ  
 五 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ已ムヲ得ザルトキ  
 前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ次ノ服役期間ニ之ヲ通算ス  
 第一項ノ規定ニ依ル服役期間ノ延長及其ノ解止ニ關シテハ海軍大臣臨時之ヲ定ム但シ航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ノ者ノ服役期間ノ延長及其ノ解止ハ鎮守府司令長官之ヲ爲スコトヲ得  
 時機切迫シ海軍大臣又ハ鎮守府司令長官ノ命ヲ持テ難キ場合ニ於テハ艦隊司令長官、艦隊司令官、鎮守府司令長官、要港部司令官、特命司令官又ハ分遣艦船部隊指揮官ハ其ノ部下

ノ者ニ對シ必要ノ期間ヲ限リ服役期間ノ延長ヲ專行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ事實ヲ具シ速ニ海軍大臣ニ報告スベシ  
 第十五條 後備兵役ノ志願兵ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集ヲ令セラレタル者應召ノ日ニ於テ後備兵役ノ期間ヲ過グルニ至ルベキトキハ前條ニ規定スル命又ハ召集解除ノ命アル迄其ノ服役期間ヲ延長ス  
 第十六條 左ニ掲グル期間ハ之ヲ現役期間ニ算入セズ  
 一 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ受ケタル日數  
 二 逃亡中ノ日數  
 第十七條 現役志願兵ニシテ海軍兵學校、海軍機關學校又ハ海軍經理學校ノ生徒ニ採用セラレタル者ハ其ノ入校ノ日ヲ以テ其ノ身分及服役ヲ免ズ前項ノ規定ニ該當スル者生徒ヲ免ゼラレタルトキハ前ニ免ゼラレタル身分ニ復シ前ノ服役ヲ繼續セシム  
 第十七條ノ二 後備役又ハ後備役ノ志

願兵ニシテ海軍後備員ニ任用セラレタル者ハ其ノ任用ノ日ヲ以テ其ノ身分及服務ヲ免ズ  
 第十八條 志願兵現役ニ服シタル期間二年以上ニシテ刑ニ處セラレ又ハ懲罰處分ヲ受ケ改悛ノ狀ナキトキハ其ノ現役ヲ免ジ之 後備役ニ服セシムルコトヲ得  
 第十九條 現役志願兵戰地ニ臨ミ、沈没シタル艦船中ニ在リ又ハ其ノ他死亡ノ原因タルベキ危難ニ遭遇シ戰爭止ミタル後、艦船ノ沈没シタル後又ハ其ノ他ノ危難ノ去リタル後三年ヲ經過スルモ尙所在不明ナルトキハ其ノ現役ヲ免ジ之ヲ後備役ニ服セシムルコトヲ得  
 第二十條 掌電信兵又ハ掌航空兵タルコトヲ志願シテ水兵又ハ航空兵ニ採用セラレタル者ニシテ當該特修兵タルノ見込ナキモノハ入團又ハ入隊後其ノ特修兵ト爲ル迄ノ間ニ於テ志願兵ヲ免ズ但シ服役シタル期間二年以上ノ者ハ之ヲ後備役ニ服セシム

軍樂兵ニシテ技術發達ノ見込ナキ者ハ入團後二月以内ニ志願兵ヲ免ズ前二項ノ規定ニ該當スル者アルトキハ本人ノ志願ニ依リ他ノ科ニ轉ゼシムルコトヲ得  
 第二十一條 鎮守府司令長官ハ志願兵ニシテ一年以内ニ現役滿期ト爲ル者アルトキハ之ニ歸休ヲ命ズルコトヲ得  
 歸休ヲ命ゼラルル志願兵ニ關シテハ海軍大臣上裁ヲ經テ之ヲ定ム  
 第二十二條 兵役法第二十條、第二十一條第二項及兵役法施行令第三十八條ノ規定ハ志願兵ノ服役ニ之ヲ準用ス  
 第二十三條 第二十條又ハ前條ノ規定ニ依リ現役ヨリ後備役ニ轉ジタル志願兵ノ後備役期間ハ前ニ服シタル期間ヲ通算シ十年ニ滿ツル日迄トス  
 第三章 徵 募  
 第二十四條 戶籍法ノ適用ヲ受ケタル者ニシテ海軍ニ服役スルコトヲ志願スル者ハ別ニ定ムル者ヲ除クノ外餘衛ノ上之ヲ海軍志願兵ニ採用ス

第二十五條 海軍志願兵トシテ徵募スベキ海軍兵ノ兵種左ノ如シ  
 一 水兵  
 二 航空兵  
 三 機關兵  
 四 工作兵  
 五 軍樂兵  
 六 看護兵  
 七 主計兵  
 第二十六條 志願兵ノ徵募ハ採用ノ年ノ十二月一日ニ於テ年齢十五年以上二十一年未滿ノ者ニ就キ之ヲ行フ各兵種ノ徵募年齡ニ關シテハ前項ニ規定スル年齡ノ範圍内ニ於テ海軍大臣之ヲ定ム  
 第二十七條 左ニ掲グル者ハ志願兵ノ徵募ニ應ズルコトヲ得ズ  
 一 陸軍ノ後備役、後備兵役及第一國民兵役ニ在ル者並ニ軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル第一補充兵  
 二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ刑法第百八十五條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者

三 刑事被告人  
 第二十八條 左ニ掲グル者ハ之ヲ志願兵ニ採用スルコトヲ得ズ  
 一 身體完全ナラザル者  
 二 志操確實ナラザル者  
 三 品行方正ナラザル者  
 四 略高等小學校卒業程度以上ノ學力ナキ者  
 五 試験検査ニ合格セザル者  
 六 前各號ニ掲グル者ノ外將來下士官ニ適セズト認ムル者  
 第二十九條 志願兵ハ各鎮守府別ニ徵募シ採用ノ上ハ之ヲ所管鎮守府ノ海兵團ニ入團セシム但シ飛行豫科練習生タルコトハ志願スル航空兵ハ之ヲ横須賀海軍航空隊ニ、軍樂兵ハ之ヲ橫須賀海兵團ニ入隊又ハ入團セシム  
 第三十條 海軍大臣ハ志願兵徵募ノ爲海軍志願兵徵募區(以下之ヲ徵募區ト稱ス)ヲ定メ鎮守府ヲシテ之ヲ管セシム徵募區ハ必要ニ應ジ之ヲ検査區ニ分ツ徵募検査施行ノ爲検査區毎ニ概ネ一検査所ヲ設ク但シ數検査區



ヲ併セ一檢査所ヲ設クルコトヲ得  
第三十一條 海軍大臣ハ鎮守府司令長官及地方長官ヲシテ志願兵ノ徵募ヲ掌理セシム

第三十二條 鎮守府司令長官ハ部下ノ將校中ヨリ海軍志願兵徵募官ヲ、部下ノ軍醫科士官中ヨリ海軍志願兵徵募軍醫官ヲ命ズ

府縣ノ兵事ニ關スル事務ヲ分掌スル書記官又ハ地方事務官(以下之ヲ兵事官ト稱ス)、支廳長及市長ハ海軍志願兵徵募官トス

海軍志願兵徵募官タル海軍將校ヲ海軍徵募官、海軍志願兵徵募軍醫官タル海軍軍醫科士官ヲ海軍徵募軍醫官、兵事官支廳長及市長ヲ地方徵募官ト稱ス

海軍志願兵徵募官ハ海軍徵募官ヲ首座トス  
海軍徵募軍醫官ハ其ノ服務ニ關シテハ海軍徵募官ノ命ヲ承ク

第三十三條 鎮守府司令長官及地方長官ハ左ノ區分ニ從ヒ海軍徵募官及地方徵募官ヲシテ徵募ノ事務ヲ執行セシム

一 支廳長ノ管轄區域以外及市以外ノ區域ニ在リテハ海軍徵募官及兵事官

二 支廳長ノ管轄區域ニ在リテハ海軍徵募官及支廳長

三 市ニ在リテハ海軍徵募官及市長  
地方徵募官事故アルトキハ兵事官ニ在リテハ地方長官ノ指名スル其ノ部下ノ官吏、支廳長又ハ市長ニ在リテハ其ノ職務ヲ代理スル者地方徵募官ノ職務ヲ代理ス

第三十四條 海軍徵募官ハ徵募檢査ノ事務ヲ執行シ合格者ノ決定ニ任ズ

徵募軍醫官ハ身體檢査ヲ掌リ體格等位ノ決定ニ任ズ

地方徵募官ハ徵募檢査ノ事務ヲ執行シ徵募檢査ヲ受クル者ノ身上ニ關スル調査ニ任ズ

町村長ハ檢査所ニ出席シ海軍志願兵徵募官ノ諮問ニ應ズベシ  
第三十五條 地方長官ハ檢査所ヲ開設スル地ノ市町村長ヲシテ徵募ノ事務ヲ執行セシム

スル地ノ市町村長ヲシテ徵募檢査ニ關スル準備ヲ爲サシムベシ  
地方長官ハ徵募檢査ニ際シ必要アル場合ニ於テハ市町村長ニ命ジ當該市町村ノ吏員ヲシテ徵募事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第三十六條 海軍大臣ハ毎年採用スベキ志願兵ノ兵種別員數ヲ定メ之ヲ鎮守府司令長官ニ告達ス

鎮守府司令長官ハ前項ノ規定ニ依ル告達ニ基キ府縣別志願者割當員數ヲ定メ之ヲ地方長官ニ通知ス

第三十七條 地方長官ハ前條第二項ノ規定ニ依ル通知ニ基キ市町村長ヲシテ其ノ管内ニ現住シ志願兵タルコトヲ志願スル者ニ付第二十四條及第二十七條ニ規定スル資格ヲ審查シ且第二十八條各號ノ一ニ該當セズト認ムル者ノ兵種別員數ヲ報告セシムベシ

地方長官ハ前項ノ規定ニ依ル報告ヲ總括シ之ヲ鎮守府司令長官ニ通知スベシ

第三十八條 志願兵ノ入團又ハ入隊期日ハ六月一日トス但シ海軍大臣ハ必要アル場合ニ於テハ之ヲ變更スルコトヲ得

第三十九條 鎮守府司令長官ハ志願兵入團又ハ入隊ノ際現役ニ堪ヘザル者ナルトキ又ハ志願兵トシテノ適性ニ乏シキ者ナルトキハ其ノ採用ヲ取消シ歸郷セシム

鎮守府司令長官ハ志願兵入團又ハ入隊ニ際シ疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ入團又ハ入隊シ難キ者ナルトキハ二十日以内其ノ入團又ハ入隊ヲ延期スルコトヲ得

第四十條 鎮守府司令長官ハ志願兵入團又ハ入隊期日後二月以内ニ副員ヲ生ジタルトキハ其ノ補闕ノ爲更ニ志願兵ノ採用ヲ爲スコトヲ得

第四十一條 海軍大臣ハ鎮守府ノ所管徵募區内ニ於テ要員ヲ採用スルコト能ハザルトキハ他ノ鎮守府ノ所管徵募區ヨリ之ヲ補充セシムルコトヲ得

第四十二條 檢査所ノ諸費、志願兵入團又ハ入隊ノ旅費及附添ノ官吏吏員

ノ旅費ハ之ヲ官給トシ志願兵ヲ志願スル者ノ檢査所ニ於テ檢査ヲ受タル爲ノ旅費ハ之ヲ自辨トス

第四十三條 歸休中ノ志願兵又ハ豫備役、後備兵役若ハ第一國民兵役ノ志願兵ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ召集ス

第四十四條 歸休中ノ志願兵又ハ豫備役若ハ後備兵役ノ志願兵ハ演習ノ爲之ヲ召集スルコトヲ得

第四十五條 歸休中ノ志願兵ハ臨時補充ノ爲其ノ他必要アル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得

第四十六條 兵役法第六十條乃至第六十三條並ニ兵役法施行令第四章(第三百十九條乃至第二百一十一條及第三百三十四條ヲ除ク)ノ規定ハ本令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外志願兵ノ

召集又ハ簡閱點呼ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和十四年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前志願兵ニ採用セラレタル者ノ服役ノ期間ハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行前再服役ヲ許可セラレ又ハ海軍特修兵令第一條ノ規定ニ依ル特別技術ヲ修ムルコトヲ命ゼラレ本令施行後志願兵ト爲リタル者ノ服役期間ハ仍從前ノ例ニ依ル

兵役の區分及用途

兵役の區分 兵役は之を常備兵役(現役及豫備役)、後備兵役、補充兵役(第一及第二補充兵役)、國民兵役(第一及第二國民兵役)に分つ

兵役の用途 現役兵は軍隊に入つて教育を受け、戰時部隊の骨幹と成り、豫後備兵は戰時の要員たるべきものである。但し安寧秩序を維持し、若くは最も迅速を要する出兵等の爲には現役兵のみを以て出征することがある。



第一補充兵は現役兵に副員を生じた場合之が補闕を爲し、又必要に際し之を召集して所要の教育訓練を施し以て戦時の要員に充て、第二補充兵及國民兵は戦時若くは事變に際し、必要に應じ之を召集して戦時の要員に充てられる。

服 役

服役の区分及年

現役(陸軍二年、海軍三年)。現役兵として徴集せられた者之に服す。但し海軍下士官六年、志願兵は四年、豫備役(陸軍五年四月、海軍五年)。現役を終つた者之に服す。後備役(陸軍十年、海軍七年)。常備兵役を終つた者之に服す。海軍下士官は三年。第一補充兵役(陸軍十七年四月、海軍一年)。現役に適する者で其の年の所要の現役兵員に超過する人員の中所要の人員之に服す。第二補充兵役(同右、但し海軍の第

服役の特例

一 在營期間の短縮 凡て現役兵は現役中之を在營せしむるを本則とするも、特別の者に對しては左の通在營期間を短縮せられる。此の場合に於ては現役期間に未入營期間又は歸休期間を置く。猶特に必要のあるときは其の外に概ね三月以内の未入營期間を置かれることがある。此の場合

二

其の期間以内現役期間が延長せられる。そして延長した期間は豫備役期間に通算せられる。未入營期間とは現役に就き未だ入營せざる期間、歸休期間とは在營を了り尙現役に在る期間を謂ふ。1 在營期間の短縮は主務大臣に於て軍事上妨げなしと認むるときに陸軍に在りては六十日以内。2 海軍現役兵にして師範學校を卒業し小學校の教職に就く資格を有する者に在ては一年六十日以内。3 現役兵にして一年六月以内に於て教育を修了し得る兵種に屬する者は勅令の定めにより短縮す。4 兵役法第十四條の規定により在營期間を短縮する者に關しては別に定めらる。二 服役延期 左の各號の一に該當するときは服役の期間を延長せられることがある。1 戦時又は事變に際するるとき

2 出師の準備又は守備若くは警備の爲必要あるとき  
3 航海中又は外國に於て勤務中なるとき  
4 重要な演習又は特別に觀兵の舉あるとき  
5 天災其の他避くべからざる事故に因り已むを得ざる時  
三 特殊の轉役及免除  
1 貧困に因る現役免除  
2 疾病其の他身體の故障に因る轉役及兵役免除  
將校の服役  
現役 特別の者の外現役年限に滿つる日迄。  
幹部候補生、操縦候補生、一年志願兵又は一年現役兵より豫備役又は後備役となつた者で昭和八年勅令第十二號(陸軍の軍隊、官衛又は學校に於ける佐、尉官に豫備役又は後備役の佐、尉官充用の件)に依り充用せられたる者にて現役を志願する者は、當分の間之を現役とすることが出來

る又之に關し戦時事變の場合若干の特例を設けられてゐる。  
豫備役 現役年限に滿つる年の翌年三月三十一日迄。  
海軍士官は現役年限に滿つる日迄。特務士官亦同じ。  
後備役 現役年限に滿つる年から起算して六年目の三月三十一日迄。  
海軍士官は現役年限に滿つる日の翌日より起算し五年間とす。特務士官亦同じ。  
幹部候補生又は操縦候補生出身豫備役將校の豫備役期間終期は年齢四十五年に滿つる年の翌年三月三十一日、後備役は豫備役滿了の年から五年目の三月三十一日迄。  
准士官の服役  
現役 准士官は特別の者の外現役年限に滿つる日迄服役する。現役年限年齢左の如し。  
一 歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科の准尉四十年。  
二 其の他の准士官 四十八年。

三 海軍の准士官 四十八年。  
豫備役及後備役  
「一」に該當する者の豫備役期間の終期は現役年限に滿つる年より起算し六年目の三月三十一日、後備役期間の終期は現役年限に達する年より起算し十一年目の三月三十一日。  
「二」に該當する者の豫備役期間の終期は現役年限に滿つる年の翌年三月三十一日、後備役期間の終期は現役年限に滿つる年より起算し六年目の三月三十一日。  
「三」の服役は海軍士官と同様とす。  
特別志願將校  
服役期間は補職の日より起算して二年。爾後再服役を志願するときは幹部候補生又は一年志願兵出身者は年齢四十二年(大學令に依る大學學部卒業者は四十四年、技術將校たるべき各兵科將校及各部將校は四十七年)。准士官より將校と爲りたる者又は將校となる見込の者は年齢四十年



(憲兵科の者、技術に従事する將校及各部の者は四十四年)其の他の者は年齢五十三年に滿つる日迄毎回一年を限度として數次之を許可せられる。

軍醫候補生より見習醫官を命ぜられ次て衛生部將校に任ぜられた者の服役

現役期間は任官の日より起算し二年とし、其の現役期間に滿つる日の翌日より豫備役となる但し引續き現役に服することを志願する者あるときは陸軍大臣之を許可することが出来る。而して爾後の服役は前者に在りては幹部候補生より豫備役將校となつた者の服役に同じく、後者に在つては陸軍武官服役令に依る。

海軍軍醫科、藥劑科、主計科、造船科、造機科、造兵科、士官(但し造船、造機、造兵生徒となり特定の學校にて學課を修め卒業したる者を除く)に限り任用前本人の願により、

海軍軍醫科、藥劑科、主計科、造船科、造機科、造兵科、士官(但し造船、造機、造兵生徒となり特定の學校にて學課を修め卒業したる者を除く)に限り任用前本人の願により、

其の現役期間を二年に短縮することが出来、又期限後引續き現役を志願することを得。

武官實役停年 武官の進級は一定の實役停年を超えた者につき、順次級を逐ふて進せしめらる。其の進級に必要なる各官の實役停年は左の如し。但し戰時事變に在つては各官の實役停年は半減され、特別部隊に服する場合亦加算に依て其停年を短縮される。

陸軍 中尉四年、少尉三年、大中少佐各二年、大尉四年、中尉二年、中尉二年少尉一年。

海軍 少尉三年、大中少佐各二年、大尉四年、中尉一年六月、特務中尉三年、少尉一年、特務少尉二年、一等下士官二年四月、二三等下士官各一年四月。

武官現役定年限年 大將(元帥を除く)六十五歳、△中將六十二歳、△各部中將六十二歳、△各部少將六十歳、△少將五十八歳、△各部大佐五十六歳、△大佐五十五歳。

△各部中佐五十四歳、△中佐五十三歳、△各部少佐五十二歳、△少佐五十歳、△各部大尉五十歳、△大尉四十八歳、△各部中尉四十七歳、△中尉四十五歳、但し當分の内各兵科大尉は五十歳、主計大尉は五十二歳、中少尉は四十六歳、軍樂部中尉少尉は、五十二歳とす。

海軍 大將(元帥を除く)六十五歳、△中將同相當官六十二歳、△少將相當官六十歳、△少將五十八歳、△大佐相當官五十六歳、△大佐、機關大佐、各科特務大尉五十四歳、△中佐相當官、各科特務中尉五十二歳、△中佐、機關中佐、特務少尉五十歳、△少佐相當官四十九歳、△准士官四十八歳、△少佐、機關少佐、大尉相當官四十七歳、△大尉、機關大尉四十五歳、△中尉相當官四十二歳、△中尉、機關中尉四十歳、△特務士官より任用された佐官(各科大佐を除く)は特務大尉の例に依り、下士官にあつては四十歳、各科特務大尉は當分五

十四年、同中尉五十二年。

下士官の服役

一 下士官は現役、豫備役及後備役とす

二 下士官の現役期限

1 憲兵科の下士官は轉科前の服役年月を通算して六年。

2 歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科の下士官(砲、工兵技術科の下士官を除く)經理部及衛生部の下士官は前服役年月を通算して四年。

3 砲、工兵技術下士官は任官年の十二月から起算して三年。

4 獸醫部下士官は前服役年月を通算して五年。

5 軍樂部の下士官は軍樂上等兵を命ぜられた年の十二月から起算して五年。

6 豫備役後備役の下士官で再び現役に服した者並に歸休又は豫備役後備役の上等兵及之と同等級の兵で現役下士官となつた者は再び現役に服した年又は現役下士官と成つた年の十二月から起算して二

年。

三 下士官の現役定年限年齢は左の通である。

1 歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科の隊附下士官(砲、工兵技術科の下士官を除く)四十年

2 其の他の下士官 四十五年

四 下士官にして現役期間滿了した後再び現役を希望する者は現役定年限に滿つる日まで再服役を志願することが出来る。

五 下士官の豫備役期間の終期は任官の年から起算して九年目の三月三十一日である。但し航空兵科下士官特別補充に依る者の豫備役の終期は年齢三十五年に滿つる年の翌年三月三十一日である。

六 下士官の後備役期間の終期は前の豫備役期間滿了の年から起算して十一年目の三月三十一日とす。前號五の但し書の者の後備役の終期は年齢四十八年に滿つる年の翌年三月三十一日である。

七 下士官にしてその服役を終つた者

で年齢四十年未滿の者は年齢四十年に滿つる日迄引續き第一國民兵役に服し、年齢四十年以上四十五年未滿の者は其の翌日を以て服役を免ぜられる。又下士官にして服役中年齡四十五年に達する者は服役の期間に拘らず四十五年に達する年の三月三十一日を以て服役を免ぜられる。

八 幹部候補生より下士官に任ぜられたる者の豫備役及後備兵役は現役兵として徵收せられたときに於ける現役の起算日より起算して豫備役は七年四月、後備役は十七年四月に滿つる日迄とす。

但し航空免狀(自由氣球操縦士免狀を除く)を有する年齢二十五歳未滿の者にして、志願して豫備役及後備役の航空兵科下士官と爲りたる者及操縦候補生出身下士官の豫備役期間の終期は、年齢三十五年に滿つる年の翌年三月三十一日、後備役期間の終期は年齢四十八年に滿つる年の翌年三月三十一日とす。



九 海軍下士官は現役期間六年に満つるも、引續き數次再現役を志願することを得、但し再現役は一期を二年とす。特修兵令に依り、服役義務を有する者は六年の現役期間終了翌日より規定の義務年數を再現役として服役す。

兵の服役

一 服役、常備兵役(現役、豫備役)後備兵役、補充兵役(第一補充兵役、第二補充兵役)國民兵役(第一國民兵役、第二國民兵役)に分つ。

二 兵(憲兵及軍樂部を除く)の現役期間は二年である。其の現役期間は徵集年の十二月一日から起算する。尤も二期入營部隊の後期入營兵は入營の月の一日から起算する。

三 豫備役兵(憲兵科及軍樂部を除く)の服役期間は現役終了後五年四月。四 後備役兵(憲兵科及軍樂部を除く)の服役期間は豫備役終了後十年。五 補充兵役の服役期間は徵集年の十二月一日から起算して第一補充兵役第二補充兵役共に十七年四月。六 第一國民兵役は後備役を終つた者及軍隊に於て教育を受けた補充兵役其の役を終つた者並に常備、後備の役を免ぜられた者が滿四十歳迄之に服する。

七 憲兵上等兵及軍樂上等兵の服役期間 1 現役 憲兵上等兵は前の服役期間を通じて四年、軍樂上等兵は之を命ぜられた年の十二月一日から起算して五年。 2 豫備役 現役の期間を合して七年四月に滿つる日迄。

海軍豫備員の服役

海軍豫備員の服役年限年齢は各科豫備大、中佐五十五、同少佐五十三、同大尉五十、同中、少尉四十五、豫備准士官五十、同下士官四十五、豫備兵四十年とす、豫備准士官より任用せられた豫備尉官の服役年限年齢は豫備准士

八 下士官兵の服役期間が満ちた者でも戦時又は事變其の他必要の場合には服役を延長せられる。延長せられた期間は次に服すべき兵役の期間に之を通算する。九 海軍兵に在りては現役は三年、豫備役は五年とし現役を終りたる者之に服する、後備役は七年で常備兵役を終りたる者之に服する、第一補充兵役は一年、第二補充兵役は十七年四月にして現役又は第一補充兵役に徵集せられざる者及第一補充兵役を終りたる者之に服す、但し第一補充兵役を終りたる者は十六年四月である。

官の例による。

支那事變ニ關シ陸軍軍人ノ服役又ハ在營延期ニ關スル件

(昭和四、四、二二改正) 陸省令一八

第一條 現役、豫備役又ハ後備役ノ將校、准士官、見習士官及下士官、現役兵(短期現役兵ヲ除ク以下之ニ同シ)、豫備兵、後備兵並ニ補充兵ニシテ部隊編入中當該服役期間ニ滿ツルモノハ其ノ服役期間ヲ延長ス但シ別ニ定ムルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ特別志願將校ニシテ其ノ服役期間ニ滿ツルモノ(動員又ハ事變地ニ在ル部隊ニ屬スルモノヲ除ク)ハ其ノ服役期間ヲ延長ス

第二條 現役兵ニシテ在營期間ニ滿ツル者(動員部隊又ハ事變地ニ在ル部隊ニ屬スルモノヲ除ク)ハ引續キ之ヲ在營セシム但シ別ニ定ムルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 前二條ノ規定ニ依リ服役、服務又ハ在營期日ヲ延期セラレタル者

ニ付テハ左ノ區分ニ依リ其ノ延長ヲ解止ス

- 一 現役ノ將校、准士官及下士官ハ轉役ヲ命ジタル日
二 特別志願將校ハ其ノ服務ヲ免ジタル日
三 召集中ノ者ハ召集解除ノ日
四 現役兵ハ除隊ノ日

退役ノ將校若ハ准士官、第一國民兵役ニ在ル下士官又ハ元下士官ノ陸軍部隊編入ニ關スル件

(昭和一二、一二、二二) 勅令七二六

第一條 陸軍ノ退役ノ將校若ハ准士官又ハ第一國民兵役ニ在ル下士官ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ陸軍部隊編入ヲ志願スルモノハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ銜衡ノ上之ヲ適宜ノ部隊ニ編入シ後備役ニ服セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル後備役ノ服役期間ハ陸軍武官服役令第九條、第十二條、第十三條、第二十五條乃至第二十五

條ノ三、第二十九條及附則第三項ノ規定ニ拘ラズ部隊ニ編入セラレタル日ヨリ其ノ編入ヲ解除セラレタル日迄トシ其ノ身分取扱ハ召集中ノ者ニ同シ

第二條 陸軍ノ元下士官ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ陸軍部隊編入ヲ志願スルモノハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ銜衡ノ上之ヲ適宜ノ部隊ニ編入スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前官等ノ後備役ノ下士官ニ任セラレタルモノトス

前項ノ下士官ノ後備役ノ服役期間及身分取扱ニ付テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス 志願手續 願書に履歴書及在職陸軍軍醫將校又は醫師の健康診斷書を添へ佐、尉官(除憲兵科)は本籍地陸軍區司令官を経由し師團長に、憲兵科の佐、尉官は本籍地所管の憲兵隊長經由憲兵司令官に、准士官及元下士官は本籍地陸軍區司令官(憲兵科の若及憲兵科出身の者は本籍地所管の憲兵隊長)に願出づべし、但し願書類は正副二通を要す。



(用 兵 務 官 令 第 七 號)

昭和十二年勅令第七百二十六號第一條(第二條)ノ規定ニ依リ陸軍部陸軍編入官(官等、位、職、功、爵氏名(元有シタル官等ハ之ヲ朱書スベシ))

一 生年月日

二 本籍地

三 現任(在留)地

四 職 業

五 特 長 及 特 有 ノ 技 能

六 昭和十二年勅令第七百二十六號第一條(第二條)ノ規定ニ依リ陸軍部陸軍編入志願ニ付附許可相成度別紙履歷書及陸軍部陸軍編入(醫師)ノ健康診斷書相添ヘ及願出候也

年 月 日

本人氏 名 印

何部團長(何聯隊區司令官) 原

何憲兵司令官(何憲兵隊長)

兵 役 ノ 義 務 ナ カ リ シ 者 等 ニ シ テ 支 那 事 變 ニ 於 テ 陸 軍 部 隊 ニ 編 入 セ ラ レ タ ル モ ノ ノ 身 分 取 扱 ニ 關 ス ル 法 律

(昭和一三、三、二八)

支那事變ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラレ召集軍人トシテノ取扱ヲ受ケタル者ニシテ其ノ部隊編入ノ際兵役ノ義務ナカ

ノ帝國臣民タル男子ニシテ陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ給與ノ上之ヲ現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ現役又ハ第一補充兵役ニ編入セラレタル者ノ兵役ニ關シテハ陸軍大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除ク外兵役法ノ定ムル所ニ依リ現役兵又ハ第一補充兵トシテ徵集セラレタル者ノ兵役ニ同ジ

第一項ニ規定スル年齢ハ志願ノ年ノ十二月一日ニ於ケル年齢トス

第三條 補充兵役者ハ國民兵役ニ在ル者又ハ兵役ヲ終リタル者ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ陸軍部隊編入ヲ志願スル者ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ給與ノ上之ヲ適宜ノ部隊ニ編入スルコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依リ陸軍部隊ニ編入セラレタル者ハ第一國民兵役ニ在ル者又ハ兵役ヲ終リタル陸軍後備兵、海軍兵若ハ第一國民兵トシテニ在リテハ後備兵役ニ、其ノ他ノ者ニ在リテハ第一補充兵役ニ服セシメ兵役ヲ終リタル者ニシテ前ニ兵ノ階級ヲ有シタルモノニ對シテハ陸軍部隊ニ編入ノ際ニ有シタル兵ノ階級ヲ與フ前項ノ規定ニ依リ服役期間ハ部隊ニ編入セラレタル日ヨリ其ノ編入ヲ解除セラレタル日迄トシ其ノ身分取扱ハ召集中ノ者ニ同ジ

徵 集

リシモノ又ハ國民兵役ニ在リタルモノハ其ノ編入セラレタル間勅令ノ定ムル所ニ依リ陸軍ノ豫備役、後備兵役又ハ補充兵役ニ服セシメラレタルモノトス

昭和十三年法律第三十號ニ依リ陸軍ノ兵役ニ服セシメラレタル者ノ服役等ニ關スル件

(昭和二三、四、七)

第一條 昭和十三年法律第三十號ニ依リ陸軍ノ兵役ニ服セシメラレタル者ハ其ノ陸軍ノ部隊ニ編入セラレタル間左ノ各號ノ規定ニ依リ服役セシメラレタルモノトス

一 陸軍ノ元將校、元准士官又ハ元下士官ニシテ前官等ノ召集武官トシテノ取扱ヲ受ケタルモノハ其ノ部隊編入ノ日ニ於テ前官等ノ後備役ノ武官ニ任ゼラレタルモノトス

前項ノ規定ニ依リ武官ニ任ゼラレタル者ハ其ノ部隊編入ヲ解除セラレタル日ニ於テ之ヲ免ゼラレタルモノトス

二 陸軍ノ退役ノ將校若ハ准士官又ハ其ノ部隊編入ノ際第一國民兵役ニ在リタル陸軍ノ下士官ハ後備役ニ服セシメラレタルモノトス

三 前二號ノ規定ニ該當スル以外ノ者ハ左ノ區分ニ依リ服役セシメラレタルモノトス

(イ) 第一補充兵トシテノ取扱ヲ受ケタル者ハ第一補充兵役

(ロ) 第二補充兵トシテノ取扱ヲ受ケタル者ハ第二補充兵役

(ハ) 其ノ他ノ者ハ後備兵役

前項ニ規定スル者ニシテ前ニ陸軍兵ノ等級ヲ有シタルモノハ其ノ部隊編入ノ日ニ於テ前等級ト同等級ノ兵ヲ命ゼラレタルモノトス

第二條 前條ニ規定スル者ノ陸軍ノ部隊ニ編入セラレタル間ニ於ケル身分取扱ハ召集中ノ者ニ同ジ

陸軍特別志願兵令抄(朝鮮志願兵)

(昭和二三、二、二二)

勅 令 九 五

第一條 戶籍法ノ適用ヲ受ケザル年齢十七年以上



徵兵區 陸軍管區表に依り師管及聯隊區に分ち、徵兵區は更に徵集區に區分シ必要あるときは徵集區を更に検査區に分ち、而して歩兵隊の兵員は聯隊毎に其の師管の一聯隊區より、他の兵員は其の師管の各聯隊區より之を徵集するを本則とするも、師管に聯隊區を有せざるか又は人口稀薄なる爲所要の兵員を得難き師團又は電信隊、航空隊、鐵道隊の如きものの兵員は一乃至數箇の師管より徵集す。又近衛師團の歩騎兵の如きは全國の徵兵區より徵集す。海軍の兵員は各師管より徵集す。

徵兵検査 徵兵事務(抽籤事務を除く)執行の爲毎年徵集區又は検査區毎に聯隊區徵兵署を、又抽籤事務執行の爲聯隊區整理徵兵署(六大都市及樺太に在りては聯隊區聯合整理徵兵署)を設く。聯隊區徵兵事務は毎年四月十六日より七月三十一日迄の間に行ふを例とする。

身體検査 聯隊區司令官監督の下に徵兵醫官資格等を決定す。其の判定及兵役の關係左の如し。

現役に適するものは甲、乙種とし

甲種 現役



**第一乙種 現役**  
**第二乙種 第一補充兵**  
**第三乙種 第二補充兵**

**丙種** 國民兵役に適するも現役に適せざる者は身長一・五〇米以上にて身體乙種に次ぐ者及身長一・四五米以上一・五〇米未滿者にて丁種及戊種に該當せざる者

**丁種** 兵役に適せざる者は身長一・四五米未滿及身體、精神に異常ある者

**戊種** 兵役の適否を判定し難き者  
 (疾病中又は病後其の他の事由に依り甲種又は乙種と判定し難きも翌年は甲種又は乙種に合格の見込ある者)

各徵募區に配賦したる現役兵及第一補充兵は甲種及乙種の者で身長一・六〇米以上の者より徵集す但し右の者で配賦人員を充足し能はざるときは各體格等位に付一様に遞次身長を繰下げ配賦

要員を充すことがある。  
**抽籤** 徵集の順序を定むる爲、兵種毎に體格等位に區分にして聯隊區徵兵署に於ける事務修了後八月三十一日迄に行ふ。

**検査地** 徵兵検査は検査を受くる者の本籍所在の徵募區に於て行はれる、但し他の徵募區に寄留する者は本人の願に依り其の地に於て身體検査を受くることを得。又船員に限り本人の願により寄留地以外の地にて。朝鮮、臺灣

在留者、關東州、滿洲國、支那、香港、澳門若くは沿海州其の他當該地域附近在留者中徵集を延期せられざる者は本人在留地附近の軍隊地方廳、領事館内又は各其の所在地に於て身體検査を受け得。

**徵集延期** 左の各號に該當するものは徵集を延期せられる。  
 一 學校に在學する者の徵集延期の期間左表の如し。

學校區分	一月二日より四月二日より一月一日迄の間の出生者	四月二日より一月一日迄の間の出生者
中學校 尋常科	年齢 二十一年迄	
高等學校 常科		年齢 二十二年迄
師範學校 高等科		年齢 二十二年迄
高等學校 高等科		年齢 二十二年迄
大學令に依る大學豫科		年齢 二十二年迄
臨時教員養成所		年齢 二十二年迄
青年學校教員養成所		年齢 二十二年迄
實業學校教員養成所		年齢 二十二年迄

**二** 徵兵検査の結果戊種と判定せられたる者、徵否を決定し得る迄毎年徵兵検査を受く。

**三** 徵兵検査を受くべき者刑法の適用を受けつつあるか或は之に類する場合、其の事由止む迄。

高等學校 專攻科 修業年限三年又は四年の專門學校	同	二十三年迄	二十四年迄
高等師範學校(專攻科を除く) 修業年限五年以上の專門學校 高等師範學校 專攻科 大學令に依る大學學部(醫學部を除く)	同	二十四年迄	二十五年迄
大學令に依る大學醫學部	同	二十五年迄	二十六年迄

**四** 徵兵検査を受けたる者現役兵として徵募せらるるときは家族が生活を爲すこと能はざる時、二年間。

**五** 徵兵適齡及其の前より帝國外の地に在る者(帝國外の地を往復する帝國船舶を含む)本人の願に依り事由

**止む迄。**  
**入營延期**  
 一 同一家族より二人以上現役兵として同時に在營する爲家事上支障あるときは、一人の在營間他の者の入營を延期することが出来る。  
 二 現役兵として入營すべき者、疾病其の他避くべからざる事故に因り入營し難きとき等には、三十一日以内(兵種により其の期間を別にす)入營を延期す。  
**現役兵補調** 現役兵に調員を生じた場合、入營期日迄に於ける調員及爾後二十一日間の調員に限り其の徵募區に於ける同兵種の補充兵を以て補充す。

徵兵適齡表 (自昭和十五年迄の分) 至昭和十六年迄の分)

年 度	滿二十歳となり徵兵に當る者	滿十七歳となり兵役を志願し得る者
昭和十六年	自大正九年十二月二日生 至同十年十二月二日生	自大正十二年十二月二日生 至同十三年十二月二日生
昭和十七年	自大正十年十二月二日生 至同十一年十二月二日生	自大正十三年十二月二日生 至同十四年十二月二日生











充員召集

召集準備 師團長(海軍に在りては鎮守府司令長官)は要員の配當其の他充員召集準備に關し、必要なる事項を定め聯隊區司令官(海軍に在りては海軍人事部長)に達し且所要の事項を地方長官及憲兵隊に通知す。聯隊區司令官は師團長の達に基き、充員召集名簿及同令狀を作り、之を警察署長又は市長に送附し爾後異動あれば訂正す。  
警察署長又は市長(六大都市は區長)

陸軍大臣↓師團長↓聯隊區司令官↓市長(六大都市は區長)↓應召員

召集事務所↓各隊に配當(應召員取扱委員)

海軍大臣↓海軍省人事局長↓士官↓鎮守府司令長官↓地方長官↓市長(六大都市は區長)↓應召員

應召員↓到著官廳

演習召集

演習召集 召集回数、標準年次及日数は左に示す外附表第一の通である、

充員召集名簿及同令狀を照校し(市長は更に在郷軍人名簿に照校し)動員區分(警察署長は更に町、村)毎に區分して保管し異動あれば訂正す。  
地方長官、憲兵隊長は警戒其の他必要の準備をなす。  
召集實施 充員召集は動員令(海軍に在りては充員)令により行はる。其の下達経路(對應召員の分)左の如し。

但し師團長特別の必要あるときは召集年次を適宜變更することがあるし、又必要に際しては臨時に演習召集を命ぜらるる等左表に依らざることがある、  
イ 將官、憲兵科又は軍樂部の將校、准士官、下士官、兵、技術に従事すべき將校、准士官、砲工兵技術准士官、下士官、各部將官、佐官、縫、裝工准士官並に現役を離るるとき其の服役したる年月を通算し十三年を超過する下士官の召集は行はず、之を召集する場合は陸軍大臣臨機に指示す。  
ロ 飛行機操縦術を修得したる豫備役又は後備役の將校(操縦候補生出身者にして少尉に任ぜらるるの資格を備ふるものを含む)准士官及下士官は豫備役(現役より直に後備役に入りたる者)にありては後備役)に入りたる年の翌年に召集し、爾後毎年之を召集す、其の召集回数は五回、召集日数は各回二十八日とす。但し年齢四十年に達する者に在つては其の

種	類	回数(役種ヲ通シ)		標準年次	日數
		第	第		
各兵科將校(幹部候補生出身者ヲ除ク)	豫備役	第 二 年	第 四 年	二 十 一 日	一の範圍内に於て適宜の年其の關きたる日數を召集することを得。
	後備役	第 三 年	第 五 年	三 十 五 日	
幹部候補生出身ノ將校	豫備役	第 二 年	第 四 年	二 十 八 日	一の範圍内に於て適宜の年其の關きたる日數を召集することを得。
	後備役	第 三 年	第 五 年	三 十 五 日	
各部將校(幹部候補生出身者ヲ除ク)	豫備役	第 二 年	第 四 年	二 十 一 日	一の範圍内に於て適宜の年其の關きたる日數を召集することを得。
	後備役	第 三 年	第 五 年	三 十 五 日	
各兵科准尉	豫備役	第 二 年	第 四 年	二 十 一 日	一の範圍内に於て適宜の年其の關きたる日數を召集することを得。
	後備役	第 三 年	第 五 年	三 十 五 日	
各兵科下士官(幹部候補生出身者ヲ除ク)	豫備役	第 二 年	第 四 年	二 十 一 日	一の範圍内に於て適宜の年其の關きたる日數を召集することを得。
	後備役	第 三 年	第 五 年	三 十 五 日	

附表第一

年及爾後之を召集せず。  
ハ 應召員にて疾病に依り召集を取消されたる者又は事故に依り期限内に

應召せざる爲召集を取消されたる者並に犯罪、疾病其の他の事故に依り召集に應ぜざる者に對しては附表第

一の範圍内に於て適宜の年其の關きたる日數を召集することを得。



幹部候補生出身ノ下士官 豫備役	豫備役	第 二 年	起算ス	三十五日
	後備役	第 五 年		二十八日
各部准士官下士官(幹部候補生出身者ヲ除ク)	豫備役	第 四 年	起算ス	二十一日
	後備役	第 二 年		十四日
各兵科兵(補充兵ヲ除ク)	回	第 四、第十年	徵集年ノ 翌年 ヨリ 起算ス	二十一日
	回	第 四 年		十四日
衛生部兵(補充兵ヲ除ク)	一回	第 十 年	起算ス	二十一日
	一回	第 四 年		二十一日
各兵補充兵(特務兵タル輜重兵ヲ除ク)	一回	第 六 年	起算ス	二十一日
	一回	第 四 年		二十一日
衛生部補充兵	一回	第 六 年	起算ス	二十一日

- 一、豫備役後備役ノ者ニシテ下士官ヨリ准士官ニ、准士官ヨリ尉官ニ任官又ハ進級シタル者ノ演習召集ハ任官年又ハ進級年ヲ第一年起算スルモノトス
- 二、幹部候補生出身者ニシテ一月ヨリ四月迄ノ間ニ於テ豫備役ニ入りタル者ニ在リテハ其ノ年ヲ第一年起算スルモノトス
- 三、歩兵科兵(下士官)ニシテ擔架術ヲ修得シタルモノニ在リテハ本表ニ依ラズ第三年(豫備役第二年)又ハ第九年(後備役第一年)ヲ標準年次トスルコトヲ得
- 四、豫備役、後備役兵ニシテ演習召集中下士官ニ任セラレタル者ノ召集回数ハ兵トシテノ召集回数ヲ通算スルモノトス
- 五、豫備役、後備役准士官下士官兵ニシテ將校勤務適任證書又ハ下士官適任證書ヲ有スル者ノ演習召集ハ現官等級相當ノ召集回数年次及日數ニ依ル
- 六、本表ノ外必要ナル演習等ノ爲召集シ又ハ本表日數ノ範圍内ニ於テ各年次ノ召集日數ヲ彼此融通スルコトアルヘシ
- 七、召集期間ハ時ヲ以テ計算ス

**召集免除者** 在郷軍人にして文官となり特別の職務を奉ずる者、市町村長助役、收入役其の他之に準ずべき職に在る者、帝國議會、府縣市町村會其の他之に準ずべきもの議員(但し其の議會開會中に限る)帝國外地(關東州及滿洲國を除く)に旅行又は居留する者及帝國外地を往復する帝國船舶の船員は演習召集を免除せられる。

**應召集中直系尊屬妻子の死去又は重態、同一戸籍内に在る者死亡し他に後始末する者なきとき、本人住家の火災流失又は倒壊其の他之に準ずる災害の爲及同一戸籍内に在る者重態にして本人に依るに非ざれば他に看護を爲す者なきため到着期日の延期を願ふことが出来る。**

**本籍地以外の駐隊區に寄留する者は願に依り寄留地師管内の軍隊にて演習召集を受けることが出来る。**

**海外居住者の召集** 在郷軍人(國民兵を除く)にして朝鮮臺灣關東州又は滿洲國に在留する者は其の地に於て充

員召集及演習召集を行ふことが出来る

**演習の爲召集すべき者にて所管區域内に召集する部隊なきものに對しては當分の内演習召集を行はない。又僻陬の地に居住するものに對しては演習召集を行はないことがある。**

**教育召集及歸休兵召集**

**教育召集**は第一補充兵にして歩兵、戰車兵、野(山)砲兵、野戰重砲兵、重砲兵、高射砲兵、氣球兵、工兵、鐵道兵、電信兵、輜重兵又は衛生兵中の人員を限り服役間一回(通常徵集年の翌年)九十日間之を召集するを謂ふのである。第一補充兵にて所要の人員に充たざるときは第二補充兵を充用す。

**歩兵にして青年學校若くは之と同等以上の課程に付陸軍大臣の定むる檢定に合格したる者又は成績特に優秀者は召集日數七十五日とす。**

**歸休兵召集**とは平時に於て在營兵の補闕其の他必要あるとき歸休兵を召集するを謂ふのである。

**教育召集及歸休兵召集に關する心得**は充員召集に關する心得に準ずるのである。但し應召集中事故に依り歸郷を命ぜられたる者又は召集解除を命ぜられたる者及事故の爲到着地に到ることの出來ぬ者に就いては演習召集の場合の手續に準ずるのである。

**簡閱點呼**

**簡閱點呼**とは豫備役、後備役の下士官兵、歸休兵及第一補充兵を參會せしめ其の一般の狀態特に軍人精神の保持及軍事思想普及の程度、健康狀態並に服役上の義務履行の確否等を査閱し所要の教訓を與へ在郷軍人に其の本分を全うせしむる如く指導するを謂ふのである。

**陸軍の點呼に參會すべき回数及年次**は別段の規定ある場合を除くの外は左の區分によるのである。

**豫備役後備役下士官(幹部候補生出身の者を除く)** 在りては任官年の翌年より起算し、又志願によらずして下



士官に任官したる者に在りては徵集年の翌年より起算して十二年に滿つる間通常一年置きに之を行ふ。

幹部候補生出身の下士官は徵集年の翌年より起算して十二年に滿つる間通常一年置きに之を行ふ。

未だ教育せざる補充兵（各兵科兵にして在隊三箇月に滿たずして現役より補充兵役に轉じたる者、教育召集應召者にして教育終了前召集を解除せられたる者及充員召集又は臨時召集應召者にして其の應召期間三箇月に滿たざる者を含む）に在りては其の服役間を通じ四回とし徵集年の翌年を第一年次とす。

未だ教育せざる補充兵（各兵科兵にして在隊三箇月に滿たずして現役より補充兵役に轉じたる者、教育召集應召者にして教育終了前召集を解除せられたる者及充員召集又は臨時召集應召者にして其の應召期間三箇月に滿たざる者を含む）に在りては其の服役間を通じ四回とし徵集年の翌年を第一年次とす。

陸軍現役將校補充系統

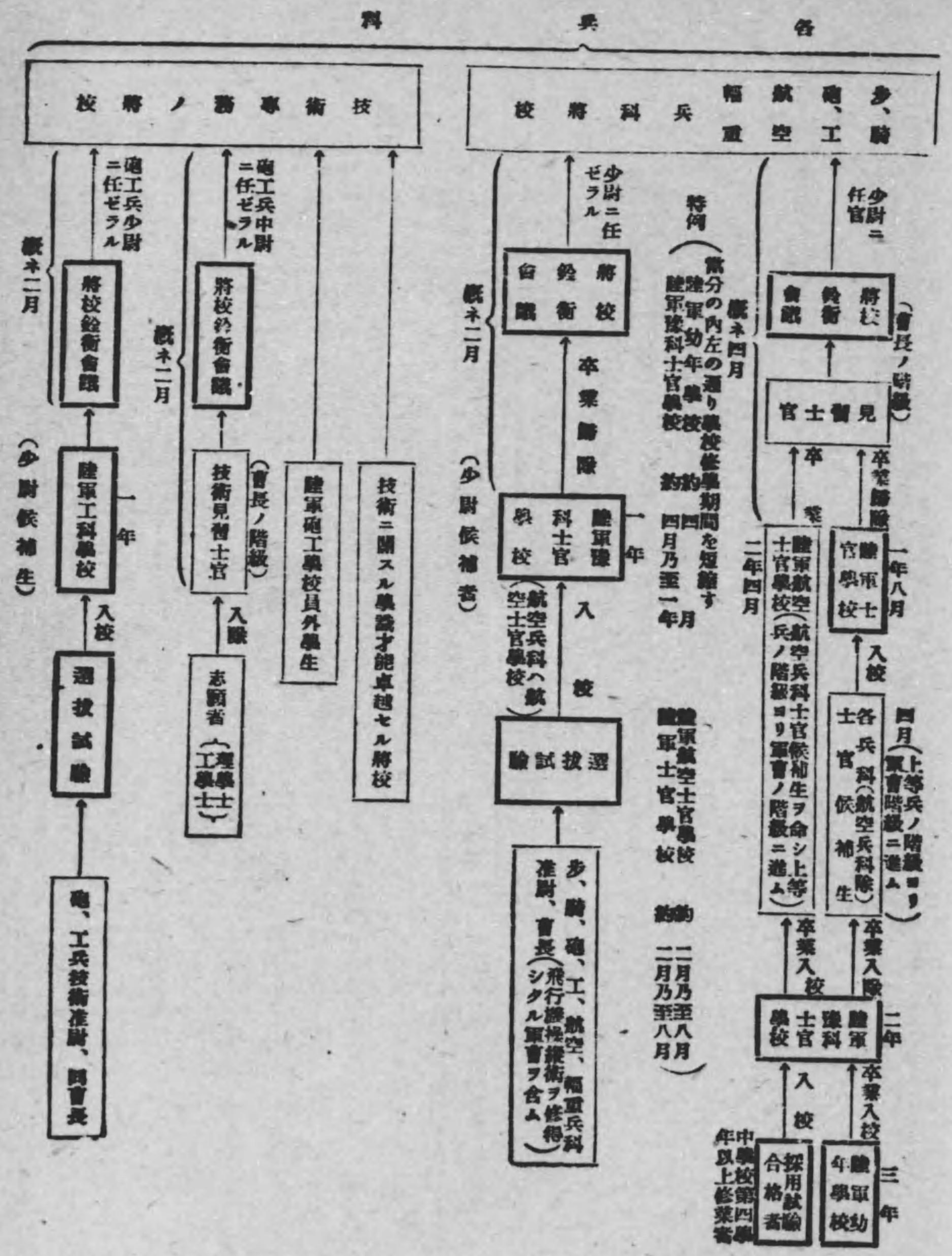


陸軍の補充

通常二年置きとす。未だ教育を受けざる補充兵にして前々項の補充兵と爲りたる者は參會したる回数を通算して五回とす。幹部候補生にして豫備役將校に任ぜられる資格を具へたる者は簡閱點呼に之を參會させることにはないのである。充員召集、臨時召集、又は歸休兵召集の解除（歸郷を含む）歸休、現役、又は就職満期等に依り陸軍軍隊官衙學校より歸郷したる者及演習召集に召集せらるべき者は其の年の簡閱點呼に參會しにものと看做されるのである。傷疾疾病其の他の事故に依つて點呼に參會しない者は規定回数範圍内適宜の年簡閱點呼に參會せしめ得るのである。海軍は毎年一回便宜の地に於て施行

補充

補充とは編成上の要員を充足するを謂ふ、従つて廣義に於ては一般の兵の徵集をも含むも通常狹義に於ては武官及特種の長期志願兵の平時及戰時要員を充足するを謂ふ、而して前者即ち徵集に依る兵員の強制補充は、法律の範圍にて兵役法に規定せられ、後者は其の性質を異にし志願に基くものなるを以て、勅令たる補充令を以て規定せられてゐる。









科下士官にして砲工兵、技術下士官に  
適する者。技術の素養を有する兵にし  
て工科學校にて二月以上學術を修得せ  
る者よりも採用す。

各部下士官 各部下士官候補者にし  
て一年以上在營し學校又は規定の部隊  
等で必要なる學術を修得せる者。下士  
官適任證書を有する上等兵にして退營  
後二年以内に現役を志願する者。及豫  
後備役下士官にして現役滿期後二年以  
内に現役を志願する者等を以て補充す

少尉候補者の資格 從來各兵科部の  
少尉候補者は年齢三十八年未滿の現役  
各兵科部の准尉、同曹長(下士官とし  
ての實役停年四年以上の者に限る)及  
飛行機操縦術を習得したる軍曹(實役  
停年二年以上の者に限る)中身強健、  
人格成績共に優秀で家庭良好なる者よ  
り選拔されたが之を改められ航空兵科  
少尉候補者は飛行機操縦術を習得した  
曹長、軍曹(實役停年三年以上の者)よ  
り選拔し、其の他の曹長は下士官とし  
ての實役停年四年以上の者より(准尉

及曹長の年齢前に同じ)選拔すること  
になつた。

軍樂部下士官は軍樂上等兵中軍樂部  
下士官を志願したる者にして一年以上  
在職し軍樂部下士官たるに適する者よ  
り任用す。

○ 豫備役將校の補充

豫備役將校は主として幹部候補生又  
は操縦候補生にして少尉任官の資格を  
有する者より任用す。

○ 幹部候補生

- 一、豫備役、後備役將校又は下士官た  
るの希望を有する者
- 二、兵として概ね四月以上在營(召集  
に依り部隊に在る場合も含む)した  
る者
- 三、人格、成績共に優秀且家庭良好に  
して陸軍大臣の定むる銓衡に合格せ  
る者
- 四、配屬將校を附したる學校(研究科、  
選科等の別科を除く)を卒業したる  
者、高等學校高等科又は大學令に依

る大學選科及陸軍大臣に於て高等學  
校高等科と同等以上と認むる學校の  
第一學年の課程を修了したる者にし  
て其の教練の檢定に合格したる者

度工業學校卒業生を以て、經理部候補  
生は商業學校、工業學校(建築、土木、  
應用化學、染色、紡績)又は農業學校  
(農産製造)卒業者を以て補充せられる  
ことがある。

禁錮以上の刑に處せられたる者又は  
破産の宣告を受け復権を得ざる者は資  
格を失ふ。

幹部候補生を希望するときは徴兵檢  
査の際次の書類を差出すべし。幹部候  
補生願書、幹部候補生志願者學歷一覽  
表、なほ學校卒業證書(學校卒業又は  
課程修了に關する學校長の證明書)を  
聯隊區司令官又は檢査員に提示しなけ  
ればならぬ。而して甲種及第一乙種に  
合格した者は檢査終了後一月以内に左  
の書類を本籍地聯隊區司令官に差出さ  
ねばならぬ。

學校卒業又は課程修了に關する當該  
學校長の證明書(前に出した)、學校教練合  
格證明書(最終學校)、原籍地市町村長  
の身分證明書。

技術及各部幹部候補生たる資格を有

する者は其の資格又は學科に關する當

該學校長の證明書。

(用紙美濃紙)

幹部候補生採用願  
幹部候補生=採用相成度候也  
年 月 日

本籍地 府縣郡市區町村字番地  
現住地 何々  
本人 氏 名

陸軍大臣 殿

資格

年 月 日生  
本人 氏 名

註 技術及各部幹部候補生の資格ある者は、様式中「資格」の下に其の  
具ふる資格に應じ技術、經理、技術及經理、軍醫、藥劑、獸醫の區  
分に從ひ之を記入すること

(用紙美濃紙)

幹部候補生志願者學歷一覽表

一何年何月何縣何市何小學校卒業	本籍地	府縣郡市區町村字番地
一何年何月何縣何中學校入學	現住地	何々
一何年何月同校卒業	本人	氏 名
一右學校卒業ノ際ノ教練檢定ニ合格		年 月 日生
一何年何月何高等學校入學		
一何年何月同校卒業		



- 一右學校卒業ノ際ノ教練檢定ニ不合格
- 一何年何月何大學何學部入學
- 一何年何月同校第二學年中途退學
- 一右學校中途退學ノ際ノ教練檢定ニ合格
- 右之通相違無之候也

註 一小學校卒業以後の學校の入退學卒業に關して記入する  
 二經理部幹部候補生の資格たる建築、土木、應用化學、染色、紡織、農藝化學又は農産製造に關する學科を修業した者は、其の旨學校の卒業又は中途退學の項の下に括弧を附して朱書する  
 三教練檢定の合否に關する事項は「朱書」する

(用紙適宜)

證明願

本籍地 府縣郡市區町村字番地  
 現住地 何々々  
 本人 氏 名

名

年月日

左記證明相成度願出候也

左記

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナシ
- 二 破産ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ

(何年何月何日破産ノ宣告ヲ受ケタルモ何年何月何日復讐セリ)

前記ノ通相違無キコトヲ證ス

何市町村長

氏

名(職名)

將校全部を以て組織する銓衡會議に於て可決せられ豫備役少尉に任官する。  
 航空兵科幹部候補生は採用後概ね一月の後航空關係の學校(技術に従事すべき職又は丁科學校)に入校し、甲種は約一年、乙種は約六月修業の後各隊に配屬せられる。

階級 幹部候補生は採用後直ちに一等兵の階級を與へられ、概ね二月の後上等兵の階級に、甲、乙種に區分後甲種幹部候補生は概ね一月の後伍長の階級に、爾後概ね三月の後軍曹の階級に、更に概ね九月の後曹長の階級に進み見習士官を命ぜられる。

乙種幹部候補生は上等兵の階級に在ること概ね五月にして伍長の階級に更に、概ね八月の後試験を行ひ、其の成績と平素勤務の成績とを参照して其の優秀なる者の約半數は軍曹の階級に進められる。

免除 幹部候補生にして軍紀を紊り、若くは賦々法則を犯し又は品行不正にして改悛の見込なき者、成績不良

又は疾病に因り修業の見込なき者等は之を免ぜらる。然る時は前の現役兵の身分となり一般兵として服役する。  
 變更 甲、乙種に區分したる後に於ても本人の成績を參酌し甲種を乙種に、乙種を甲種となすことがある。

○操縦候補生

操縦候補生は特に飛行機操縦の豫、後備役將校又は下士官を養成する制度で、大體に於て幹部候補生制度と同様であるが、其の異なる點は左の通りである。

- 一、志願者資格中幹部候補生資格の外に、派遣將校の行ふ飛行機操縦の檢定に合格した者又は飛行機操縦士免狀を有する者(年齢二十八年未満)
- 二、修學期間は入營期日より滿一年
- 三、入營後直ちに一等兵の階級、三月の後上等兵、爾後二月の後伍長、又二月の後軍曹、更に二月の後曹長の階級に進み見習士官を命ぜられ、航空兵科將校の勤務を習得する。其の末期にあたり、所屬隊將校を以て組

採用 入隊後概ね三月の後各部隊毎

に檢定委員の行ふ檢定試験合格者を採用し爾後概ね三月の後左の如く區分す  
 一、豫備役將校たるべき幹部候補生(甲種幹部候補生と稱す)  
 二、豫備役下士官たるべき幹部候補生(乙種幹部候補生と稱す)

幹部候補生の修業期間は入營期日より起算し現役第一次兵からの者は概ね二年とし(在營は一年)他の兵からの者は概ね一年八月である。甲種の者は豫備士官學校、戰車學校、騎兵學校、野戰砲兵學校、重砲兵學校、防空學校、工兵學校、通信學校、自動車學校又は習志野學校に於て十一月間に互り教育せられ、専ら將校たるの徳操を涵養し且野戰小隊長たるの指揮能力を附與せられ(各部の者は別に十一月間教育)乙種の者は隊に在つて下士官としての技能向上を圖るのである。

甲種の者は學校卒業歸隊後は見習士官を命ぜられ將校の勤務を習得する事三、四月の後(修業期間の最後)所屬隊

職する將校銓衡會議に於て可決せられて始めて少尉任官の資格を與へられる。

四、入營後概ね一月の後熊谷飛行學校に入校を命ぜられ、概ね六月間教育を受けることとなる。

○豫備役下士官の補充

豫備役下士官は乙種幹部候補生にして其の修業を了りし者。甲種幹部候補生又は操縦候補生にして銓衡會議にて可決せられざる者の中下士官たるに適すると認めたる者。下士官適任證書を有する者。派遣將校の行ふ飛行機操縦の檢査に合格し又は飛行機操縦士免狀を有する年齢二十五年未満の者で、豫備役及後備役の航空兵科下士官を志願し下士官に適する者。豫備役上等兵にて平時部隊に於て勤務し其の成績優秀なる者。銓衡會議に於て可決せられた甲種幹部候補生又は操縦候補生にして豫備役將校に任ぜざりし者の中下士官たるに適すと認めたる者より採用。戰時、事變の特別補充 戰時、事變